

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



インド

出身国情報(COI) レポート

出身国情報サービス

2012 年 3 月 30 日

目次

序文

最新ニュース

2012年3月17日から3月30日までのインドの出来事

更なる情報を得る場合の情報源

2012年3月17日から3月30日までに発行又は検索されたインドに関するレポート

基本情報

パラグラフ

1. 地理	1. 01
国民の休日	1. 10
地図	1. 12
2. 経済	2. 01
3. 歴史	3. 01
ムンバイ市で発生したテロ攻撃、2008年11月	3. 03
総選挙2009年4月～5月	3. 08
ナクサライト(毛沢東主義派)反政府勢力	3. 15
4. 最近の展開	4. 01
2010年6月から2012年3月16日までの大きな出来事の概要	4. 01
5. 憲法	5. 01
6. 政治体制	6. 01

人 権

7. 序論	7. 01
国連条約	7. 07
8. 国内の治安状況	8. 01
ナクサライト(毛沢東主義派)による暴力	8. 04
イスラム教テロリストによる攻撃	8. 07
ジャンム・カシミール州	8. 08
北東部州	8. 11
ヒンドゥー・ナショナリズム過激派グループ	8. 14
9. 治安部隊	9. 01
警察	9. 01
内務省に所属する準軍事部隊と中央警察組織	9. 13
中央予備警察隊(CRPF)	9. 14
国家捜査局(NIA)	9. 16
国軍	9. 17
防衛省に所属する準軍事部隊	9. 19
その他の部隊	9. 20
治安部隊による人権侵害	9. 22
超法規的処刑	9. 25
恣意的逮捕と拘禁	9. 28
拷問	9. 34
内戦地域での過剰な武力行使とその他の虐待	9. 42

苦情申立て方法	9. 45
国家・州の人権擁護委員会	9. 48
法廷	9. 52
警察署への不満	9. 54
10. 兵役	10. 01
無許可離隊と脱走	10. 03
軍法会議と軍事廷	10. 07
11. 非政府武装集団	11. 01
武装集団の概要	11. 01
ナクサライト(毛沢東主義派)	11. 02
ジャンム・カシミール州	11. 09
北東部州	11. 12
イスラム教徒	11. 14
インディアン・ムジャヒディン(IM)	11. 16
ラシュカレ・タイバ(LeT)	11. 17
12. 司法	12. 01
組織	12. 01
最高裁判所	12. 02
高等裁判所	12. 03
即決裁判所	12. 05
ロク・アダラト(国民の調停所)	12. 06
司法の独立	12. 09
司法の腐敗	12. 13
未処理事件	12. 16
公正な裁判	12. 20
法律扶助の提供	12. 23
刑法	12. 27
刑事訴訟法	12. 30
13. 逮捕と拘禁 — 法的権利	13. 01
一般規定	13. 01
治安法	13. 03
軍特別権限法 (AFSPA)	13. 03
国家安全保障法 (NSA)	13. 07
非合法活動防止法 (UAPA)	13. 11
ジャンム・カシミール州: 治安法	13. 15
ジャンム・カシミール州の軍特別権限法	13. 15
公安法 (PSA)	13. 16
その他の州の治安法	13. 18
14. 刑務所の状況	14. 01
15. 死刑	15. 01
16. 政治的所属	16. 01
政治的発言の自由	16. 01
結社と集会の自由	16. 02
野党と政治活動	16. 04
17. 言論とメディアの自由	17. 01

ジャーナリストの扱い	17. 09
18. 人権機関、人権組織及び人権活動家	18. 01
国家及び州の人権委員会	18. 01
人権擁護NGOと人権活動家	18. 06
19. 汚職	19. 01
20. 信教の自由	20. 01
概要	20. 01
宗教的動機に基づく暴力とコミュニティ間の緊張	20. 08
ジャンム・カシミール州	20. 12
テロ組織による攻撃	20. 15
2002年にグジャラート州で発生した暴動(最新版)	20. 17
1992年にウッタル・プラデーシュ州Ayodhyaで発生したBabri Masjidモスク破壊事件(最新版)	20. 23
ヒンドゥー教過激派グループによる事件	20. 26
異宗教間の婚姻	20. 28
改宗	20. 30
イスラム教徒	20. 34
キリスト教徒	20. 42
シク教徒	20. 49
シク教と歴史的背景	20. 49
パンジャブ州の過激派集団	20. 55
人権問題の懸念事項	20. 61
1984年から1994年に起こった治安部隊による人権侵害の起訴	20. 64
仏教とジャイナ教	20. 67
21. 「指定」カースト及び部族	21. 01
背景	
カースト制度：ダリット	21. 01
部族民 (Adivasi)	21. 06
憲法及び法律上の措置	21. 09
22. レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダー(LGBT)の人々	22. 01
法的権利	22. 01
社会と政府の態度	22. 06
トランスジェンダー・コミュニティ	22. 13
LGBTコミュニティ支援組織	22. 21
23. 障害者	23. 01
24. 女性	24. 01
概要	24. 01
社会経済指標	24. 10
法的権利	24. 11
政治的権利	24. 13
女性政治家	24. 13
社会・経済的権利	24. 15
職場における女性の地位	24. 15
性の不均衡 - 女兒墮胎(女兒の選択中絶)	24. 17
婚姻と離婚	24. 23

持参金.....	24. 26
女性に対する暴力	24. 30
家庭内暴力	24. 32
強姦	24. 37
「名誉」殺人	24. 42
その他の形態の暴力及び嫌がらせ	24. 45
警察の保護	24. 48
女性支援組織	24. 50
女性の健康.....	24. 57
産前と産後のケア、妊産婦死亡率	24. 57
生殖に関する権利	24. 62
25. 児童	25. 01
概要	25. 01
最低年齢に関する国の法律と政策	25. 04
立法及び政府の政策	25. 05
幼児婚.....	25. 09
児童に対する暴力	25. 12
児童労働	25. 16
教育	25. 21
「教育権利法(RTE)」	25. 24
保育及び保護	25. 25
児童擁護設.....	25. 26
健康問題	25. 31
26. 人身売買	26. 01
27. 医療問題	27. 01
治療及び薬品の利用可能性に関する概要	27. 01
HIV/エイズ-抗レトロウィルス治療	27. 04
腎臓透析	27. 08
豚インフルエンザ	27. 09
精神衛生	27. 10
28. 食品の安全性.....	28. 01
29. 移動の自由.....	29. 01
固有識別番号(UID)プロジェクト	29. 03
30. 国内避難民(IDP)	30. 01
31. インドにおける外国人難民	31. 01
32. 市民権と国籍.....	32. 01
33. 偽装または不正により取得した公文書.....	33. 01
34. 出国及び帰国.....	34. 01
35. 就職する権利.....	35. 01
36. 土地の取得.....	36. 01

付録

付録A - 主要な出来事の年譜

付録B - 政党

付録C - (インド政府により) 非合法化されたテロリスト/反政府勢力

- 付録D - その他の組織/反政府勢力/過激派集団
- 付録E - 政界重要人物
- 付録F - 略語リスト
- 付録G - 参照研究資料

序文

- i この出身国別情報(COI)レポートは、英国国境庁(UKBA)COIサービス局が、難民・人権保護認定プロセスに携わる職員のために作成したものである。本レポートは、英国で最も多く提起される難民・人権保護の主張に関する一般的背景を示している。レポートの主要部分は、2012年3月16日までに得られた情報を含んでいる。「最新ニュース」のセクションには、2012年3月17日から同年3月30日までの出来事に関する情報が簡潔にまとめられている。このレポートは2012年4月17日付で公表された。
- ii このレポートは、幅広い公認外部情報源より得られた資料を総括したものであり、UKBAの見解、政策は一切含まれていない。レポートに含まれる全情報は、本文全体にわたって、最初の情報源の出展資料に帰属し、難民・人権保護の認定プロセスに関わる職員が利用できるようになっている。
- iii このレポートは、難民・人権の適用において提起される主要な問題に焦点を絞り、出典資料から抽出した情報をまとめたものである。難民・人権申請で比較的稀な主題を扱うセクションでは、ウェブ上のリンクのみが示してある場合もある。このレポートは、詳細で包括的な調査結果を示すことを意図したものではない。詳細な説明が必要な場合は、出典資料を直接参照されたい。
- iv このレポートの構成と形式は、UKBAの意思決定者が普段使う方法に合わせ、発表する職員が、具体的な問題に関する情報に迅速に電子検索でき、コンテンツページを使用して、求める主題を直接参照することができるようになっている。主要な問題は、専門のセクションにおいて、ある程度深く掘り下げてあるが、他のセクションで簡潔に触れられていることもある。従って、レポートの構成上、重複する箇所もある。
- v このレポートに含まれている情報は、出典資料から抽出したものに限られる。主題の全側面を網羅するよう努力したが、必ずしも関連情報が得られるというものでもない。このため、このレポートに含まれる情報が、実際に述べているもの以上のことを示唆すると考えないことが重要である。例えば、ある法律が可決されたと記されていても、その法律が発効されたと記されていない限り、発効されたと考えるべきではない。同様に、ある出来事、ある行動に関する情報が記されていない場合でも、その出来事、行動が起こらなかったことにはならない。
- vi 上述のとおり、このレポートは、いくつかの情報源より抽出した情報をまとめたものである。情報の統合に当たり、出典資料間の不一致を解消する努力は全く行っていない。但し、バランスのとれた像を提供するため、COIサービス局は不一致点を集め、幅広い情報源を示すことを目指す。例えば、出典資料により、個人、地名、政党等の名称の表記、綴りが異なっている場合がある。このレポートでは、綴りの統一は行わず、出典資料のとおり表記している。同様に、出典資料により、数値が異なる場合があるが、このレポートでは出典資料のとおり記載している。この文書に出てくる「sic」という用語は、引用文献における綴りの誤り、又はタイプミスを示すためのみに使用されており、資料の内容について、何らかの見解を示すものではない。

- vii このレポートは、基本的に、過去2年間に発行された出典資料に基づいている。しかし、最近の資料に無い関連情報を含むという理由で、それ以前の資料の情報が含まれていることもある。全ての出典資料には、このレポートが発行された時点で適切と考えられる情報が含まれている。
- viii このレポートと、添付された出典資料は、公開文書である。全てのレポートはUKBA ウェブサイトで公開されており、このレポートの出典資料の大部分も公開されている。このレポートで提示した出典資料が電子ファイルとして入手可能な場合、該当するリンク先のアドレスが、検索した日付と共に示してある。政府機関が発行した文書、購読予約の文書等、入手しにくい出典資料は、COIサービス局に請求すれば、コピーを入手できる。
- ix レポートは、難民受け入れ数の最も多い20か国について、定期的に発行されている。この20か国以外の国に関するレポートは、運用上の特別な必要があれば発行される。UKBAの職員は、情報請求サービスを用いて、いつでも具体的な問い合わせができる。
- x このレポート作成に当たり、COIサービス局は、出典資料より情報を抽出し、正確で最新かつバランスのとれた公平な資料を提供するよう努力した。このレポートに関する意見、追加資料に関する提案は歓迎である。下記COIサービス局宛てお送り頂きたい。

Country of Origin Information Service

UK Border Agency

St. Anne House

20-26 Wellesley Road

Croydon, CR0 9XB

United Kingdom

Eメール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

URL: <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/>

国家情報に関する独立諮問グループ

- xi 国別情報独立諮問機関(IAGCI)は、UKBAの出身国情報資料の内容について英国国境庁の独立主任調査官に提言することを目的として、同調査官により、2009年3月に設立された。IAGCIは、UKBAのCOIレポート、その他のCOI資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCIの活動に関する情報は、同調査官のウェブサイト (<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>) に公開されている。
- xii IAGCIは、UKBAのCOI文書を選んで内容を検証し、これらの文書に特化した提案、又はより一般的な提案を行う。IAGCI、又は国別情報独立諮問会議(2003年9月から2008年10月までの期間、UKBAのCOI資料を監視していた独立機関)が検証したレポートの一覧は、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/> で公開している。

- xiii 特記：UKBAの資料又は手続を擁護することがIAGCIの職務ではない。IAGCIが検証した資料の一部は、ノンサスペンシブアピール(NSA)リストに指定されている国、又は指定が提案されている国に関連するものである。かかる場合、同団体の職務は、ある特定の国をNSAに指定するという決定、又は提案、もしくはNSAのプロセスに対する支持を示唆していると解釈すべきではない。IAGCIの連絡先は以下のとおりである。

Independent Advisory Group on Country Information
Independent Chief Inspector of the UK Border Agency
5th Floor, Globe House
89 Eccleston Square
London, SW1V 1PN

Eメール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

URL: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

目次に戻る

最新ニュース

2012年3月17日から同年3月30日までのインドの出来事

この最新ニュースのセクションでは、2012年3月17日以降に起こった大きな出来事を取り上げている(全ての出来事を網羅している訳ではない)。更なる情報は、下記のリストに挙げた有効な情報源から得られる可能性がある。

3月27日 インド西部のマハーラーシュトラ州で地雷が爆発し、少なくとも15名の警察官が死亡した。当局は、反政府勢力毛沢東主義派「ナクサライト」による犯行と見ている。

BBC News:

2012年3月27日 インドの「毛沢東主義派」による爆発があり警官15名が死亡

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-india-17521372>

2012年3月28日に検索

3月23日 インドで豚インフルエンザが流行。3月23日の報告によると、同月初めから12人が豚インフルエンザで死亡した。

BBC News:

2012年3月23日 インドの豚インフルエンザ流行により12人が死亡

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-india-17484793>

2012年3月23日に検索

更なる情報を得る場合の情報源

下記に、このレポートで提供されている情報を補足するため、更なる最新情報を得たい場合に役立つ出典資料のリストを、ウェブ上のリンクと共に記してある。このレポートで使った出典資料の完全なリストは、「付属資料G – 出典資料へのレファレンス」に記載されている。

The Hindu (archives) <http://www.hindu.com/thehindu/archives.htm>

The Times of India <http://www.timesofindia.com>

Hindustan Times <http://www.hindustantimes.com/>

BBC News http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/default.stm

ReliefWeb: <http://www.reliefweb.int/rw/dbc.nsf/doc104?OpneForm&rc=3&cc=ind>

South Asia Terrorism Portal

<http://www.satp.org/satportgtp/countries/india/timeline/index.html>

2012年3月17日から3月30日までに発行、又は検索されたインドに関するレポート

米国国際宗教自由委員会

2012年3月付Annual Report 2012(2011年4月1日～2012年2月29日の出来事を網羅)

[http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012\(2\).pdf](http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012(2).pdf)

検索日2012年3月22日

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

基本情報

1. 地理

- 1.01 インド共和国の総面積は、インドとパキスタンとの間で分割されたジャンム・カシミール州全体を含め、3,287,263平方キロメートルである (Europa World Online)。
[1] (Area and Population) 国境は、それぞれバングラデシュと4,053km、ブータンと605km、ビルマと1,463km、中国(チベット)と3,380km、ネパールと1,690km、パキスタンと2,912kmを接している。(CIA World Factbook) [35a]
- 1.02 2011年3月に公表された2011年国勢調査による暫定データによると、インドの人口は、2001年から1億8,000万人(17.6%)増え、12億を少し超えた(1,210,193,422人)ところである。これは、インドの人口増加率がわずかに減少したことを示している。インドの面積は全世界の2.4%を占めるが、人口は世界総人口の17.5%を占めている。[33a]
- 1.03 Economist Intelligence Unit(EIU)は、2008年6月10日付のレポートIndia Country Profile 2008の中で、次のように記している。「インドは、アジアの他の開発途上国に比べ、都市化が遅れている。．．．しかし、地方から都市部への移住率は上昇している。2001年時点で、都市部の人口は全体の28%を占め、1990年代半ばの25%強を上回っており、2025年頃には36%に達する見込みである。[16b] (p11-12) 2012年3月に検索した国連人口基金(UNFPA)のウェブサイトによると、「総人口のおよそ3分の2が沿岸の州と、Gangetic平野に沿った地域に集中している。．．．インドの4分の3近くの．．．人が、600,000ほどの村に住んでいるが、これらの村の半分は、人口1,000人未満の小さな村である。」[10b]
- 1.04 首都はニュー・デリー(2001年の国勢調査で人口1,280万人)である。その他の主要都市は、旧ボンベイのムンバイ(1,640万人)、旧CalcuttaのKolkata(人口1,320万人)、旧MadrasのChennai(640万人)、Bengaluru又はBengalooruとしても知られるBangalore(570万人)、ハイデラバード(550万人)、Ahmedabad(500万人)、及びPune(400万人)である。(2011年11月8日付USSD Background Note) [2a]
- 1.05 インドには28の州と7つの連邦政府直轄地がある。州には、アンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州、アルナーチャル・プラデーシュ(Arunachal Pradesh)州、アッサム(Assam)州、ビハール(Bihar)州、チャッティースガル(Chhattisgarh)州、ゴア(Goa)州、グジャラート(Gujarat)州、ハリヤーナー(Haryana)州、ヒマーチャル・プラデーシュ(Himachal Pradesh)州、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州、ジャールカンド(Jharkhand)州、カルナータカ(Karnataka)州、ケーララ(Kerala)州、マディヤ・プラデーシュ(Madhya Pradesh)州、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州、マニプル(Manipur)州、メガラヤ(Meghalaya)州、ミゾラム(Mizoram)州、ナガランド(Nagaland)州、オリッサ(Orissa)州、パンジャブ(Punjab)州、ラージャスターン(Rajasthan)州、シッキム(Sikkim)州、タミル・ナードゥ(Tamil Nadu)州、トリプーラ(Tripura)州、ウッタル・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州、ウッタラーカンド(Uttaranchal)州、及び西ベンガル(West Bengal)州がある。(インド政府のウェブサイト、日付記載無し) [24a] 連邦政府直轄地には、デリー、アンダマン・ニコバル諸

島、チャンディーガル、ダードラー・ナガル・ハヴェーリー、ダマン・ディーウ、ラクシャディープ、及びポンディシェリがある。(インド政府、州と連邦政府直轄地、日付記載無し) [24e]

1. 06 インド国民は非常に多様であり、言語、宗教、カースト及び階級で区別されている。(EIU Country Profile 2008)。[16b] (p12) [110] (p377) EIU Country Profileによると、「ヒンディー語が公用語で、人口の30%を占める第1言語である。他にも14の公用語がある。これらは、ベンガル語、テルグ語、マラーティー語、タミル語、ウルドゥー語、グジャラート語、マラヤーラム語、カンナダ語、オリヤー語、パンジャビ語、アッサム語、カシミール語、シンディー語、及びサンスクリット語である。英語は実業界で、又は第2言語として広く使われている。[16b] (p2) 憲法第348条は、最高裁判所及び高等裁判所の法的手続の全て、並びに議会の法案及び法令は英語表記によると規定している。[24c] 識字率については、2011年の国勢調査では、15歳以上の国民の74%(男性の82%、女性の65%)が識字能力を持つことが判明している。[33d] 1947年の独立時における成人識字率はわずか18%であった。(World Police Encyclopedia) [110] (p377)
1. 07 2001年の国勢調査では、宗教的帰属も明らかにしている。人口の80.5%がヒンドゥー教徒、13.4%がイスラム教徒、2.3%がキリスト教徒、1.9%がシク教徒である。残りの1.9%は、「不明」又は「その他」となっている。2000年の民族分布調査では、人口の72%がインド・アーリア族、25%がドラヴィダ族、3%がモンゴロイド族又はその他となっている。(2012年3月6日付CIA World Factbook) [35a]
1. 08 インドの主な鉱物資源は、石炭、鉄鉱石、及びボーキサイトである。石油とガスは大部分を輸入に頼っている。石炭が主な燃料源である。2007年時点で、発電の62%が石炭火力発電所によるものであった。(EIU Country Profile 2008) [16b] (p13, 16)
1. 09 EIU Country Profile 2008は、次のように記している。「灌漑地は、農耕地の3分の1未満であり、農業生産高は毎年のモンスーンにより大きく異なる。．．．モンスーンは、通常6月から9月中旬までの3か月間にインドの年間降雨量の80%をもたらす。第2の北東モンスーンは、10月中旬から12月にかけて、第1のモンスーンより少ない降雨量をインド南部にもたらす。」[16b] (p20-21) 2009年、モンスーンはインドに過去40年で最低の降雨量をもたらし、主要食料価格が高騰した。(2009年11月付 EIU Country Report) [16a] (p16)

国民の休日

1. 10 2012年時点のインドの国民の休日を以下に示す。他にも、特定の地域、州で祝う祝日、祭日がある。
 - 1月26日 共和国記念日
 - 2月 4日 Milad-Un-Nabi(預言者誕生日)
 - 2月19日 Mahashivratri
 - 4月 4日 Mahavir Jayanthi (Jan)
 - 4月 6日 聖金曜日

4月 9日 イースターマンデー
 5月28日 Buddha Purnima
 8月10日 Janmashtami
 8月15日 独立記念日
 8月19～20日* Id ul Fitr (ラマダン明け)
 10月 2日 マハトマ・ガンディー誕生日
 10月24日* Dussehra (Vijaya Dashami)
 10月25日 Idu' l Zuha/Bakrid (謝肉祭)
 11月 2日 グル・ナーナク誕生日
 11月13日 Deepavali又はDiwali(光の祭典)
 11月15日 Muharram(イスラム教新年)
 12月25日 クリスマス
 12月26日 ボクシングデー

*日付は確認を要する (iExplore、2012年2月27日検索)[125]

1. 11 上記日付は、インド政府が制定した祝祭日で、全国的に官公庁が閉庁となる。世俗的な祝日である共和国記念日、独立記念日、及びマハトマ・ガンディー誕生日だけが全国的に共通である。その他の祝日は、地域ごとに異なる傾向がある。更に、特定の州で休日になる祭や縁日が数多くあるが、日程は毎年異なる場合がある。(iExploreウェブサイト、2012年2月27日検索)[125] 2009年7月1日から2010年6月30日の出来事をまとめた米国国務省のInternational Religious Freedom Report 2010は、次のように記している。「政府は次の宗教上の祝日を国民の祝日として制定している：聖金曜日とクリスマス(キリスト教徒)、2つのイード(イスラム教徒)、仏陀誕生日(仏教徒)、グル・ナーナク誕生日(シク教徒)、Dussehra、Diwali、及びHoli(仏教徒)、及び、Mahavir誕生日(ジャイナ教徒)」[2b](セクションII)

地図

1.12 南アジア

SOUTH ASIA



Map No. 4140 Rev. 2 UNITED NATIONS
January 2004

Department of Peacekeeping Operations
Cartographic Section

出典：国連平和維持活動、Cartographic Section

<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/seasia.pdf> [6c]

1.13 インドの州と連邦政府管轄地(地名の下の数字は2011年国勢調査による暫定人口)



出典：インド国勢調査ウェブサイト：

http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/data_files/india/Final%20PPT%202011_chapter3.pdf [33b]

(注記：上記地図中の人口におけるカンマの位置はインド式数字表記による。)

1.14 Maps ofIndia.com(<http://www.mapsofindia.com/maps/india-political-map.htm>)のウェブ
サイトにはインドのインタラクティブマップが掲載されている。[63]

目次に戻る
資料目録に進む

2. 經濟

2.01 2012年3月6日更新のCIA World Factbookには、次のように記されている。

「インドは自由市場国として発展しているが、過去の国家政策の名残がまだ見られる。産業の規制緩和、国営企業の民営化、外国との貿易や投資に対する規制緩和をはじめとする経済の自由化が1990年代に始まり、国の成長を促進した結果、1997年以降、毎年平均7%の経済成長率を記録している。インドの多彩な産業には、農村

部の伝統的な農業、近代農業、手工芸、幅広い近代産業、及び広範なサービスがある。労働人口の半分強が農業に従事しているが、経済成長の要はサービス業であり、労働人口のわずか3分の1でインドの生産高の半分以上を担っている。インドは英語堪能な高学歴人口を活かし、情報技術サービスやソフトウェア開発者の主要輩出国となっている。2010年、インド経済は、世界的経済危機から完全に回復した。これは主に国内需要が高まったことに由来し、前年度比実質経済成長率が8%を上回った。しかし、2011年のインドの経済成長は、インフレと高金利が続いたこと、経済改革が進まなかったことにより、緩慢になった。．．．インドには、まだ対応が完全ではない長期目標が数多くある。その中には、貧困の蔓延、物理的・社会的インフラの不足、農業以外の職業への雇用機会の不足、良質な基本教育・高等教育を受ける機会の不足、及び地方から都市部へ移住する人々の住居問題がある。[35a]

- 2.02 Economist Intelligence Unit (EIU) は、2012年3月のIndia Country Reportの中で、経済成長が減速したことを報じた。2011/2012年度のGDP実質成長率を7.2%と推定し、更に2012/2013年度の成長率を6.9%と予想し、これは2010/2011年度の8.8%からの減少としている。[16e] (p7) 2011年7月のインドの国民1人当たりGDP(購買力平価に基づく)推定値は3,700米ドルである。これに対し、中国は8,400米ドル、パキスタン は2,800米ドル、イギリスは35,900米ドルであった。(CIA World Factbook、2012年3月6日)「35a」
- 2.03 Amnesty Internationalは、2011年5月13日発行のAnnual Report 2011の中で、次のように記している。「インドの急速な経済成長は、主要都市とその郊外に限られる。地方の大部分は、農業危機と、貧困層の人々が食料を手に入れることが困難になっていることにより、貧困に喘いでいる。」[3e] 2011年11月更新のUSSD Background Note for Indiaによると、7億人のインド人が1日当たり2米ドル又はそれ以下の生活費で暮らしているという。[2a]
- 2.04 EIUの2008 Country Profile for Indiaは、次のようにコメントしている。「インド経済は、中産階級の中でも最も優秀な人材を雇用する最先端で世界的競争力を持つ知識主導型のサービス部門と、膨大な数の低学歴労働者の大多数を雇用する不規則で主に天水に依存する農業部門の二層構造で成り立っている。」[16b] (p17) 同レポートは次のように記している。農業部門には、全国の約60%の労働人口が従事しているが、GDPの5分の1以下を担っているに過ぎない(p20)．．．サービス部門が経済成長の主な原動力であり、経済の最大(2007/2008年度のGDPの60%超)かつ最も優れた構成要素である。情報技術(IT)産業のGDPへの貢献率は1988/99年度の1.2%から2007/08年度の5.2%に上昇した。」(p17, 22) 工業部門(製造部門を含む)はGDPの20%と比較的低いものの、急速に成長している。将来、毎年1,000万人が労働人口に参入すると予測される中、これだけの人数を吸収する雇用創出が可能なのは、工業部門だけであると政府は見ている。[16b] (p21)
- 2.05 2011年2月13日、BBC Newsは、食料品の価格高騰が危機的レベルに達したと報じた。2010年12月時点の食料品の価格は、前年度に比べて18%以上も上昇し、膨大な数の人々の日々の暮らしに影響を与えた。同状況を改善するため、政府は、食料品の輸出禁止や輸入関税の引き下げ等の政策を打ち出した。[32bq] 2009年11月、EIUは次のように指摘した。「．．．政府の直近の課題は、過去40年間で最悪のモンスーン

の影響で高騰する食料品の価格を抑えることである。価格の高騰により、何百人もの人々の購買力が弱まり始めている。」[16a] (p4) 2012年3月のEIU Country Reportは、年間消費者物価高騰率は緩やかになり、2012年1月には6.6%であったことを報じた。[16e] (p8)

消費者物価の高騰が子供の栄養状態に与える影響については、セクション25: 児童－健康問題を参照されたい。

- 2.06 Economist Intelligence Unitは、2011年度における(正式な)失業率を平均9.8%と推定している。(2012年3月India Country Report) [16e] (p10) 2009年、国際労働機関(ILO)は15歳から29歳までのグループ、中でも都市部に住む若い女性の失業率が高いことを指摘した。2009年の経済成長の減速は、更なる大規模な失業に繋がっている。ILOはまた、インド経済は過去25年間に目を見張るほどの成長を見せたが、効果的な雇用促進に繋がっておらず、人口の大部分の所得増加を通じて消費者需要を促進することも叶わなかったことを指摘した。レポートによると、政府による雇用創出や職業訓練プログラムは、包括的かつ一貫した方法で実施されなかった。[109] Labour Bureauの調査によると、定期的な給料、又は賃金を受け取っているのは、インドの人口のわずか17%に過ぎない。労働人口の70%以上が臨時労働者として、自営をして働いている。(BBC News、2010年11月11日) [32bp]

- 2.07 2011/12年度の国家予算案が2011年3月に可決された。Economist Intelligence Unitは次のように報じている。

「政府の支出計画は、農業部門への支援、インフラへの投資拡大及びインフレの影響を緩和する手段の実施の3つの柱から成る。政府が保健、教育、及び地方のインフラ整備に対する投資を大幅に増やすことを発表したため、公共支出は急速に増大すると見られる。」(2011年8月India Country Report) [16d] (p6-7)

- 2.08 通貨: 1ルピー(Rs又はINR) = 100パイサである。(EIU、2009年11月) [16a] 2012年3月8日の為替レートは1英ポンド73.3インドルピー(INR)であった。(xe.com) [106a] これに対し、2007年3月8日の為替レートは1英ポンド85.2ルピーであった。この5年間でルピーが英ポンドに対して強くなった。(xe.com) [106b]

目次に戻る
資料目録に進む

3. 歴史

- 3.01 インドの歴史は長く、膨大で、多様な文化が混在している。本レポートでは、インドがイギリスの植民地支配から独立した1947年からの歴史を記載している。
- 3.02 2011年11月8日に更新された米国国務省のBackground Note: Indiaには、インドの歴史が簡潔にまとめられている。1947年以降の歴史は、次のように記されている。

「1947年8月15日、インドはジャワハルラル・ネルーを首相とする英連邦自治領にな

った。ヒンドゥー教徒及びイスラム教徒との間の政治的緊張に加え、植民地における戦略的考慮により、イギリスは英領インドを2つの州に分割した。即ち、ヒンドゥー教徒が大多数を占めるインド、及びイスラム教徒が大多数を占めるパキスタンである。パキスタンは、更に東と西(現在のバングラデシュとパキスタン)の両『翼』に分けられた。インドは共和国になったが、1950年1月26日に憲法を公布した後、英連邦に所属し続けることを選んだ。」

「独立以降、モハンダス・ガンジーとジャワハルラル・ネルーを中心とする政党の Indian National Congress(インド国民会議派)が、1960年代初頭、1970年代、1980年代の短い期間と、1966年の短い期間を除き、インドを支配した。ネルーを初代首相とし、次にその娘(インディラ・ガンジー)、続いて孫(ラジブ・ガンジー)が首相を務めた。1998年から2004年の間は、Bharatiya Janata(インド人民党)の連立政府が支配した。」

「ネルー首相は1964年5月に在任中に死去した。ネルーの後継者ラル・バハドゥル・シャーストリも、1966年1月、在任中に死去した。1か月後、ネルーの娘インディラ・ガンジーが政権を握り、1966年から1977年まで首相を務めた。1975年6月、政治と経済の問題が深刻化したことに困窮し、ガンジーは非常事態宣言を発し、国民の自由を抑圧した。ガンジーは1977年3月の選挙で自身の政策の義務化を求めたが、5党連立野党のJanata党指導者モラルジー・デサイに敗戦した。」

「デサイ政権は1979年に崩壊した。チャラン・シンが暫定政府を樹立し、その後、1980年1月にガンジーが政権に返り咲いた。1984年10月31日、ガンジーはシク教徒の警護員に暗殺され、その結果、ニュー・デリーで数千人ものシク教徒が殺害された。会議派(I)―”インディラ”派―はガンジーの後継者として、息子ラジブを選出した。ラジブ率いる会議派政権は汚職の容疑をかけられ、1989年11月の早期国民選挙を求められる結果となった。」

「ラジブ・ガンジーの率いる会議派は1989年の選挙で第1党となったが、過半数を上回る政権を立ち上げることはできなかった。そこで、野党連合のジャナタ・ダルが、右派ではヒンドゥー・ナショナリズムを掲げるBharatiya Janata党(BJP)、左派では共産党と連立し、政権を立ち上げた。結束が緩いこの連立政府は1990年11月に崩壊し、ジャナタ・ダルが会議派(I)の支持を受け、チャンドラ・シェカールを首相とし、短期間政権に就いた。この連立も崩壊し、1991年6月に国民選挙が行われることになった。」

「1991年5月21日、会議派(I)の党首ラジブ・ガンジーはタミル・ナドゥ州で遊説中、スリランカの内戦に武力介入したインドに不満を持つタミル人過激派に暗殺された。選挙では、会議派(I)が213議席を獲得し、P. V. ナラシマ・ラオの指導の下、連立政府の第1党に復帰した。この会議派政権は5年の任期を満了し、当時の財務大臣マンモハン・シンの下、経済の自由化が徐々に進められた。こうした改革により、インド経済は世界の貿易と投資の市場に向けて開放された。会議派の国家主義的主張は、伝統的なカースト制度、信仰、地域、民族に基づいた団結に押し流され、小規模の地域政党が多数設立され、インドの内政も新しい形態を取るようになった。」

「任期満了まで数か月となった1996年春、Rao政権はいくつかの汚職スキャンダルに巻き込まれた。

その結果、次の選挙で議会派は歴史的敗退を喫した。ヒンドゥー・ナショナリストグループBJPが1996年5月の選挙で下院第1党として浮上したが、議会での過半数を得ることはできなかった。これに続くBJP連立政権は、アタル・ビハリ・バジパイ首相の下、わずか13日間しか続かなかった。全政党が選挙を回避したいと望む中、ジャナタ・ダルが率いる14党の連立政府が、カルナータカ州の元主任行使H. D. デーヴェー・ガウダの下、統一戦線として連立政権を立ち上げた。この政権は、1997年3月に議会派が支持を撤回し、1年足らずで崩壊した。16党による統一戦線連立政権の合意の下、デーヴェー・ガウダに代わる首相としてインドラ・クマール・クジュラールが選出された。」

「1997年11月、会議派は再び統一戦線への閣外支持を撤回した。1998年2月に新たな選挙が実施され、BJPが議会で最大の議席数(182)を獲得したが、過半数には遠く及ばなかった。1998年3月20日、大統領はバシパイが再び首相を務めるBJP主導の連立政権を承認した。1998年5月11日と13日、政権は一連の地下核実験を行い、ビル・クリントン米大統領は1994年核拡散防止条約に基づき、インドに対する経済制裁を実施した。」

「1999年4月、BJP主導の連立政権は崩壊し、9月から10月にかけて、新たな選挙が行われた。国民民主連盟(BJP主導の新連立政党、NDA)が過半数を獲得し、1999年10月にバジパイを首相とする政権が発足した。NDA政権は、過去何年かで初めて5年の任期を満了した連立政府で、待ち望まれていた政治の安定をもたらした。」

「1999年5月から7月にかけて起こったKargil紛争と、2001年12月に起こったインド議会に対するテロ攻撃により、パキスタンとの緊張が高まった。」

「BJPを支持するヒンドゥー・ナショナリストたちは、領有権が争われているAyodhyaの土地に寺院を建立する運動を起こし、1992年12月に17世紀建立のモスクを破壊したほか、全国各地で宗教暴動を起こしたため、数千人が死亡した。死者の大半はイスラム教徒であった。2002年2月、Ayodhyaから帰還する途中であったヒンドゥー教徒のボランティア57人が、列車火災により死亡した。イスラム教徒が列車に放火したとの犯行声明が出されると、グジャラート州全域で反イスラムの暴動が起き、2,000人以上が死亡、100,000人が家を失った。グジャラート州当局と警察は、暴動を止めることができなかったばかりか、時には暴動に参加したり、扇動したりしたとして、批判された。」

「2004年4月と5月に行われた5段階の選挙で、与党のBJP主導連立政権は敗退した。その結果、故ラジブ・ガンジー夫人のソニア・ガンジーが率いる会議派が、United Progressive Alliance(統一進歩連盟、UPA)として連立政権を発足させた。5月22日に政権を握り、マンモハン・シンが首相に就任した。UPAの勝因は、都市部の繁栄が地方に浸透しなかったこと、また、BJPのヒンドゥー・ナショナリズム的政策に対する拒否反応が、地方の貧困な有権者の不満を招いたことである。」

「会議派が率いるUPA政権は、BJPの外交政策の多くを引き継いだ。中でも米国との関係改善に力を入れ、シン首相とジョージ・ブッシュ米大統領は、2005年7月18日、

米印戦略パートナーシップ枠組協定を締結した。2006年3月、ブッシュ大統領はインドを訪問し、新たな協定の土台となる多数のイニシアティブが進められた。この戦略パートナーシップは、民間による歴史的な核協力イニシアティブによって確固たるものとなり、宇宙、ハイテク商取引、保健問題、民主化推進、農業、貿易、投資等、さまざまな分野での協力が盛り込まれている。」

「2008年7月、UPAは賛成275票、反対256票で信任案を可決した。」

「2008年11月下旬、ムンバイムンバイ付近で一連のテロ攻撃があり、少なくとも164人が死亡した。(下記参照)

「会議派が率いるUPA連立政権は、地方の有権者の支持を追い風に、2009年の選挙で安定多数を獲得した。マンモハン・シンは、5年の任期満了後、ジャワハルラル・ネルー以来2人目の再び政権に就いた首相となった。」(下記参照)[2a]

ムンバイ市で発生したテロ攻撃、2008年11月

- 3.03 2008年11月26日と27日にかけて、ムンバイ市で武装テログループによる一連の攻撃が起きた。合計173人(過激派を含む)が死亡し、約250人が病院に収容された。(Jane's Sentinel)[58f](Security: 2008 ムンバイ attacks)

- 3.04 Jane's Sentinelによる2011年10月17日の関連記事は、次のように記している。

「11月26日、現地時間21:00(グリニッジ標準時15:30)を少し過ぎた頃、ムンバイ西岸の漁港にゴムボートが入ってきた。男10人が、カラシニコフ狙撃銃、ピストル、手榴弾、爆発物を詰め込んだ袋を持ってボートから降りてきた。男たちは4つのチームに分かれた。男2人の1チームはタクシーに乗り、市内最大の駅である Chhatrapati Shivaji 終着駅(CST)に乗り付けた。タクシーに仕掛けられていた時限爆弾が後に爆発し、大混乱となり、タクシーの運転手も死亡した。そのため、過激派の人数と身元は報告されなかった。CSTでは、過激派たちが発砲し、56人が死亡したことに加えて、100人近くが負傷した。その後、過激派たちは近くのCama病院方面に歩いて行き、警察車両を襲い、現地の対テロ部隊の隊長、副隊長、その他数人の警官を殺害した。過激派たちは通行人に向けて発砲しながらムンバイ市内を車で走り、Chowpatt海岸でようやく止められた。過激派の1人は死亡、もう1人は負傷し、逮捕された。他の3チームはTaj Mahalホテル、Trident-Oberoiホテル、Chabad House のJewish Centreを襲撃した。どの襲撃場所でも、最初の襲撃に続き、長時間に渡る執拗な攻撃が行われた。インドの治安部隊は11月29日の朝になって、ようやく最後の過激派がTaj Mahalホテルから排除されたことを発表した。」[58f](Security: 2008 ムンバイ attacks)

- 3.05 米国国務省のレポートInternational Religious Freedom Report 2010は、この事件に関し、次のように報じた。

「生きて逮捕された唯一のテロリストMohammed Ajmal Amir Kasabは、テロリストたちが(パキスタンを拠点とする)テロ組織ラシュカレ・タイバ(LeT)のメンバーで

あることを明かした。(2010年)5月3日、法廷はKasabに対し、7人の殺害、159人の殺害の教唆、共謀、国に対する戦争の扇動の罪で、有罪判決を下した。5月6日、Kasabに死刑が言い渡された。法廷は、LeTテロリストに便宜を図ったとされる被告人2人を無罪とした。」[2b](セクションII)

- 3.06 2009年11月25日、BBC Newsは、パキスタンのRawalpindiの裁判所がムンバイのテロ攻撃に関与したとされる7人を告発したと報じた。告発された中には、明らかにラシュカレ・タイバの首領であり、テロ攻撃の首謀者とされるZaki-ur-Rehman Lakhviが含まれていた。Lakhviと他の容疑者たちは、パキスタンの反テロ法と刑法に従って訴追された。[32ag]
- 3.07 Hindu紙は、2009年11月24日の記事で、ムンバイ市のテロは、「インドとパキスタンの緊張を高め、2国間で進行中の和平プロセスを損なった」と報じた。[60i]

総選挙2009年4月～5月

- 3.08 下院議員を直接選出する第15回下院選挙が2009年4月から5月にかけて行われた。(BBC News、2009年3月30日)[32ai]
- 3.09 投票は、543の選挙区に、1,368,430台の電子投票機を投入した合計828,804か所の投票所を設置して行われた。1,055の政党から候補者が出た。登録有権者が7億1,400万人というこの総選挙は、民主主義に基づいた世界史上最大の規模となった。全登録有権者の80%は、選挙名簿の写真で確認することができる。600万人を超える警官と公務員が、警備に当たった。(BBC News、2009年3月30日)[32ai]
- 3.10 便宜上、投票は、4月16日、4月23日、4月30日、5月7日、5月13日の5回に分けて(隣接地域ごとに)行われた。開票は5月16日に行われた。(BBC News)[32aj]
- 3.11 2大政党は、総選挙に向けて連立を主導した。Indian National Congress(会議派)は統一進歩同盟(UPA)を主導し、Bharatiya Janata党(BJP)は国民民主連盟(NDA)を主導した。これに加え、第3の大きな連立Third Front(第3戦線)が台頭した。これは、主にインド共産党(Communist Party of India、CPI)とインド共産党－マルクス主義派(Communist Party of India－Marxist、CPI-M)をはじめとする左翼系政党で結成されていた。2大政党の連立が、どちらも過半数を獲得する見込みがないという点で、第3戦線の形成は特に大きな意味があった。(BBC News、2009年3月30日)[32ak]

3.12 2009年5月16日に選挙管理委員会が発表した最終結果は、以下のとおりである。

連立政党/政党	議席数	議席総数
統一進歩同盟(UPA):		262
インド国民議会派	206	
ドラヴィダ進歩連盟	18	
民族主義会議派	9	
ジャールカンド解放戦線	2	
全インド草の根会議派	19	
インド共和党	0	
ジャンム・カシミール民族協議会	3	
アッサム統一民主戦線	1	
ケーララ会議派	1	
ムスリム連盟ケーララ委員会	2	
全インドマジュリスメール	1	
国民民主連盟(NDA):		158
インド人民党(BJP)	116	
ジャナタ・ダル (統一派)	20	
シヴ・セナー	11	
シロマニ・アカリ・ダル	4	
インド国民ローク党	0	
アソム人民会議	1	
民族ローク党	5	
ナガランド人民戦線	1	
第3戦線:		76
インド共産党	4	
インド共産党(マルクス主義派)	16	
革命社会党	2	
全インド前進同盟	2	
大衆社会党	21	
全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟	9	
ビジュ・ジャナタ・ダル	14	
テレグデサム党	6	
テランガナ州議会	2	
その他の主要政党		32
サマジワティ党 (社会主義党)	23	
民族人民党	4	
民主国民平等党	0	
人権党	0	
労働者党	0	
ジャナタ・ダル (世俗主義)	3	
ハリヤーナー公益会議派	1	
マル馬拉チ・ドラヴィダ・ムネトラ・カザカム	1	
その他の政党		6
無所属		9
		543

(BBC News、2009年5月16日)[32a1]

5回に渡る総選挙の累積投票率は58.4%であった。(Lokniti、2009年5月26日)[108a]

- 3.13 選挙後、それまで中立の立場をとっていた、又は別の連立を組んでいた10の政党が、統一進歩同盟政府を支持することに同意し、マンモハン・シンは全体の過半数をもって議会に復帰を果たした。(The Hindu、2009年5月19日)[60]
- 3.14 ニュー・デリーにあるCentre for the Study of Developing Societiesの主な研究施設であるLokniti Programme for Comparative Democracyは、The Hindu紙に代わり、2009年の選挙結果を左右したさまざまな問題、人口統計を分析した。この情報は次のURLで検索することができる。
http://www.lokniti.org/read_how_india_voted_2009.html[108a]

ナクサライト(毛沢東主義派)反政府勢力

- 3.15 セクション8とセクション11にあるように、「ナクサライト」という呼び名は、28あるインドの州のうち20の州で活動する左翼系武装グループを指すが、ビハール州、ジャールカンド州、西ベンガル州、オリッサ州、チャッティースガル州、アンドラ・プラデーシュ州、及びマハーラーシュトラ州での活動が最も盛んである。ナクサライトは、かなり多くの小グループに分かれているが、中でも有名なのは、2004年に結成されたインド共産党－毛沢東主義派(CPI-M)である。反政府活動による死者は、2008年は638人、2009年は997人、2010年は1,174人と増加している。(Jane's Sentinel)[58f] (Security: Naxalites)
- 3.16 政府は2009年末に50,000部隊を追加配備し、反政府活動に対する対策を強化した。[58f] BBC Newsは2010年1月22日、次のように報じた。チダムバラム氏は「5つの州で起こっている毛沢東主義派による反乱に対し、今週、何千ものインド準軍事部隊と国家警察が投入された．．．内務大臣P チダムバラムが直接に、西ベンガル州、ジャールカンド州、オリッサ州、チャッティースガル州、及びマハーラーシュトラ州での作戦を調整しており．．．『この作戦の目的は、銃撃戦を行うことではなく、毛沢東主義派が支配する地域で民政の権威を示すことである。』と述べた．．．」[32bb]
- 3.17 Jane's Sentinelは、2010年1月以降、毛沢東主義派が激しい攻撃を展開していると報じた。例えば次のような記録がある。

「2010年2月15日、毛沢東主義派が西ベンガル州Sildaの警察キャンプを襲撃し、24人の準軍事部隊兵士が死亡した。5月8日には、中央予備警察隊75人と現地警察官1人が奇襲攻撃を受け、チャッティースガル州Dantewadaのジャングルの中で殺害された。5月18日、同地域におけるバスの爆破により、警察官16人と一般市民19人が死亡した。(2010年)6月29日、チャッティースガル州で再び奇襲攻撃があり、警察官26人が死亡した。」

Jane'sは、次のようにも記している。「一連の大規模攻撃に加え、小規模な攻撃、

銃撃戦、暗殺を起こしたことにより、ナクサライトの反政府活動はインド中の新聞の一面を賑わし、毛沢東主義派を『国内の治安に対する最大の脅威』と呼んだシン首相の言葉が裏付けられた。」[58f](Security: Naxalites)

3. 18 歴史情報は以下の情報源からも入手できる。

BBC News: 'Timeline: India'

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/1155813.stm

US Library of Congress, Country Studies:

<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/intoc.html>

付属書A-主要な出来事の年表を参照されたい

目次に戻る

資料目録に進む

4. 最近の展開

2010年6月から2012年3月16日までの大きな出来事の概要

4. 01 2010年6月11日から28日までの間に、インド支配のカシミール州で、実弾を使った過激な連続街頭デモを治安部隊が阻止しようとして、少なくとも11人(一般市民8人と兵士3人)が死亡した。この衝突で多くの活動家や警察官が負傷した。Kasmir Valleyにある大きな町では夜間外出禁止令が発令され、秩序を回復するために軍隊が出動した。(BBC News、2010年6月28日、29日)[32bh][32bj] 2011年4月8日発行の米国国務省Country Report on Human Rights Practices 2010は、次のように記している。「政府によると、抗議者たちが治安部隊に向かって小石や石を投げ、治安部隊が過剰な武力、又は死に至らしめるような武力で応戦したため、抗議活動の多くは激化した。多数の子供を含めた抗議者の死亡、負傷が、抗議者たちの怒りに拍車をかけ、更なる抗議活動が行われ、暴力の連鎖に繋がった。」[2c](セクション1g) BBC Newsは、2010年6月29日、次のように報じている。「現地の人々と州政府は、死者を出した責任は、ほとんど中央予備警察隊(CRPF)にあるとしている。．．．多くの場合、CRPF — 州政府によると『好戦的』であるとされる — は、武器を持たない抗議活動家たちに向けて発砲した。．．．しかし、CPRFは、抗議者たちが石を投げてきたため、実弾を使わざるを得なかったと主張した。」[32bi]
4. 02 オックスフォード貧困・人開発イニシアティブの調査によると、インドの(28のうちの)8つの州に住む貧困層の人数は、アフリカのサハラ以南の最貧困国26か国を合わせた人数よりも多いという。この2010年7月に発表された多面的貧困指数は、保健や教育の問題、清潔な水と電力が供給されているかといった点を考慮して算出された。(VOA News、2010年7月14日)[146]
4. 03 2010年9月29日、インドは世界最大の人口データベースを持っていると報じられた。網膜スキャンと指紋をはじめとするバイオ手法を用い、インドの10億人以上の人口

の詳細情報を中央データベースに記録している。固有識別番号(UID)プログラムは、公共サービスをより効果的に提供すると同時に、公式な記録を持たないためにサービスや手当を受けることが困難な貧困で軽視された人々を支援することを目的としている。「Aadhaar」又は「基金」というコード名を持つこのプロジェクトは、インド国民全員に12桁のUID番号が割り振られたカードを提供することを想定している。但し、登録は任意である。(BBC News、2010年9月29日)[32bn]

パラグラフ29.03: 固有識別番号(UID)プロジェクトを参照されたい

- 4.04 ウットル・プラデーシュ州にあるAllahabad高等裁判所は、2010年9月30日、Ayodhyaの土地がヒンドゥー教徒、又はイスラム教徒のどちらに帰属するかの問題に、待望の判決を下した。ここは、かつてBabri Masjidモスクが建っており、どちらの宗教にとっても聖地とされる場所である。法廷は8,500ページにも渡る判決文で、土地を3つに分割することを命令した。3分の1がイスラム教徒に、3分の1(主に争われている土地を含む)がヒンドゥー教徒に、残りの3分の1がヒンドゥー教の少数派Nirmohi Akharaに帰属することが決定された。ヒンドゥー教及びイスラム教の双方の弁護士たちは、最高裁判所に上訴する意思を表明した。判決に先立ち、20万人近くの人員が警備のために配置され、反乱に備えた。(1992年、ヒンドゥー教過激派の暴徒が16世紀建立のAyodhyaのBabri Masjidモスクを破壊した。このため反乱が起き、2,000人ほどが死亡した。)(BBC News、2010年9月30日)[34bm]
- 4.05 デリーで開催されたコモンウェルスゲームスが、2010年10月14日、無事閉幕した。(Commonwealth Games Federation)[135]
- 4.06 2010年12月24日、RaipurにあるDistrict and Sessions裁判所は、反乱の扇動と犯罪共謀に加担したとして、著名な人権活動家で公衆衛生専門家のBinayak博士に終身刑を科した。共犯のPiyush GuhaとNarayan Sanyalも有罪となった。この判決は、広い範囲で憤りと共に受け止められた。(セクション18: 人権擁護NGOと人権活動家を参照されたい)(Frontline magazine、2011年1月15日)[19f]
- 4.07 2011年1月、Justice Srikrishna Committeeは、アンドラ・プラデーシュ州の分割に関し、6つの選択肢のそれぞれの評価を示した。(Times of India、2011年1月6日)[13f] 2009年12月、内務大臣はアンドラ・プラデーシュ州を少なくとも2つに分割し、ハイデラバードを州都とするテランガナー州を新たに作ることを政府が支持すると表明した。この分割に反対する人々は、大規模なデモを行った。(BBC News、2009年12月11日)[32ba] (2011年8月時点で、国会と州議会は、どちらもアンドラ・プラデーシュ州の分割に同意していない - COIS。)
- 4.08 2011年1月13日、食料品の価格高騰が危機的レベルに達したと報じられた。2010年12月時点の食料品の価格は、前年度に比べて18%以上上昇し、膨大な数の人々の日々の暮らしに影響を与えた。この状況を改善するため、政府は食料品の輸出禁止や輸入関税の引き下げ等の政策を打ち出した。(BBC News)[32bq] 2012年1月には、全体的な価格高騰率は6.6%に下がった。(Economist Intelligence Unite、2012年3月)[16e] (p8)

4. 09 2011年2月22日、グジャラート州の特別法廷は、2002年にGodhraの町で旅客列車に放火したとして、31人を有罪とした。陰謀と殺人に関与したとされる他の63人は無罪となった。刑の宣告は延期された。2002年2月、Sabarmati急行がイスラム系暴徒に襲撃され、ヒンドゥー教巡礼者を中心に59人が死亡した。この事件は広範な地域暴動を誘発し、1,000人以上が死亡した。(BBC News) [32br]
4. 10 2011年、与党会議派は数々の汚職スキャンダルで打撃を受けた。2011年3月17日、国会は騒動に巻き込まれた。WikiLeaksのウェブサイトには、会議派の上級補佐役が米国大使館の職員に、2008年の信任投票での政府への支持を取り付けるために下院議員の買収に使われたとされる「現金の入った箱」を示したという「機密情報の投稿」があったのである。会議派と、投稿で名前の挙がった人々は、全員容疑を否認した。(The Hindu、2011年3月17日) [60t] 2011年2月、郵政大臣A. ラジャが逮捕され、2008年の携帯電話の周波数ライセンスを本来の価値よりはるかに低い価格で販売した罪に問われた。これは、一部のアナリストの間でインド最大のスキャンダルと呼ばれ、国庫に約245億英ポンドの損失を与えたと推定される。(BBC News、2011年3月17日) [32bs] 2012年2月1日、最高裁判所は、2008年に不正に販売され、8つの業者が保持する122のライセンスの取消しを命じた。(Times of India、2012年2月2日) [13h]
4. 11 2011年3月末、インドは2011年国勢調査の暫定結果を公表した。それによると、インドの人口は、過去10年間に1億8100万人増加し、12億1,000万人となった。このまま推移すると、2030年には中国を追い越し、世界で最も人口の多い国になることが予想される。(BBC News、2011年3月31日) 性の不均衡はますます顕著となり、6歳以下の男児1,000人に対し、女児は914人となった。ちなみに2001年の国勢調査では、この数字は927人であった。(Census of India website) [33c]
4. 12 2011年4月8日、著名なイスラム教聖職者Maulvi Showkat Ahmed Shahがインド領カシミール地方のモスク屋外の爆発で死亡した。実行犯は明らかにならなかったが、BBC Newsは、これがMaulvi Showkatを狙った3度目の犯行であること、又、Maulvi Showkatがワハービ派イスラム教徒を代表するJamiat-e-Ahle Hadith宗教団体の指導者であり、カシミールの独立を目指す分離主義者として有名であったことを記した。(BBC News、2011年4月8日) [32bt]
4. 13 4月18日から5月10にかけて西ベンガル州で行われた選挙で、世界最長の政権の座を務めてきた共産主義政府が敗退し、34年間にわたった政権を譲った。「火を着ける演説家」と言われる女性ママタ・バナルジー率いる全インド草の根会議派(TMC)党が新政府を立ち上げた。2011年4月から5月にかけて、いくつかの州で州議会の選挙も行われた。(BBC News、2011年5月13日) [32bv]
4. 14 2011年5月27日、プラティバ・パティル大統領が、死刑囚2人の赦免懇願を拒否し、死刑執行への道が開かれたと報じられた。死刑囚のうちの1人は殺人罪、もう1人は、数人が死亡した1993年のテロ攻撃を計画した罪である。大統領が2004年以降、死刑執行を承認したのは初めてであった。(Amnesty International、2011年5月27日) [3h] [32b1]

4. 15 2011年5月24日、チャッティースガル州の森林地帯で警察官10人の遺体が発見された。ナクサライト(毛沢東主義派)反政府グループによって射殺され、遺体が切断されたというのは明らかであった。同月初め、チャッティースガル州で毛沢東主義派の仕掛けた地雷が爆発し、警察官7人が死亡していた。(BBC News、2011年5月24日)[32bw]
4. 16 2011年7月13日、ムンバイ市で3件の連続爆発があり、少なくとも24人が死亡、130人以上が負傷した。負傷者の一部は重傷であった。爆発は、市の南部と西部で、午後7時頃、15分以内に連続して起こった。1つ目の爆発はオペラハウスの近く、2つ目はDadar地区で起きた。最大の被害をもたらした3つ目の爆発は、市中心部のZaveriバザールで起こった。実行犯の身元に直接結び付く手掛かりはなかったが、一部の役人やアナリストは、過去に同様の犯行を行ったと認めているイスラム過激派グループのインディアン・ムジャヒディン(IM)の犯行と見ている。(BBC News、2011年7月13日、7月25日)[32by][32bz]
4. 17 2011年7月、モンスーンがもたらした豪雨による氾濫と土砂崩れで、LakhimpurとDhemaji区の200を超える村が水没し、200,000人以上がアッサム州北東部の自宅から避難を余儀なくされた。(IDMC、2011年7月29日)[34c]
4. 18 2011年7月、インド最高裁判所がチャッティースガル州政府に対し、治安部隊の毛沢東主義派に対する闘争を支援していた2つの市民軍の解散を命じたと報じられた。最高裁判所は、市民軍は憲法違反であるとした。「特別警察官」と呼ばれるこうした市民軍の兵士70,000人以上が、インド中のさまざまな州に配備されている。これらはインドの治安部隊により訓練を受け、武器の提供を受けている。治安部隊は、上記最高裁判所の決定により、毛沢東主義派に対する作戦が大幅に影響を受けると述べた。(BBC News、2011年7月14日)[32ca]
4. 19 何千人もの被害者を出し、30年以上に渡る武力闘争の後、連合政府と違法とされたアッサム統一解放戦線(United Liberation Front of Assam、UFLA)の代表者たちは、2011年8月6日と7日、和平交渉を開始した。軍事行動停止協定を締結し、協議を継続することが合意された。(The Hindu、2011年8月7日)[60u]
4. 20 2011年12月27日、独立したオンブズマンが政治家及び公務員に対して行動を起こすことを可能にする汚職防止法(Lokpal法と呼ばれる)が、下院であるLok Sabhaで可決された。しかし、この法令は冬季の会期最終日の2011年12月29日、上院で否決された。187項に上る修正が棚上げされ、議会は深夜に投票無しで打ち切られた。(BBC News、2011年12月30日)[32cn]

セクション19: 汚職を参照されたい

4. 21 2011年11月24日、政府は、インドの小売市場を世界的スーパーマーケットのチェーンに向けて開放し、TescoやWal-Mart等のグループが、インドの多数のブランドの小売店のうち51%を所有することを認めた。既存の法令は、こうした業者に対し、インドにおける卸売のみを認め、消費者に直接販売することは認めていない。野党は、世界的業者が参入することにより、インドの小規模で貧しい小売業者が締め出

され、インドの農家の収入が減少すると主張し、決定を撤回することを政府に求めた。(BBC News、2011年11月24日)[32c1] 2011年12月3日、政府は11月24日の指令の実施を延期することを決定したと報じられた。(BBC News)[32cm]

4. 22 2012年1月発行のHUNGaMA Survey Report 2011は、5歳未満の子どもたちの42%(調査対象となった区)が低体重であると報じた。[154a](セクション25. 健康問題を参照されたい) この報告に対し、首相は、児童の栄養失調は「国の恥辱」であると述べた。(BBC News、2012年1月10日)[32cp]
4. 23 2012年1月24日、アッサム州の9つの反政府グループに属する676人の戦闘員が、Guwahatiで行われた式典で武器を捨て、政府との停戦の意思を示したと報じられた。(BBC News)[32cq]
4. 24 2012年2月15日、最高裁判所は、2009年7月にデリー高等裁判所が下した重要な判決の正当性に関する審議を終了した。これは、合意の下で行われる成人ゲイ男性間の性交渉を違法とする判決である。デリー高等裁判所の下した判決は、さまざまな宗教的グループ、その他のグループによって上訴された。(BBC News、2012年2月16日)[32ce] (The Hindu、2012年2月29日)[60v](セクション22. LGBTの人々 – 法的権利を参照されたい)
4. 25 インドの最近の展開に関する更なる情報は、以下の情報源で入手できる。

The Hindu (archives) <http://www.hindu.com/thehindu/archives.htm>

The Times of India <http://www.timesofindia.com>

Hindustan Times <http://www.hindustantimes.com/>

BBC News http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/default.stm

SATP <http://www.satp.org/satportgtp/countries/india/timeline/index.html>

目次に戻る

資料目録に進む

5. 憲法

5. 01 2012年2月25日にアクセスしたインド政府のウェブサイトには、インド憲法は1949年11月26日に採択され、1950年1月26日に施行されたと記されている。憲法前文は、インド国を以下のように定義している。

- ・ 「主権を有する社会的、政教分離主義的、民主主義共和国であり、全国民に対し、社会的、経済的、及び政治的正義と、
- ・ 思想、表現、信条、信仰、及び崇拜の自由、
- ・ 地位及び機会の平等を確保し、
- ・ 全国民の間に
- ・ 個人の尊厳及び国民国家の統合・保全をもたらす友愛を促進する。」 [24c]

5. 02 インド憲法の基本的人権の項目(第3部第12条から35条)は、次の項目を含む国民の

権利を規定している。

- ・ 平等の権利：法の下での平等、宗教、人種、カースト、性別、出生地に基づく差別の禁止、公職への雇用機会の均等、不可触と称号の廃止
- ・ 自由の権利：言論と表現の自由、生命と個人的自由の保護、逮捕及び拘禁からの保護
- ・ 搾取に対する権利：人身売買、強制労働及び児童就労の禁止
- ・ 信教の自由の権利
- ・ 文化と教育の権利：少数派の利益の保護
- ・ 憲法の下での救済の権利[24c]

5.03 憲法第13条2項は、次のように記している。「国は本条項(第3部－基本的権利)が保障する権利を排除、又は制限するような法律を制定しない。また、本条項に反する法律は、その違反の程度まで無効化するものとする。」[24c]

5.04 憲法は柔軟で、何度も改正されている。2007年12月までに94回の改正が行われた。[24c]

5.05 2007年12月1日時点までの改正を含んだ(94回目の改正を含んだ)インド憲法の全文は、インド法務省のウェブサイト：
<http://lawmin.nic.in/coi/coiason29july08.pdf> に掲載されている。[24c]

目次に戻る

資料目録に進む

6. 政治体制

6.01 2012年2月16日更新の英国外務省(FCO)のCountry Profile on Indiaは、次のように記している。「インド憲法は、中央と各州の双方に議院内閣制の政府を置くことを定めている。」[7b]

6.02 2011年4月8日発行の米国国務省のCountry Report on Human Rights Practices 2010 (USSD 2010)は、次のように記している。

「憲法は、国民が平和的な手段で政府を交代させる権利を保障しており、国民は、普通選挙権に基づき定期的な実施される自由かつ公正な選挙を通じてこの権利を行使している．．． 2009年4月から5月にかけて、インドでは5回に分けた総選挙が行われ、7億1,400万人の有権者が投票した。国と地域の治安部隊の警備により、選挙は比較的スムーズに行われたが、65人が選挙をめぐる暴力事件で死亡した。会議派が率いる統一進歩同盟政権(連立政党)は、マンモハン・シン首相を党首とし、2期目の任期に入った．．． 国民は定期的に州政府、地方自治体及び村議会を選出している。」[2c](セクション3)

6.03 2011年8月8日に検索したEuropa World Onlineには、次のように記されている。

「立法権は、大統領と二院で構成される議会が有している。上院(Rajya Sabha)は議員245人で構成され、このうちのほとんどは州議会議員により間接的に選出される。任期は6年である(2年ごとに3分の1が改選される)。残りは大統領が任命し、任期は6年である。下院(Lok Sabha)は、選挙で選出された議員550人で構成され、任期は5年である(解散する)。Lok Sabhaの議員のごく一部は、アングロ・インディアン コミュニティ代表として大統領が指名する。一方、550人は1選挙区1人の小選挙区制で、全国の成人有権者により選出される。」

「インドには28の自治州があり、それぞれの州に州知事(大統領が任命、任期5年)、州議会(選挙により選出、任期5年)、州首席大臣(chief minister)率いる州閣僚会議(council of ministers)がある。ビハール州、ジャンム・カシミール州、カルナータカ州、マハーラーシュトラ州、及びウッタル・プラデーシュ州は二院制、残りの23州は一院制である。各州には独自の立法・行政・司法制度があり、インド連邦の制度と対応している。ある州で立憲政治が成り立たない事象が起きた場合、連邦命令により大統領が行政を行う。州の他にも6つの連邦政府直轄地と1つの首都圏があり、大統領が任命する副知事(lieutenant-governor)、又は行政官(administrator)が行政を行っている。デリーとポンディシェリも州首席大臣と州議会を選出している。」 [1] (Constitution and Government)

6.04 同レポートは、次のようにも記している。

「大統領は憲法上の国家元首であり、連邦議会の両院と州議会の選出メンバーで構成される選挙人団を通じて選出され、任期は5年である。大統領は閣僚会議の助言に基づいて行政権を行使し、議会に対して責任を負う。大統領は首相を任命し、首相の推薦により他の大臣を任命する。」 [1] (Constitution and Government)

6.05 USSD 2010 Reportは次のように記している。「中央政府が助言と支持を与えていても、法と秩序を維持する主な責任は、28の州と7つの連邦政府直轄地が持つ。MHA(インド内務省)は準軍事組織、国内情報機関、及び全国の警察のほとんどを管轄し、州警察部隊の上級警官の訓練を行う。」 [2c] (セクション1d)

6.06 2011年8月1日に検索したCommonwealth Secretariat country profile on Indiaは、日付の記載は無いが、次のように記している。

「各州には、独自の議会(通常は一院制)、州知事(大統領が任命、任期5年)、及び州首席大臣率いる州閣僚会議がある。最近では連邦政府と州政府の権限を地方政府に移譲する傾向が見られた。．．．法の立法責任は、3つのリスト、即ち、連邦政府リスト(連邦議会による立法)、州政府リスト、及び併用リスト(連邦議会又は州議会のいずれか)に記載されている。州議会は、教育、保健、課税、公安、土地、及び森林等に関する独自の法律を制定する。憲法の改正は、両院で可決され、少なくとも州議会の半数によって承認されなければならない。」 [56] (Constitution)

6.07 政治にまつわる汚職と犯罪に関し、Freedom Houseは2011年7月5日発行のレポート Freedom in the World—India(2011)の中で、次のように記している。

「政治にまつわる汚職はインド政府の能力を損ない続けている．．．選挙に消費される資金は、常に合法的範囲を超え、脱税、その他の手段で得た多額の『闇の資金』を使った活動が横行している。公共の福祉や社会プログラムに割り当てられるべき資金が誤った目的に使用され、発展が全般的に遅れている。政治家や公務員が、収賄、その他の汚職に関与して逮捕されることは多いが、発覚せず、裁かれないことも多い。連邦政府は汚職に対する措置をいくつか導入した。その中には、『2005年情報の権利法(Right to Information Act)』、政府のサービスと情報をインターネット経由で請求するシステム、『市民憲章』として知られる組織と個人との間の説明責任と透明性に関する協定等が含まれる．．．個人や独立監査機関が政府の公共事業プログラムを評価するために『社会監査』のシステムが導入されたが、地方政府の役人たちはこのプログラムを信頼しておらず、調査の阻止を試みていると報じられている。」 [43d]

セクション19: 汚職も参照されたい

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

人権

7. はじめに

- 7.01 2012年1月22日発行のHuman Rights Watch (HRW)のレポートWorld Report 2012(2011年の出来事をまとめた)は、次のように記している。

「インドは世界で最も人口の多い民主主義国家であり、そのメディアは活気に満ち、市民社会は活動的で、司法制度は尊敬に値するが、人権問題が山積している。」

「収監中の殺害、拷問を含めた警察による虐待、脆弱な地域社会を保護する政策の導入に失敗したこと等が、過去と同様、2011年のインドの記録を傷付けた。治安部隊による虐待は、依然として罰せられることもない。これは、特にジャンム・カシミール州、インド北東部、及び毛沢東主義反政府グループに接している地域で顕著である。」

「インド中央部と東部の資源に恵まれた地域で社会不安と不満が高まった。こうした地域では、急速な経済成長と共に急速な経済格差が生じたのである。鉱業とインフラ整備プロジェクトが推進され、国土の広い範囲で、森林に住む部族は移住を余儀なくされた。土地取得に関する新たな法律が起草されたが、政府は、移住を余儀なくされた人々の保護、補償、再定住に関する包括的な法令を未だ制定していない。」

「以前に比べテロ攻撃による死亡者は減少したが、2011年7月13日、ムンバイ市で連続爆破事件が起きた。2011年9月7日、デリー高等裁判所の外で爆弾が爆発し、15人が死亡した。実行犯は未だに不明である。事件の後、警察がイスラム教徒の宗教的プロファイリングを行わなかったことは進歩である。」

「インドは、法令上、事実上、人権侵害に対する免責を認める法令の廃止及び政策の変更を未だ行っていない。加害者が判明している重大な人権侵害のケースでも、訴追してこなかった。」

「インド国防軍は、『紛争』地域の兵士に広範な警察権を認める『国軍特別権限法 (Armed Forces Special Powers Act、AFSPA)』を廃止、又は改訂する試みに抵抗した。」

ジャンム・カシミール州で、．．．「何千人ものカシミール州民が、この地域で20年間に渡って起こっている紛争の間に強制的に失踪させられたと見られており、その行方は判明していない。2011年にジャンム・カシミール州人権委員会が行った警察調査で、2,730人の遺体がカシミール州北部38か所の無記名墓地に投棄されていたことが判明した。少なくとも574体は現地のカシミール人であると識別された．．．ジャンム・カシミール州政府は調査を約束したが、加害者の特定と訴追には、軍と連邦準軍事部隊の協力を必要とする。」

「『ナクサライト』とも呼ばれる毛沢東主義反政府グループは、10の州で活動し、

蔑視されている部族、ダリットと土地を持たないコミュニティの権利のために闘争していると主張している．．．毛沢東主義勢力は、殺害や強奪への関与を続け、公立の学校や病院を攻撃や爆破の標的にしている。」

「ある人権レポートは、バングラデシュとの国境に配備されている国境警備隊 (Border Security Force、BSF) の人員が、過去10年間で900人のインド人やバングラデシュ人を無差別に射殺したと報じた。2011年3月に政府は攻撃中止を命令し、BSF人員にゴム弾を配布した。この政策変更後、攻撃は劇的に減少したが、未だに続いている。」

「国民と活動家たちは2005年に可決された「情報の権利法」を利用して、役人の汚職を公表し、透明性と説明責任を促進している。」

「法令集には死刑の記載が残っている．．．但し、インドでは2004年以降、死刑が執行されていない．．．」

「2011年の国勢調査により、インドの女性/男性の比率が更に減少し、選択中絶を減らす目的を持った法令が機能していないことが判明した。2011年、一連の『名誉の』殺人と強姦事件が国を揺るがせたが、こうした暴力を防止し、罰するための効果的な措置はとられなかった。」

「不治の病を患う何百人、何千人もの人々が、無用な激痛に苦しんでいる。インド政府が安全で効果的かつ安価な鎮痛剤を流通させなかったからである。」 [26m]

- 7.02 「2011年4月8日発行の米国国務省のCountry Report on Human Rights Practices 2010は、次のように記している。

「ジャンム・カシミール州や北東部の州、ナクサライト地帯の分離主義反政府勢力とテロリストは、軍兵士、警察、政府役人、及び民間人の殺害をはじめとする数々の重大な虐待行為を行った。反政府勢力は、(2010年に)広範な拷問、強姦、斬首、誘拐及び強奪に関与した。但し、事件の数は前年(2009年)に比べ、減少した。」 [2c]

- 7.03 2010年の出来事をまとめた2011年5月13日発行のAmnesty International Report 2011は、いくつかの懸念を強調した。その中には、治安部隊による超法規的処刑、拷問、恣意的勾留、拘禁中の死亡、不満分子に対する過剰な武力行使、Adivasis(土着民コミュニティ)や小規模農家の所有地とその他の権利の非保護、Adivasisを含む地域コミュニティを標的にした毛沢東主義派とその他の反政府勢力による暴力、死刑判決 — 但し実際に執行された死刑は無いが — アッサム及びその他の州で起こった民族間の争いを動機とする攻撃、人権擁護家に対する嫌がらせや脅し、過去の虐待行為の被害者を救済するための司法手続の不在、反政府勢力が活動する地域における治安部隊による超法規的処刑、及び広範な免責がある。 [3e]

- 7.04 国連開発計画(UNDP)「Strengthened Access to Justice in India」のウェブサイトは、日付の記載は無いが、次のように記している。

「インドの刑事裁判システムは、最近、激しい批判を浴びている。貧困層、ダリット、マイノリティ、その他の社会的弱者の人権を保護していないことが判明した。最も弱い立場の人々は、刑事裁判で救済を求めることが非常に困難である。マイノリティを法で平等に保護し、その権利を守ることが実行されていないという事実は、刑事裁判システム全体を損なう大きな人権問題となっている。一方では司法制度の怠慢と行政の無関心が、もう一方では犯罪発生率の上昇が、貧困層に自身が情けの無い扱いを受け、孤立していると感じさせる状況を生み出している。このような状況下、司法と刑事裁判システムへのアクセスを強化する改革の試みが、時々であるが行われている。刑事裁判システムの改革に関し、重要な要素となるのは警察の改革と刑務所の改革の2つである。」[82a]

- 7.05 「2005年情報の権利法」は、2005年10月12日に施行された。Commonwealth Human Rights Initiative(CHRI)は、次のように記している。「インドにおいて情報取得の正当な権利が正式に承認されたのは、法律がようやく制定される20年以上前のことである。この時、インドの最高裁判所は、『State of U.P. 対 Raj Narain』の中で、情報の権利は、インド憲法第19条で明言されている言論と表現の自由に暗黙のうちに含まれると判示した。」(CHRIウェブサイト、日付記載無し)[11a] この法令の本文は、インド政府のRight to Informationウェブサイト：<http://righttoinformation.gov.in/rti-act.pdf>で検索できる。[52]
- 7.06 インド国家人権委員会(National Human Rights Commission of India)のウェブサイトには、同委員会が最近取り上げたさまざまな問題、プログラムが掲載されている。<http://nhrc.nic.in/>

国連条約

- 7.07 Foreign and Commonwealth Officeは、2012年2月26日更新のCountry Profile for Indiaの中で、インドが、1997年に署名するに留まった「国連拷問等禁止条約(拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約)(UN Convention Against Torture and Other Cruel Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)」を除き、全ての主要な国際人権条約及び規約に署名し、これを批准したと記している。[7b]
- 7.08 以下に、主要な国連条約に関するインドの立場を示す(出典：国連「Treaty Collection」データベース、2011年7月23日に検索)。
- ・ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(CAT) — 署名のみ
 - ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約(CCPR) — 批准
 - ・ 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(CEDAW) — 批准
 - ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(CERD) — 批准
 - ・ 障害者の権利に関する条約 — 批准
 - ・ 児童の権利に関する条約—及び議定書(CRC) — 批准
 - ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(CESCR) — 批准

[6j] (チャプターIV: Human Rights)

セクション18. 人権擁護団体、人権擁護機関、人権活動家も参照されたい

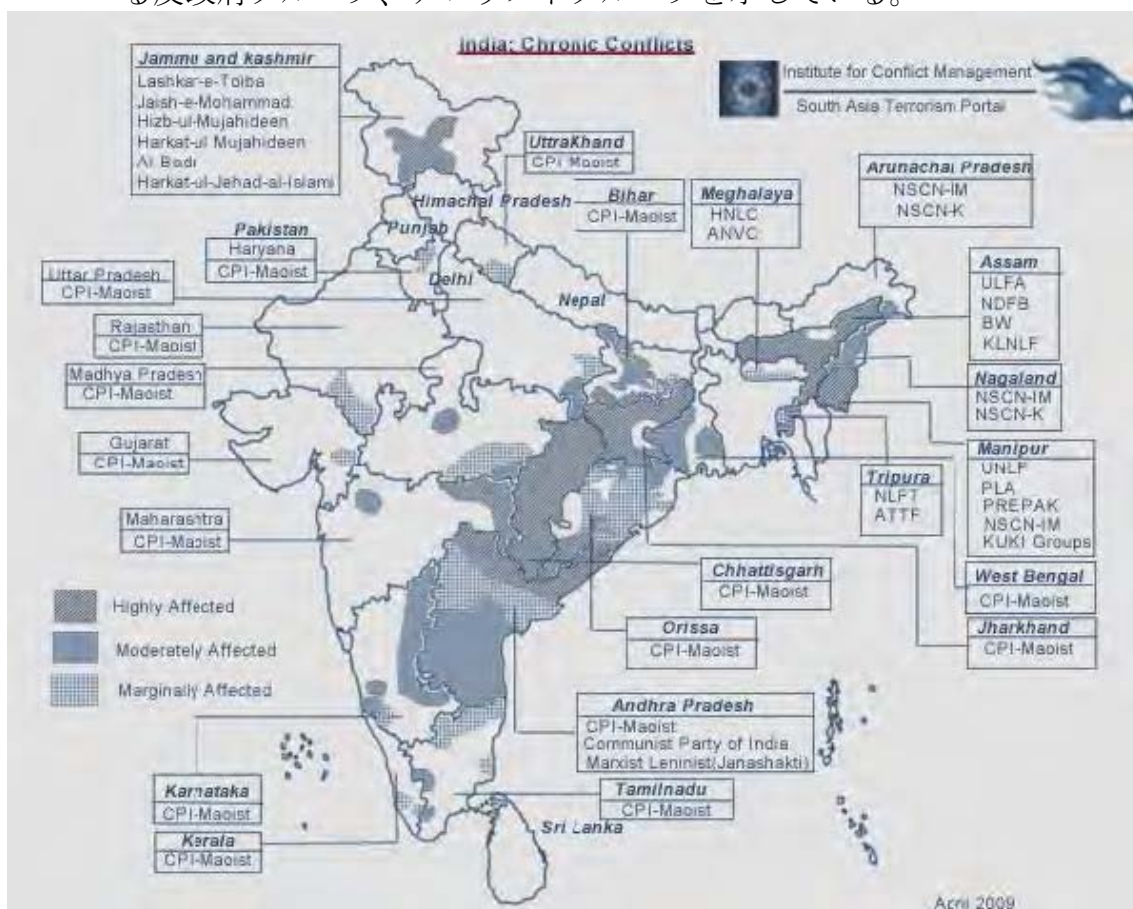
目次に戻る

資料目録に進む

8. 国内の治安状況

セクション28: 食品の安全性とセクション11: 非政府武装グループも参照されたい

8.01 Institute of Conflict Management: South Asia Terrorism Portal (SATP)のウェブサイトから引用した下記の地図は、インドの主な内戦地域と、その地域で活動する反政府グループ、テロリストグループを示している。



[44b]

8.02 Jane's Sentinelは、2011年10月17日更新のSecurity Assessment for Indiaの中で、次のように記している。

「インドは反政府グループ、テロリストグループにより幅広く深刻な攻撃を受けているが、インドの国土面積と人口構成を考えると、これらは比較的限定されている。民主主義政策、大規模な治安部隊の配置、及び時折の超法規的手段を混合して実施することにより、インドは、分離主義者とテロリストグループが、国家の統合、又

は長期的な社会安定を脅かすほどの深刻な脅威をもたらすことを防止してきた。政府当局は、活発で一触即発的な分離主義運動に対して複雑な戦略を採る傾向がある。それは、ライバル組織を支援し、政治的土台を崩すといった、支援と抑圧を織り交ぜた戦略である。」

「それでも、多くの紛争が未解決であり、いくつかの過激派グループの犯行とされることは、それらの過激派グループが政治的目標を達成するほどの力を持っているかにかかわらず、今でも国土の広い地域を揺るがすほどの影響力を持つことを意味している。

「2006年から2008年までに起きた多くの悲惨なテロ攻撃に対し、政府は対テロの姿勢を強化しようとしている。これには、「2008年国家捜査局法案 (National Investigating Agency Act 2008)」と「非合法活動防止法 (Unlawful Activities (Prevention) Act, UAPA) 2008年改正法案」の施行が含まれる。非合法活動防止法 2008年改正法案は、即決裁判所の設立を認め、保釈金規定を厳格化するとともに、合法的未決拘留期間を90日から180日に延長するものである。その他にも、沿岸指揮を新たに取り入れた沿岸警備の改善、精鋭集団である国家治安警備隊 (NSG) の能力向上、及び対テロ訓練学校20校の設立の対策が検討されている。しかし、2009年以降、宗教的動機に基づくテロリズムは、左翼系過激派、中でもインド共産党 (毛沢東主義派) による暴動が激化したため、影が薄れている。」 [58f] (Security)

8. 03 2011年8月12日に検索したSouth Asia Terrorism Portal (SATP) のウェブサイトは、India Assessment 2011の中で、次のように記している。

「曖昧な点、絶えることのない行政の失敗、公共に広がる不安感がある中、インドの複数のテロリストグループ、反政府グループによる活動のほとんどは、現実的には弱まってきている。テロリスト、反政府グループによる攻撃の犠牲者は9年連続で減少し、2009年の2,232人、ピーク時の2001年の5,839人に対し、2010年は総計1,902人であった。(全データはSouth Asia Terrorism Portalデータベースより引用)」

「インドで最悪の紛争、一定して激化し続けている紛争は、議論の余地なく毛沢東主義派の反政府武装グループによるものである。インド共産党－毛沢東主義派 (CPI－毛沢東主義派) が主に指揮しているが、少なくとも20の小さな左翼系過激派 (LWE、ナクサライトとも呼ばれる) グループが含まれる。ナクサライトが関与した攻撃の2010年の犠牲者は1,180人であり、国内の他のテロリストグループ、反政府グループによる活動を全て併せた犠牲者数をはるかに上回った。」 [44d]

セクション13: 治安法を参照されたい

ナクサライト (毛沢東主義派) による暴力

8. 04 2009年10月、マンモハン・シン首相はナクサリズムを「国内治安に対する最大の脅威」と呼んだ。(The Hindu、2009年10月12日) [601] 2007年以降、ナクサライトによる攻撃は激化し、今後数年間は続くとアナリストたちは見ている。(Frontline

magazine、2009年11月6日)[19b]

- 8.05 Jane' s Sentinelは、2011年10月17日更新のSecurity Assessment for Indiaの中で、次のように記している。

「ニュー・デリーにあるシンクタンクであるInstitute of Conflict Resolutionの出した数字によると、反政府グループの犯行による死亡者は、2008年の638人から2009年の1,174人、2010年の1,174人へと年々増加している。2010年の死亡者数のうち、624人が民間人であるのに対し、276人が治安部隊、274人が反政府グループであった。」

「小さなナクサライトのグループは数多くあるが、際立って深刻な脅威となっているのは、2004年に人民闘争グループ(People' s War)とマオイスト共産主義センター(Maoist Communist Centre)の2つの有力な政党が、より小さいいくつかの政党と併合して結成されたインド共産党－毛沢東主義派(CPI-M)である．．．(ナクサライトの活動は)ビハール州、ジャールカンド州、西ベンガル州、オリッサ州、チャッティースガル州、アンドラ・プラデーシュ州、及びマハーラーシュトラ州での活動が最も盛んである。政府によると、インドの636の区のうち223区が影響を受けている。中でも最も影響を受けているのはチャッティースガル州である。」

「政府が2009年末に反政府グループの活動への対抗策を強化して以降(セクション3: 歴史を参照されたい)、毛沢東主義派はいくつかの激しい攻撃を行い、政府の戦略に対する疑問が持ち上がっている。(例えば、)2010年2月15日、毛沢東主義派が西ベンガル州Sildaの警察キャンプを襲撃し、24人の準軍事部隊兵士が死亡した。また、5月8日、中央予備警察隊72人と現地警察官1人が奇襲攻撃を受け、チャッティースガル州Dantewadaのジャングルの中で殺害された。5月18日、同地域におけるバスの爆破により、警察官16人と一般市民19人が死亡した。(2010年)6月29日、チャッティースガル州で再び奇襲攻撃があり、警察官26人が死亡した。一連の大規模攻撃に加え、小規模な攻撃、銃撃戦、暗殺を起こしたことにより、ナクサライトの反政府活動はインド中の新聞の1面を賑わした．．．」[58f]

2010年5月27日、西ベンガル州で2台の列車が衝突し、65人が死亡、200人が負傷した。その後、政府は、ナクサライト(毛沢東主義派)反政府グループによる線路妨害行為が原因であると発表した。(The Hindu、2010年5月28日)[60r]

- 8.06 South Asia Terrorism Portalのウェブサイトは、2010年、2011年、及び2012年(現在まで)に起きたナクサライトによる攻撃の犠牲者数の詳細な統計を公表している。
http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/maoist/data_sheets/fatalitiesnaxal10.htm
http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/maoist/data_sheets/fatalitiesnaxal11.htm
http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/maoist/data_sheets/fatalitiesnaxal.asp
 2011年に死亡した民間人と治安部隊兵士の数は、2010年に比べ、かなり少なかった。
 [44c]

セクション11: ナクサライトを参照されたい

イスラム教テロリストによる攻撃

- 8.07 イスラム系過激派組織と、その犯行とみられる最近の事件については、セクション11: イスラム教徒を参照されたい。

ジャンム・カシミール州

- 8.08 2010年7月、Jane's Security Sentinelはジャンム・カシミール州の状況について、次のように評している。「目下、印パ関係の主な問題となっているのは、イスラム教徒が大多数を占める元カシミール王国をめぐる紛争である... 1947年、1965年、1971年の3度の戦争、及び1999年の部分的な紛争があったにもかかわらず、カシミール地方の状況は変わっていない。」Jane'sは、次のようにも記している。

「カシミール地方では、武力衝突は日常的に起きており、治安部隊と文民政治家が過激派の標的とされ、軍と反政府グループの衝突が絶え間なく発生している。通常、こうした紛争の犠牲者は多くはないが、大規模な奇襲攻撃、紛争も時折起きている... 一般的に、インド領カシミール地方で発生する民間人と治安部隊を狙った攻撃、越境侵入は、インドとパキスタンが和平交渉を開始した2003年以降、毎年減り続けている。」

「カシミール自体は、事実上3つの別個の地域で構成され、それぞれの地域は独自の文化を持っているため、地域差が激しい傾向がある。軍と外交の紛争の争点はKashmir Valley (92%をイスラム教徒が占める)に集中しているため、この事実は忘れられがちである。パキスタン領カシミールの住民の大多数は完全な独立を求めている(2007年の調査によると87%)が、パキスタンへの併合を求める人々もかなり多い。ヒンドゥー教徒が多数を占めるジャンム地域では、投票で95%がインドの支配を支持した。更に、紛争地域を自国が支配するべきだと考えている人々の比率は、インドの方がパキスタン人より高かった(67%対48%)。しかし、どちらの国でも、国民の大部分が民族自決権の思想を支持した。」[58e]

- 8.09 2011年10月17日更新のJane's Sentinelは、次のように記している。

「現在、治安に対する最大の脅威は、組織化された過激派ではなく、巨大な軍隊の存在と政治の停滞に不満を持ち、警察に向かって石やその他の武器を投げつける一般の抗議者たちである。こうした衝突によって、警察が抗議者に応戦して発砲し、緊張が高まるといった、数多くの事件が生じた。2010年2月、こうした衝突で10代の若者2人が死亡し、Srinagarやその他の町で2週間にわたるストライキ、デモ活動、店舗の閉鎖に発展し、秩序を回復するために厳格な外出禁止令が発令され、何千人もの準軍事部隊が配備された。」

「(2010年)6月に同様の事件が起き、3人の若い抗議者が死亡し、その後、ストライキと抗議活動が激化したため、Kashmir Valleyの治安は20年間回復しなかった。Omar

Abdullaを州首席大臣とする州政府とニュー・デリーの中央政府は、騒動を収拾する力をますます失っているように思われる中で、続く3か月間に100人以上の抗議者が警察によって殺害されたと報じられた。デリーの政府は、この騒ぎをパキスタンが支援する過激派グループによる攪乱と説明付けようとしたが、抗議者たちが、強硬路線の地域リーダーの立場を越えて行動し、従来の権威者からの発信を迂回するソーシャルネットワークによって動機付けられたという証拠がある。」

[58f] (Security)

8. 10 2011年8月12日に検索したSATPのIndia Assessment 2011は、次のように記している。

「ジャンム・カシミール州(J&K)におけるパキスタン後援のイスラム系テロリストによる攻撃の犠牲者総数は、2010年、前年と同じ375人に留まった。但し、これは、2010年6月から10月までに多発したテロリストと分離主義者が後援する路上攻撃で死亡した111人(ほとんどが警察の銃撃による)を除いた数字である。」 [44d]

セクション11: 非政府武装グループ: ジャンム・カシミール州、セクション20: 信教の自由: ジャンム・カシミール州を参照されたい

目次に戻る

資料目録に進む

北東部の州

8. 11 2010年6月に検索したウェブサイトGlobalSecurity.comは、次のように記している。

「インド北東部の7つの州において、大規模で複雑なパターンの攻撃が続いている。北東部の主な反政府グループには、ナガランド州民族社会主義評議会(National Socialist Council of Nagaland, NSCN)の2派、マニプル州のMeitei extremists、及びトリプラ州の全トリプラ解放の虎(ATTF)全派とトリプラ民族解放戦線(NLFT)が含まれる。こうしたグループの多くが掲げる目標は、インド連邦から脱退し、独立国家を新たに建設することである。」 [140a]

8. 12 SATPのIndia Assessment 2011によると、インド北東部の犠牲者総数は2008年の1,051人、2009年の853人から劇的に減り、2010年には322人となった。長年にわたり紛争が絶えなかったこの地域で、最も顕著に犠牲者数が減ったのは、マニプル州とアッサム州である。それぞれの州の犠牲者数は、2009年の416人と391人から、2010年の138人と158人に減った。[44d]同レポートは、次のようにも記している。
「政府は、北東部のほとんど全ての過激派グループと交渉しようと努力している。しかし、紛争解決後の元戦闘員の帰還、再定住、及び最も重要な非武装に関連するいくつかの議論のある問題が未解決のまま残っている。 . . . 」 [44d]

8. 13 2011年8月7日、30年以上にわたる武力闘争の後、連邦政府と、違法とされたアッサム統一解放戦線(United Liberation Front of Assam, UFLA)の代表者たちは、和平交渉を開始した。軍事行動停止協定を締結し、協議を続けることが合意された。(The Hindu、2011年8月7日) [60u] 2012年1月24日、BBC Newsは、アッサム州の9つの反政

府グループに属する676人の戦闘員が、Guwahatiで行われた式典で武器を捨て、政府との停戦の意思を示したと報じた。 [32cq]

セクション11. 北東部の州を参照されたい

ヒンドゥー・ナショナリズム過激派グループ

8.14 SATP India Assessment 2011は、次のように記している。

「インドの治安部隊と情報機関は. . . 2006年から2007年に遡っていくつかのテロ事件におけるヒンドゥー系右翼過激派グループの役割を確認、調査を行い、『Hindutvaテロリズム』の脅威が新たに発生していることを認識した。2008年、2009年、2010年にはHindutvaテロリストの犯行と思われる事件は起きなかったが. . . 以前の事件、中でもMalegaon(2006年9月8日)、ハイデラバード Mecca Masjid(2007年5月18日)、Ajmer(2007年10月11日)の爆発への関与、更にはSamjhauta特急への攻撃(2006年2月19日)との関連を疑われる12人の過激派が逮捕された。」 [44d]

SATPはThe Rise of Hindutva Terrorismと題した記事を次のウェブサイトで公開している。」

http://satp.org/satporgtg/sair/Archives/sair8/8_44.htm#assessment2 [44h]

セクション20: 信仰の自由: ヒンドゥー教過激派グループに起因する事件も参照されたい

インドの治安状態に関する更なる情報はSouth Asia Terrorism Portal:

<http://www.satp.org/> [44] 及びReuters:

<http://www.alertnet.org/db/cp/india.htm> [98]を参照されたい

目次に戻る

資料目録に進む

9. 治安部隊

警察

9.01 2011年4月8日発行の米国国務省のCountry Report on Human Rights Practices 2010 (USSD 2010 Report)に記されているように、インドには国家警察のようなものが存在しない。憲法の下、28の州と7つの連邦政府直轄地は、それぞれが法と秩序の維持に責任を負い、従って、警察組織を監督する立場にある。中央政府は、州警察幹部に対し、指導と支援を行い、訓練を提供する。[2c] (セクション1d) 同レポートは、次のように記している。「治安部隊は文官に報告する義務がある。以前とは異なり、治安部隊が文民政府から独立して行動したという報告は無かった。」 [2c] (Introduction)

9.02 ニュー・デリーを拠点とするNGOであるHuman Rights Law Network(HRLN)は、2009

年8月のレポートで、州警察は今でも「1861年警察法(Police Act)」、又は、1861年の同法をモデルとした州法に従って構成及び規定されていると記している。
[22a] 本法は、警官の果たすべき義務についても規定している。[110]

- 9.03 県のレベルで(州は県に分かれている)、国と州の二重管理が見られる。県警察の長である上級警官(県警察の長官)は、州警察の上級職員に報告義務を負う。同時に、県警察の長官は、県行政長官の支持と指揮下に置かれる。(HRLN、2009年8月)こうした二重管理を受けない首都警察を持つ都市もある。この場合は、警視総監が行政長官としての権限を持つ。[110]
- 9.04 2006年にRoutledgeが発行したWorld Police Encyclopedia(WPE)によると、州警察は主に文民警察と武装警察の2つの部門から構成される。文民警察の主な役割は犯罪を抑止することである。武装警察は主に「法と秩序」の維持に係る事象に対応する。文民警察は警察署の人員配置と犯罪捜査本部の設置を行う。一般的に武装していないが、警棒又は竹刀を携行することもある。州武装警察は、武装歩兵隊と同じ方式で組織される。非常事態に対処する予備隊として機能する。2001年時点で、国内には307の大隊に属する372,300の武装警察隊があった。県警察には、武装警備隊又は護衛隊として機能する小規模の武装部隊があることもある。[110]
- 9.05 Indian Police Service(IPS)は、インド内務省配下の国家機関であり、州警察の上級職員に対し、高度な訓練を実施している。IPSの入学資格は副長官(Assistant Superintendent)レベルである。ほとんどの州には、警部補以上の階級を対象とした警察訓練学校、又は学院が設置されている。全ての州には巡査のための訓練校がある。(WPD)[110]
- 9.06 Human Rights Watch(HRW)は、2009年8月にBroken System: Dysfunction, Abuse and Impunity in the Indian Policeと題したレポートを発行した。同レポートは、ウッタル・プラデーシュ州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、及びカルナータカ州における調査結果を示したもので、さまざまな階級の警官、警察による虐待の被害者、NGO職員、弁護士、及び政治活動家とのインタビューも盛り込まれている。同レポートは、次のように報じている。

「通常若年の下級警察官が勤務し、被疑者又は被害者の対応に当たる文民警察署レベルでは、文民警察、中でも巡査が劣悪な条件で生活及び勤務していることが判明した。ひっきりなしに電話が掛かり、シフトも必要機材も無い状態で長時間労働を強いられ、政府が提供したテント又は粗末な小屋に帰って数時間眠るだけの生活に、警官たちは多くの場合、消耗し、士気も低い。若年の下級警察官は、事件を早急に解決するために、上司から非現実的な要求を突き付けられることが多い。上司から激励された場合でも、時間、訓練、機材の不足から、専門的犯罪捜査技術は活かされていない。こうした警察官は、周知の犯罪者を庇おうとする地元の有力政治家から捜査上の干渉を受けることも多い。．．．こうした体制上の問題を避けるため、多くの警察官は『近道』をする。警察官がHuman Rights Watchに話したところでは、立件数を減らすため、犯罪被害届を受理しないということである。他にも、立件に必要な時間や犯罪性が不十分な場合は、被疑者を不法に勾留し、拷問や虐待により処罰したり、虚偽と判っている場合でも自白を強要したりするという。」

[26g] (p5-6)

9. 07 HRWレポートは更に次のように記している。

「インドでは、住民1,037人に対し、文民警察官がたった1人という状況である。これは、住民558人当たり警察官1人と言うアジアの平均、住民333人当たり警察官1人という世界平均を大きく下回っている。」 [(p7)

「警察の基本的設備は崩壊している。インド国内の警察署、交番は老朽化した植民地時代の建物で、時代遅れの機材しか設置されておらず、警察車両、電話、コンピュータ、そして文房具さえも十分ではない。人員不足も深刻で、既に過剰労働の状態にある警察官は、更なる要求への対応を強いられている。警察は、日常的に『VIP』—通常は政治家、実業家、芸能人—の警護に回されることが多い。警察の上級職員は、下級職員を用務員、更には家事使用人として使っていることも多い。(p7)

「警察の能力は訓練の不足によって著しく損なわれている。(非幹部職)警官の場合、6か月から9か月にわたる研修は軍隊形式で、身体の鍛錬、(行進)及び式典パレードを中心に行われる。」(ある警部補はHRWに対し、犯罪捜査の訓練はほとんど行われないと話した。)(P32)

「インドの一部の地域では、現役警察官の訓練はほとんど行われない．．．警察官が異なる技能を必要とする別の階級に昇進しても、補足訓練が行われることはほとんどない。」 [26g] (p33)

9. 08 Human Rights Watch (HRW) は2011年2月1日付のレポートで、次のように記している。
「インドは今でも全国規模の犯罪データベースを構築しておらず、州警察署は『事実上孤立した島々』として放置されている．．．」 [26k] (p27)

9. 09 USSD Report 2010は、次のように記している。

「警察の保護といった迅速な手続には、通常賄賂が支払われていた．．．企業が賄賂を撲滅することを支援する非営利団体Trace Internationalが2009年1月に行った調査によると、賄賂の要求のうち91%は、政府役人によるものであった。また、30%は警察官によるものであった．．．2009年5月のHRWレポートは、警察内には汚職が蔓延しており、政府高官の一部も認めていると報じた。人権活動家、NGOの報告によると、警察業務を依頼すると賄賂を要求されることが多いということである。」 [2c] (セクション4)

9. 10 2009年8月付のHuman Rights Law Network (HRLN) は、次のように記している。

「ほぼ全ての州警察委員会と国家警察委員会は、党派意識による政治家の不正行為があったことを明らかにした。警察官は、政治家に逆らえば異動させられることが分かっているため、不法な命令にも従わなければならないという意識を持っている。警察官は、一般的に、任命、懲戒処分、給与、在任期間、物理的条件、転居、その他の条件について行政府に多分に依存している。このため、警察は政治化されてい

るだけでなく、現在の権限者の立場を利用して、政治的少数派、貧困層、指定カーストや指定部族、及び弱者全般に不利な状況を作っている。」 [22a] (p9)

9. 11 2009年8月のHRWレポートは、次のように記している。「2006年、最高裁判所は Prakash Singh and Others対Union of India and Othersの裁判において、中央政府と州政府に対し、新しい警察法を制定し、政治介入を軽減することを命じる画期的な判決を下した。残念ながら、中央政府も、ほとんどの州政府も、裁判所命令にほとんど、又は全く従っていない。」 [26g] (p8)
9. 12 2009年8月のHRLNレポートは、Transparency International Indiaの2005年のレポートを引用し、その年、インドの10分の1以上の家庭が、警察業務を依頼するために賄賂を支払い、警察と接触した回答者の87%が、警察の腐敗を認識していた。HRLNはまた、Asian Human Rights centreの報告を引用し、次のように記している。「腐敗は蔓延しているだけでなく、堂々に行われている。賄賂を支払った人の81%は、仲介人を介さず、警察官に直接賄賂を渡したと報告した。これは、賄賂そのものが制度化され、一部は逸脱行為と認識されることも無いことを示している。」 [22a]

セクション19: 汚職も参照されたい

内務省に所属する準軍事部隊と中央警察組織

9. 13 インド内務省は、いくつかの準軍事部隊、及び国内諜報機関を管轄している。(USSD 2010) [2c] (セクション1d) 準軍事部隊には、例えば、中央予備警察隊、国境警備隊、鉄道保護隊(Railway Protection Force)、アッサム・ライフル部隊(Assam Rifles)、中央産業安全部隊(Central Industrial Security Force)、及びホーム・ガード(Home Guard)がある。集権警察組織には、Central Bureau of Investigation、Bureau of Police Research、情報局(Intelligence Bureau)、及び上述のIndian Police Serviceがある。(WPE、2006) [110]
9. 14 Apurba Kundu博士は、2011年8月26日付India COI Reportを次のように評価している。「インド内務省配下のインドの準軍事部隊と集権警察組織は、より温和な国民の支援活動と並び、人数、能力、規模、及び非常事態時（人権侵害に繋がる可能性がある）の頻繁な出動において、注目すべき存在である。」 [153]

Apurba Kundu博士は、2005年にAbingdon Routledgeから出版されたK. Adeney and L. Saez (eds) 編集の「Coalition Politics and Hindu Nationalism」より、自身の著した「NDA and the National Security」の章を引用し、内務省配下の準軍事部隊の規模を示した。「内務省はインドの数多くの中央準軍事部隊(CPF)の維持費高騰に直面している。1998年から2001年までで、人員は5.2%増え(567,855人から597,492人)、経費は33%上昇した(11億1,000万米ドルから14億8,000万ドル)。」 [153]

目次に戻る
資料目録に進む

中央予備警察隊(CRPF)

- 9.15 2012年3月2日更新のJane's Sentinel Security Assessment for Indiaは、準軍事部隊の中でも最も際立った存在である中央予備警察隊(CRPF)が、国内治安任務に就き、全国どこでも配備可能であると記している。[58a] (Security and Foreign Forces) Jane'sによると、CRPFは218の大部隊に所属する総勢200,000人の警官で構成される。218の大部隊のうち、187が「執行部」、即ち、軍事専門家ではない。部隊の主な任務は次のとおりである。

- ・ 各州の国内治安維持の支援
- ・ 選挙の監視
- ・ 国際平和維持軍(スリランカ、ハイチ、ナミビア、コソボ、及びソマリアを含む)への参加
- ・ 環境維持(CRPFの「Green Force」として)
- ・ 救助、救援活動 [58b] (Security and Foreign Forces)

National Investigation Agency (NIA)

- 9.16 Human Rights Watch(HRW)は、2011年2月1日付のレポートで、連邦議会が2008年12月に「国家捜査局(National Investigation Agency)法」を可決し、テロ犯罪、その他国家安全を脅かす犯罪を調査する広大な権限を持った国家捜査局法(NIA)を設立したと報じた。同法は、NIAが調査する犯罪の審議を行う特別法廷の設立も認めている。HRWは、次のように記している。

「NIA支持者は、NIAを米国連邦捜査局(FBI)に例えている。インドのどの地域においても、警察権を持つそれぞれの州の許可を得ることなくテロ事件を調査できるからである。」

「NIAは、中央政府から許可を得ることなく事件を調査することはできない。中央政府は、NIAに調査権を認めるかを決定するために15日間の猶予を与えられる...更に、NIAの設立を定めた法令は、NIAが中央政府に応答することを明言しているが、NIAと中央政府の権限を明確に定義していない。このため、治安分析者たちは、NIAの厳密な調査が政府与党、又はその同盟者にとって邪魔になった場合、NIAはいつでも妨害される危険があると評している。」

「NIAが、起こり得る攻撃を予防する能力を持つか否かという重大な疑問もある。中央政府は、この問題に対処するために、国家テロ対策センター(National Counter-Terrorism Center)の設立を考えている。政府は、既に起こった犯罪に関する調査権をNIAに認めたが、将来の犯罪を予防するために、いかに情報を取得、共有、伝達するかを具体化していない。」

「中央政府と州政府に対し、NIAが調査する犯罪の審議を行う特別法廷の設立を認める(国家捜査局法の)条項は、特に懸念される。Human Rights Watchは、国家安全に対する犯罪を審議する特別法廷の設立と利用に反対している。多くの国の長年にわたる記録によると、こうした国家安全保障法廷は、国家安全を維持する必要性には非常に敏感であるものの、より一般的な犯罪の審議に本来備わっている被疑者の

人権尊重を欠いていることが多いという。国家安全保障法廷は、しばしば国際人権法で認められている範囲を越えて被疑者の権利を制限した状態で裁判を行うことを認められている．．．こうした特別法廷の裁判官は、関連高等裁判所の裁判長の推薦に従って、中央政府と州政府が任命する。

「(国家捜査局法の)条項は、「そう望んだ場合」インカメラ(非公開)審理を行う無規制の裁量を特別法廷に認めている．．．NIA法で、もう1つ問題のある条項は、証人の命が危険であると判断される場合、特別法廷が証人の身元を明かさないことを認めていることである。」

「こうした権限は、累積すると、基本的に本質が司法である機能を政府が侵犯することを認めることになる。特別法廷の公平性－権限のある独立した公平な法廷において、公平な裁判を受ける国際的に保障された権利の重要な側面を問題視している。」 [26k] (p94-97)

目次に戻る
資料目録に進む

国軍

9. 17 2011年11月8日更新のUS Background Note for Indiaは、インド国軍の最高指揮権は、インド大統領が持つことを確認した。インドの国防、及び軍隊全般に関する政策は、内閣が立案、確認する。[2a] (Defence) 軍は、陸軍、海軍(空軍を含む)、空軍(Bharatiya Vayu Sena)と沿岸警備隊で構成される。(CIA World Factbook、2012年3月6日) [35a]
9. 18 2012年2月15日更新のJane' s Sentinel Security Assessment for India(軍隊)は、インド国軍が約1, 100, 000を要する世界第3位の規模を誇る軍隊であると報じている。元正規兵で、予備期間5年の第一線予備兵が300, 000人、更に、在任期間が50歳までの予備兵500, 000人がいる。直轄地軍は第一線部隊に40, 000人、第二線部隊に160, 000人を擁する。軍隊の主な役割は、外的脅威から領土の統一を守ることであるが、16, 500kmに渡る国境の半分近くを中国、パキスタン、バングラデシュと争っているインドにとって、これは重要な任務である。[58c]

防衛省に所属する準軍事部隊

9. 19 これには沿岸警備組織(Coast Guard Organisation)と、全国の防衛省の施設を警備するインド国防軍(Defence Security Force)が含まれる。(Country Data.com) [79b] (Paramilitary and Reserve Forces) ラシュトリヤ・ライフル部隊(Rashtriya Rifles)は、防衛省が資金を提供し、軍の命令により反政府勢力に対抗するための準軍事部隊である。約40, 000人の正規兵と軍からの出向兵で形成され、主にカシミール州に配備されている。[153] [4b]

その他の部隊

9. 20 2009年5月に発行され、2008年の出来事をまとめたAmnesty International年次レポートは、次のように記している。

「チャッティースガル州では、毛沢東主義派と、Salwa Judumが援護する州の軍隊との間の衝突が続いている。Salwa Judumは州の支援を受けていると思われる。両軍とも、主にAdivasisから構成される民間人を標的にしている。こうした人々の殺害、拉致、拷問、その他の虐待が報告されている。．．．(2008年)11月、インドの国家人権委員会(NHRC)は、Salwa Judumと毛沢東主義派が行った人権侵害に関する報告を検証するための1か月に渡る聞き取り調査の結果を発表した。NHRCは、両軍とも人権侵害を行っていたと報告した。人権組織は、Salwa Judumによる人権侵害に関し、NHRCの調査は不十分であると批判した。」[3e]

子ども兵士徴用廃止を目指す連合(Coalition to Stop the Use of Child Soldiers)は、Global Report 2008の中で、次のように記している。

「Salwa Judum運動は、2005年にチャッティースガル州で起きた。そのリーダーたちは、毛沢東主義派による暴力に対抗するための自発的で篤志の行動であると主張している。主に部族生活をする人々約50,000人が仮設住宅に住む地域に、いくつかのキャンプが設営された。毛沢東主義派を孤立させるため、又土地の開発を進めるための手段として、こうした人々が移住させられたり、Salwa Judum運動に徴用されたりしたと報じられている。Salwa Judumから特別警察官(Special Police Officers、SPO)を村の防衛部隊に徴用し、州警察、Naga Indian Reserve Battalionをはじめとする治安部隊から武器と訓練を提供した。18歳未満の若者がSPOとして徴用されたと報告されている。」[78a]

9. 21 2011年7月、インド最高裁判所は、チャッティースガル州当局に対し、毛沢東主義派に対する武力攻撃で治安部隊を援護していたSalwa JudumとKoya Commandosの2つの文民部隊を解散させる命令を出した。こうした組織から徴用された「特別警察官(SPO)」6,500人がチャッティースガル州で活動していると言われている。これらの特別警察官は、インド治安部隊から武器と訓練の提供を受けている。最高裁判所は、こうした部隊の存在は憲法に違反するとして裁定を下した。治安当局は、裁判所の決定が対ナクサライトの作戦に深刻な影響を与えるだろうと述べた。(BBC News、2011年7月14日)

目次に戻る
資料目録に進む

治安部隊による人権侵害

9. 22 2009年8月付のHuman Rights WatchレポートBroken System: Dysfunction, Abuse and Impunity in the Indian Policeは、次のように記している。

「警察による虐待がインドのメディアで報じられることは多いが、インド政府によると、2003年から2007年までに提出された警察への申立て282,384件のうち、警察署、治安判事、又は司法機関の尋問を受けたのは僅か28%であった。この期間中、

警察官8,736人の審議が開始されたが、終了したのはこのうちの1,070件のみで、有罪判決を受けた警察官は264人であった。確たる証拠はないが、このデータは、虐待を行った警察官に対し、明確な訴追が首尾よく行われたケースもあるものの、警察の多くは今でも免責を通例とする環境の中で活動していることを示している。」[26g] (p100)

- 9.23 NGOのAsian Centre for Human Rights (ACHR)は、Indian Human Rights Report 2009の中で、反政府勢力に対する行動の中で、国軍が犯した犯罪(人権侵害)に関する公式統計は無いと記している。「犯罪統計の収集を担当するのはインド内務省の犯罪記録局(National Crime Records Bureau、NCRB)である。しかし、国軍関連の犯罪データを整備する義務は無い。同じことが国家人権委員会にも当てはまる。」同レポートによると、インドで報告される人権問題は、実際に起きた件数のごく一部に過ぎない。[18a] (pVI) ACHRは、South Asia Human Rights Index 2008の中で、紛争において配備された国軍を調査するためには、(「刑事訴訟法」第197条と「1958年国軍特別権限法(Armed Forces Special Powers Act)」第6条に基づいて)予め中央政府の許可を得なければならないと記している。こうした事前許可はめったに求められることも無ければ、与えられることも無い。政府配下のインド中央捜査局が治安部隊による暴力の確たる証拠を掴んだとしても、訴追の許可は却下されてきた。[18f] 2010年4月発行のACHRのレポートTorture in India 2010は、次のように記している。

「法を執行するはずの人員が、拘禁中の拷問や超法規的処刑を含む人権侵害の免責を未だに有している．．． 1973年刑事訴訟法第197条は、中央政府、又は関連州政府からの事前承認が無い場合、公務員の免責を認めている。」[18h]

- 9.24 インドのニュース雑誌Frontlineは、2009年11月6日号で、治安部隊は1990年代末から、戦術の改革を始めたと報じている。

「ナクサライトへの支援が疑われる全ての人々に対する拷問、犯罪のでっち上げを意味する恐ろしい『包囲捜査』作戦が中止された。深夜の逮捕、地下活動を行うナクサライトの親類縁者に対する財産の破壊、追放も中止された．．． 最も恐るべき手段—処刑を用いる場合でも、これらの手段はとられていた．．． 社会の大部分は、『衝突による死』と遠回しに呼ばれる超法規的処刑を認めなかった。毛沢東主義派による殺人に反対するのと同じである。」

「警察幹部は、こうした手段を無差別に用いることが、警察と人民との距離を深めていることを痛感した。戦場の条件を変えるには、人民の参加が必要不可欠なのである。」[19b] (p18-19)

下記内戦地域での武力の過剰な行使とその他の虐待も参照されたい

目次に戻る
資料目録に進む

超法規的処刑

9.25 2009年8月付のHuman Rights WatchレポートBroken System: Dysfunction, Abuse and Impunity in the Indian Policeは、次のように記している。[26g]:

「インド警察が行っている超法規的処刑は、大きく分けて次の2つに分類される。1つは、拘留中の拷問又は処刑による死亡であり、警察は全責任を否認し、逆に死因が他にあったと主張する。もう1つは『偽衝突』殺人と呼ばれ、警察は殺害を認めるが、正当防衛、又は、被疑者の逃亡を阻止する上での行動であることを不当に主張する。．．．インドの一部地域では、警察は、どちらの殺人を犯しても免責が認められる。(p86)

「警察が関与を認めたが不法行為は否定した偽衝突殺人の発生頻度は不明である。インド政府の報告によると、2007年、警察は民間人250人を殺害し、616人を負傷させた。2006年は、民間人472人を殺害し、432人を負傷させた。(p91)．．． 国家人権委員会は、2005年以降、警察の発砲による死者の全国データを発表していない。この年、国家人権委員会は84件の偽衝突殺人の申立てがあったことを報じている。」(p91-92)

「Human Rights Watchは、警官が起こした発砲事件のうち何件が純粋な正当防衛によるもので、警官が計画した銃撃戦ではないか、又は警察が虚偽の報告をしていないかを判定する立場にはない。報告によると、こうした発砲事件の半数は、強盗、又は武装強盗の逮捕、作戦又は『対個人』作戦、警察の説明に同意又は反論できる公平な目撃者がいない状況で行われた。インド警察も多くの犠牲者を出している事実 — 対『過激派/テロリスト』作戦で2007年には警察官59人が死亡、2006年には64人が死亡している — は、相当数が銃撃戦に関与したことを示唆している。」[26g] (p91)

9.26 USSD 2010 Reportは、次のように記している。

「政府と政府配下の機関が犯罪被疑者、反政府勢力の超法規的処刑をはじめとする恣意的逮捕、不法な殺人を犯しているとする報告は多い。こうした事例は、特にジャンム・カシミール州、インド北東部の州、及びナクサライト地帯で多く、これら地域では、非政府勢力も同じように殺人を犯している．．． 治安部隊と警察が犯罪被疑者、又は反政府勢力に対して超法規的処刑を行うといったほとんどの偽衝突殺人は、紛争地域で起こっているが、こうした行為は他の地域でも起こっている。」

「3月、数々のメディアが、情報の権利(RTI)要求に応じて、国家人権委員会(NHRC)が、1993年以降に検証された警察との衝突事件2,560件のうち1,224件が、治安部隊によって計画されたものであることを示すデータを提供したと報じた。NHRCは、犯罪捜査局(Criminal Investigation Department)に対し、警察との衝突による全ての死亡事件を調査するように書面で勧告したが、多くの州はこれに従わず、警察幹部の裁量による内部検証を続けている。」

「拘留中に受刑者が殺害される、又は死亡するといった拘留中の死亡事件も、深刻な問題として残っており、当局は、警察又は治安部隊に対する訴追を遅らせる、或

いは全く行わないことが多い．．．拘留中の死亡に関する現在のデータは存在しない。」[2c](セクション1a)

「2002年、最高裁判所は中央政府と地方政府に対し、定期的に警察署を検査し、拘留中の暴力を監視する命令を出したが、政府役人はこれに従っていない。」[2c](セクション1g)

同レポートは、次のようにも記している。「その年、治安部隊は(2010年)6月から9月までにジャンム・カシミール州で起こったデモ行動の参加者たちを殺害した。」[2g](セクション1a)

9. 27 2009年10月9日発行のインドのニュース雑誌Frontlineは、治安部隊による超法規的処刑に関する特集の中で、次のように評している。「偽衝突に関する論争の中心となっているのは、衝突死亡という言葉の正当性である。偽衝突のみを違法とする人々は、警察の衝突殺人が文明社会に反しないという公共の認識を持っていると思われる。純粋な衝突殺人が偽衝突殺人と同様に違法であるという認識を持つ人は多くない。」[19a]

下記内戦地域での武力の過剰な行使とその他の虐待と拷問も参照されたい

目次に戻る
資料目録に進む

恣意的逮捕と拘禁

9. 28 2009年8月付のHuman Rights Watch(HRW)レポートBroken System: Dysfunction, Abuse and Impunity in the Indian Policeは、次のように記している。

「警察は、ある種の犯罪に関係している(法律は『関与する』という言葉を使っている)という『正当な疑惑』がある者、又は、これに関与しているという『正当な申立て』又は『信頼できる情報』が寄せられた者を誰でも逮捕状無しで逮捕する広範な権利を持つ。これらの者の中には、『盗品であると疑う正当な理由がある』物品を所持している者も含まれている。警察は、ある種の犯罪を企てていることが判明している者を逮捕状無しで逮捕することもできる．．．(刑事訴訟法は、)逮捕と勾留は法令が制定した手続に従って行わなくてはならないと定めている。恣意的な逮捕と勾留は禁止されている。即ち、違法な逮捕と勾留、明らかに行き過ぎ、不当、差別的、又は予測不能な逮捕と勾留は禁じられている。」

「人権擁護団体は、地元の有力者の要請により、又はその他の形態の汚職により、警察が個人を偽の容疑で逮捕・勾留することが多いと指摘している。Human Rights Watchが報じたケースでは．．．被告人の説明によると、警察は犯罪又は非公式な罪状をでっち上げたが、こうした逮捕と勾留は、国際法、国内法の下で違法である。」[26g](p57-59)

9. 29 USSD Report 2009は、次のように記している。「法律が定めるところによると、警

察官は被勾留者に対し、逮捕理由と弁護士との接見の権利について説明しなければならない。勾留者は、予防拘禁法に従って勾留されたのでない限り、24時間以内に罪状認否を行わなければならない。[2g](セクション1d) USSD Report 2010によると、2010年にも恣意的な逮捕と勾留のケースがあった。2010 Reportは、次のようにも記している。「警察は、特別治安法を適用し、被逮捕者の審議を遅らせた。裁判前の勾留は恣意的に長く、実際の刑期より長いこともあった。」[2c](セクション1d)

- 9.30 Freedom HouseのレポートFreedom in the World Kashmir (India) 2008は、次のように記している。

「... 政府と治安部隊は勾留請求却下命令をはじめとする裁判所命令に従わない場合が多い。適用範囲の広い2つの法律—「国軍特別権限法」と「動乱地域法(Disturbed Areas Act)」—は、インド軍が令状無しに被疑者の自宅を家宅搜索し、逮捕を行うこと、被疑者の即時射殺、過激派が潜伏している、又は武器が保管されていると見られる建物を破壊することを可能にする... インド軍の権利侵害に対する免責が通常となった理由の1つに、「国軍特別権限法」に従って、いかなる訴追に対してもニュー・デリー(中央政府)の承認が必要になったことが挙げられる。しかし、2007年にはいくつかの起訴が行われた。2007年2月、衝突中の死を装ったことが明らかな犠牲者が発見され、異例の徹底調査が行われた。その結果、警察幹部1人と元長官を含む少なくとも18人の警察官が有罪となった。もう1つ前進があった。州政府は、4月、拘禁中の死亡と偽衝突殺人のケースを厳密に調査するため、尋問委員会を設立した。しかし、何千件ものケースで免責が濫用され続け、人権擁護団体は、最近の調査が政策の純粋な変化を表すものかにつき疑問を表明した。州人権委員会は毎年何十軒もの申立てを調査する(開設以来、何百件もの申立てが寄せられている)が、資源とインフラが十分でないため、思うように進んでいない。更に、インド国軍、又は連邦治安部隊による侵害行為を直接調査することができず、侵害行為を行ったことが判っている場合でも、行動を起こすことができない。」[43b]

- 9.31 2011年2月付のHuman Rights WatchレポートThe “Anti-Nationals”:Arbitray Detention and Torture of Terrorism Suspects in Indiaは、治安部隊が時折、被疑者特定のため、大勢の逮捕を行っているとは報じた。

「2008年の(ムンバイ市の)爆破事件に続く一斉検挙の際、警察は何百人ものイスラム教徒の男性を逮捕、尋問した。多くのケースで警察は、時には私服で、人家、又は職場に侵入し、身分を明かすことなく、又は逮捕令状を提示することなく勾留・尋問のために個人を連行した。インドの刑事訴訟法は、警察が尋問のために個人に出頭を命ずることを認めている。しかし、警察は、逮捕することなく人を強制勾留して尋問することは禁じられている。また、被疑者に対し、自分が不利となる可能性のある証言を強制することもできない。法令は、警察が書面の出頭命令書を発行することを求めているが、国家の安全に関係する事件以外でも、この手続はほとんど無視されている。」

「弁護士、人権活動家によると、2008年7月のAhmedabad爆破事件、Suratの爆破未

遂事件に続き、グジャラート州警察は、全国で400人ほどのイスラム教徒を尋問した。Ahmedabadの人権活動家Hanif Lakaewalaは次のように述べている。「何百人ものイスラム教徒が尋問のために連行された。私の考えでは、警察は実行犯の手掛かりも無しに、無作為に連行していた。」 [26k] (p53-54)

9.32 同レポートは、テロ関連の事件の場合、警察は時として、被疑者被疑者が弁護士や家族と面会することを認めないと記している。「被疑者被疑者が弁護士や家族と面会する権利を、警察が不当にも数日又は数週間にもわたり認めないことがあった。ようやく弁護士との接見が認められても、警察から不当に会話を監視されることも多い。」 [26k] (p56)

9.33 2011年2月のHuman Rights Watchレポートは、次のように記している。

「警察が逮捕状無しに逮捕することを規制する刑事訴訟法改正案が2010年に可決されたが、未だに署名されていない。」

「しかしながら、インドの憲法と最高裁判所の判決は、警察による逮捕に手続上の義務を設定している．．． インド憲法は生存権と個人の自由を保障している．．． 最高裁判所は、こうした権利が警察の広範な逮捕権を本質的に制限すると判断している。警察は、調査に基づき、『被疑者被疑者が有罪である』と『信じる正当な理由』があり、『逮捕を実行する必要』がある場合のみ、逮捕してよい。」

「憲法は、警察が逮捕状無しに被疑者被疑者を逮捕した場合、被疑者被疑者に対し、逮捕の理由と保釈の権利を説明しなければならないとしている。警察は、最高24時間以内に速やかに被逮捕者を最寄りの判事に引渡さなければならない。さらに、1997年のD. K. Basu 対 西ベンガル州の画期的なケースでは、最高裁判所が、警察の勾留に必須の手続を追加設定する判決を下した。」

「恣意的な逮捕を阻止しようとする試みは、インドの法廷又は国家・州人権委員会により行われ、時には成功した。NHRCは、こうしたケースで繰り返し訴追と賠償を求めた．．．」 [26k] (p59-60)

セクション13: 逮捕と勾留 — 法的権利を参照されたい

目次に戻る
資料目録に進む

拷問

9.34 USSD 2010 Reportは、次のように記している。

「法律は拷問を禁じているが、多くのNGOが、こうした行為は特に紛争地域で通例となっていると指摘している．．． 法律は、一般的に、強要された自白を当局が証拠として提出することを禁じているが、NGOや市民の話によると、当局は自白を引き出すために拷問を用い、そうして得た自白を死刑判決の補助材料として提出する

こともあるという。当局は、金銭を得るため、又は簡易処罰として拷問を用いることもあると言われている。」[2c](セクション1c)

- 9.35 2009年8月発行のHuman Rights Law NetworkのレポートAccountability fo the Indian Police: Creating an External Complaints Agencyは、次のように記している。

「ある推定によると、インドでは毎年、拷問、虐待、非人道的行為の事例が180万件も発生している。実際に訴追されたケースは、この数字に比べて驚くほど低い。(報告されている)拘禁中の死亡事例は毎年約1,500件であるが、有罪になった警察官の人数は、2004年が4人、2005年が3人である。起訴件数も同様に低く、2004年が37人、2005年が25人であった。」[22a](p12)

- 9.36 Human Rights Watch (HRW)は、2009年8月付のレポートの中で、インド警察について、被害者とのインタビューで最も多かった虐待行為は警棒、又はlatis(竹刀)による殴打であったと記している。治安部隊が行ったとされるその他の虐待には、電気ショック、睡眠妨害、靴底による殴打、及び苦痛な姿勢を長時間強いられることが挙げられている。[26g](p68-69)社会的弱者層は、特に街頭で殴打されることが多い。(p74)HRWレポートは、警察が犯罪の被疑者を殴る理由は、「犯罪を解決」し、訴追を可能にするために、自白、その他の情報を引き出すためであると記している。但し、通常、勾留中の自白は罪の証拠として採用されない。(p81)警察はHRWに対し、殴打の目的は、罪を罰し、再犯を防ぐことにあるとも話した。(p85)
- 9.37 Asian Centre for Human Rights (ACHR)は、2010年4月発行のレポートTorture in India 2010の中で、次のように記している。「インドでは、拘禁中の拷問は今でも幅広く組織的に行われている... 全ての拘禁施設を独立機関が監視する効果的なシステムが無いことが、拷問を可能にしている。」同レポートは、国家人権委員会の統計によると、2008年から2009年にかけての12か月間に、1,789人が「司法勾留」(刑務所)で死亡し、127人が拘留中に死亡したと報じている。拷問の後、死亡したという事例もいくつか報告されている。[18h] ACHRレポートは、次のようにも記している。

「中央政府は、『拘禁中の犯罪』に関するインド法律委員会の第152号レポートにおける、『1872年インド証拠法(Indian Evidence Act 1872)』を改正し、拘禁中に被疑者が死亡した場合は、その立証責任は警察が負うとの条項(第114条B)を追加するようにとの勧告を拒否した。」

「中央政府と州政府は、いずれも刑事訴訟法第197条に基づいた訴追を一貫して認めようとしなない。」

「D. K. Basu 対 西ベンガル州のケースで最高裁判所が示した指針は、インドにおける拘禁中の死亡事例を減らすことはできなかった。D. K. Basu 対 西ベンガル州のケースで示した指針の実施を求めて最高裁判所に寄せられた請願書は、ほとんど認められなかった。」[18h]

9. 38 HRLNは、国家人権委員会が発表した「拘禁中の死亡事例」は、老齢や病気による「通常の」拘禁中の死と、拷問等による死とを区別していないが、実際の拘禁中の拷問の事例は、報告された件数より幾らか多いだろうと指摘している。「22a」(p12)

9. 39 Human Rights Watchは2011年2月1日発行のレポートで、次のように記している。

「Human Rights Watchは、2008年の(ムンバイ市の)爆破事件で勾留された被疑者に対する警察の拷問、虐待について、数々の信頼できる情報を得た。拷問の手段は、殴打、電気ショック、苦痛な姿勢、食料と水を与えない、間隔遮断、被疑者とその家族に対する脅迫等、肉体的・精神的苦痛の両方がある。警察部隊や、自白やその他の情報を得るためにかかった時間によって虐待の程度は異なる。」

「警察は、被疑者を拷問することにより、自白や他者を告発する証言を引き出すだけでなく、自白をでっち上げて被疑者に署名・暗記させ、判事の前で証言させることも行っている。警察は、自白で判事を説得し、被疑者をさらに尋問するために勾留期間の延長を認めさせることもある。」

「インドの全ての犯罪事例において、警察は、日常的に拷問を用いて自白を引き出している。多くの捜査官は、警察の仕事では、拷問、その他の強制的手段が必要であると感じていることを認めた。2008年の爆破事件では、実行犯を特定して罰するという大衆の多大な期待が重くのしかかり、こうした傾向が強まったと思われる。」

「インドの法廷では、拷問が行われた可能性が高いため、警察が得た自白は一般的に有罪の証拠として認められない。自白が証拠として認められるには、被疑者が判事の前で自白を繰り返さなければならない。しかし、被疑者の警察に対する発言は、他の証拠を確証付けるものとして認められており、法廷の審議に自白を盛り込む『裏口』となっている。」 [26k] (p30-31)

9. 40 「2010年4月26日、『公務員による拷問、又は公務員の同意を得た人物による拷問を罰する』ことを定めた『拷問防止法(Prevention of Torture Bill)』が議会に提出された。インド内務大臣P. チダムバラムは、インドが『国連拷問等禁止条約(拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約)』に批准するために、この新法案が必要であったと述べた。(Thaindian News、2010年4月26日) [45e] The Hindu紙は2010年5月29日の社説で、次のように記している。

「『拷問防止法』第3条は、『拷問』を『苦痛』又は『生命、障害、健康の危険』を生じさせる意図的行為と定義している．．．つまり、ある行為が『拷問』と見なされるには、ハードルが非常に高いということである．．．『健康(肉体的又は精神的)の危険』の規定もあまり役には立たない．．．こうして、水責め、性的暴行、食料、水、睡眠を与えない、鞭打ち、身体の敏感な部分を冷却物でこする、その他、理性的なほとんどの人々が非難する野蛮な行為は、拷問防止法の法案で定められた『拷問』に値しない可能性がある。」

「『拷問防止法』の第4条は、ある行為が『拷問』に値するとしても、罰することができるのは、『犯罪検知に繋がる可能性のある自白又は情報を得る目的を以て．．．

(被疑者の)宗教、人種、出生地、居住地、言語、カースト又はコミュニティ、その他の理由に基づいて．．．』行われた場合のみと定めている。つまり、威圧するため、金銭を要求するため、『教訓を与えるため』、又はその他のどんな理由であれ、警察が被疑者の骨の1本や2本を折っても、罰せられることは無いのである．．．」

「．．．更に、被害者は、拷問が何らかの差別に基づくものであることを証明しなければならない。」

「．．．第5条は．．．法廷が申立てを審議できるのは、犯罪が行われてから6か月以内であると定めている。」

「第6条は、訴追に対する政府の事前承認が無ければ、法廷は申立てを受理することができないと定めている。但し、この事前承認を得ることは、昔も今も非常に困難である。」

「(「拷問防止法」は)国際法が定める最適標準を満たしていない。」[60n]

9. 41 「2010年拷問防止法」は、2010年12月、Lok Sabha(連邦議会の下院)で可決された。2011年8月9日時点で、この法案はRajya Sabha(上院)で未決となっている。(PRS Bill track)[37a] USSD 2010 Reportは、次のように記している。

「．．．政府以外の活動家たちから、(法案の)規定に関する懸念の声が聞かれた。活動家たちが懸念しているのは、拷問の申立てが6か月以内に行われる必要があること、法廷が申立てを受理する前に関連政府機関の承認を得る必要があること、拷問の申立てを受け、迅速に調査を行う独立機関が無いこと、拷問の事例に対処する法的枠組みが不十分であること、又被害者が救済、リハビリを受ける効果的な手段が無いことである。」[2c](セクション1c)

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

内戦地域での過剰な武力行使とその他の虐待

9. 42 USSD 2010 Reportは、次のように記している。

「この年(2010年)、インド国軍、州治安部隊、及び準軍事部隊は、ジャンム・カシミール州、北東部の数州、及びインド中央部と東部のナクサライト地帯において反政府勢力との武力闘争を続けていた。全紛争当事者は、時折、過剰に武力を行使し、そのため、紛争参加者や民間人が死亡、又は負傷した。中央政府、州政府、インド国軍は、自身の部隊が起こした人権侵害の事例を調査、処罰し、テロ関連法に基づいて反政府勢力を逮捕し、裁判にかけた。しかし、人権侵害行為に対する調査、処罰は進捗せず、処理数も少なかった。」

「政府治安部隊が、逮捕された反政府勢力やテロリストを拷問、強姦、虐待し、デモ活動家を負傷させたという報告がある。」

「NHRCは、6月18日発行の報道や写真で、竹の棹に両手及び両足を縛りつけられた女性を含むナクサライトの遺体を治安部隊が運んでいると見られる場面を調査した．．．西ベンガル州政府は、治安部隊は竹の棹に縛り付けたまま遺体を運ぶ意図はなかったが、事態が緊迫していたため、そうせざるを得なかったと弁明した。」

「人権擁護グループは、軍隊、準軍事部隊、及び反政府勢力が、ジャンム・カシミール州、北東部の州、ナクサライト地帯で多くの人々を拉致したと主張した。人権活動家たちは、拉致被害者の一部は把握されないまま、拘禁中に拷問を受けたり、死亡したりしたのではないかと恐れている．．．推定行方不明者数は、さまざまである。人権擁護団体は、ジャンム・カシミール州で拘禁され、所在が不明となった人は、8,000人から10,000人に上ると述べている。」

「ジャンム・カシミール州、北東部の州、ナクサライト地帯における武力闘争により、621,000人が避難したと推定される。そのうちのほとんどは、定住する家を年内に見つけることができなかった。」[2c](セクション1g)

9. 43 ジャンム・カシミール州に関し、USSD 2010 Reportは、次のように記している。

「(2010年)6月から9月までの間、ジャンム・カシミール州で、治安部隊は抗議活動をしていたデモ参加者たちを殺害し、その他大勢を負傷させた。政府によると、抗議者たちが治安部隊に向かって小石や石を投げ、治安部隊が過剰な武力、又は死に至らしめるような武力で応戦したため、抗議活動の多くは激化した。子どもを含めた抗議者の死亡、負傷を受け、抗議者たちの怒りは増し、更なる抗議活動を行い、暴力の連鎖に繋がった。MHA(インド内務省)は、6月11日から10月31日までの間に、民間人101人が死亡したと報じた。9月、政府は対話により、逮捕された抗議者たちを釈放し、死亡者に対しては金銭的補償をすることで紛争を収めようとした。紛争の際、政府は2,266人を逮捕した。そのうち81人は抗議活動を主導した罪で、PSA(公安法、Public Safety Act)に従って起訴された．．．ジャンム・カシミール州の武力闘争は、虐待や人権侵害にも繋がった。4月1日、ジャンム・カシミール州人権委員会は、人権侵害の事例が404件あったと州議会に伝えた。これには2008年から2009年にかけての強姦が6件、失踪が43件、拘禁中の死亡が6件含まれており、そのうちの11件は準軍事部隊とジャンム・カシミール州警察に対する具体的な申立てであった。3件の事例で、軍法会議は加害者の処罰を許可した．．．インド国軍は、人権侵害の罪で、兵士を起訴、処罰した．．．しかし、政府の調査では、通常、申立ての大多数が虚偽、又は不法である．．．3月2日、ジャンム・カシミール州政府は、過去2年間で州人権委員会に寄せられた人権侵害に関する384件の申立てのうち、384件が虚偽であると主張した。」[2c](セクション1g)

9. 44 Freedom Houseは2009年の出来事をまとめたレポートFreedom in the World 2010の中で、次のように記している。

「カシミール州に拠点を置く約500,000人のインド治安要員は、過激派や民間の支持者に対する恣意的な逮捕・勾留、拷問、『失踪』、拘禁中の殺害を行っている。反政府勢力に対抗する対策の一部として、政府は、元過激派を親政府部隊に編入さ

せることを行っている。こうしたグループのメンバーは、罰せられることなく行動し、親パキスタンの過激派、民間人に対し、ある程度の人権侵害行為を行っていると報じられている。2009年8月に発表された正式な数字では、1990年から2009年7月にかけて、推定3,429人が行方不明であるとされた。人権擁護グループは、8,000人近くが行方不明であると示唆している。治安要員は、過激派を殺害することで、金銭又は昇進の形で褒賞される。また、過激派を拘留しておくことは危険と見なされている。こうした理由で、民間人と同様に過激派が拘禁中に殺害され、武力衝突で死亡した戦闘員として葬られるといった、偽の『衝突』による殺害の慣習ができた。」[43b]

セクション11: 非政府武装グループを参照されたい

目次に戻る
資料目録に進む

苦情申立て方法

9. 45 Human Rights Law Network (HRLN)は、2009年8月のレポートで、インドには警察への申立てを処理する全国レベルの外部機関は無いと記している。2006年9月22日の最高裁判所命令では、地元警察苦情処理委員会の設置が全州に指示された。しかし、2009年までに警察苦情処理機関を開設したのは18州に留まった。HRLNによると、それぞれの処理機関の任務は州によって異なり、いずれも最高裁判所の指示を全面遵守していない。HRLNの指摘によると、多くの場合、警察は警察内部の規律調査を行う責任を負っている。通常、懲戒処分を言い渡すのは上司であり、後日処罰を与えるのも、その上司である。HRLNは、次のようにも記している。「さまざまな警察法(法令)は、警察官が与えられる権力を明確に表現しているが、被害を受けた国民が警察の不法行為に対して起こすことができる行動については... 触れていない。」[22a]
9. 46 2011年1月にインドを訪問した人権擁護家の状況に関する国連特別報告者は、2012年2月6日付のレポートで次のように記している。
- 「警察内部の人権擁護担当者は、警察官が行ったとされる人権侵害について調査する。人権擁護課長は、法執行部隊による人権侵害が起これば、必要な措置がとられると強調した。1994年1月から2010年12月までに、インド国軍兵士及び準軍事部隊兵士に対して申し立てられた人権侵害1,417件のうち、1,388件が調査され、1,308件が虚偽であることが判明した。申立てが真実であることが判明した80件では、加害者に対する処罰が実行された。」[61] (p8)
9. 47 Commonwealth Human Rights Initiative (CHRI)は、2009年にウッタラーカンド州、ゴア州、アッサム州、トリプラ州、及びケーララ州の警察苦情処理機関の活動を評価するレポートを発行した。当時、警察苦情処理機関が完全に機能しているのはこれらの州だけであった。CHRIは次のように結論付けている。

「設立後1年経った今でも、警察苦情処理機関はほとんどのケースで、深刻な資金

不足のため行き詰っている。ほとんどの機関は正規事務所を持たず、深刻な資源不足に悩み、独立調査官を雇用できている機関は皆無である。どの機関も固定予算を割り当てられていない。組織全体を通して、警察苦情処理機関のメンバーは、ほとんど例外なく引退した政府役人・警察官、又は、現役の政府役人・警察官である。これは、独立調査官を置くことを命じる裁判所命令に明らかに反し、真に機能する警察苦情処理機関の発展の足枷となっている。国民は、苦情処理機関の存在と任務をきちんと聞かされていないし、その効果的な利用方法となると更に情報が無い。多少の進歩はあったが、苦情処理機関自体が未だに機能手順を確立していない。このことが申立ての処理結果に深刻な影響を与え、更に重要なことに、申立者に保障された説明責任の程度にも悪影響を与えている。」

「全般的には、新しい警察苦情機関は、設立1年目で大きく躓いた。実施記録は実質ゼロであり、実施の質もあまりにお粗末である上、こうした機関は任務に従うことで精一杯であることから、任務を成功させることは到底無理である。これらの機関は州政府配下であり、州政府は資金、資源を提供し、正当な任務を遂行するための設備を整える義務を負っている。」 [141b] (p54)

国家・州の人権擁護委員会

セクション18: 人権擁護団体、人権擁護機関、人権活動家も参照されたい

9. 48 USSD 2009 Reportは、次のように記している。「主な国内の人権擁護機関は、政府が任命したNHRC(国家人権委員会)である。NHRCは一般的に独立して行動するが、人権擁護団体の一部は、制度及び法律上の弱点がNHRCの機能を邪魔していると主張した。」 [2g] (セクション4) USSD 2010 Reportは、次のように記している。「. . . NHRCは2009-10年度に人権侵害行為の申立てを82, 021件受けたが、これは、2008- 09年度の90, 946件から減少している. . . 19の州に州人権委員会があり、独立調査を行うが、NHRC配下で活動している。」 [2g] (セクション4)
9. 49 「1993年人権保護法(Protection of Human Rights Act)」により、最高裁判所の元裁判長が委員長を務める独立機関である国家人権委員会が設立された。NHRCは、警察庁長官クラスの職員が指揮する独自の調査団を持ち、人権侵害(又は公務員による人権侵害防止上の怠慢)の申立てに関する調査を行っている。中央政府、又は州政府の職員、調査機関を利用する権利を持つ。委員会は、証人の召喚・強制出頭を行い、証人に宣誓させた上でその証言を審議し、法廷又は事務所から公的記録の提出を求める等、民事訴訟法に従って行われる民事裁判に関する全権を持つ。[47e] しかし、セクション18にあるように、NHRCの権限には一定の制限がある。
9. 50 2009年10月9日発行のFrontline誌の超法規的処刑に関する報告は、NHRCの調査記録に対する疑問を次のように表明している。

「1993年の設立以来、警察がNHRCに報告した衝突事件1, 502件のうち、警察の主張が誤りであり、被害者遺族に賠償金が支払われたのは、わずか12件である. . . 同じ期間に一般の人々から申立てのあった偽衝突事件1, 262件のうち、NHRCが事実を確認し、被害者遺族に賠償金が支払われたのは、わずか11件である. . . NHRCのデ

一タによると、1993年以降、偽衝突事件はわずか23件しか発生していない。実に驚くべきことに、この期間中、アンドラ・プラデーシュ州で発生した衝突事件のうちNHRCが事実確認できたのは、わずか3件であったことになる。．．．」[19a]

9. 51 2009年8月付のHRLNレポートは、次のようにコメントしている。「州人権委員会は．．．職務の重圧に押しつぶされている。委員会の目的は、さまざまな人権侵害事件を処理することであるが、警察問題の解決に力を入れるための能力も資源も全く備わっていないのである。」[22a] (p10)

法廷

9. 52 不服申立者は、警察から受けた被害について警察官を直接訴えることができる。州は警察官を処罰することができる。公益訴訟の形態をとることもある。証拠が違法な手段、例えば令状なしの搜索、自白の強制等で得られたものである場合、裁判官はその個人に対する有罪判決を拒否することができる。しかし、警察官が自身の行為に対する免責を得るために適用を求める刑事訴訟法第197条と同様に、訴訟費用や法廷の未処理事件は審理の障害となっている。(HRLN、2009年8月)[22a]

9. 53 USSD 2010 Reportは次のように記している。

「個人又はNGOは、高等裁判所或いは最高裁判所に直接『公益訴訟(public interest litigation、PIL)』請願書を提出し、公務員より受けた被害の法的救済を求めることができる。こうした被害は、政府役人が任務を怠ったために生じたものでも、憲法に反する行為の結果生じたものでもよい。NGOは、汚職と不公平が関わると言われるケースで、市民社会組織に対する政府役人の説明責任を維持するために役立つとPIL請願書を評価している。」[2c](セクション1e)

セクション12: 司法制度も参照されたい

警察署への通報

9. 54 2009年8月付のHuman Rights Watch(HRW)レポートBroken System: Dysfunction, Abuse and Impunity in the Indian Policeは、次のように記している。

「人権侵害を訴える個人に対して警察が威圧、嫌がらせを行う可能性は高い。それは、FIR(供述調書 — 犯罪事件の最初の記録)を作成するため、侵害行為が起こった警察署に被害者が出向き、侵害行為を行った警察官と対面しなければならないからである。人権侵害行為を隠ぺいしようとする警察官がFIRの登録を拒否する、又は虚偽の記録を作成し、虚偽の証言をする可能性もある。拘禁中の死亡事件では、警察は遺体が焼却され、検視命令が出せなくなるまでFIRの登録を遅らせることもある。」[26g] (p102)

9. 55 同レポートは、次のようにも記している。「資料に記載した事件では、警察による人権侵害の被害者が、報復を恐れて刑事訴訟を起こさない事例もあった。大勢の人々が、地域社会で警察、その他による嫌がらせ及び威圧行為が行われていること

をHuman Rights Watchに訴えた。」 [26g] (p102)

目次に戻る
資料目録に進む

10. 兵役

10.01 現在、インドには徴兵制度、又は兵役義務は無い。(The Hindu、2008年1月20日) [60e]; (War Resisters' International、2008年2月) [21b]

10.02 Child Soldiers Global Report 2008は、次のように記している。

「軍事法では入隊の最低年齢を規定してはいないが、入隊の最低年齢は2004年半ばに16歳から17歳6ヵ月に引き上げられた。しかし、選択議定書批准に関するインドの2005年11月の宣言では、入隊最低年齢の引き上げは反映されず、16歳となっていた。但し、この宣言では、入隊後、必要な訓練期間を経た兵士は、18歳になるまで実戦地域に送られることは無いとの政府の方針を繰り返し明言している。」 [78a]

無許可離隊と脱走

10.03 「1950年(1992年に改訂)陸軍法 (Army Act)」第39条は、無許可で離隊した軍人/女性軍人は、軍法会議にかけられ、3年以下の懲役を受ける場合があると定めている。[111] (「1957年海軍法(Navy Act)」と「1950年空軍法(Air Force Act)」にも同様の規定がある。) 「陸軍法」第106条に基づいた調査が行われ、軍人は無許可で30日以上隊を離れた場合、脱走したと見なされる。軍事法廷の主任登録官によると、「脱走の本質は、部隊に帰還する意図が無いということである。」 [137b]

10.04 「陸軍法」第38条は、「従軍中」(即ち、敵軍との実戦に従事している)、又は従軍の命令下の脱走に対する最高刑は、死刑であると定めている。その他の状況における脱走に対する刑は、最高で禁固7年である。同法第38条、39条に加え、第105条、106条、122条が、脱走、又は無許可離隊に適用されることもある。「1950年陸軍法」は、以下のウェブサイトで閲覧できる。

<http://www.indiankanoon.org/doc/165229/> [111]

10.05 「1950年陸軍法」第3条(i)で定義されている「従軍中」とは、以下の期間を意味する。

- a) 当該軍人が、敵軍との実戦中である部隊に付随する、又はその一部を形成する
 - b) 当該軍人が、敵軍に完全に又は一部を占拠された国、地域における軍事作戦に従事している、又はそこに向かって進軍している
 - c) 当該軍人が、外国を占拠した部隊に付随する、又はその一部を形成する
- [111]

反政府勢力に対する軍事作戦に従事する部隊の軍人は、同法第3条(i)の意味において

て「従軍中」と見なすことができる。[137b]

- 10.06 脱走した軍人は、通常、軍法会議にかけられる。（「陸軍法」第122-2条で規定されている軍法会議開廷の期限は脱走には適用されない）。軍法会議が不当な審判を下した場合、軍事法廷に上訴することができる。[137b] 例えば、（ジャンム・カシミール州で）「従軍中」に脱走し、4年後に部隊に帰還したとして有罪になった軍人R. K. に対し、軍法会議は、懲役1年と隊からの除名処分を下した。2010年1月21日の上訴審で、軍事法廷は、手続上の理由も一部あり、禁固刑を既に拘置された期間に減刑した上、部隊からの除名処分とした。[137c]

軍法会議と軍事法廷

- 10.07 1950年「陸軍法」は、被告人の権利をはじめとする軍法会議に関する基本的規則を定めている。[111] 1954年「陸軍規則(Army Rules)」第95から107条に従って、軍法会議にかけられる被告人は、弁護士官を指名することができる。[137b]
- 10.08 2009年に設立された「軍事法廷(AFT)は」、判決に対する上訴や軍法会議の命令と事実認定を審理し、兵役条件に関する紛争の裁定も下す。軍法会議は軍士官が指揮するが、各地域のAFTは高等裁判所の裁判官が指揮する。AFTの下した判決内容は、AFTのウェブサイトに掲載される。[137a]

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

11. 非政府武装グループ

武装グループの概要

- 11.01 2011年2月1日付のHuman Rights Watch (HRW) レポートThe Anti-Nationalsは、次のように記している。「毎年、インドでは、宗教的、分離主義的、国家主義的、又はその他の信念を持った過激派組織により、多くの爆破事件、その他、民間人を狙った攻撃が起きている。この中には、ナクサライトとして知られる毛沢東主義派、パンジャビ・シク教徒、ヒンドゥー系過激派、及び、インド北東部のジャンム・カシミール州の戦闘部隊が含まれる。」[26k] (p13)

ナクサライト(毛沢東主義派)

- 11.02 2011年10月17日更新のJane' s Sentinel Security Assessment for Indiaには、次のような記載がある。

「『ナクサライト』という名称は、1967年に西ベンガル州Naxalbariの町で警察と武装農民グループとの間で起こった衝突に由来する。それ以来、この名称はインド28州のうちの20州で活動するある武装グループを指すが、ビハール州、ジャールカンド州、西ベンガル州、オリッサ州、チャッティースガル州、アンドラ・プラデー

シュ州、及びマハーラーシュトラ州での活動が最も盛んである。政府によると、インドの636の区のうち、223区が影響を受けている。現在、最も悪影響を受けているのがチャッティースガル州である。

「小さなナクサライトのグループは数多くあるが、際立って深刻な脅威となっているのは、2004年に人民闘争グループ(People's War)とマオイスト共産主義センター(Maoist Communist Centre)の2つの大きな政党が、より小さいいくつかの政党と併合して結成されたインド共産党－毛沢東主義派(CPI-M)である。」

「ニュー・デリーにあるシンクタンクであるInstitute of Conflict Resolutionの出した数字によると、反政府グループによる犯行の死亡者は、2008年の638人から2009年の1,174人、2010年の1,174人へと年々増加している。2010年の死亡者数のうち、624人が民間人であるのに対し、276人が治安部隊、274人が反政府グループであった。」

「CPI-Mは、毛沢東の3段階に分けた戦争戦略を実践している。遠隔地に解放された拠点を置く。警察や標的となる国の施設を攻撃できる常備軍を編成する。その後、都市に進軍し、政府を転覆させる。また、土地の再配分、外国の経済的・政治的影響の排除、及び社会正義と経済の平等の観念に基づいた広範な社会主義アジェンダを持つ。」

「毛沢東主義派の部隊は、一般的に訓練も限られ、組織も小規模であると考えられているが、地の利と優れた知恵を活かし、かなり大規模な連続攻撃を仕掛けることができる。攻撃は、毛沢東主義派最大の武装部隊である人民部隊『人民解放ゲリラ軍(People's Liberation Guerrilla Army, PLGA)のメンバー数百人によって行われることが多い。PLGAは、軍の先鋒である第1軍(軍事と防衛の小隊)、第2軍(ゲリラ分隊)、及び基盤部隊(人民部隊)で形成される。ゲリラと異なり、人民部隊の兵士は普通の村民である。」

「政府が2009年末に反政府勢力に対する作戦を強化して以降、毛沢東主義派は、数々の大規模攻撃を行っている．．．」[58f](Security)

11.03 Jane's Sentinelは、次のように記している。「毛沢東主義派は、アンドラ・プラデーシュ州、チャッティースガル州、及びオリッサ州では禁じられているが、西ベンガル州．．．及びジャールカンド州では禁じられていない。」[58f]

11.04 2009年11月6日発行のインドのニュース雑誌Frontlineは、インドの626の州のうち231州で活動するインド共産党(毛沢東主義派)は、推定20,000ほどの部隊を配下に治めていると報じている。同誌は、次のように報じている。

「歴史的に見ると、毛沢東主義派との武力闘争は、毛沢東主義派の反乱が初めて起きた1967年以降、激化している。闘争は、(2004年10月に)2つの有力なナクサライトグループが結合して2004年にCPI(毛沢東主義派)が結成されて以降、過去5年間で激しさを増すばかりである。」

「(毛沢東主義派の)指摘によると、全般的に、彼らの活動は貧困層の中の最貧困層に受け入れられている。」[19b](p4-8) 彼らの活動は、社会の圧政、上位カーストの地主、無神経な政府役人、その他による非情な行為に踏み付けられてきた人々の情熱に火をつけている。」[19b](p16)

「CPI(毛沢東主義派)には、数lakhsの支持者を除いても20,000以上の武装部隊がある。(1 lakhは100,000を表す単位。) 武装部隊の数は、過去5年間で倍増したと言われている。インド内務省の官僚は、この数が反政府グループとしては前例が無く、ジャンム・カシミール州の過激派グループは、最盛期でも3,000部隊に留まっていたと指摘している。」[19b]

- 11.05 2009年10月、首相はナクサリズムを「国内治安に対する最大の脅威」と呼んだ。(The Hindu、2009年10月12日)[601]

- 11.06 Human Rights Watchは、2008年7月付のレポートBeing neutral is Our Biggest Crimeの中で、チャッティースガル州の政府、自警団、及びナクサライトによる人権侵害について、次のように批評している。

「インド中部のチャッティースガル州では、2005年6月以降、それまであまり知られていなかった紛争が激化し、何百もの村を破壊し、何千人もの人々の家を奪った。一方には武装した毛沢東主義派、もう一方には政府の治安部隊とSalwa Judumと呼ばれる自警団との必死の攻防の狭間に立たされ、民間人は、殺人、拷問、強制移住をはじめとする多くの人権侵害行為に苦しんでいる。．．．」[26e]

- 11.07 Frontline誌は、2009年11月4日付のナクサライト紛争に関する特集で、チャッティースガル州の状況を次のように記している。

「2005年以降．．．主に部族が住むチャッティースガル州の森林地区は戦場と化し、治安部隊とナクサライトが激戦を繰り広げている．．． 紛争で、今までに1,000人が死亡、644を超える村から大量の部族民が避難している。避難した部族民3.5lakh(350,000人)のうち、約70,000人は政府のSalwa Judumのキャンプで暮らしているが、残り的人々は警察の圧力を逃れてジャングルの奥深く、又はアンドラ・プラデーシュ州やオリッサ州に避難した。2006年7月にErraboreキャンプで起きたナクサライトによる虐殺が示すように、キャンプで暮らしていても安全とは言えない。[19b](p12-13)

- 11.08 Frontline誌は、ナクサライト部隊が過去、一般的に女性や子どもを攻撃せず、教育機関を標的にすることや「犠牲者の悲惨な遺体を晒しものにする」といった行為を避けてきたと記している。しかし、最近の報告では、攻撃は無差別化している。ビハール州とジャールカンド州では、学校が攻撃されたという最近の報告がある。2009年10月6日、CPI(毛沢東主義派)は、警察官を拉致し、拘束されている毛沢東主義派の幹部の釈放を要求した後、「タリバン」式の処刑を行った。[19b](p10-11) 2010年5月27日、西ベンガル州で2台の列車が衝突し、少なくとも65人が死亡、200人が負傷した。その後、政府は、ナクサライト(毛沢東主義派)反政府グループによる線路妨害行為が原因であると発表した。(The Hindu、2010年5月28日)[60r]

セクション8: 国内の治安状況も参照されたい

目次に戻る

資料目録に進む

ジャンム・カシミール州

11.09 2011年12月20日更新のJane's Sentinel Risk Assessmentは次のように記している。

「軍事活動はKashmir Valleyで始まり、1990年代に徐々にジャンム地区に広がった。ジャンム・カシミール解放戦線(Jammu and Kashmir Liberation Front、JKLF)と呼ばれる武装国家主義者グループが蜂起し、パキスタンとの併合を求めるグループが加わったため、暴動が広がった。」

「パキスタンに拠点を置く反政府勢力は、1990年代、2000年代に40,000人以上の死者を出し、この期間の大部分においてインドの主な脅威となっていたが、インドとパキスタンが和平交渉を開始し、450マイル停戦ライン(Line of Control、LoC)に沿った停戦協定を結んだため、徐々にその脅威は減少している。越境侵入や過激派の活動も減少し、2008年の選挙は、カシミール州で行われた今までの選挙の中でも最も平穏なものであった。LeT、その他の武装グループが依然として強い存在感を示す中、パキスタン治安部隊による取締りが行われ、特に2008年のムンバイ市の爆破事件の後には、インド領カシミール州政府は峡谷の一部から軍隊を撤退させることを考慮するほど状況が好転した。最近では、警察と軍隊の威圧的、時に乱暴な態度に対する大衆の路上抗議による騒動の方が多い傾向にある。こうした抗議活動は、2010年の夏、警察の発砲による民間人100人の死亡に繋がった。」 [58d]

11.10 South Asia Terrorism Portal (SATP) のウェブサイトは、ジャンム・カシミール州で活動するいくつかの反政府勢力、過激派グループの詳細情報を提供している。
http://www.satp.org/satportgtp/countries/india/states/jandk/terrorist_outfits/index.html [44]

11.11 Freedom Houseの2009年版Freedom in the World - Kashmir (India) Reportは、次のように記している。

「(カシミール州では)パキスタンが後援する過激派グループは、洗練された強力な武器を手にして、特攻隊による攻撃への依存度をますます高めており、依然として親インド派政治家、公務員、密告したと疑われる者、ライバル部隊のメンバー、兵士、及び民間人を殺害している。およそ1,400ある活動中の過激派グループは、拉致、強姦、強奪、その他の形態の脅迫行為も行っている。... Pandit又はKashmiri Hinduを標的とした攻撃は、1990年以降の活動傾向の一部で、これにより数十万人のヒンドゥー教徒が地域から避難した。そのうちの多くは、未だにジャンム近くの難民キャンプで暮らしている。シク教徒やグジャール族等の少数民族も標的にされた。... 民間人女性は治安部隊と過激派グループの両方から、強姦や殺人をはじめとする、嫌がらせ、威圧、乱暴な行為を受け続けている。」 [43b]

北東部の州

- 11.12 2011年12月20日更新のJane's Sentinel Security Assessmentには、次のような記載がある。

「1950年以降、北東部の州でも反政府勢力が活動を開始した。インド北東部の7つの州(『セブン・シスターズ』)は、バングラデシュ北部の幅20kmのSiliguru回廊でインドの他地域と繋がっており、資源が豊富であるが、住民(主にナガ族、ボド族、マニプル族、及びトリプラ族)は、政府に搾取されていると考えており、さまざまなコミュニティの多くの部門の主張によると、政府は彼らが当然受けるべき経済的報酬を提供していない. . . ナガランド民族社会主義評議会(National Socialist Council of Nagaland-Isak Muivah、NSCN-IM)やボドランド民族民主戦線(National Democratic Front of Bodoland、NDFB)をはじめとする反政府グループの一部と停戦協定が結ばれている。交渉に応じないNDFBの一派が活動を継続しており、2010年11月に民間人24人を殺害し、分裂した強硬派グループの脅威を示している。こうした脅威は、強奪やその他の違法活動に関与する反政府グループを違法とする法律により、悪化している。NDFBは、アッサム統一解放戦線(ULFA)と共働し、今日までで最悪のアッサム州の攻撃 — 死者87人、負傷者200人を出した2008年10月の爆破事件 — を実行した. . . ULFA関係者を中心に多くの逮捕者が出たが、これが2011年初めの和平交渉への圧力となった。しかし、グループ、紛争原因、関連犯罪に対する関心の幅が広いため、北東部の地域は依然として非常に不安定である。」 [58d]

- 11.13 2011年7月5日発行のFreedom HouseのレポートFreedom in the World - India (2011)は、次のように記している。「. . . インド北東部の7つの州では、40以上の反政府グループが、自治権の拡大、又は民族・部族の完全な独立を求め、治安部隊を攻撃し、部族間衝突を繰り返している。こうした戦闘員は、数々の爆破事件、民間人の殺人、拉致及び強姦に関与していると言われ、広範な恐喝ネットワークも動かししている。しかし、SATP(South Asia Terrorism Portal)によると、民間人、治安要員、及び北東部の反政府過激派の死亡者数は、2009年の852人に比べ、2010年には322人と激減した。」 [43d] 2010年6月に検索したGlobalSecurity.comのウェブサイトは、次のように記している。「北東部の主な反政府グループには、ナガランド州民族社会主義評議会(NSCN)の2派、マニプル州のMeitei extremists、及びトリプラ州の全トリプラ・タイガー軍(ATTf) 全派と トリプラ民族解放戦線(NLFT)が含まれる。こうしたグループの多くが掲げる目標は、インド連邦から離脱し、独立国家を新たに建設することである。」 [140a]

イスラム教徒

- 11.14 2011年2月付のHRWレポートは、次のように記している。

「過去10年間で、パキスタンを拠点とするイスラム系過激派グループは、民間人を狙った数々の攻撃を行った。これには、2001年12月13日のインド国会議事堂の襲撃も含まれている。この事件で警察官6人と作業員1人が死亡し、インドとパキスタンが双方とも軍事部隊を国境に移動させたため、戦争勃発寸前の事態となった。他に

もパキスタンを拠点とするグループの犯行と見られるのは、2005年10月29日に起こり、60人以上が死亡、200人が負傷したニュー・デリーの3つの同時爆破事件、2006年7月11日に起きた、200人以上が死亡したムンバイ市の通勤電車の7連続爆破事件である。．．．2008年には、5月にJaipurで、7月にAhmedabadで、9月にデリーで複数の連続爆破事件があり、少なくとも152人が死亡した。これらの爆破事件では、当時あまり知られていなかった『インディアン・ムジャヒディン』（IM）が犯行声明を出している。．．．こうした攻撃は、2008年11月26日に始まり、後にインドの『9.11』として知られるようになった商業・経済の中心都市ムンバイの攻撃により、すぐに影が薄れてしまった。」 [26k] (p14)

（ムンバイ市で発生したテロ攻撃の詳細については、セクション3：歴史を参照されたい）

- 11.15 2011年7月13日、ムンバイで3件の連続爆発があり、少なくとも24人が死亡し、130人以上が負傷した。負傷者の一部は重傷である。実行犯の身元に直接結び付く手掛かりは無かったが、一部の役人、又はアナリストは、過去に同様の犯行を行ったと認めているイスラム過激派グループのインディアン・ムジャヒディン(IM)の犯行と見ている。(BBC News、2011年7月13日、7月25日) [32by] [32bz]

2011年2月のHRWレポートは、以下の主要イスラム系過激派グループを特定した。

インディアン・ムジャヒディン(IM)

- 11.16 2011年2月のHRWレポートは次のように記している。

「インドの連邦政府と州政府は、インディアン・ムジャヒディン(IM)を、イスラム国家インドを推進する違法組織インド学生イスラム運動(Students Islamic Movement of India、SIMI)から分裂した過激派の一派としている。インド政府は、IMを土着民中心のグループとしているが、パキスタンISIの配下にあり、国外のイスラム系過激派グループ、具体的にはバングラデシュのハルカトゥル・ジハーディ・イスラミ(HuJI)、パキスタンのLet、Jaish-e-Mohammad (JeM)と繋がりがあるとも述べている。．．．2010年6月、インド政府はIMをテログループのリストに加え、2005年以降、IMが10件以上の爆破事件を起こし、500人近くを殺害したと述べた。しかし、このグループの起源、SIMIとの関係、その力は不明なままである。」

「攻撃の後でメディアに送られたEメールで、IMは、2008年に起こったJaipur、デリー、及びAhmedabadの攻撃を自らの犯行と主張している。．．．」 [26k] (p16-17)

インド学生イスラム運動(SIMI)

「インド学生イスラム運動(SIMI)は、1977年にウッタル・プラデーシュ州Aligarhで結成された。当初は道徳運動や西洋の模倣でない保守的なイスラム式生活スタイルを推進していた。．．．SIMIは若いイスラム教徒の間で支持者を増やし、インド政府によると、より保守的なイスラム教を講釈するようになり、イスラム教徒の権利を守るため、過激な『ジハード』を主張するようになった。」

「インド中央政府は、2011年9月11日以降、SIMIを違法とした。．．． インド政府官僚は、SIMIが非合法化された後もフロント企業等を通じて活動が続け、イスラム系過激派を支援するペルシャ湾在住の企業から資金を得ていたと主張する。SIMIの一部は、LeT、JeM等パキスタンを拠点とするグループより訓練と指示を受け、LeT、JeM、その他組織の過激派に対し、安全な住居を提供したとされている。」
[26k] (p17-18)

ラシュカレ・タイバ(LeT)

11. 17 2011年2月付のHRWレポートは、次のように記している。

「(パキスタンを拠点とする)ラシュカレ・タイバは、インドを標的とする国外拠点の過激派グループの中で最も恐るべき存在とされ、西洋諸国政府からの懸念が強まっている。1990年代初めに結成され、当初は主にインド領カシミール州で活動していた。その後のインド中枢に対して行った攻撃には、2008年11月のムンバイ爆破事件がある。2002年1月、主に国際的圧力の結果、パキスタン政府から非合法とされ、慈善団体Jamaat-ud-Daawa (JUD)として生まれ変わったが、ムンバイ爆破事件の後、国連より非合法とされた。」 [26k] (p18-19)

2010年2月13日、インド西部の都市Puneのレストランで爆発が起き、16人が死亡、約40人が負傷した。この爆発で、Koregaon公園にある観光客に人気のドイツ系ベーカリーが破壊された。ラシュカレ・タイバ から分裂したと言われるLashkar-e-Taiba al-Almiが犯行声明を出し、領有権が争われているカシミール地方について、インドが交渉を「拒否した」ことへの報復であるとした。事件は、インドとパキスタンがデリーで交渉することに同意した翌日に起きた。(BBC News、2010年2月27日) [32bc]

反政府グループの活動に関する更なる情報は、セクション8: 国内の治安状況を参照されたい

目次に戻る
資料目録に進む

12. 司法制度

組織

12. 01 2010年3月11日に発行された米国国務省のCountry Report on Human Rights Practices 2009 (USSD 2009 Report)は、次のように記している。「最高裁判所は司法制度の最高機関であり、憲法上の問題、州高等裁判所、州下級裁判所、及び特別法廷の決定に関する管轄権を持つ。下級裁判所は刑事訴訟、及び民事訴訟の審理を行い、上訴は州高等裁判所に対して行われる。裁判官は大統領が任命し、高等裁判所では62歳まで、最高裁判所では65歳まで務めることができる。」 [2g] (セクション1e)

最高裁判所

12. 02 2011年8月8日に検索したEuropa World Onlineには、次の記述がある。

「最高裁判所は、大統領が任命する裁判長と25名以下の裁判官から構成され、連邦政府と州政府の間のいかなる紛争においても排他的管轄権を行使する(但し、受諾している州が関わる場合は一定の制限がある)。最高裁判所は、高等裁判所が実質的な法の問題、又は憲法の解釈のいずれかが関わりと認定した場合に、高等裁判所の判決、決定、又は命令に対する上訴管轄権を持つ。最高裁判所は基本的権利を実施し、人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、及び移送令状を發布する。最高裁判所は記録裁判所であり、最高裁判所に対する侮辱罪を罰する権限を持つ。」

「最高裁判所裁判長が、高等裁判所の裁判官を一定期間、最高裁判所の特任裁判官として任命する、又引退した裁判官を最高裁判所に出席させる規定が設けられている。最高裁判所は、大統領が意見を求めた質問についての勧告的管轄権を有する。最高裁判所はまた、下級裁判所の無罪判決を覆して州高等裁判所が下した死刑判決に対する上訴、又高等裁判所が適当と認める事案についての上訴を審理する権利も有する。」

「最高裁判所は、高等裁判所が、審理を行うのが適当であると認めた上訴を、最高裁判所が定める規則に従って審理することができる。議会は、法により、上告に関する更なる権限を最高裁判所に与えることができる。」

「裁判官の定年は65歳である。」 [1] (Judicial System: The Supreme Court)

下記司法の腐敗も参照されたい

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

高等裁判所

12. 03 2008年5月30日に検索したインド最高裁判所のウェブサイトのJurisdiction of the Supreme Courtと題したセクションは、日付の記載は無いが、次のように記している。

「高等裁判所は、州の最高司法機関である。インドには18の高等裁判所があり、そのうちの3つは複数の州の管轄権を持つ。連邦政府直轄地の中で、デリーだけが独自の高等裁判所を設置している。残りの6つの連邦政府直轄地は、それぞれ異なる州高等裁判所の管轄下に置かれている。各高等裁判所は、裁判長と、大統領が時折任命する複数の裁判官で構成される．．． 定年は62歳で、最高裁判所の裁判官と同様、解任されることがある。裁判官の資格は、インド国民であり、かつ、インドで10年以上に渡り裁判官の職にあること、又は、同等の期間、高等裁判所

又は2つ以上の同様の裁判所において連続して法廷弁護士として務めたことである。」

「高等裁判所は、その管轄権の範囲において、指示、命令をだし、又は基本的権利を執行するため、又はその他の目的のために人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、及び移送令状を発布する権限を有する．．．高等裁判所は、管轄内の全ての裁判所に対し、監督権を持つ．．．」[37a](Hight Courts)

12. 04 2010年6月28日に検索したEuropa World Onlineのウェブサイトは、日付の記載は無いが、次のように記している。「高等裁判所は、下級裁判所からの控訴裁判所であり、その決定は、最高裁判所への上訴が無い限り、最終的である。」[1](High Courts) 下級刑事裁判所は、裁判にかけられる全ての人に対して裁判を行い、法で認められた処罰を科す権利を有する刑事裁判所である。大統領と関連地方政府は、特赦権を持つ。(Europa World Online、2008年6月1日検索)[1](Lower Courts)

目次に戻る
資料目録に進む

即決裁判所

12. 05 Asian Centre for Human Rightsは、Human Rights Report 2006の中で、次のように記している。「2001年4月1日以降、インド全国で1,734ほどの即決裁判所(FTC)が機能している．．．FTCの権限期間は2005年3月31日に切れた。しかし．．．中央政府は全国でFTCの機能を．．．更に5年間継続させることを決定した。」[18d] USSD Report 2008によると、即決裁判所は中央政府と州政府の共同出資を受けており、特定の事件に絞って審理を行うのが一般的なため、裁判官は特定分野で専門知識を展開することが可能である。ここでは長期化した係争事件が優先された。審理期間が短縮されたため、訴訟費用は一般的に安くなった。即決裁判所が扱うのはほとんど民事事件である。[2e](セクション1e) 2011年4月8日発行の米国国務省Country Report on Human Rights Practices 2010 (USSD 2010 Report)は、2010年11月25日時点で、インド全体で1,292の即決裁判所が機能しており、2008年には16,000件、2009年には14,000件の事件を処理したと記している。同レポートは次のようにも記している。「貧困な勾留者は保釈を認められず、勾留されたままであると批判する声もある。」[2c](セクション1d)

下記未処理事件も参照されたい

ロク・アダラト(国民の調停所)

12. 06 2008年5月30日に検索したインド最高裁判所のウェブサイトJurisdiction of the Supreme Courtは、次のように記している。

「ボランティア団体であるロク・アダラトは、State Legal AidとAdvice Boardsの監督下にある。こうした機関は、融和的手段を通して紛争を解決するための代替機関として成功を収めた。」

「1987年リーガルサービス庁法 (Legal Services Authorities法)」は、法的援助活動に対して法的地位を与えるもので、中央政府、州政府、区政府のレベルでLegal Services Authoritiesを設置することも定めている. . . ロク・アダラトの裁定は全て民事裁判所、又は法廷の命令と見なし、紛争当事者にとって最終的かつ法的拘束力を持つものとされる。」 [73a] (Lok Adalats)

12. 07 法的サービスに関する記事(日付の記載無し)の中で、India.comのKarthyaeni. VとVidh Bhattは、次のように記している。

「インドのロク・アダラト制度は、その名称が示すとおり、『国民の調停所』を意味している. . . インドは社会の草の根レベルでこうした手法を用いてきた伝統と歴史を持つ。この手法はpanchayatと呼ばれ、法律用語では『調停』と呼ばれる。インドでは、商業上かそれ以外かを問わず、紛争解決に広く使われている. . . 審理は簡略的に行われ、法的技術はあまり重視されない。訴訟に代わる手段として非常に効果的であることが実証されている. . . 読み書きができない人々も含めてインド国民の多くは、裁判所を通した通常の訴訟は面倒で効果が低いと感じている。」

「『1987年リーガルサービス庁法(Legal Services Authorities Act)』は、インド憲法第39条Aの憲法上の義務に従ってロク・アダラトに法的な地位を与えた. . . (最近の)(ロク・アダラトの)発展は、未処理の事案を抱える裁判所の負担を軽減し、審理を待つ訴訟当事者を救済する戦略の一部である. . . ロク・アダラトは、現職、又は引退した判事1人を議長とし、通常は弁護士とソーシャルワーカーである他2名で進行する. . . 重要な条件は、両方の紛争当事者はロク・アダラトの調停に合意し、その裁定に従うことである。ロク・アダラトは、紛争当事者間の効果的な和解により、裁判所の審理を待つ全ての事案を解決する管轄権を有する. . . 事案は民事、刑事のどちらでもよいが、法律で解決できない犯罪に関する事案は、ロク・アダラトが解決することはできない. . . 和解又は解決に達しない場合は、ロク・アダラトはいかなる命令も出すことはできない。」

「ロク・アダラト制度は、紛争を迅速に、しかも無料で解決できる場所であり、あらゆる意味で訴訟当事者に恩恵をもたらすものである。ロク・アダラト制度の大きな欠点は、紛争当事者のいずれかが調停を望まない場合、裁定を下すことができない点である. . . いずれかの(当事者)が断固とした態度を取れば、全ての調停プロセスは無効となる. . . (しかし、2002年の『リーガルサービス庁法』改正以後、理にかなった調停に対し、いずれかの当事者が不当に反対しているとロク・アダラトの裁判官が判断した場合は、同当事者が同意しなくても、提出された資料を基に裁定を下すことができるようになった。)」 [127a]

12. 08 ロク・アダラトに対するその他の批判には、民事訴訟法と「インド証拠法」の保護規定が適用されないこと、高等裁判所への上訴が認められないことがある(但し、紛争は一般的に当事者間の合意によって解決される)。[127a]

目次に戻る
資料目録に進む

司法の独立

12.09 USSD 2010 Reportは、次のように記している。「法は司法の独立を保障し、政府は概ね司法の独立を尊重してきた. . . 」[2c] (セクション1e)

12.10 憲法は司法の独立を保障している。第50条には、次のように記載されている。「国はその公務において、行政と司法を分離する措置を講じなければならない。」憲法第124条(4)には、次のように記載されている。「最高裁判所の裁判官は、上院又は下院の総数の過半数、及び、上院又は下院の出席者総数の3分の2以上に支持された当該裁判官の罷免請求が、立証された不正行為又は執務不能を理由に罷免を求める意図で、同じ会期内に大統領の立会の下で投票により可決された後、大統領命令が出された場合に限り、罷免される。」第131条には、次のように記載されている。「憲法の規定に従って、最高裁判所は、以下のいかなる紛争においても、他の裁判所を排して、第1審管轄権を有するものとする。

(a) インド政府と1つ又は複数の州との間の紛争

(b) 一方がインド政府と1つ又は複数の州、もう一方が1つ又は複数の州である紛争

(c) 2つ以上の州間の紛争. . . 」[24c]

12.11 カナダ移民難民委員会 (IRB)は、2009年4月23日付の文書の中で(Times of India、India Today and Daily News & Analysisの記事を引用し)、インドでは、最高裁判所及び高等裁判所の裁判官が弾劾され、罷免されたことは無いと記している。1991年、最高裁判所の裁判官V. Ramaswamiを「職権濫用」で弾劾しようとする動きがあったが、Lok Sabha(下院)で可決されなかった。2009年3月に報じられたところによると、Kolkata高等裁判所の高等裁判所裁判官Soumitra Sen、及びその弁護団に対する起訴理由を記した「起訴状」が審査員たちによって作成され、これによって、議会は6年前の不当支出に関連した「不正行為」を理由に同裁判官を罷免する審議に入った。[97h]

12.12 1993年、最高裁判所は裁判官の任命方法に新しい制度を導入した。これにより、裁判官の任命に当たり候補者を選定し、政府に勧告するための、最高裁判所の上級裁判官で構成される「コレギウム」が設立された。カナダのIRBは、前法務大臣の発言を引用し、コレギウムの勧告は政府に対し「法的拘束力」を持つと述べている。政府は、「(コレギウムの)勧告を一旦は差し戻すことができるが、コレギウムで再度、満場一致で可決された場合は、これを受け入れなければならない。」[97h] 憲法第146条により、最高裁判所のすべての職員と事務員は、裁判長により任命される。[24c]

司法の腐敗

12.13 Transparency International (TI)は、Global Corruption Report 2007の中で、司法制度の腐敗を特集した。TIは、インドの司法制度の腐敗は、「顕著になりつつある」と評している。[72b] (p215) 同レポートは次のように記している。

「腐敗は2つの面で見られる。1つは司法官の汚職で、もう1つは司法制度に広く見られる腐敗である。インドでは、例外もあるが、上級裁判所は比較的清廉である。審理は公開裁判で行われ、文書は安価で手に入る。被告人は起訴に関する書類のコピーを全て無償で手に入れることができる。正式な判決文のコピーも入手できる。再審及び上訴の形式による効果的な是正制度もある。」

「司法制度全般で見られる腐敗は体系的なものである。審理期間中の書類作成等、多くの点でかなりの自由裁量が認められているため、裁判所書記官、検事、及び警察が権力を濫用し、発覚することも無い。」

「Center for Media Studiesは2005年に、下級裁判所の腐敗に対する国民の認識と経験について全国的な調査を行い、処理を進める対価として、賄賂が要求される傾向があることを発見した。．．． 賄賂は関係者に次の割合で支払われていた：弁護士に61%、裁判所職員に29%、裁判官に5%、仲介者に5%。」 [72b] (p215)

12. 14 カナダ 移民難民委員会 (IRB) は、2009年4月23日付の論文で、さまざまな資料を引用し、次のように記している。

「2008年10月、内閣は「Judges Inquiry 2008年修正法案」を議会に提出すると発表した。The Statesman紙は、2008年12月20日の記事で、『司法制度の腐敗に対する訴訟が増え続けており』『1968年Judges Inquiry法』を改正する必要が高まっていると報じている。複数の資料によると、この法案は、上級裁判所が下級裁判所裁判官の汚職や不正行為を調査する機能を果たすNational Judicial Councilの設置を規定する．．． 2009年2月時点で、「Judges Inquiry2008年修正法案」は成立していない。」 [97h]

12. 15 2009年8月27日、BBC Newsは、最高裁判所の裁判官が、資産を開示し、裁判所のウェブサイトで情報を公開することに同意したと報じた。BBCは、次のように報じている。「この画期的な決定は、インドにおける司法制度の説明責任の重要性について、国民の激しい議論を呼んでいる。この決定は、裁判長KG Balakrishnanが議長を務める最高裁判所の裁判官23人による会議で取り上げられた。高等裁判所の裁判官600人もこの決定に従うことになると見られている。」 [32ax]

未処理事件

12. 16 USSD 2010 Reportは次のように記している。

「法律制度は、過剰に負荷がかかった状態にあり、近代的な事案管理システムも構築されていないため、審理が遅れる、又は行われない場合が多い。裁判所は推定3,000万件の未処理事件を抱え、ある(2010年の)予測によると、裁判所が未処理事件を全て処理するには320年かかるということである．．． 多くの国民が、過剰に負荷がかかった司法制度において事案の処理を進めるに当たり、賄賂を支払ったと報告している。2009年、法務大臣Veerappa Moilyは、国内21の高等裁判所が抱える未処理事件は民事・刑事を合わせて400万件あり、下級裁判所が抱える未処理事件は民事・刑事合わせて2,700万件あると報告した。Moilyによると、1つの事件の審

理が終了するまでにかかる時間は平均15年であるという。」[2c](セクション1e)

- 12.17 Transparency InternationalはGlobal Corruption Report 2007の中で次のように記している。「インドでは、人口100万人に対する裁判官の割合は12から13人と極端に低い数字である。これに対し、アメリカでは107人、カナダでは75人、イギリスでは51人である。」[72b](p215-216)
- 12.18 2009年4月23日付のCanadian IRBのレポートは、未処理事件を処理する手段の1つとして、裁判記録がコンピュータ化されていると記している。[97h]
- 12.19 Forbes Indiaは2010年1月22日発行の記事で、次のように記している。

「(2009年)10月、(連邦法務大臣 Veerappa Moilyは)、事件の審理に要する平均時間を15年から3年に短縮するという画期的な司法制度の改革計画があることを発表した。大臣は、この計画を2011年までに完了させたいと望んでいる。」

「Moily大臣の計画は、未処理事件を多く抱える高等裁判所を選別し、700人の契約裁判官を配置することにより、裁判所の過荷重を減らすことを狙いとしている。目標は、1年に少なくとも2,500件を処理することである。これに加え、Moily大臣は、今後3年間で5,000の裁判所を新設し、これを15,000人以上の引退した裁判官を2年契約で徴用して運営する希望を持っている。また、10月に政府はGram Nyayalayas、即ち村の裁判所を200の村に設置した。計画では、今後2年間でこれを5,000にする予定である。」

「多くの弁護士が、裁判の質よりも数が重視されている点に疑問を唱えている。」[145a]

目次に戻る
資料目録に進む

公正な裁判

- 12.20 USSD 2010 Reportは、次のように記している。

「刑事訴訟法は、国家機密を伴う訴訟、国家の安全に有害な発言が行われる可能性のある裁判、又は特別安全保障法の規定に基づく裁判を除き、裁判は公開で行うと規定している。被告人は無罪と推定され、弁護士を選ぶことができる。弁護士費用を支払えない貧困な被告人には、国が無償で弁護士を提供するが、実際上は、特に貧困者にとっては有能な弁護士を雇うことは困難であり、裁判所は事案を過剰に抱え、審理の大きな遅延につながった。」

「法律は、ほとんどの民事、刑事事件で、政府の所有する証拠を被告・被告人が閲覧することを認めている。政府は情報を開示しない権利を留保し、差し障りがあると思われる事件では、その権利を行使した。被告人は自分に不利な証言をする証人に質問する権利があるが、実際には、社会的弱者である被告人はこの権利を認めら

れない場合もあった。法廷は判決を公開する義務があり、司法制度のほとんどのレベルで、有効な上訴の道が提供されている。」

「ジャンム・カシミール州の法廷は、反政府勢力、及びテロリストによる事件の審議を行うことに消極的で、人身保護請求事案への対応を全く取らない、又は遅らせる傾向にあった。South Asia Forum for Human RightsとCentre for Law and Developmentの調査によると、Kashmir渓谷全体で法廷に提出された数千件の人身保護請求の事案が未処理となっている。」[2c[(セクション1e)]

12. 21 1960年、メディアや社会の影響を受けやすいとして、陪審裁判が廃止された。(Indian Express、2009年12月21日)[96c]
12. 22 2011年7月5日発行のFreedom HouseレポートFreedom in the World—India(2011)は次のように記している。「司法組織、特に下級職員レベルに腐敗体質が蔓延していると報告されており、国民のほとんどが法廷で正義を得ることに大きな困難を感じている。法廷組織は多くの未処理事件と人材不足を抱えており、膨大な数の民事・刑事事件が未処理のままである．．．最近の法改正にもかかわらず、刑事司法制度は未だに少数民族、下位カースト、及び部族民に平等な保護をほとんど提供できていない。」[43d]

上記「司法の腐敗」、「未処理事件も参照されたい」

法律扶助

12. 23 2003年1月14日付のThe Hindu紙の記事は、「リーガルサービス庁法」は1987年に公布され、2002年の改正により、社会の弱者層に無償で資格のある司法サービスを提供するため、国と州レベルでリーガルサービス庁が設置されたと報じた。この法律は、社会の特定の層に、法的助言、法定代理人、及び裁定を無償で提供する。[60a]
12. 24 インド憲法は第39条Aで、社会の貧困層及び弱者層に無償で法律扶助を提供することを定めている。[24c]「1987年リーガルサービス庁法」第12条(1995年に施行)は、司法サービスを適格者に提供する基準を規定している。

「訴訟の原告、又は被告・被告人は、以下の条件を満たす場合、本法令に基づいて司法サービスを受ける権利を有するものとする。

- 指定カースト又は指定部族のメンバー
- 人身売買の被害者、又は憲法第23条で規定される物乞い
- 女性又は子供
- 精神障害者、その他の障害者
- 大災害、民族間抗争、カースト間の虐待、洪水、干ばつ、地震、又は労働災害の被害者等、不当な困窮状況下にある者
- 工場労働者
- 「1956年不道德取引(防止)法(Immoral Traffic (Prevention) Act)」第2条g(1956年法の104)の意味における保護施設での拘禁を含む被拘禁者

- 「1986年少年司法法(Juvenile Justice Act)」第2条(1986年法の53)の意味における少年施設の被拘禁者、又は、「1987年精神衛生法(Mental Health Act)」第2条g(1987年法の14)の意味における精神病院又は精神病看護病院の入院者
- 訴訟が最高裁判所以外で行われる場合は、年収が9,000ルピー未満、又は州政府が定めるこれより高い金額を下回る者。訴訟が最高裁判所で行われる場合は、年収が12,000ルピー未満、又は中央政府が定めるこれより高い金額を下回る者。」(規則が改正され、所得上限が増額された。)

(2011年8月に検索したNational Legal Services Authority)(日付の記載無し)[128a]

12. 25 1995年12月に設立されたNational Legal Services Authority(NALSA)は、インドの法律扶助プログラムの実施と監督を責務とする法定機関である。それぞれの州と連邦政府直轄地にはNational Legal Services Authorityが設置され、州又は連邦政府直轄地の裁判所での法律扶助の実施を直接指導する。[128a] NALSAは、特定の少数民族に対する法律扶助制度も構築している。[128b]
12. 26 最高裁判所は、さまざまな判決において、無償の法律扶助を要求することは被告・被告人の基本的権利であると言明している。しかし、2009年7月22日付のLegal Service Indiaの記事で、Swati Vijayvergiyaは、インドで法的扶助を推進する主な障害となっているのは、裁判に関わる貧困層と識字能力を持たない人々の法認識が希薄であることだと述べている。こうした人々の多くは、法律扶助を受ける権利を認識していない。[127b]

目次に戻る
資料目録に進む

刑法

12. 27 1860年インド刑法は、ジャンム・カシミール州を除くインド全域で適用される。(The Net Lawman, 2011年8月1日検索)[74]
12. 28 1995年9月、Library of CongressのFederal Research DivisionはCountry data.comに次の情報を掲載した。

「犯罪防止と刑罰に関する現行の法律は、インド刑法(1860年)と1973年刑事訴訟法の2つの主な成文法に収められている。これらの法律は州法に優先し、州はこれらの法律を変更、改正することができない。州及び中央政府が制定した個別の法令でも、密輸、武器と弾薬の違法な使用、及び汚職について刑事責任が規定された。但し、全ての法令が憲法の下位に置かれていることに変わりはない。」

「インド刑法は1862年に発効し、改正を経て、1993年に効力を持続した。英国刑法に基づき、基本的な犯罪と刑罰を定義し、在印外国人、インド国民に等しく適用され、インド国籍の者が外国で犯した犯罪にも適用される。」[79a]

12. 29 同レポートは、次のように記している。

「刑法は、犯罪をあらゆるカテゴリーに分類している。即ち、国家、軍、公的秩序、人体、及び財産に対する犯罪と、選挙、宗教、結婚、保健衛生、安全、品位、及び道徳に関連する犯罪である。犯罪は、審理すべき犯罪(より重大な犯罪を意味する)、又は審理すべきでない犯罪に分けられる。これは、米国の司法制度の重罪と軽犯罪の区別に相当する。刑罰は、罰金、没収、禁固刑、懲役、終身刑、及び死刑の6種類である。罰金を支払わなければ禁固刑に処せられる可能性があり、懲役判決の間に、最長3か月の独房監禁が科せられることもある。」 [79a]

刑事訴訟法

12. 30 1973年刑事訴訟法は、1974年1月25日に制定され、その後、何度か改正された。刑事手続に関連する法律を改正、強化する狙いがある。ジャンム・カシミール州を除くインド全域で適用される。(VakilNo1、2011年8月7日検索) [75a]

12. 31 カナダ移民難民委員会 が2006年1月12日に発行した情報によると、インドでは、犯罪は「審理すべき犯罪」と「審理すべきでない犯罪」に分けられるという。

「警察は、審理すべきでない犯罪の被疑者を逮捕する場合、裁判所が発布する逮捕令状を取得する必要があるが、審理すべき犯罪の被疑者を逮捕する場合は、その必要は無い。『審理すべき犯罪』及び『審理すべき事件』とは、First Schedule(インド全国を支配する法律)、又はその時点で有効な他の法律に従って、警察官が逮捕令状無しで被疑者を逮捕できる犯罪、又は事件を意味する。ニュー・デリーを拠点に活動する弁護士は、逮捕令状なしで逮捕された被告人は、逮捕後24時間以内に出庭しなければならないと言明した。」 [97f]

12. 32 同じ回答において、刑事訴訟法に基づいて裁判所が発布した逮捕令状は、書面で作成され、裁判所統括職員の署名を付し、裁判所の押印が無ければならないと述べられている。 [97f]

目次に戻る

資料目録に進む

13. 逮捕と拘禁 — 法的権利

一般規定

(警察、その他の治安部隊による違法行為については、セクション9: 恣意的逮捕と拘禁を参照されたい。)

13. 01 2011年4月8日発行の米国国務省Country Report on Human Rights Practices 2010は、次のように記している。

「刑事訴訟法に従って、治安判事は、起訴前の被疑者を最大90日間勾留することを

許可できる。通常の刑法の下では、被疑者を90日以内に保釈しなければならない。刑法第9条は恣意的な逮捕と勾留を禁止している。刑事事件の被勾留者は、起訴の理由と弁護士接見の権利について知る権利がある。憲法第39条Aは、社会の貧困層及び弱者層に無償で法律扶助を提供することを定めているが、その必要性は体系的に評価されていない。法律が定めるところによると、警察官は被勾留者に対し、逮捕理由と弁護士との接見の権利について説明しなければならない。勾留者は、予防拘禁法に従って拘禁されたものでない限り、24時間以内に罪状認否を行わなければならない。」[2c](セクション1d)

同レポートは、次のように記している。「警察当局は、他のいくつかの法律に基づいて逮捕・拘禁することもできる。」[2c](セクション1d) 下記治安法を参照されたい

13.02 D. K. Basu 対 西ベンガル州(1997年)の事件で、最高裁判所は、警察の勾留について必須手続を定めた。これには以下の事項が含まれる。

- ・ 警察は、逮捕時刻及び場所を日誌と覚書に記入し、目撃者の確認と被逮捕者の署名を得なければならない。(HRW、2009年8月)
- ・ 警察署は逮捕に関する情報を添付の上、関連書類の写しを管轄地域の治安判事に送付しなければならない。(HRW、2009年8月)
- ・ 警察は、取調べ期間中、被逮捕者が弁護士と接見することを認めなければならない。(HRW、2009年8月)[26g](p59)
- ・ 逮捕を実行する警察官は、明確で読み易く、また識別も容易な名札を着けなければならない。(World Police Encyclopedia)
- ・ 被逮捕者は、本人が望む場合、逮捕時に健康診断を受ける権利を有し、その後の勾留期間中については48時間毎に熟練医師の診療を受けることができる。
- ・ 被逮捕者・被勾留者は、友人、血縁者、その他、本人が選定する人物に、逮捕の事実を可能な限り速やかに伝達してもらう権利を有する。(World Police Encyclopedia)[110]

2009年8月付のHuman Rights WatchのレポートBroken System: Dysfunction, Abuse and Impunity in the Indian Policeは、次のように記している。「最高裁判所がD. K. Basu事件で手続上の保護措置を規定したにもかかわらず、警察は、起訴状無しで個人を拘束し、外部者への通知も認めない事例が頻繁に発生している。」[26g](p64) 同レポートは、次のようにも記している。「警察が、被疑者を24時間以内に治安判事の前に出頭させることを怠り、家族に逮捕事実を伝達することも認めず、弁護士との接見も認めないという事例が、頻繁に発生している。」[26g](p65)

治安法

国軍特別権限法 (AFSPA)

13.03 International Commission of Jurists (ICJ)が2001年に発行した論文は、次のように記している。

「『1958年国軍特別権限法 (Armed Forces (Special Powers) Act、AFSPA)』は. . . 本法律が適用される地域において、軍と軍士官に全般的な権力を与えるものである。軍士官は、この法律により、集会の自由、又は、武器若しくは武器として使用可能な物品の携行を禁じた法律の違反容疑、或いは違反行為に対し、武力を行使する権限を認められる。軍士官は、秩序維持に必要と思われる場合、事前に警告した上で、武力を行使することができる。AFSPAは、軍士官が、必要と思われれば武力を行使して、犯罪を疑われる者、罪を犯した者、罪を犯そうとしている者を逮捕令状無しで逮捕することも認めている。AFSPA第6条により、政府が事前に同意していない場合、AFSPAの下で行動している軍職員に対する起訴手続を開始することはできない。」 [117a] (p176)

13.04 AFSPAにより、軍司令官は、「紛争中」と見なされる地域で以下の権利を持つ。

- 法律に違反する者に対して. . . 「秩序維持に必要と思われる場合、事前に警告した上で」. . . 「発砲する、又は武力行使する」
- 罪を犯した者、又は「罪を犯した若しくは犯そうとしている」と疑う正当な理由がある者を逮捕令状無しで逮捕する
- 「上記の逮捕を行う上での家宅侵入及び捜索」
(Vakilno1.com: Laws in India) [75c]

13.05 2007年11月20日付のHuman Rights Watchレポートは、次のように評している。

「AFSPAは、インド北東部のNaga Hillsにおける武装分離主義者の活動に対し、国軍を配備することを認めるための短期的措置として1958年8月に発効されて以来、50年にわたり適用されてきた。それ以降、AFSPAはインド北東部全域、中でもアッサム州、ナガランド州、トリプラ州、及びマニプル州で適用されている。1980年代と1990年代のパンジャブ州における分離主義者による活動の際にも、AFSPAに少し手を加えた法律が適用され、1990年以降は、ジャンム・カシミール州で施行されている。インドの閣僚は、反政府武装勢力に対抗するため、軍部が圧倒的権利を持つことが必要であると主張することで、長い間、この法律の適用を正当化してきた. . . AFSPAが助長した虐待、中でも超法規的処刑、拷問、強姦、及び『失踪』は、大衆の怒りを買ひ、インド国家に対する幻滅を生じさせた。こうした幻滅は、インド北東部の州とジャンム・カシミール州における過激派グループの活動活発化に繋がった。」

「AFSPAは人権侵害を助長しただけでなく、残虐行為を行なった軍人に免責を認めてきた。軍人は、中央政府の許可が無ければ訴追されないというAFSPAの条項によって保護されてきた。政府の許可が出ることは稀である。」

「最高裁判所は人権侵害を防止するための指針を発行したが、その指針は日常的に無視されている。」 [26c]

13.06 Amnesty InternationalのAnnual Report 2011は、次のように記している。「虐待、

残虐行為に対する免責の習慣は、今でも広く普及している。北東部では現在も抗議活動が進行中であるが、政府当局は、免責を認める『1958年国軍特別権限法』の廃止を拒んでいる。」[3i] USSD 2010 Reportは、次のように記している。「AFSPAは、ナガランド州、マニプル州、アッサム州、及びトリプラ州の一部で効力を持ち、ジャンム・カシミール州では同法に手を加えられたものが効力を持っている。」[2c] (セクション1d)

ジャンム・カシミール州におけるAFSPAの影響については下記を参照されたい

目次に戻る

資料目録に進む

国家安全保障法 (NSA)

13. 07 1980年12月に発効された「国家安全保障法 (National Security Act、NSA) は、「予防」拘禁を認めている。第3条2は、次のように定めている。

「中央政府、又は州政府は、国家の安全を損なう行動、公的秩序の維持を損なう行動、又は、地域社会が必要とする物品若しくはサービスの供給を損なう行動を起こす個人を阻止するために必要であれば、当該個人に対する拘禁命令を出すことができる。」[441]

13. 08 USSD 2010 Reportは、次のように記している。

「『国家安全保障法 (NSA)』は、ジャンム・カシミール州を除くインド全域で、治安を損なうおそれがあると思慮される個人を起訴又は裁判なしで最長1年まで勾留することを警察に認めている。同法は、NSAの下で拘禁された被拘禁者に、家族や弁護士が面会することを認めている。また、当局は5日以内に拘禁の理由を被拘禁者に伝えなければならない(例外的事例では10から15日)。実際には、こうした権利が認められない場合もあった。[2c] (セクション1d)

13. 09 The Hinduのオンラインニュースは、2004年9月、次のように評した。「インドは、平時でも予防拘禁を合憲と認めている世界でも数少ない国である。」[60k]

13. 10 「国家安全保障法」の写しは、以下のウェブサイトで閲覧できる。
<http://www.satp.org/satportgtp/countries/india/document/actandordinances/NationalSecurityact.htm> [441]

非合法活動防止法 (UAPA)

13. 11 USSD 2010 Reportは、次のように記している。

「2008年、議会は、反政府活動、又はテロが疑われる場合は、起訴無しで勾留することを認める『非合法活動防止法 (UAPA)』を可決した。UAPAに従い、警察は個人を起訴無しで最長30日まで勾留できる。また、起訴無しで被勾留者を最長180日まで

刑務所で勾留することもできる(警察での勾留30日を含む)。裁判所は、特別な根拠無しで90日間の起訴前勾留を認め、検察官が調査の進捗を示した報告書を提出すれば、勾留期間を更に90日延長できる。UAPAは、外国人の保釈を否定し、被勾留者がインド国民の場合も裁判所が保釈を拒否することを容易にしている。武器又は爆発物の所有、又は犯罪現場に残された指紋等、ある程度の犯罪証拠を検察が提出できれば、犯罪意図の有無に関わらず、被疑者を有罪と推定する．．． UAPAの下で、州政府も、正式に起訴する前に保釈なしで勾留期間延長を行っていた。」[2c](セクション1d)

- 13.12 2008年12月17日、UAPAの修正案が議会で可決された。Asia Pacific Human Rights Networkは、2009年1月22日付のレポートで、この修正案には、「テロリスト法」の定義を広げる、起訴前勾留期間を最長180日に延長する、即決裁判所の設立を規定する、及び、保釈の権利を制限すること等が網羅されていると述べている。[123b]
- 13.13 Human Rights Watchは、2011年2月1日付のレポートで、デリーに拠点を置くSouth Asia Human Rights Documentation Centreの執行役員の言葉を引用し、次のように報じている。「『2002年POTA(テロ防止法(Prevention of Terrorism Act))』と『1985年TADA(テロ・破壊行為防止法(Terrorist and Disruptive Activities (Prevention) Act))』の不当な規定が裏口から復活した．．． POTA、TADAでさえ、審査委員会やサンセット条項等の安全策を含んでいた．．． しかし、2008年にUAPAが改正され、その安全策も取り払われた。」[26k](p89) HRWレポートは次のように記している。

「改正後のUAPAはテロリズムを曖昧かつ過剰に広げて定義している．．． UAPAによるテロリズムの定義には、次のような行為が含まれる。『インドの統一、完全性、治安、又は主権を損なう可能性がある行為、人々を恐怖に陥れる意図を持った行為、又は人々を恐怖に陥れる可能性がある行為．．． 人々を死亡・負傷させる、財産を破壊する、地域社会又は外国において生活に必須な物品・サービスを破壊する可能性のある行為』。この定義には、政治に対する平和的抗議活動も含まれる。政治上の敵対者、宗教や民族の違い、又は宗教上の苦しみから生じる幅広い敵対活動を「テロリスト」として識別する権限を政府当局に与える．．． UAPAは既に、政府があるグループを「テロ組織」、「テロリストギャング」、又は「違法組織」として非合法化する権利を認めている。2008年の修正は、多くの犯罪をテロ組織又はテロリストギャングと関連を持つメンバーによるものとするすることで、こうした権力を強化した。」

「政府による『テロ組織』の指定は永久的なものであり、再審議の対象とはならない。『違法組織』の指定は、再審議の対象であり、2年ごとに更新しなければならない。」

「2008年のUAPAの改正は、インド刑法で認められていない絶対的権力を治安部隊に認め、TADA又はPOTAの下で生じたような恣意的逮捕の危険を増すものである。」

「UAPAの改正は、また、起訴無しで勾留できる期間を倍に延長することを裁判所に認めることにより、恣意的逮捕、拘禁中の虐待、基本的な適正手続上の権利の侵害の危険を増すものである。」

「他にも、改正されたUAPAは、ある(2つの特定の)状況において、犯罪の意図を証明せずに、裁判中の被告人の有罪を推定することを法廷に指示している。」
[26k] (p87-93)

13. 14 USSD 2010 Reportは、次のように記している。「2004年、政府は『テロ防止法(POTA)』を廃止した．．．しかし、法律により、以前の法(即ちPOTA)の下で逮捕された人々は、POTA廃止後もその法律によって刑の執行を続行される。その年、POTAの下で拘禁されている人々の人数について、報告は様々だった。」[2c] (セクション1d)

セクション9: National Investigation Agency も参照されたい

目次に戻る
資料目録に進む

ジャンム・カシミール州: 治安法

ジャンム・カシミール州の国軍特別権限法

13. 15 USSD 2008 Reportは次のように記している。

「中央政府の承認が無ければ、『いかなる人物に対しても起訴、公訴、又はその他の法的手続』を行ってはならないと定めた1990年ジャンム・カシミール『国軍特別権限法 (AFSPA) 』に関し、懸念が生じている。同法は、治安部隊が被疑者に発砲し、過激な分離主義者が潜んでいる、又は武器を格納していると疑われる建物を破壊することを認めている。人権擁護組織は、この法令が治安部隊の免責を助長するものとして避難している。」[2e] (セクション1g) USSD 2010 Reportは、2010年9月29日、ジャンム・カシミール州政府がAFSPAを無効にできる領域を検討するために2つの委員会を発足させたが、どちらの委員会も、2010年、一度も開催されなかったと報じている。[2c] (セクション1d)

公安法 (PSA)

13. 16 USSD 2010 Reportは、次のように記している。

「ジャンム・カシミール州だけで適用される『公安法 (PSA) 』は、警察当局が被疑者を最長2年まで起訴、又は再審をせずに勾留することを認めている。この期間、家族は被勾留者に会うことを認められず、被勾留者は弁護士との接見を禁じられる。2005年、NHRCはPSAの下での逮捕に関する指針を設定した。その中には、有罪と考える正当な理由を示すこと、保釈が可能な場合は勾留しないこと、被逮捕者の尊厳を守ること、一般公開や見せしめにするのを禁じること、及び、取調べの期間に弁護士との接見を認めることが含まれている。しかし、実際には、警察は通例として恣意的逮捕を行い、被勾留者、中でも貧困な被勾留者に対し、弁護士との接見や医師の診療を認めていない。」

「2月24日、ジャンム・カシミール州知事は、PSAの下、2008年から2010年までに728人が拘束されたと述べた。(2010年)12月29日、カシミールの新聞は、(2010年)6月から9月のカシミール溪谷抗議活動で、PSAの下、3,500人以上の若者が逮捕され、120人が拘禁されたと報じた。」[2c](セクション1d)

- 13.17 International Commission of Jurists (ICJ)は、次のように記している。「『1978年ジャンム・カシミール州公安法(PSA)』は、... 虐待を許容する傾向があり、人権侵害に繋がっていると頻繁に報じられる。」例えば、PSAは治安に対する脅威と見られる人物を起訴することなく拘束し、7週間勾留した後、高等裁判所の裁判官3人の承認があれば最長1年まで勾留することを認めている。(ICJ、2001年)[117a]

その他の州の治安法

- 13.18 Human Rights Watchは2011年2月付のレポートで、ジャンム・カシミール州の他に一部の州が特定の治安法を制定していると報じた。例えば、「2008年の(ムンバイの)爆破事件で犯人とされたイスラム教徒少なくとも21人と、Malegaonの爆破事件で犯人とされたヒンドゥー教徒11人が、インドの最も厳しい対テロ法である『1999年マハーラーシュトラ組織犯罪特別取締法(Maharashtra Control of Organized Crime Act(MCOCA))』の下、起訴された。」[26k](p85)

目次に戻る
資料目録に進む

14. 刑務所の状況

- 14.01 NGO民間団体であるCommon Wealth Human Rights Initiative(CHRI)は、2009年に発表されたレポートにおいて、28の州と7つの連邦直轄地の各々が刑務所局と独自の法律、規則、規定を有していると述べた。インドの刑務所は1894年の刑務所法の規定下に置かれ続けており、多くの州でこの法律が採用されている。独自の法律を定めている州は入念にこの法律を手本としてきた。国家人権委員会は、全ての州当局に対して、収容所と囚人の権利についての指針を公布してきた。加えて、囚人の権利に関する最高裁判所の判決は、インドの全ての州政府機関に対して拘束力を有している。CHRIのレポートは、囚人の生活環境、医療施設、不当な扱いに対する苦情の受付・救済の仕組み、アメニティー利用の権利、家族、友人、弁護士、外部調査官との連絡、又、裁判を待っている収容者、女性、母親と共に刑務所にいる子供等の特別な範疇に属する囚人の権利に関する司法命令の詳細を伝えている。[141a]
- 14.02 国家犯罪記録局(NCRB)によると、2009年12月31日現在で、インドには1,374の刑務所施設があり、その内訳は、119の中央刑務所、321の地方刑務所、832の副刑務所、18の女性刑務所、32の開放型刑務所、21の少年院、その他の31の刑務所となっていた。(NCRBウェブサイト、2011年8月9日検索)[105a]
- 14.03 2011年4月8日に公表された米国国務省の『Country Report on Human Rights Practices 2010 (2010年Country Report on Human Rights Practices)』(USSD 2010)は以下のように述べている。

「刑務所の環境は、頻繁に生命を脅かすようなもので、国際的標準を満たしていなかった。刑務所の収容者数は許容人数をはるかに超え、衛生その他の環境面の状態は国際的標準を満たしていないものが多く見られ、食事や医療も不適切であった。」

「刑務所に囚われている人の3分の2は、報告によれば、裁判を待っている人たちであった。女性囚人は全収容者のおよそ4%を占め、未成年者の占める割合は1%以下であった。女性と男性は別々に収容されていた。法律は、未成年者を更生施設に留め置くよう規定しているが、特に農村部では刑務所に留置されている場合もあった。裁判前の被勾留者も有罪判決を受けた囚人と共に収容されていた。」

「囚人は、訪問者への適切な面会が許可されているが、ジャンム・カシミール等の紛争地域では特に、勾留中の親類への面会が拒否されたと述べる家族がいた。囚人は宗教的習慣を实践する権利を有しており、多くの場合この権利は実際に保障されていた。先年と同様に政府は、特定の規則の範囲内で、NGO諸団体が囚人を援助することを認めていた。」

「囚人からの苦情の調査は、NHRC[国家人権委員会]の権限内にあり、NHRCは、年間を通して、囚人からの人権侵害の苦情を受け付け調査していた。しかし数名の活動家は、苦情の多くは刑務官又は役人による報復を恐れて正式に提出されなかったと指摘した。調査結果の大部分と、NHRCからの勧告はNHRCのウェブサイト上に公表されている。しかしながら、複数のNGOは、物議を醸すような問題についての調査と勧告は公表されなかったのではないかという疑念を呈した。」[2c] (セクション1c)

(NHRCのウェブサイトは <http://nhrc.nic.in/nhrc.htm> から検索できる) [47]

- 14.04 国家犯罪記録局 (NCRB) によって発表された最新の数字によると、2009年12月31日現在、刑務所の全収容者数は376,969人である一名目上の刑務所許容人数である307,052人を22.8%上回っていた。中央刑務所は許容人数を22.5%上回り、地方刑務所は43.7%上回っている。その他の種類の刑務所施設は許容人数以下で運営されていた。(NCRBウェブサイト、2011年8月9日検索) [105a]

- 14.05 引き続きUSSD 2010 Reportによると：

「州政府の大部分は、赤十字国際委員会 (ICRC) やNHRC等の独立機関による刑務所の査察を許可していた。多くの州でNHRCは予告なしで州の刑務所を訪問した…」

「状況を改善する取り組みの中で、MHA[内務省]は2009-10年次レポートにおいて、刑務所は収容許容人数を超えており、衛生面や水供給の面の改良を含めて、修理や改修が必要であると認めた。その年の間に、中央政府は刑務所の近代化を進める計画を導入した。MHAの2009-10年次レポートによると、その計画は27州で実施され、その結果99の新しい刑務所が建設され、既存の刑務所に1,365の建物が増設された。」[2c] (セクション1c)

- 14.06 USSD 2009 Reportは、近年政府は刑務所の収容人数の多さを軽減するための措置、とりわけ再拘留された囚人の数を減らす措置を講じてきたと指摘した。「2006年に政府は、裁判所の訴訟の係争時間と刑務所の過密化を低減させるために、減刑の代わりに罪を認めることに同意する司法取引を選択できるようにした。2009年7月に法務省は議会に対し、国内で1,536の即決裁判所〔2001年に導入された〕が機能しているという情報を伝えた」〔2c〕（セクション1c）

セクション12：即決裁判所及び未処理事件もまた参照されたい。

- 14.07 国家人権委員会は、2011年5月1日付で、刑務所の状況改善に向けたいくつかの勧告を発表した：
<http://nhrc.nic.in/dispatcharchive.asp?fno=2335> [47]

目次に戻る
 資料目録に進む

15. 死刑

- 15.01 Amnesty International (AI)は、2008年5月2日付のレポート『インドの死刑制度：死に至るくじ引き』（要約レポート）において、死刑を規定する法律には大きく二つの区分があると指摘した：インド刑法（IPC）と特別法又は地域法である。刑法の下では9つの死刑が科せられる犯罪がある（Amnesty International、2008年5月2日）：

- ・「インド政府に対する暴動を遂行したことによる反逆罪（s. 121）
- ・実際に起こされた暴動の扇動（s. 132）
- ・無実の人の有罪や死につながる偽証（s. 194）
- ・無実の人の有罪や死につながる偽証をするよう人を脅す又は唆す（s. 195A）
- ・殺人及び終身刑を受けた者によって犯された殺人（s. 303）。後者は最高裁判所によって取り消されたが未だに刑法には残っている
- ・未成年者、精神障害者、中毒患者の自殺の幫助（s. 305）
- ・終身刑受刑者による殺人未遂（s. 307(2)）
- ・身代金目的の誘拐（s. 364A）
- ・強盗〔武装強盗又は盗賊〕殺人（s. 396）」〔3c〕（脚注4）

- 15.02 同様の情報源によると、特別法及び地域法の下では、死刑に科せられる可能性のある罪が他に少なくとも14あるということである。（これらの詳細は、2008年5月8日付のAIレポートの脚注5に記されている。〔3c〕

- 15.03 インドの最高裁判所は、死刑は「最も稀な中の稀」なケースにのみ科せられるべきだと規定した。しかしながら、これには定義付けがなされておらず明白な指針も存在しないため、この文言の解釈は個々の判事に委ねられてきた。（Amnesty International、インド：死刑制度、2007年5月30日検索）〔3d〕

- 15.04 上訴の権利に関して、2008年5月2日付のAmnesty International Reportは次のよう

に記録した。

「インド最高裁判所が第一控訴裁判所となる反テロ法の下での死刑判決を除き、高等裁判所は、死刑判決を受けた者の第一控訴裁判所として機能している。第一審裁判所で死刑判決が科せられなかった場合に、州は高等裁判所に対し判決を死刑へと高めるよう上訴することができる…。高等裁判所が第一審裁判所の無罪判決を破棄して死刑を科すような場合を除いて、最高裁判所へ上訴できる自動的権利はない。高等裁判所が第一審裁判所の判決を死刑判決へと高める場合であっても、最高裁判所へ上訴できる自動的権利はない。最高裁判所へ上訴を提出できる「特別許可」は、高等裁判所又は最高裁判所によって付与されなければならない…。死刑に関する訴訟の司法手続は、上級裁判所が死刑を承認した時に終結する。この段階で、被告人は、州または国の行政官に赦免嘆願を提出することができる。インド憲法第72条と161条の下では、州知事とインド大統領は恩赦や減刑を与える権限を有している。」[3c]

15. 05 Amnesty Internationalは2011年5月13日に発表されたAnnual Report 2011において、2010年の間に死刑は執行されなかったと指摘した。レポートは次のように述べている。

「12月[2010年]に、インドは、死刑執行の一時停止を全世界に求める国連総会決議に反対票を投じた。少なくとも105名が、その中には2008年のムンバイで起きたテロへの関与を告発されたただ一人の生き残りであるパキスタン人のAjmal Kasabも含まれているが、死刑宣告を受けた。しかし、6年間連続で死刑は執行されておらず、13名は死刑から終身刑へと減刑された。法の改正によってハイジャック犯にも死刑が科せられるようになった。新しい法の下で、16の州が死刑囚監房の囚人を公表したが、少なくとも他の5州はこれを拒否した。」[3e]

15. 06 2011年5月27日に、インドのパティル大統領は、死刑囚監房の二人の囚人の赦免嘆願を拒否し、彼らの死刑執行への道を開いた、と報じられた。この二人の囚人の一人は殺人による有罪判決、もう一人は、数名が犠牲となった1993年のテロを計画したことにより有罪判決を受けていた。大統領から死刑判決への同意が与えられたのは2004年以来初めてのことであった（BBCニュース）[32b1]。

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

16. 政治的所属

政治的発言の自由

16. 01 2011年7月5日に発表されたFreedom Houseのレポート『Freedom in the World - India (2011)』は次のように述べた。

「インド選挙委員会（ECI）の監視の下、インドの選挙は概して自由かつ公正に行われてきた。2009年の国民投票はほとんどが平和的に行われたが、国内の一部地域

での毛沢東主義派武装組織によって、投票の第一段階の間に17名が命を落とした。電子投票機は、2004年も使用されたが、選挙当日の不正を減らすのに役立っていた。2009年にアンドラ・プラデーシュ州、オリッサ州、シッキム州、アルナーチャル・プラデーシュ州、マハーラーシュトラ州、ハリヤーナー州で行われた州レベルの選挙、2010年のビハール州の選挙の期間においても暴力行為は減少していた。全ての投票で現職者が当選した。有権者リストがしっかりと整理されていないことに加え、一部地域で有権者に対する脅迫が行われていることが引き続き懸念される材料であるが、ECIは有権者リストをオンラインで入手できるよう取り組みを行った。幅広い政党が自由に活動している。」[43d]

セクション4：最近の展開、セクション6：政治体制、セクション17：言論とメディアの自由、セクション18：人権擁護機関、人権擁護組織、人権活動家を参照されたい。

結社と集会の自由

- 16.02 2011年4月8日に公表された米国国務省の『Country Report on Human Rights Practices 2010』（USSD 2010）は次のように指摘した。

「当局は通常、パレードやデモの前の許可と届出を要求しており、一般的に地方政府は平和的に抗議する権利を尊重していた。但し、ジャンム・カシミール州では、地方政府は時折、分離主義政党の公的集会の許可申請を拒否し、平和的な抗議行動に携わった分離主義者を勾留することがあった。国内の緊張が高まる期間は、当局は、公的集会を禁じるために刑事訴訟法を使用することもあれば、戒厳令を敷くこともあった。」

「法律は結社の自由を規定しており、政府は概してこの権利を尊重している。しかしながら、外国の基金や、国際的会議組織には制限が課せられていた。」[2c]（セクション2b）

- 16.03 USSD 2010 Reportはまた次のように指摘した。

「事前の認可や過度の条件が必要とされることなく、労働者が組合を形成することや自分の選択で組合に加わることを法律は認めており、実際に政府も概ねこの権利を尊重していた…。農業従事者や非公式部門の労働者を代表する労働組合もいくつかあるが、国内の推定1300万から1500万人の労働組合員の大半は公式部門の労働者である。組合に加入している労働者の推定80%は、5つの主要労働組合のうちのひとつと提携する組合の組合員であった。」[2c]（セクション6a）

野党と政治活動

- 16.04 USSD 2009 Reportは、「インドは民主的議会制度の政府を長年保持しており、議員は、多数の党が候補者を出す選挙によって選出されている…。インドは、4月と5月[2009年]に、7億1400万人の有権者を含んだ5段階の国民選挙を実施した…。市民は、州知事や、地方又は村の自治体政府を定期的を選出していた…。政治政党は、制限

や外部からの干渉なく運営を行うことが可能であった」と記した。[2c] (セクション3) 2011年7月5日に発表されたFreedom Houseのレポート「Freedom in the World - India (2011)」では、幅広い政治政党が自由に活動しており、平和的な政治活動への制限はないと記されていた。[43d]

セクション3歴史：総選挙2009年4月～5月、暴力に訴える反対派グループについての情報はセクション11：非政府武装グループもまた参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

17. 言論とメディアの自由

- 17.01 2011年4月8日に公表された米国国務省の「Country Report on Human Rights practices 2010」(USSD 2010) は次のように指摘した。

「憲法は言論と表現の自由を規定しているが、報道の自由について明白に言及してはいない。政府は概ね言論と報道の自由を尊重しているが、わいせつな表現や公共の秩序を乱すのではないかと政府が懸念するような言論等の特定の表現形態については、自由は保障されていない。」

「個人は一般的に、報復されることなく、公的に又は私的に政府を批判することが可能であった。」[2c] (セクション2a)

- 17.02 同レポートはさらに次のように述べている。

「独立系メディアは活発で、制限を受けずに多種多様な意見を表明していた。独立系の新聞と雑誌は定期的に刊行され、テレビは、政府の不正の疑惑を含めた調査報道を放送していた。メディアは概して人権擁護を促進し、政府による人権侵害を批判していた。」

「AMラジオ放送は政府によって独占されたままであった。民営のFMラジオ局の所有は法律で認められているが、エンターテインメントや教育的な内容のものにしかライセンスが与えられない。ラジオの例外を除けば、外国メディアは概ね自由に活動を行っていた。広く普及した民間の衛星通信テレビは、政府所有のテレビネットワークであるDoordarshanと張り合うようになった。国営テレビネットワークがニュース操作を行っているのではないかという疑惑が持たれていた。民間が所有する衛星テレビチャンネルのいくつかは、その所有者が支持する政治政党の意見発表の機会を促進させた。」

「ジャーナリスト、出版業者、学者、政治家の法定団体と、政府によって任命された議長を有するThe Press Council(報道評議会)は、無責任なジャーナリズムだと自らがみなすものを吟味し、発行者に対する自主規制的行動規則を定めた。その規則には、カーストやコミューナル(宗派主義的)暴力を誘発する恐れがあるような記事の発行の禁止命令も含まれている。評議会は、この規則を破ったとされる人たち

を公然と非難した。」 [2c] (セクション2a)

- 17.03 ジャンム・カシミール州に言及して、USSD 2010 Reportは次のように記した。

「州政府と中央政府が共に法と秩序の回復を試みて、夏の暴力的抗議行動の間、ジャンム・カシミール州のメディアに制限を課した…。7月1日 [2010年] には、ジャンム・カシミール州政府は、扇動的報道の疑いをかけた後に3つの日刊紙の発行を禁止した。発禁は7月6日に解かれた。」

「7月30日に、ジャンム・カシミール州政府は、「挑発的な」テレビ番組を放送し、法と秩序に問題を引き起こしたとして、二つの地方テレビ局の番組放送を禁止した。それらの放送局は、1995年のケーブルテレビネットワーク（規制）法に違反したとされ、指定された時間に15分間のみニュースを放送するよう制限が課された。

「報告期間の間に、複数のジャーナリストが、自身が行った報道のために暴力や嫌がらせを経験した。」 [2c] (セクション2a)

- 17.04 2011年7月5日に発表されたFreedom Houseのレポート「Freedom in the World - India (2011)」は次のように報告した。

「インドの民間メディアは精力的で多様である。出版物、オンライン、テレビ等の媒体を通じた政治家の調査や吟味は一人権擁護団体やその他の市民社会組織、政治プロセスを通じて諸問題に応える仕事を課された政府系団体のつながりと共に、ニュースメディアをインドの民主化の最も重要な担い手の一つとしている。ラジオは依然として政府によって独占され、民営ラジオ局はニュース番組を流すことが許可されていないが、テレビと出版業界は近年特に拡大しており、特定の地域や言語集団を対象とした新しい放送や出版が増加している。この活気あふれるメディアの活動領域にも関わらず、ジャーナリスト、創作作家、人権擁護家は、引き続き多くの制限をかけられている。政府は、機密保護に関わる記事を検閲するため、公的機密法(Official Secret Act)の下でその権限を使用している。また、当局は時に、批判的な意見を抑制するために、その他の機密保護法、犯罪的名誉棄損規定、ヘイト・スピーチ（憎悪をあおる言動）法、法廷侮辱罪を用いてきた。 [43d]

- 17.05 2011年11月15日に更新されたBBC Country Profile for Indiaは次のように述べた。

「インドの報道機関には活気がある。増加する中流階級層によって、新聞の発行部数は上昇し、新規参入新聞が伝統的日刊紙と凌ぎを削っている。」同様の情報源によれば、「インドの放送業界は華やぎを増しており、テレビやラジオの放送は激増している…。2011年後期までに、1億600万のインド人世帯がケーブルテレビと衛星テレビにアクセスしており、存在するテレビチャンネル数は700以上であった、と業界ウェブサイトが報告した。ニュース番組の多くは、エンターテインメント番組よりも質が高い。24時間のニューステレビ局が勢揃いしている。国営テレビのDoordarshanは、4億人ほどの視聴者がいる最大規模のDD1を含んだ多様なサービスを提供している。2010年12月までに約1億人のインド人がオンラインに接続した (Internetworldstats) 。」 [32h] (メディア) 2012年1月12日のBBCニュース論説で、Biswas S.氏は、インドには、様々な言語で書かれた70,000以上の新聞があ

り、毎日1億部数以上新聞が売れていると助言した。[32co]

- 17.06 有名な人権活動家で公衆衛生の専門家でもあるBynayak Sen博士は、反政府的扇動罪と共謀の罪で終身刑を言い渡されたが、2011年4月28日にBBCのインタビューの中で、インド政府は反政府的扇動罪法を「反対意見を消すために」悪用していると非難した。博士は、反政府的扇動罪法は、植民地時代から引き継いだ時代遅れの遺物であると説明した。インドの刑務所には数百人もの人々が反政府的扇動を行った罪で収容されていると述べた。[32c]（セクション18：人権擁護NGOと人権活動家を参照のこと）
- 17.07 Reporters Without Borders(RWB)は、2011年5月19日に、情報通信省がインターネット使用に関して「IT規則2011」と呼ばれる新たな規定を公布したと報告した。「この新しい規則は、インターネット会社に対し、不快なコンテンツ「わいせつ」「攻撃的」「中傷的」「憎悪をあおる」「未成年にとって有害」「著作権侵害」等のコンテンツを、当局による通告から36時間以内に取り除くよう要求しており、さもないければ起訴される恐れがある。RWBは「この影響を受けて、遠距離通信会社、アクセスプロバイダ、ソーシャルネットワーク、サーチエンジン等の技術的仲介業者は、警察の補助者とウェブの検閲官へと変える効果を有する。不法なコンテンツの定義は非常に曖昧である」と意見を述べている。RWBは、新しい規則は、インターネットカフェの経営者に対し、顧客一人一人の身分証明書類を1年間は保管するよう義務付けた。インターネットカフェ経営者たちは、顧客の写真を撮り、各々のネット閲覧の記録を保管しなければならない。このデータは毎月政府に送付されなければならない。[42b] RWBは2012年2月9日に、2月6日のニュー・デリー民事裁判所の聴取において裁判官が、Google, Yahoo, Facebook, YouTubeのインド子会社を含むウェブサイト所有者22名に対し、「不快な」コンテンツを取り除くために取っている措置について2週間以内に詳細なレポートを提出するよう命じた、と報告した。2月6日の聴取で、数社は、そうしたコンテンツを除去するよう命じた以前の裁判所の命令に既に従ったことを示した。[42d]
- 17.08 情報放送大臣のAmbika Soni氏と法務大臣のMoodbidri Veerappa Moily氏は共に、2011年の初期に、政府は名誉棄損罪を罪の対象から外すために刑法の改正に向けて積極的に動いていると語った。NGO団体のAeticle19は、「名誉棄損罪は、言論の自由を政府が抑圧する最悪の形態の一つである…Aeticle19は、国際標準に調和した新しい名誉棄損法を政府が創り上げるのを喜んで支持する」と述べた。[133]

2005年情報公開法(Right to Information Act)については、セクション7：人権、はじめにのパラグラフ7.05を参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

ジャーナリストの処遇

- 17.09 2011 Annual Reportにおいて、Reporters Without Bordersは、インドは「報道の自由にとって大いに好ましい法的枠組みを提供している。インドのジャーナリストは、

自分たちの自由に誇りを持ち、街中や裁判所の前での抗議行動でしっかりとその自由を守ろうとするだろう。「インドの主権と統一」との不一致がない限りという条件があるが、憲法は彼らの側に立ち、第19条で表現の自由を保障している。しかしながら、報道機関の自由が政治家、宗教団体、犯罪集団によって脅かされているような諸地域では、ジャーナリストの身の安全は不安定なものである」と述べている。レポートは「宗教団体又は腐敗した役人からの圧力下にある司法体制は、公訴の権利を濫用し、ジャーナリストを勾留することがある」と指摘した。[42a]

- 17.10 「Freedom in the World - India (2011)」レポートによると、「ジャーナリストは、身体的な脅迫にさらされ続けている。2010年の間多くの機会に、報道記者が攻撃や脅迫を受けたり、警察や地方政府当局又は暴徒や右翼団体により拘禁されたりした。報道機関職員は、農村地域やチャッティースガル州、カシミール州、アッサム州、マニプル州等の、反乱に苦しむ州でとりわけ攻撃されやすい…。ジャーナリストに対して暴力を犯す者が実際に罰せられることはインドでは滅多にない。」[43d]

- 17.11 2012年2月に発表されたCommittee for the Protection of Journalists (ジャーナリスト保護委員会:CPJ) のレポート『Attacks on the Press in 2011』(India Country Report) は次のように記録した。

「年の終わり近くになってもその動機は解明されないままだが、チャッティースガル州のUmesh Rajput氏 とムンバイの犯罪報道記者のJyotirmoy Dey氏の殺害は、その同僚たちに暴力の危険を思い起こさせた。インドは依然として、CPJの、Impunity Index (刑罰が与えられない指標) - ジャーナリストの殺害が一定の割合で起こり当局がその犯行を解明しない国のランキングに名前が挙げられている。カシミール州等での反乱者と政府軍の間の暴力的衝突は、報道記者が自身の仕事を遂行することを困難にさせた。メディアの問題を扱うウェブサイトであるThe Hootは、年中間レポートにおいて、1月から5月までの間に、ジャーナリストへの襲撃が9件あったと記録した。その中には、工業化と毛沢東主義派によって地元住民が強制退去させられたオリッサ州での4件が含まれていた。

「当局は、批判的な報道に対し反国家罪によって報復した：二人のジャーナリストが、反毛沢東主義運動が民間人に及ぼす影響を批判した後、反逆者を支持した疑いで投獄された。警察の不当行為と汚職を暴き出したジャーナリストたちが実刑判決を受けた。政治家や実業家たちは、名誉棄損罪を含めた法的措置により報道を封じ込めた。当局は名誉棄損を罪の対象からまだ外していない。インターネットはまだそれほど浸透してはいないが増加傾向にあり、オンライン上の反対意見を抑えることができる法案の可決へと政府を駆り立てた。」

「過去10年間の7件の殺人が未解決であり、CPJの指標が示すように、インドは致命的な反報道暴力行為に立ち向かうことにおいて最悪の国の一つとされている」[46a] (p170)

- 17.12 Reporters Without Bordersは、2010年2月26日のプレス・リリースにおいて、「Reporters Without Bordersは、カシミール、ウッタール・プラデーシュ、カルナ

ータカ、アンドラ・プラデーシュの各州での、ジャーナリストに対する警察による暴力の高まりに非常に衝撃を受け当惑している。2月〔2010年〕だけで、メディア関係者に対する警察の乱暴な処遇と身体的攻撃が13件も記録された」と述べた。

〔42c〕

目次に戻る

資料目録に進む

18. 人権擁護団体、人権擁護機関、人権活動家

国家及び州の人権委員会

18.01 国家人権委員会（NHRC）は、1993年人権保護法（2006年改正）の下でインド政府により設立された。NHRCは政府から独立して活動しており、自らの主導で、又は被害者や被害者に代わる誰かから人権委員会に提出された陳情に基づいて、人権侵害の訴え、扇動、又は人権侵害の防止策を講じない怠慢について調査することができる。委員会は調査の過程において民事訴訟法の下、民事法廷で訴訟を審理する権限を有している。軍体による人権侵害の訴えを処理する場合は、委員会は中央政府にレポートを求め、そのレポートを受け取ってからその案件を取り扱うことを決定し政府に対して勧告を行うことができる。中央政府は3か月以内か或いは委員会が提案したそれより長い期間内に取られた措置について報告しなければならない。（国家人権委員会ウェブサイト、2008年6月1日検索）〔47a〕

18.02 人権保護法はNHRCの権限を強めるために2006年に改正された。例えば、NHRCは - 調査の中で又は調査の後で - 被害者に対する賠償金の支払いや、訴追のための手続の開始を勧告できる（NHRCウェブサイト）。〔47a〕 USSD 2008 Reportの記録によると、人権保護法は2008年8月に再び改正され、州立刑務所への訪問に際しての事前の届出と許可の要件が取り除かれた。〔2e〕（セクション4）セクション9で指摘されたように、NHRCは自身の調査スタッフを有しており、警察長官の等級の役人によって率いられている。1993年人権保護法の下、委員会は、中央政府や州政府の調査機関や役人のサービスを利用する権利を有しているが、多くの場合、委員会はNGOに調査作業の補助を依頼していた。〔47e〕

18.03 2011年4月8日に公表された米国国務省の「Country Report on Human Rights Practices 2010」（USSD 2010）は、NHRCの機能には一定の限界があると伝えた：

「政府任命によるNHRCは、概ね政府から独立して活動しているが、複数の人権団体は、その活動を阻害する制度的、法的脆弱性を訴えた。インド大統領が議会の承認を受けて委員を任命している。NHRCは調査を主導し、訴えを詳しく尋ね、州政府にレポートの提出を求める - この要請を州政府が無視することが多々ある - 権限を有するが、こうした要請を強要すること、刑事訴追のための起訴手続に着手すること、又は仮の補償を与えることについて法的権限を有していない。また軍隊による人権侵害については独立して調査することができない。人権NGO諸団体は、NHRCが財政的に政府に頼っていること、1年以上前の人権侵害を調査しないことを批判した。彼等は、NHRCは全ての訴えを取り上げず、取るに足らないという理由でいくつ

かの件を却下し、事件を徹底的に調査せず、訴えた人物を適切に保護しなかったと主張した。」 [2c] (セクション5)

18. 04 1993年人権保護法は、国家人権委員会と同様の機能と権限を持つ州立の人権委員会の設立を認可した。2012年5月5日に検索したNHRCのウェブサイトによると、人権委員会は以下の州に存在している：アンドラ・プラデーシュ、アッサム、ビハール、チャッティースガル、グジャラート、ヒマーチャル・プラデーシュ、マハーラーシュトラ、マニプル、オリッサ、パンジャブ、ラージャスターン、シッキム、タミル・ナードゥ、ウッタル・プラデーシュ、西ベンガル。 [47b]
18. 05 2011年1月のインドへの任務の後、人権擁護状況についての国連特別報告者は、2012年2月6日付のレポートの中で、NHRCは「350人から成るチームによって調査を実施している。NHRCは法廷で係争中の問題については調査を行うことができない。NHRCによってなされた勧告の多くは政府によって受け入れられている」と述べた。2010年にNHRCは65,827件を考慮すべき対象として取り上げ、62,551件を処理したが、処理件数の中には先年に持ち込まれたものも含まれていた。委員会は5,673件を州の人権委員会が処理するよう移送した。269件について仮救済賠償の支払いを勧告した。 [61] (p9) しかしながら、特別報告者は、以下のように付け加えた。

「NHRCとSHRC (州人権委員会) は、人権擁護者が救済を求めることができる重要な場所である。しかしながら、特別報告者がミッションの間に出会った人権擁護者の多くは、これらの委員会の現在の機能に対して失望と不信の声を寄せた。

「人権擁護者は、委員会に対して人権侵害に関する訴えを提出したが、彼らの訴えはほとんど取り上げられないか、又は調査対象とされても、相当期間経過後に人権侵害はなかったと結論付けられるか、刑事訴追ではなく程度が軽い措置が講じられるだけだと報告された。彼等が最も懸念しているのは、彼等の訴えの調査が警察によって行われるという事実であり、警察こそが多くの場合人権侵害の犯行者なのである…。もう一つの大きな懸念は、NHRCに訴えを提出するのに1年以内の限定があることである。

「法定資格の欠如がNHRCとSHRCの業務にとっての大きな障害のようである」 [61] (p8-11)

人権擁護NGOと人権活動家

18. 06 ダブリンに本部を置く人権擁護家の保護を目的とした財団であるFront Lineによると (報告日の日付記載なし、2009年11月20日検索) :

「インドで活動する非政府組織は精力的で多様な活動に携わっている。それらの大部分は、結社の自由や表現の自由度の高さを享受しているが、一部地域や特定の問題に関わって活動している人権擁護家の安全と保護については重大な懸念が依然として存在している。具体的には、人権擁護家は恣意的な逮捕と勾留を受けやすく、彼等の身の安全は危機的状況に置かれている。特に、警察や軍隊による人権侵害の疑いを取り上げる擁護家や、環境問題や土地の権利についての活動を行う擁護家が狙われてきた」 (India profile、報告日の日付記載なし、2011年8月7日検索) [101c]

- 18.07 人権擁護家の状況についての国連特別報告者は、2012年2月6日付のレポートの中で次のように述べた。

「任務の間、特別報告者は、女性と男性の人権擁護家たち、その家族についての証言を数多く耳にした。彼等は、人権と基本的自由を擁護する正当な仕事を行った故に、殺害され、拷問を受け、酷い扱いを受け、姿を消され、脅迫され、恣意的に逮捕され、濡れ衣を着せられて勾留され、監視下に置かれ、強制的に退去させられ、事務所を襲撃され書類が盗まれるというような目に遭遇していた。彼等はしばしば「ナクサライト（毛沢東主義者）」「テロリスト」「戦闘士」「反乱者」「反国家主義者」「地下組織の一員」とレッテルを貼られ、表現、平和的集会、結社と移動に関する彼等の自由は、多くの場合不当に制限された…こうした侵害は通常、法を執行する当局に帰する…。人権擁護家に対する武装集団による深刻な人権侵害の事例がいくつか報告された。[61] (p12)

「協議や再建を行うことが法定要件となっているにも関わらず、国の経済政策を背景に行われる、土地や自然資源、自身のコミュニティやその他のコミュニティの生計手段を脅かす又は破壊する開発プロジェクトを非難する擁護家たちが、攻撃目標とされてきた。州の局員と民間の行為者の共同による攻撃が増えてきており、擁護家たちは特に攻撃されやすい。(p12)

「ジャンム・カシミールと北東の州で活動している擁護家たちは、これらの州で数十年間にわたり軍が大きな存在となっていることを問題視し、人権に関する侵害を非難してきたが、多数の困難に直面してきた…。マニプル州は武装化の影響が最悪だと言われているが、6以上の人権団体が、民族自決を支持する活動のためテロリストの烙印を押されてきた。ジャンム・カシミールで活動する弁護士は、当局から、それらの人権団体の味方か否かを尋ねられた。近年では、人権を侵害された被害者の代理人となったために、6人の弁護士が殺害された。(p13-14)

「情報請求権(RTI)を求める活動家たちは、人権侵害や役人による汚職を含めた統治機構の脆弱さを暴露したために、攻撃対象とされることが増えている。(p15)

「女性の人権擁護家は、人権擁護活動の最前線に立っていることが多いが、とりわけ農村地域において迫害の危機にさらされている。彼女たちは、男性の人権擁護家が受けるのと同様の人権侵害に直面しているが、それに加えて、嫌がらせの別の手段として用いられる強姦や性的暴力といった女性特有の暴行にも直面している。州の武装化は女性活動家にさらに深刻な危険を引き起こした…。女性や子供の人身売買の問題に取り組む活動家は、売買業者と州からの攻撃を受けてきたと報告されている。(p. 16)

「特別報告者は、適法な活動を理由に危害を加えられ、村八分にされる困難に直面しているダリットやアディバシ(少数部族)や性的少数派等、主流から排斥された人々の権利のために活動している人権擁護家の苦境に懸念を抱いている…。ダリットの権利擁護者たちは、とりわけ、支配的カースト層からの殺人予告、殴打、公共の場でのカーストに基づく侮辱、資産/所有物の直接的又は間接的破壊、そして彼

らを相手取った事実無根の提訴等に直面していると報告されている…。自分たちの土地が搾取され強制退去させられたことへのアディバシの非暴力的手段による抗議に対し、州は暴力によって応じた。彼等はしばしば濡れ衣を着せられて逮捕され勾留された。さらに、彼等は当局と毛沢東主義者の間で続いている衝突の犠牲者となることが多い。(p16-18)

「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー (LGBT) の人々の権利を促進し擁護する活動に従事する擁護家は、特に農村地域では社会の様々な側面で、差別され、汚名を着せられ、脅されていると報告されている。時折警察は、LGBT コミュニティに関する問題を提起したとしてLGBTの活動家を攻撃した。2008年に5人のLGBT擁護者が、恐喝と不法に集会を行ったという冤罪で起訴された。」 [61] (p18)

18. 08 保安関連法が人権擁護家に及ぼす影響について、特別報告者はレポートの中で次のように述べている。

「特別報告者はその滞在期間の間に人権擁護家たちによって知らされた数多くの事件に深い動揺を覚えた。人権擁護家たちは、非合法活動（防止）法、軍隊（特別権限）法（AFSPA）、ジャンム・カシミール治安法等の反テロ法の下で、警察や治安部隊による攻撃の対象とされてきたと訴えた…。報道官特別報告者は、これらの法律は特に、その地域だけではないが、内紛や深刻な暴動が存在する地域では、人権擁護家に対する数多くの人権侵害の法的根拠を与えるために恣意的に適用されていると告げられた。さらに、特別報告者の見解では、非合法活動防止法等のこれらの保安関連法の中のテロリズムの定義が広く曖昧であることが、州組織に人権擁護家たちを不当な攻撃目標とすることを許している。(p6)

「人権擁護家が直面している著しい危機について、特別報告者は、人権擁護家の保護についての法律が存在しないことが重大な欠陥だと考える。そうした法律の制定と徹底した実施が彼等の状況の改善に寄与するだろう。」 [61] (p7)

18. 09 アジア人権センターは2008年6月25日に発表された2008年インド人権レポートの中で、人権組織はインド国内全ての地域で影響力のある存在とはなっていなかったと意見を述べた。

「人権の監視は、多くの州でほとんど存在しないも同然である。本レポートは、インドにおける独立した人権監視の不足を明らかにするものである—民主主義国家としては極めて低いレベルである。多くの州には（それらはどの場所でも中規模の地理的国家を構成するものであるが）、人権を擁護する州立機関がないだけでなく、信じられないことに、人権侵害を監視する信頼できる独立した人権組織も存在しないのである。この状況の大きな要因は、緊急事態期間法と1976年の外国貢献規制法である。この法律は人権監視の援助を実質的に妨げている。この法律は悪影響の方が大きい。[18f] (pVIII)

18. 10 USSD 2010 Reportは以下のように指摘した。

「インドは300万以上のNGOを受け入れており、それらのNGOは社会正義、持続可能な発展、人権を提唱している。政府は大抵国内のNGOとの面会に応じ、彼等の調査に応え、彼等のレポートや勧告に応じた措置を取った。NHRCは幾多のNGOと協力して仕事を行っており、NHRCのいくつかの委員会にはNGOも出席している。しかし、ジャンム・カシミールの人権監視者は人権侵害を文書で立証することができたものの、治安部隊、対破壊活動部隊や警察は、時折彼らを拘束し、嫌がらせを与えた。

「9月15日[2010年]に、議会は新たな外国貢献（規制）法（FCRA）を可決した。NGOの多くは、改正された規定は曖昧だと考えており、「政治的性質」を持つ団体への資金援助の禁止は、この法を政府役人による濫用や汚職に冒されやすいものにするという懸念を示した。11月16日に、MHAは議会に対して、FCRAの下で受け取られた資金の使用において汚職及び/又は不当行為の訴えがなされたために、41のNGO団体が外国からの資金援助を受け取ることを禁止されたと伝えた。

「NGOは国際会議を組織する前にMHA[内務省]からの承認を確保しなければならない；許可は通常与えられるが、許可に至るまでの過程は長期に及ぶ。人権団体は、この方式によって政府はNGOの活動を政治的にコントロールし、結社や集会の自由を制限することができる、と強く語った。

「国際的人権擁護NGOは、彼等の代表者のビザを獲得するのに困難に直面しており、時折起こる役人からの嫌がらせや制約により、一般人へ物資の配布に制限がかけられた。

「政府は、国連の代表者や、ICRC等その他の国際的人道組織が北東の州やナクサライトにコントロールされている地域に入るのを許可した。」[2c]（セクション5）

- 18.11 Amnesty Internationalは、2011年5月13日に発表されたAnnual Report 2011（2010年の出来事が対象となっている）において、次のように述べた。「アディバシやその他の主流から排斥されたコミュニティの土地の権利を擁護している人々は、彼等の権利を守るために情報を得る目的で近年の法律を用いることもあるが、深刻な脅しや市民軍による暴力的攻撃に直面し続けている。」[3e]
- 18.12 2010年12月24日に、Raipur地方及び治安判事裁判所は、著名な人権活動家で公衆衛生の専門家でもあるBinayak Sen博士に、反政府的扇動と共謀の罪により終身刑を言い渡した。彼は、毛沢東主義派の反乱者を支援したとして起訴されていた。彼と共に起訴されたPiyush Guha氏とNarayan Sanyal氏も有罪判決を受けた。裁判には2年を要し、その判決に対する怒りの声が広がった。Amnesty Internationalは「Sen氏に対する数多くの罪状は、国際基準に反する法律に由来するものである。彼の裁判が何度も遅れて遂行されたことは、その公正さに疑問を抱かせた。彼に対して下された終身刑は国際的な公正裁判の基準を侵害しており、紛争地域での緊張を一層高める可能性がある」と意見を述べた。この判決はチャッティースガル州の高等裁判所に上訴される予定である（Front Line、2011年1月15日）[19f] 2011年4月28日のBBCとのインタビューにおいて、Sen氏は、インド政府は「反対意見を封じ込めるために」国の反政府的扇動法を悪用していると非難した。彼は、反政府的扇動法は、インドの植民地時代の時代遅れの遺物だと説明した。彼は、インドの刑務所には数

百人の人が扇動罪により収容されていると述べた。[32cb]

- 18.13 People's Union for Civil Liberties (市民の自由のための住民連合：PULC) によると、Koodankulamの原子力発電所に反対するPeople's Movement Against Nuclear Energyは、2012年1月31日に、「地元の暴漢、Hindu Munnaniや地元議会のメンバー」によって暴力的攻撃を受けた。PULCは、この攻撃は地方徴税官の敷地内で警察の面前で行われた、と報告した。[48a]

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

19. 汚職

セクション12：司法の腐敗及びセクション9：治安部隊を参照されたい。

- 19.01 Front Lineは2010年12月4日に発行された雑誌において、「汚職は、公的政策を操作しようとする民間資本によって促進され、改革時代に想像を超える規模に達した」と意見を述べた。[19g]
- 19.02 2011年4月8日に公表された米国国務省の『Country Report on Human Rights Practices 2010』（USSD 2010）は導入セクションの中で「汚職は、政府と警察のあらゆる層に存在している」と述べ、さらに「法律は、役人の汚職に刑事罰を科しているが、実際には役人は罰せられることなく汚職に手を染めている」とも述べた。[2c]（セクション3）
- 19.03 汚職と政治システムの犯罪性に言及する中で、Freedom Houseは、2011年7月5日に発表されたそのレポート「Freedom in the World – India (2011)」の中で以下のように述べた。

「政治の汚職は、インド政府の効率性に引き続き害を与えている…。選挙資金の法的上限はいつも超過され、脱税やその他の方法によって取得された「ブラックマネー」のかなりの額が選挙運動で使われている。公共財や社会的施策のための財源が誤った方向へ向けられており、開発の全体的進展が阻害されている。賄賂の授受やその他の汚職に携わったとして捕まる政治家や公務員は一定数いるものの、大部分の汚職は気づかれず罰せられることなく行われている。連邦政府は、この問題に対処するために、2005年の情報公開法、インターネットによる政府のサービスと情報提供、市民憲章として知られる組織と個人間の説明責任と透明性の協定等、数多くの新しい取組みを導入した。報告によると、情報公開法は、透明性を促進するために首尾よく頻繁に用いられてきたが、情報提供の要請の多くは、政府機関による記録の保管に不備があるため断られており、情報開示への広範な制限は残り続けている。「社会的会計検査」のシステムは、個人や独立監視人が政府の施策の公共的有益性を評価することを可能にしているが、しかし多くのレポートの指摘によると、地方政府の役人はこのプログラムに懐疑的で調査を妨害しようとしている。」[43d]

- 19.04 2011年12月に発表された2011年汚職認識指標（CPI）において、Transparency

Internationalは、インドを183国中95位に位置付け、CPIスコアは3.1だった。(CPIスコアは、企業家や国のアナリストによって認識されている公営企業の汚職の度合いに関するもので、評点は、10点「汚職が皆無」から0点「甚だしい汚職」までである) [72c]

19. 05 2011年6月28日のBBCニュースのコラムニストの指摘によると、議会の議員3分の1が - 下院議員543人のうち158人が - 刑事告発を受けていた。そのうち74名は、殺人や誘拐等の重大な犯罪の告発を受けていた。選挙監視団のAssociation For Democratic Reforms (ADR) は、2年以上の実刑にあたる罪を告発されている人物は、選挙への出馬を許可されるべきではないと提唱した。しかしながら、政治家の中には、政敵が彼等を相手取って定期的に偽りの訴えを提起しているのだと述べ、この提案に反対する者もいた。[32bx]
19. 06 2010年6月20日に検索したインド政府の中央監視委員会 (CVC) のウェブサイトでは、「インド政府は、中央監視委員会に対し、「指定機関」として、汚職や地位の悪用の疑義を暴き出すよう求める書面での訴えを受理し、適切な行動を勧告する権限を与えた」と述べられていた。CVCは、2003年中央自警委員会法の下で設立された。[24a] 委員会のウェブサイトは、月ごとの活動の詳細を記している。2010年4月には、CVCは910件の新たな訴えを調査するための行動を取り、28人の役人の刑事訴追を是認し、さらに175人の役人に対する懲戒処分に着手した。[24a] (公文書)
19. 07 2011年7月30日に、政府は反汚職法案を議会にかける予定だと発表された (BBCニュース、2011年8月1日)。[32cc] セクション4でも指摘されたように、2010年と2011年には注目を集めた汚職関連スキャンダルが数件あった。2011年2月には、通信省大臣のAndimuthu Raja氏が逮捕され、携帯電話の周波数割り当て (ライセンス) をその正式価格に対し不当に低い価格で売却したとして起訴された。インド史上最も大きなスキャンダルだというアナリストたちもいた。国民が被った歳入の損失額は、およそ245億英ポンド推定されている。(BBCニュース、2011年3月17日) [32bs]
19. 08 著名な社会活動家であるアンナ・ハザーレー氏は、2011年8月6日、新しい反汚職法案の内容が彼の要求する基準に満たないため、デリーでハンガーストライキを開始した。数十万人の人々が国内各地で彼を支持するためのデモを開催した。8月20日に首相は、政府はこの74歳の運動家と対話するつもりだと語り、ストライキを止めるよう彼に求めた。8月27日に議会は、ハザーレー氏の提案について討議を開始した (BBCニュース、2011年8月27日)。[32ci] ハザーレー氏はハンガーストライキを8月28日に中止した (BBCニュース)。[32cj] 改正された反汚職法 (Lokpal法として知られる) - この法律は、特筆すべきこととして、独立したオンブズマンに政治家や公務員を取り締まる権限を与えるものである - が、2011年12月27日に下院 (Lok Sabha) で可決された。しかしこの法案は、上院のRajya Sabhaでは、187の修正案が上程された後、投票を行うことなく議会在深夜に中断され、冬期議会会期最終日の12月29日には可決されなかった。(The Hindu, 2011年12月30日)。[60c]

目次に戻る
資料目録に進む

20. 信教の自由

概要

- 20.01 米国国務省の『July - December, 2010 International Religious Freedom Report (2010年6月~12月期、International Religious Freedom Report)』(USRF 2010 Report) は、インドは世俗的国家で国家宗教を持たないと指摘した。インドは歴史的に、あらゆる宗教的伝統を育む恵まれた土壌でを有し、憲法は個人が自ら選択した宗教を信仰する権利を保護している。[2i] (セクションⅡ) USRF 2010 Reportは次のように観察している：

「インドはヒンドゥー教、仏教、ジャイナ教、シク教の誕生の地であり、また1,000年以上前からユダヤ教徒、ゾロアスター教徒、イスラム教徒、キリスト教徒コミュニティが存在してきた。全ての宗教グループにおける市民の大部分は平和的に共生しており、彼等は宗教的自由と少数者の権利に対する意識が高い。しかしながら、報告期間の間に、宗教グループ間の宗教的暴力や、宗教的少数派に対する組織的なコミュニティ攻撃等の事件が数件あった。インドの民主的制度、オープン・ソサイエティ、独立した司法機関、活気ある市民社会そして自由な報道は、宗教的自由の侵害が起こった時にそれを積極的に解決する仕組みを提供していた。」 [2i] (序論)

- 20.02 引き続き同じ情報源によると：

「与党の統一進歩同盟 (UPA) に率いられる国家政府は、信教の自由の権利の尊重を含む包括的で世俗的な公約を導入し続けた。

「結婚、離婚、養子縁組、遺産相続に関して様々な宗教コミュニティのための異なる属人法があった。政府はこれらの法律の作成にあたり属人法委員会に大幅な自治権を与えた。ヒンドゥー教徒法、キリスト教徒法、パールシー教徒法、イスラム教徒法があり、全てが法的に承認され法的な執行が可能であった。どの法律も、憲法で規定されている国と州の法的権限や社会改革の義務から免除されてはいなかった。

「政府は、数々の宗教的休日を国民の休日として認めている。それらの休日とは以下の通りである：聖金曜日とクリスマス (キリスト教)、2つのイード祭 (イスラム教)、仏陀誕生日 (仏教)、グル・ナーナク誕生日 (シク教)、ダシエラ祭、ディワリ祭、ホーリー祭 (ヒンドゥー教)、マハビール誕生日 (ジャイナ教)」。 [2i] (セクションⅡ) (セクション1：国民の休日を参照されたい)

- 20.03 信教又は信条の自由に関する国連報道官特別報告者のAsma Jahangir氏は、2008年3月にインドでのミッションを遂行した。2009年1月26日に発表されたレポートの中で、彼女は次のように記した。

「インド憲法26条によれば、全ての宗教宗派又はその教派は、公共の秩序、倫理、衛生を前提として、宗教に関して自身の勤めを行う権利を有している。種々の属人法が存在し、結婚、離婚、子供の扶養、監督、保護、遺産、相続、養子縁組等々の

家族関係を規律している。大きく分けて5つの属人法が存在する：ヒンドゥー教徒、仏教徒、ジャイナ教徒、シク教徒、そして、キリスト教徒、ユダヤ教徒、イスラム教徒、ゾロアスター教徒（パールシー教徒）各々のための個別の法律である。ヒンドゥー教とイスラム教の属人法は、各コミュニティ内の異なる学派にも応ずるものとなっている…。インドには豊かな法体系があり、異なるコミュニティごとの属人法の中の又は属人法間に見られる不公平を、特に女性の権利に関するものについて、解明しようとしている。

「女性の権利活動家の間では、各宗教コミュニティを支配している属人法の中に、特に性別に基づく差別的側面がいくつか見受けられる、という懸念がある。

「1993年、インド中央政府は、イスラム教徒、キリスト教徒、シク教徒、仏教徒、ゾロアスター教徒（パールシー教徒）は、1992年少数派に関する国家委員会法の第2c項の下での「少数派」コミュニティであると公示した。少数派のための国家委員会は、中央政府や州政府による「少数派」の利益を守るための保護手段の効果的実施に対して勧告を与え、「少数派」の権利と保護手段の剥奪に関する特定の訴えを調査し、適切な当局機関にそれらの問題を持ち込むことを委任されている。」 [6d]

20.04 USRF 2010 Reportは以下のように指摘した。

「宗教に関する連邦政府と州の法律には、1976年外国貢献規制法（FCRA）、いくつかの州レベルの「反改宗」法、アンドラ・プラデーシュ州の反布教法、1967年不法行為防止法、1988年宗教施設（悪用防止）法、1946年外国人法、1896年インド離婚法が含まれていた…。FCRAは、信仰を基盤とするNGOも含めて、非政府組織（NGO）への献金に制約を課している。複数の組織が、FCRAは人道的そして教育的活動への適切な資金供給を妨げている、と訴えた。

「…十分な訓練を受けた警察がいなかったため、そして汚職慣行があるために、宗教に向けられた侵害に関する複数の事件では、法律が常に厳格、又は効果的に実施されてはいなかった。民間行為者による差別又は迫害を覆い隠すための法的保護が存在した。」 [2i]（セクションⅡ）

20.05 USRF 2010 Reportは、「インドの政治制度は連邦制で、法の実施や秩序の維持に関して州政府に第一義的管轄権を与えている。そのため、信教の自由の侵害を含む州レベルでの侵害について国家政府が直接それに対処する能力には限界があった。」 [2i]（セクションⅢ）と指摘した。国連特別報告者もそれを裏付けた「…信教や信仰の自由に関して市民を守る政府の行動のレベルは、州ごとに異なっている。」 [6d] USRF 2009 Reportによると、ヒンドゥー教の宗教的及び文化的規範を他宗教の規範を超えて教え込むことを支持するイデオロギーである「ヒンドゥー至上主義(Hindutva)」を国家政府が拒絶しているにも関わらず、「ヒンドゥー至上主義」は、複数の州の警察や地方政府、州や地方レベルでの行動に影響を与え続けている。」 [2h]（セクションⅡ）

宗教的動機による暴力とコミュニティ間の緊張も参照されたい。

20.06 USRF 2010 Reportは、インドの宗教人口統計を以下のようにまとめた。

「2001年の国勢調査によると、インドは130万平方マイルの国土を持ち、11億5千万人の人口を抱えている。ヒンドゥー教徒は全人口の80.5%を占め、イスラム教徒は13.4%、キリスト教徒は2.3%、シク教徒は1.9%を占めている。人口に占める割合が1.1%に満たないのは、仏教徒、ジャイナ教徒、パールシー教徒（ゾロアスター教徒）、ユダヤ教徒、バーハイー教徒である。イスラム教徒の85%強がスンニ派で、他がシーア派である。部族集団（歴史的にはカースト制度の外に置かれた土着民集団）は、政府の統計では通常ヒンドゥー教徒の中に含まれるが、伝統的な土着の信仰（アニニズム）を実践していることが多い。

「ウッタル・プラデーシュ（UP）、ビハール、マハーラーシュトラ、西ベンガル、アンドラ・プラデーシュ、カルナータカ、ケーララの各州ではイスラム教徒人口が多い。ジャンム・カシミールではイスラム教徒が多数派である。イスラム教徒は少数派であるとはいえ、インドのイスラム教徒人口は世界で2番目に多い。キリスト教徒は国内各地に居住しているが、ケーララ、タミル・ナードゥ、ゴアといった南の各州や北東部に多くのキリスト教徒が集中している。北東部の小さな3州（ネガランド、ミゾラム、メガラヤ）では、キリスト教徒が多数を占める。シク教徒はパンジャブ州で多数を占めている。

「2億5千万人の人々、つまり人口の24%が、指定カースト（SC）に所属し、この人々はダリット及び指定部族（ST）としても知られている。表向きに差別を避けるため、ヒンドゥー教から他の宗教へと改宗する者もいた…。

「1992年少数派に関する国家委員会法の下では、5つの宗教的コミュニティ－イスラム教徒、シク教徒、キリスト教徒、パールシー教徒、仏教徒－がマイノリティ・コミュニティだとみなされた。」 [2i]（セクション I）

20.07 2009年7月から2010年6月期を対象とした米国国務省のInternational Religious Freedom Report 2010によると、宗教団体がその認可を受けるための要件は存在しない。国民や外国人が宗教的信条を公言したり布教したりすることを禁止する国家法は存在しない。政府は、いかなる宗教団体の外国人宣教師であっても、事前の入国許可なしに入国することを禁じており、正式なビザを持たずに宣教活動を行う者たちは通常強制退去させられる。長い活動の歴史を持つ外国人宣教師は概してビザを更新することができるが、政府は1960年代半ば以降、外国人宣教師の新規の在留を認めてこなかった。 [2b]（セクション II）

目次に戻る
資料目録に進む

宗教的動機に基づく暴力とコミュニティ間の緊張

20.08 国際的な信教の自由に関する合衆国委員会(USCIRF)のAnnual Report 2011は次のように述べた。

「2008年以降、宗教マイノリティに対する大規模なコミュニティ暴力は起こっていないが、信教の自由を保護し促進させることにおけるインドの進展状況には、昨年度も引き続き、相反するものが含まれていた。インド政府の様々なレベルにおいて、過去のコミュニティ暴力の問題が認識され、これらの問題に対処する機構がいくつか創設された。また、国家政府と複数の州政府が、信教の自由を改善するための積極的施策を取ってきた。しかしながら、全体として、2007年から2008年にオリッサ州で、2002年にグジャラート州で、1984年にシク教徒に対して起きた大規模なコミュニティ暴力の犠牲者のための訴訟手続は、依然として遅く、多くの場合効果的ではない。

「即決裁判所や、特別調査チーム（SITs）のように、宗教的動機に基づく暴力や嫌がらせの事件を調査し起訴するための機関はインドに存在しているが、特に、州と地元自治体レベルでは、それらの活動能力にはかなりの制限がかけられ、一貫性なく利用され、政治的腐敗体質と宗教的偏見によって活動が阻害させられている。こうした欠陥の結果、刑罰を受けなくて済むという風潮が生じ、特にコミュニティ暴力の歴史を持つ地域では、攻撃されやすい少数派コミュニティのメンバーは自らの安全に確信を持つことができず、犯行者の真相究明と責任追及がなされる見込みもほとんどない。[67c] (p243)

20. 09 USRF 2010 Reportの記録によると、「内務省は、Annual Report 2009-10において、2009年に826件のコミュニティ事件が発生し125人がその犠牲となった、と発表した。2008年には943件起こり、167名の犠牲者が出ていた。複数の州政府もまたコミュニティ事件の報告を行った。」[2i]（導入）同レポートによれば：

「第一即決裁判所は審理すべきコミュニティ事件（一人以上の人物が起訴された事件）を137件抱えており、893名が起訴され裁判を受けている；報告期間末時点で[2010年12月]、110名が有罪判決、783名が無罪判決となった。第二即決裁判所では、審理すべきコミュニティ事件を131件抱えており、685名が起訴され裁判を受けている；報告期間末時点で201名が有罪判決、484名が無罪判決となった」[2i]（セクションⅢ）

20. 10 USRF 2010 Reportは、コミュニティ暴力の動機となった要素は、時として複雑である、と意見を述べた。「全て、もしくは部分的に宗教的帰属を原因とする社会的差別と暴力事件があった。多くの衝突は、政治、改宗、復讐、乏しい資源を獲得するための宗教コミュニティ間の経済的競争と関係していた」[2i]（セクションⅢ）

下記イスラム教徒及びキリスト教徒も参照のこと。

20. 11 PRS Legislative Researchは、2011年6月15日に自身のウェブサイト上で、「国家諮問委員会は『2011年コミュニティ及び特定者を対象とした暴力防止（裁判と賠償を受ける権利）法』の草案を先頃発表した、と報じた。この法案は、コミュニティ及び教派間の暴力を防ぎ管理する枠組みを創り出すことを意図している」と報告した。[37b] 以下に挙げるのは、同法の草案の内容を説明するためにPRSによって発表されたデータのいくつかであり、議会への質問への応答として与えられた情報に基づいている。

- ・ 2005から09年の間に、4,030件のコミュニティ暴力事件によって、648人が死亡し、11,278人が負傷した。
- ・ 事件は、35の州と連邦直轄地のうち24から報告された。事件が最も多く発生したのはマハーラーシュトラ州（700件）で、マディヤ・プラデーシュ州（666件）とウッタル・プラデーシュ州（645件）がそれに続く。
- ・ コミュニティ暴力事件の発生が最も多く報告された（943件）のは、2008年だった。

ジャンム・カシミール州

- 20.12 報道官特別報告者は、そのレポートの中でジャンム・カシミールについて、同州における緊張は近年の武力衝突の減少の結果、緩和されてきたと理解しているが、一方で、依然としてイスラム教とヒンドゥー教コミュニティの間には根深い敵意があり、両者は互いに反発し合い、また、政府に対しても反発している、と言及した。特別報告者は続けて：

「Srinagarに居住するイスラム教徒は、治安部隊によってイスラム教徒に対して行われた、非合法的処刑、拷問、強制的失踪、強姦に関する証拠書類のある複数の事件についての情報を提供し、これらの行為は、宗教的背景を理由に彼等のコミュニティに対して実施されたと主張した…。ヒンドゥー教指導者の多くは、Srinagarに居住するイスラム教徒への不信を表明した…。2008年6月以降…Shri Amarnath Shrine Boardへの土地の移譲をめぐる論争に続いて、ジャンム・カシミールの緊張や武力衝突は増加した…。人権高等弁務官事務所は、2008年8月27日の報道機関向けの声明において、民間人が犠牲になったとされる武力抗議行動と、集会と表現の自由の権利が抑圧されていることについて、懸念を表明した。」[6d]

- 20.13 USRF 2010 Reportによれば：

「報告期間[2010年7月-12月]、ジャンム・カシミールにおける反乱軍、外国軍、テロリスト組織によるヒンドゥー教徒コミュニティに対する攻撃の報告はなかった。

「3月27日[2010年]に、ジャンム・カシミール州政府は州議会に対し、過去20年間に渓谷にいる武装勢力によって170のヒンドゥー教寺院が損害を与えられた、と伝えた。また90の寺院が再建され、政府はその他の寺院の再建のための資金も提供してきた。」[2i] (セクションII)

- 20.14 USRF 2009 Reportは次のように述べた。

「カシミールで政治と宗教を分離することは依然として困難であった；カシミール人分離主義者の大多数はイスラム教徒であり、同地域に駐留する治安部隊の多くは非イスラム教徒であった。ジャンム・カシミール州警察61,000名の大多数はイスラム教徒であった。カシミールのヒンドゥー教徒は依然として暴力攻撃を受けやすかった。彼等の多くは、カシミール渓谷の外の難民キャンプに住み、安全な帰還を待っていた。」[2h] (セクションII)

テロ組織による攻撃

- 20.15 USRF 2009 Reportによれば、2008年7月から2009年6月までの期間に「宗教過激派はインド全域で数々のテロ攻撃を実行した。」同レポートは以下のように記録した。

「テロリストは、Ahmedabad市、Bangalore市及び デリー市を襲撃した。2008年9月28日に、マハーラーシュトラ州のMalegaon市において、非合法組織であるインド学生イスラム運動(SIMI)が事務所を構えていた建物の外で爆破事件が発生した。この爆撃によって7人が死亡、90名以上が負傷した。ヒンドゥー・ナショナリズム集団に属する…数名の人物がこの爆撃事件の捜査の中で逮捕された。2008年11月26日に、ムンバイ全域で3日間にわたって10名のテロリストによる同時多発テロが発生し、173名が犠牲となった…。テロリストは、高級ホテル、混雑した鉄道の駅、ユダヤ教施設、病院、レストランを襲撃した。テロリストの中で捕えられた唯一の生存者であるMohammed Ajmal Amir Kasabは、今回の襲撃を行った者たちは、テロリスト組織ラシュカレ・タイバ(LeT)に所属していたと明らかにした」[2h] (序論)

2008年11月のムンバイテロ襲撃事件の直後、全てのコミュニティの宗教指導者は、この攻撃を強く非難し、コミュニティ間の調和を維持するための声明を公表した」[2h] (セクションⅢ)

- 20.16 USRF 2010 Reportは以下のように記した。

「12月7日[2010年]に、ヒンドゥー教の聖地であるVaranasiのSheetla Ghatで起こった爆破事件により、女の子の乳児を含む二人が犠牲となり、外国人観光客を含む40名が負傷した。非合法のテロ集団であるインディアン・ムジャヒディンは、この爆撃の実行犯であると明言し、彼等の目標は18年前のBabriのモスクの破壊に復讐することだと述べたと伝えられている。即席で作られたような爆撃装置数個が爆破事件現場から回収された。ウッタル・プラデーシュ (UP) 州政府は、この爆撃事件の調査を命じ、UP反テロチームは尋問のため3人の男を拘束していた。

「7月4日[2010年]に、Popular Front of Indiaに所属する イスラム教過激派は、言動が冒流的であったとして、ケーララ州Muvattupuzhaに住むキリスト教徒 T. J. Joseph教授の右手を切断した…。報告期間終了時[2010年12月]までに、ケーララ州警察はこの事件で告発された全53名のうち27名を逮捕した。襲撃者の数人は保釈出所中であった。」[2i] (セクションⅢ)

セクション4：最近の展開を参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

2002年にグジャラート州で発生した暴動 (最新版)

- 20.17 Sabarmati Expressの列車が、2002年2月にGodhraでイスラム教徒の暴徒によって襲

撃された事件によって59名が死亡し、その多くはヒンドゥー教徒の巡礼者であった。この事件が引き金となって、地域社会の暴動が大きく広がり、1,000人以上が命を落とした。(BBCニュース、2011年2月22日) [32br]

- 20.18 2009年10月26日に発表された、米国国務省のInternational Religious Freedom Report 2009は、次のように指摘した。

「2009年5月1日に、最高裁判所は、2002年のグジャラート暴動から派生した8件の重要事件について迅速な裁判を行うよう命じた。しかしながら、この暴動に起因して発生した他の数百もの訴訟は依然として未決のままだった(序論)…グジャラート州政府が2002年のコミュニティ暴動の実行犯を逮捕しないことが引き続き懸念されていた。内務省から出された数字では、790名のイスラム教徒と254名のヒンドゥー教徒が殺され、その他2,500名が負傷した。一部のNGOは、殺害されたイスラム教徒の数はもっと多く、推定1,000から2,500人が犠牲となったと主張した。イスラム教徒の女性が強姦や性的虐待を受けたという報告もなされた。2009年2月28日、7年間行方不明とされていた228人は死亡したものと公式に宣言されたため、公式の犠牲者数は1,272名となった。」 [2h] (セクションII)

- 20.19 Amnesty InternationalのAnnual Report 2011 (2010年の出来事が対象) は、次のように意見を述べた。

「2002年にグジャラート州で起きた、およそ2,000人が犠牲となったイスラム教マイノリティに対する襲撃の実行犯に対する訴訟はほとんど進展しなかった。訴訟手続は、証言者に対する当局のあからさまな敵意に満ちた態度と、公式電話記録を含めた決定的な証拠の調査を調査機関が拒否していること、大物政治指導者とこの暴動の関連を示す証拠の隠滅によって台無しにされた。」 [3e]

- 20.20 USRF 2010 Reportは、最新の抄録を以下のように提供した。

「グジャラート州政府は、この暴動を調査するために2002年にNanavati-Mehta委員会を任命した。委員会の期間は15回も延長され、現在では、2002年グジャラート州コミュニティ暴動についての最終レポートは、2011年7月30日が提出期限となっている…[2i] (セクションII) [Times of India' s Nanavati-Mehta Commissionのウェブページに発表された記事によると、2010年3月11日時点まで、Nanavati-Mehta委員会はまだその最終レポートを発表していなかった。]

「2010年1月の終わりまでに、グジャラート州政府は、2009年2月に死亡が宣告された行方不明者228人も含めた全犠牲者の最近親者に対して、追加的補償金を支払っていた…[2i] (セクションII)

「2006年3月に、Indian Railwayによって任命された委員会であるJustice Banerjee委員会は、2002年グジャラート暴動の引き金となったGodhraの列車事件は、事故であったと結論づけた。2008年9月にNanavati-Mehta委員会は、Godhraの事件は共謀だと結論づけた。報告期間の終了時点において、Banerjeeレポートの一般公開に関するIndian Railwayとグジャラート政府の論争に、最高裁判所は未だ裁定を下して

いなかった。」[2i] (セクションII) (注記: Nanavati-Mehta委員会が2006年に出した結論は、Godhraの列車事件のみを扱ったレポート『第一部』として2006年9月18日に提出されたものである。一方、それ以後に起こった事件を扱う『第二部』の作成は依然として遅れていた。[153])

20. 21 BBCニュースは2011年2月22日に、グジャラートの特別法廷は、2002年Godhraの旅客列車に火を放った罪で31名を有罪とした、と伝えた。法廷は、他63名の共謀と殺人の容疑について無罪とした。[32br] 31名のうち11名が死刑を宣告され、残りの20名は終身刑を言い渡された。(BBCニュース、2011年3月1日) [32cg] 2011年9月9日に31名が、2002年のGodhraの列車事件に続いて起こった暴動の中で33名のイスラム教徒を建物内で焼死させた罪で終身刑を言い渡された。他42名の被告は証拠不十分として無罪となった。(BBCニュース、2011年11月9日) [32ck]
20. 22 国連特別報告者は2009年1月のレポートの中で、「…Godhraの列車爆破事件の以前は、1970年から2002年までの間に、グジャラートでは443件の大きなコミュニティ暴動が発生していた。しかしながら、2002年2月27日のGodhraの列車爆破事件での悲劇的殺戮の後に起こった大量殺人は、よりいっそう恐ろしいものであり、少なくとも1,000人もの人々が組織的に殺害された」と述べた。特別報告者は、2002年事件の調査期間が延長されたことに深い懸念を示し、生存者との会談の中で「…司法当局が犠牲者や生存者の多くを避け続けていることによる不安から、生存被害者が引き続き感じている恐怖が増幅されていることを知ることができた。2002年のコミュニティ暴動に関する数多くの刑事事件は、未だに調査が行われていないか、又はグジャラート州警察によって捜査が終了させられており、自分の家を追われて国内避難民となった人たちの苦境は続いている」と述べた。[6d]

1992年にウッタル・プラデーシュ州Ayodhyaで発生したBabri Masjid モスク破壊事件 (最新版)

20. 23 ウッタル・プラデーシュ州AyodhyaのBabri Masjid モスクは、数十年間にわたって、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒の争いの焦点となってきた。このモスクは16世紀に建てられたが、その場所は、ヒンドゥーの神であるRam神の誕生の地とされ、ヒンドゥー教徒にとっての聖地でもある。1992年12月、ヒンドゥー武装勢力の暴徒がこのモスクを取り壊した。BBCニュースは、「このモスクの破壊は、争いの火種となる出来事の中で、インドの歴史上最大級のものの一つであり、インド各地でヒンドゥー教徒とイスラム教徒の間の暴動が引き起こされ、2,000人以上が殺害された」と指摘した。MS Liberhan判事を長とする調査委員会が1992年12月に設立された。16年後の2009年6月に、Liberhan判事は、900頁にわたるレポートを政府に提出したが、その内容は公表されなかった。2009年11月24日に政府はこのレポートを議会上程した。(BBCニュース、2009年11月24日) [32ad]
20. 24 The Hindu紙は、2009年11月25日に、委員会の主要な調査結果を以下のように伝えたー引用は同新聞のまゝー「Babri Masjidの破壊は、計画的で組織的なものであり、これは、サング・パリヴァールと、インド人民党を含む同胞組織によって故意に作り上げられた、コミュニティ間の不寛容という風潮から生まれた予期された結果であった。」[60f] (サング・パリヴァールは、ヒンドゥー至上主義の「集団」組織

である。) The Hindu紙の記事は、さらにLiberhan判事の調査結果を伝えているが、それはインド人民党 (BJP) の特定の幹部指導者を暗に示すものだった：

「[Liberhani]レポートは、68名の人物がこの破壊事件で罪に値すると見極めており、彼等の大部分は、ラシュトゥリヤ・スワヤムセヴァク・サング、ヴィシュワ・ヒンドゥー・パリシャッド、バシュラン・ダルそしてBJPから成る、広範囲にわたるParivar一族に属していた。BJPからは、ヒンドゥー至上主義者のLal Krishna Advani とMurli Manohar Joshiだけでなく、驚くべきことに、同党の穏健派代表である Atal Bihari Vajpayeeの名前も挙げられていた。

「Liberhani判事は、事件当時のウッタール・プラデーシュ州首相のKalyan Singh氏に対し激しい非難の矛先を向けている。彼の監視下でこの16世紀のモスクは痛みしい最期を迎えることとなったのである：「Kalyan Singh氏とその閣僚たち、そして同氏が選出した官僚たちが、人為的で社会的大変動をもたらす状況を作り出し、それによって争点となっていた建造物は破壊という結果を迎えるしかなかったのだ…彼等は、全ての法律、道德及び法定上の規制を州から奪い取り、理不尽な破壊行為とそれに続く混乱を、意図的に実現させ、それを助長した。」」[60f]

20. 25 Allahabad高等裁判所であるLucknow Benchは、2010年9月30日に、Ayodhyaの地への第一義的権利を持つのはイスラム教徒かヒンドゥー教徒かについて、長い間待たれていた判決を下した。裁判所は、8,500頁に及ぶ決定書において、この土地は分割し、イスラム教コミュニティが土地の3分の1を、ヒンドゥー教徒がまた別の3分の1（争点となっている区画の大部分が含まれる）を支配し、残りの3分の1はヒンドゥー教の少数派であるNirmohi Akharaが管理すると決定した。ヒンドゥー教徒とイスラム教徒を代表する弁護士たちは、どちらの側もこの判決を最高裁判所に上訴するつもりだと表明した。200,000人近くの治安部隊が、起こり得る暴動に対処するために、この発表の前にインド北部に配置されていた。（BBCニュース、2010年9月30日）[34bm] USRF 2010 Reportは、2010年11月にヴィシュワ・ヒンドゥー・パリシャッド(世界ヒンドゥー評議会)が、Ayodhya はRam神の生誕の地であると主張し、Ayodhya の16世紀のモスクが1992年に破壊された跡地に新しいモスクを建設することを認めないと述べた、と語った。[2i] (セクションⅢ)

(下記キリスト教徒、イスラム教徒、シク教徒もまた参照されたい)

ヒンドゥー教過激派グループに起因する事件

20. 26 国際的な信教の自由に関する合衆国委員会 (USCIRF) のAnnual Report 2011 (報告対象期間は2010年4月～2011年3月) によると：

「ヒンドゥー・ナショナリズム組織は、インドの多くのコミュニティで幅広い支持を保ち続けている。これらの集団の活動、とりわけ過激主義の行動指針に基づく活動や、少数派に対して暴力を行使してきた活動の歴史は、インドの信教の自由の状態に悪影響を及ぼすことが多い。これらの組織の多くは、サング・パリヴァール (ヴィシュワ・ヒンドゥー・パリシャッド (VHP)、ラシュトゥリヤ・スワヤムセヴァク・サング (RSS)、バシュラン・ダルそして BJPを含む30以上の組織を持つ一門) の旗

の下に存在している。サング・パリヴァール下の諸組織は、政府の諸政策がヒンドゥー・ナショナリズムの行動指針を促進させるものとなるよう政府に攻勢をかけており、非ヒンドゥー教徒はインドでは外国人であると主張するヒンドゥー至上主義のイデオロギーを様々な度合いで頑なに信奉している。」[67c] (p. 245)

(最高裁判所は、1995年の判決で、「通常『ヒンドゥー至上主義 (Hindutva) 』は生活様式と心的態度として理解されるべきであり、宗教的ヒンドゥー原理主義として理解される、又はそれと同一視されるべきではない…」と裁定したことを指摘しておく)[86a]

20. 27 米国国務省の2009年7月から2010年12月を対象とした『国際的な信教の自由』についての二つのレポートは、以下のように具体的事例を挙げている。

「2010年7月6日に、All India Christian Council (AICC)は、ヒンドゥー活動家と疑われる者たちがアンドラ・プラデーシュ州のDhanamにあるUpparulu Community教会を破壊したと報告した。」[2i] (セクションⅢ)

「2010年4月29日に、アンドラ・プラデーシュ州Mahaboobnagar地区で、改宗を促す活動を行ったとして、牧師が襲撃された。All India Christian Councilによると、この襲撃の背後にいたのは、ラシュトゥリヤ・スワヤムセヴァク・サング (RSS)に所属するグループだった。」[2b] (セクションⅢ)

「カルナータカのキリスト教徒グループは、地元警察が、ヒンドゥー過激派集団に吹き込まれて、牧師と教区民に嫌がらせをしたと申し立てた。2010年4月5日、カルナータカ州南部のKodagu地区に住む土着の人々の間で活動するVillage Ministryに属する牧師12名が、地元民を改宗へと誘い込んだ罪で逮捕された。この逮捕は、地元のRSSメンバーによって提起された申立てに基づいてなされた。」[2b] (セクションⅢ)

「報道機関の報告によると、3月21日 [2010年] にヴィシュワ・ヒンドゥー・パリシャッド (或いは世界ヒンドゥー評議会) に属する過激派が、チャッティースガル州Durgの青少年のためのキリスト教人格発展センター (Christian Personality Development Center for Youth) を襲撃した。」[2b] (セクションⅢ)

「1月22日 [2010年] におよそ60名のヒンドゥー過激派がチャッティースガル州Sindhu Bhawanで行われていたある礼拝式を襲い、キリスト教徒たちは強制的に人々を改宗させていると非難した。警察は8人のキリスト教徒を逮捕したが、6日後に保釈した。」[2b] (セクションⅡ)

パラグラフ20. 44も参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

異宗教間の婚姻

20. 28 2006年1月9日付のカナダ移民難民委員会 の回答で指摘されたように、「複数の情報源によれば、1954年特別婚姻法の定めにより、異宗教間及び異なるカースト間の結婚はインドでは法的に認められている。」[97e]

20. 29 同情報源の続きによれば：

「…異宗教間の結婚は、都市部の学生や知的労働者の間ではよく見られるが、農村地域では一般的ではない。」専門家に助言を求めたところ、専門家は、パンジャブ州ではヒンドゥー教徒の数が圧倒的多数を占めるため、シク教徒とヒンドゥー教徒の結婚は「珍しいことではない」と意見を述べた。その専門家の見解では…異なる宗教同士の夫婦に対する社会一般の態度は「好意的なものではない。」 Research Directorateへの書簡において、インドで活動するある弁護士は、社会全体としては異宗教間の結婚は好ましいものとされていない、と同意見を述べたが、宗教背景が異なる夫婦への態度は、居住地域と社会的地位によって異なる、と付け加えた。また社会・文化人類学を専門とするある准教授は、「このような夫婦に対する社会の態度によって、（人々が）彼らを村八分にしたり差別したりするということがしばしば起こる」と補足した。」[97e]

改宗

20. 30 国連特別報告者は、2009年1月26日付のレポートで以下のように指摘した。

「インドの数州が、改宗と棄教の取り締まりを求める特別の法律を採択してきた。5つの州が、信教の自由法と呼ばれる法律を可決し施行した（オリッサ州、マディヤ・プラデーシュ州、チャッティースガル州、グジャラート州、ヒマーチャル・プラデーシュ州）。同種の法律が他の2つの州で可決されたがまだ施行には至っていない（アルナーチャル・プラデーシュ州、ラージャスターン州）。これらの法律はいずれも「直接的であれ間接的であれ、何らかの権利や力の行使又は誘惑、不正手段によって他者をその信仰する宗教から他の宗教へと改宗させる又は改宗させようと試みることは、何者にも許されず、又、何者もかかる改宗を教唆してはならない」と規定している…。これらの法律は、禁固刑と罰金を伴うものであるが、子供、女性、指定カースト又は指定部族の出身者に対して強制的な改宗が行われた場合にはより重い量刑の判断が下される。さらに、州によっては、他者をある宗教から別の宗教へと改宗させる者は、その予定された改宗日の30日前に当局から事前の許可を得ておくか、又は関連通知書を提出することが義務付けられている。同種の法律を有する他の州では、自分の宗教を変更しようと計画している人は、事前に届出を行うか、又は改宗儀式後に通知する必要がある。」[6d]

20. 31 USRF 2010 Reportは、「改宗禁止」法がない地域について、以下のように指摘した。

「地元自治体当局は、場合により、個人の自由よりも社会の調和を維持することを一般的に重視するインド刑法（IPC）の特定条項に依拠して、宗教活動に従事する者を逮捕することがある。例えば、IPCの第153A項は、「宗教、人種、出生地、居住地、言語を理由として異なる集団間の敵意を助長させることや、調和の維持を阻

害するような行動を取ること」を禁じている。IPCの第295A項は、「宗教や宗教的信条を侮辱することによって、宗教的感情又はある階級層を憤慨させることを意図した、計画的かつ悪意ある行為」を禁じている。」[2b] (セクションII)

- 20.32 しかしながら、特別報告者は、インドの数州では、改宗に関する法律や法案がキリスト教徒やイスラム教徒を悪く言い立てるために利用されていることに深い懸念を表明した。それによれば：

「これらの法律は、不当な方法によって改宗を行わせようとする試みから信者を保護するものに見えるが、不適切な改宗とはどのようなものを明確に定義していないため、改宗の合法性を認めるか否かを当局の自由裁量に委ねてしまっているとして、批判を受けてきた…[州法の広義で曖昧な言い回しは]多くの宗教的信条の表現を網羅するものとして解釈されるかもしれないが…条項のいくつかは、元の宗教に戻ることに優遇的措置を与えている点で差別的である…[そして]事前通知又は事前許可が義務付けられていることは、改宗を意図する個人にとって過度に煩わしいものであるように思える。」[6d]

特別報告者は、2009年1月26日のレポートにおいて、改宗についての法律を採択したインドの数州においても、権力や何らかの力、勧誘又は不当な手段によって他者を改宗させたとして有罪判決が出される事例は—もしあったとしても—無いに等しいものだったようである、と指摘した。しかし、特別報告者と少数派のための国家委員会は、信教の自由の基本的権利を妨害しようとするあからさまな試みについて懸念を示した。[6d] USRF 2009 Reportは、2008年7月から2009年6月までの期間に「改宗禁止」法の下で有罪判決が出された事例は、この法律を制定していた5つの州では確認されなかった、と結んだ。[2b] (セクションII)

- 20.33 USRF 2010 Reportは、しかしながら、以下のように指摘した：

「…数州において当局は、報告期間の間に、州の「改宗禁止」法の下、権力や何らかの力、誘惑、不正による改宗に携わったとして、キリスト教徒数人を逮捕した。当局は、起訴されたこれらの者たちに保釈を認め、報告期間内にこれらの法律に基づく有罪判決が出されたという報告はされていない。ヒンドゥー・ナショナリズム組織は、キリスト教宣教師が貧困地域の低カースト層ヒンドゥー教徒に無償で教育や医療を与えることで彼らを誘惑していると繰り返し訴え、かかる行為は強制的改宗に等しいものだとみなした。キリスト教徒たちは、低カースト層のヒンドゥー教徒は自らの自由意思で改宗したと主張し、これらの新たなキリスト教徒をヒンドゥー教徒に「再改宗」させようとするヒンドゥー教組織による取り組みには報酬が支払われており、それこそが不正であると訴えた。[2i] (セクションII)

上記パラグラフ20.27を参照のこと。

目次に戻る
資料目録に進む

イスラム教徒

- 20.34 USRF 2009 Reportによると、イスラム教徒は少数派であるものの、インドのイスラム教徒人口は世界第二位の多さである。2001年国勢調査によると、イスラム教徒はインドの全人口の13.4%を占めている；ウッタル・プラデーシュ（UP）、ビハール、マハーラーシュトラ、西ベンガル、アンドラ・プラデーシュ、カルナータカ、ケーララの各州では、イスラム教徒居住者が多い；ジャンム・カシミールではイスラム教徒が多数派である。[2b]（セクション I）
- 20.35 2007年6月22日付のCouncil on Foreign Relations の背景資料『インドのムスリム人口』によれば、「インド最大の少数派集団は、インドの好景気からは取り残されている。イスラム教徒は識字率が低く貧困率も高い。ヒンドゥー教徒とイスラム教徒間の武力衝突による犠牲者は、イスラム教徒が圧倒的に多い。だが、イスラム教徒は、彼等の支持を得ようとする候補者から譲歩を引き出すために、集票組織としての力を利用することによって、選挙に影響を及ぼすことができる。」[55]
- 20.36 Council on Foreign Relationsの資料は続けて以下のように述べた。

「インド南部及び西部に住むイスラム教徒は、北部のイスラム教徒より暮らしぶりが良い傾向にある。歴史的には、裕福なイスラム教徒は西部及び南部に住んでおり、北部に住んでいたイスラム教徒の多くは1947年のインドの分離の際にパキスタンへ移住した。また、農村地域のイスラム教徒の方が、都市部のイスラム教徒よりも貧困度は低い。都市部のイスラム教徒の貧困率38%という数字は、低カースト層のヒンドゥー教徒を含むあらゆる階層の住民の中で最も高い。イスラム教徒にはカースト制度は存在しないものの、インドのイスラム教徒の3集団—ashraf、ajlaf、arzal—は、本質的には、カーストのように機能している。アラブ系子孫とみなされているashrafが上流階級イスラム教徒であり、ajlafはインドのカースト制度から逃れるためにイスラム教に改宗したヒンドゥー教徒だと一般的に考えられている。最後のarzalは、ヒンドゥーの最下層カーストと関連する。」[55]

- 20.37 2006年インドのイスラム教徒の社会・経済的状況に関するレポート（Sacharレポート）は、イスラム教徒コミュニティは、学校教育、信用貸付け、住宅供給において、不当な扱いを受けていると指摘した。（USRF 2009）[2b]（セクション II） Sachar レポートはまた以下のように述べた。

「雇用市場におけるイスラム教徒の割合の少なさは、全州にわたってこれまで幾度も強調されてきた。学位や資格を取得しても、イスラム教徒は職を得るのが難しく、とりわけ政府機関や組織的な企業部門への就職は難しい。委員会は、権力層の中にイスラム教徒が含まれていないことに注目した。官僚、警察、司法等の公職に就くイスラム教徒がいないことは、大きな懸念の一つである。」[102a]（p20）

国際的な信教の自由に関する合衆国委員会（USCIRF）の2010 Annual Reportは次のように記録した。「2006年11月にSachar委員会は、インドのイスラム教徒は差別その他の苦難に直面しており、シン首相は「この不均衡を解消する」ことを誓ったと報告した。22の勧告のうち実際に実施された数については、レポートによって異なっている。」[67b]（p249）

20. 38 USRF 2010 Reportの指摘によると、「報告期間中、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒の衝突又はコミュニティ暴力事件が起きた。内務省の2009-10年次レポートによると、2008年は、4件の集団抗議暴動も含めて656事件があり、123名の犠牲者と2,272名の負傷者が出ていたのに対し、2009年にはヒンドゥー-イスラム間の暴力事件がインド全域で750件発生し、123名の犠牲者と2,380名の負傷者を出した。[2i] (セクションⅢ)
20. 39 『Foreign Affairs』2002年7月/8月号の掲載記事は、政治学者Ashutosh Varshney 氏の研究結果を次のように引用した。1950年から1995年の間に起きたコミュニティ暴動の大部分は、インドの28州のうち、北部、西部、東部に位置する4州に集中して発生した。これらの4州は全て少数派であるイスラム教徒の数が多し。これらの4州内では、暴動の多くは一握りの都市に限られていた。ヒンドゥー-イスラム間の暴力事件の70%は、インドの400以上の都市のうち30都市でのみ発生していた。[147]
20. 40 BBCニュースは、2005年2月にインドのシーア派はインドで最も重要なイスラム教徒組織であるAll India Muslim Personal Law Board (AIMPLB) から離脱した、と伝えた。その記事によれば、「インド憲法下では、イスラム教徒は、結婚、離婚、遺産相続等に関して独自の法律を定める権利を有している。この法律の内容を定めているのはAIMPLBである…。シーア派とスンニ派は、家族法を同じようには解釈しない。」[32i]
20. 41 USRF 2010 Reportによれば、「インドにはおよそ30,000のマドラサ (イスラム学校) があり、全日制又は定時制教育を行っている。学校の多くは、政府の影響下に置かれかねないとして、政府からの援助を受け入れていなかった。政府から「少数派の地位」を与えられた教育機関は、政府援助を受ける資格がない。」[2b] (セクションⅡ)

前述の宗教的動機に基づく暴力とコミュニティ間の緊張を参照のこと。

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

キリスト教徒

20. 42 USRF 2010 Reportは、キリスト教徒は全人口の3.2%を構成し (2001年国勢調査)、南部のケーララ州、タミル・ナードゥ州、ゴア州だけでなく北東部にも集中していると指摘した。キリスト教徒が多く住む北部の州は、ナガランド州、ミゾラム州、メガラヤ州である。[2i] (セクションⅠ)
20. 43 国際的な信教の自由に関する合衆国委員会 (USCIRF) のAnnual Report 2011の記述によれば、「キリスト教の教会やキリスト教徒個人への攻撃の多くは、ヒンドゥー・ナショナリズム組織と関わりのある個人による犯行であった。攻撃は続発しているが、州の法機関が責任追及のために実行犯を拘束することは滅多にない。」[67a] (p244)

20. 44 USRF 2010 Reportの中で引用された内務省の2009-10年次レポートの記述によれば「…2008年の犠牲者数は44名、負傷者数は82名だったのに対し、2009年はヒンドゥー教徒-キリスト教徒間の暴力事件が76件発生し、2名の犠牲者と44名の負傷者を出す結果となった。」（これらの攻撃のうち、ヒンドゥー教徒の扇動又はキリスト教徒の扇動によるものが各々いくつであるかは特定されていなかった。）[2i] (セクションⅢ)

20. 45 USRF Reportは以下のように述べた：

「All India Christian Councilによると、キリスト教徒への攻撃は、オリッサ州、チャッティースガル州、カルナータカ州、アンドラ・プラデーシュ州、マディヤ・プラデーシュ州、マハーラーシュトラ州で発生した。これらの事件では、キリスト教徒の訴えによると、Dharma Sena 或いはDharm Paksha Sena（宗教防衛軍）（DRS）のメンバー等のヒンドゥー過激派が、礼拝式に乱入し、礼拝場所を破壊又は礼拝所に被害を与え、財産を破壊し、牧師に暴行を与え人々をなぎ倒し、キリスト教関連資料を押収、破壊し、時には警察がいる前で、宗教儀式に参列しないよう信徒に脅しをかけようとした。アンドラ・プラデーシュ州では、2010年に教会に対する暴力や破壊行為が30件近く発生したと、地元メディアが伝えた。

「警察が、襲撃者ではなく襲撃されたキリスト教徒を逮捕したという事件も報告された。チャッティースガル州、カルナータカ州、マディヤ・プラデーシュ州、マハーラーシュトラ州、オリッサ州では、何らかの力や勧誘によって改宗を迫ったという事実無根の起訴を当局が行ったとキリスト教徒たちが訴えた。また、警察の告発の取り上げ方には偏りがあり、キリスト教徒が告発された場合だけは、即座に登録すると非難した。[2i] (セクションⅢ)

20. 46 2009年7月から2010年12月を対象としたUSRFの二つのレポートは、キリスト教徒が被害者となったコミュニティ暴力事件の具体的事例を取り上げた。例えば：

- 報道機関の報告によると、2010年3月にヴィシユワ・ヒンドゥー・パリシャッド（世界ヒンドゥー評議会）に属する過激派がチャッティースガル州Durgにある青少年のためのキリスト教人格開発センターを襲撃した。国旗を持った過激派がセンターに押し入り、学生や教師を襲い、聖書や福音書を燃やした。[2i] (セクションⅡ)

- 2010年9月13日に、ロイター通信によると、カシミール州のイスラム教徒の抗議集団は、コーランが米国内で焼却されたという国際報道に公然と非難するため、キリスト教のミッション・スクールに火を放った。学校は破壊され、警察が抗議者側に発砲した際に4名が殺害された。[2i] (セクションⅢ)

- CSWの報告によると、2010年5月12日に、20名のヒンドゥー過激派が礼拝式に力づくで押し入り、KK Ramesh牧師とPS Anjaneya牧師を、改宗を強要したとして告発した。過激派はこの二人の牧師と他男性3名を襲った…[2b] (セクションⅢ)

- 2009年3月11日にBethal教会のErra Krupanandam牧師が30から40名の集団に襲われた。牧師は治癒の見込みのない脊椎損傷を負った。[2b] (セクションⅢ)

しかしながら、USRF 2010 Reportによると、「ヒンドゥー教や低位カースト層のキリスト教への改宗は攻撃を受けやすく、キリスト教徒の襲撃や逮捕という結果を招くことがあった。とは言え、キリスト教徒たちは頻繁に、暴力や抗議を受けずに大規模な礼拝式を公然と開催していた。キリスト教からヒンドゥー教への大規模な「再改宗」儀式も行われていた。」[2i] (セクションⅢ)

20. 47 CSWレポートは、2008年後半にオリッサ州で起きたコミュニティ暴力を「インド独立以後にキリスト教徒コミュニティが遭遇した中で最悪の「コミュニティ暴力」の表出だった」と説明した。[17d] USRF 2010 Reportは次のように記録した。

「オリッサ州Kandhamalでは、2008年4月23日、左翼毛沢東主義過激派が、ヒンドゥー教の宗教指導者であるSwami Laxmananda Saraswati氏とヴィシュワ・ヒンドゥー・パリシャッド(VHP)の労働者4人を殺害した。極左毛沢東主義者が犯行声明を出したが、この殺害事件はダリットと部族間に横たわる社会経済的緊張を悪化させ、報復のための殺人、襲撃、所有財産の破壊等が多発する事態を引き起こした。多くが信頼する政府統計によると、40名が死亡し134名が負傷したが、被害者の多くはキリスト教徒だった。8月25日に発生したキリスト教修道女強姦事件を含む大きな暴力事件は、世界中のメディアの注目を集めた。中央政府は、平和と安全を回復するために39の準軍事部隊を派遣した。州当局は国内避難民の臨時避難所を18か所に設置し、被害者の援助と救済のためにNGOとの協同作業にあたり、近親者への補償と損壊した住宅、企業、礼拝施設の修復ための資金を分配した。警察は1,200名以上を逮捕し、1,000件を超える刑事訴訟手続を行った。2009年4月21日に警察は毛沢東主義派の指導者P. Rama Raoを、Saraswati殺害に関与した疑いで逮捕した。複数の独立の報告記事によると、避難民の数は、事件直後の24,000人からは減少したものの、推定3,200人が避難所に残っていた。」[2b] (セクションⅢ)

USRF 2009 Reportは「被害者の大部分はキリスト教徒だったが、この暴動を引き起こした原因の根底には、土地所有権と政府に保障された雇用と教育機会の恩恵に係る複雑に絡み合った人種的、経済的、宗教的、政治的な問題がある」と述べた。[2h] (序論)

20. 48 2009年7月から2010年6月を対象としたUSRF Reportは最新情報を提供した。

「オリッサ州政府はその後、和解、修復そして裁判を促進させることによってKandhamal地域の法の支配と秩序を確立してきており、行政、警察、市民社会が機能していることを目に見えるものとするよう努めている。2009年3月に設立された2つの即決裁判所は、抱えている800件の訴訟のうち120件以上について審理を行ってきた。63件には判決が出され、100人が有罪、300人が無罪となった。関係者は皆、さらなる暴力事件は起こっていないことを認め、それを称賛したが、中には国の司法制度下での物事の進み具合に不平をもらす者もいた。」[2b] (セクションⅢ)

改宗も参照のこと。

目次に戻る

資料目録に進む

シク教徒

シク教と歴史的背景

20. 49 2007年7月にカナダの移民難民委員会 によって提供された情報請求への回答によれば、「シク教は、およそ2,300万から2,400万人の信者を有する世界で5番目に大きい組織的宗教である。シク教徒はインドの人口のおよそ2%（約2,000万人）を占めている。インドのシク教徒の多くはパンジャブ州に住んでおり、州人口の約60%を占めている。」[97a]

20. 50 BBCのウェブサイト版、宗教と倫理、シク教の起源（日付記載なし）は以下のよう

に述べた。

「シク教は南アジアのパンジャブ地域、現在のインドとパキスタンの数州にまたがる地域で生まれた。同地域で主流を占めていたのはヒンドゥー教とイスラム教だった。シク信仰は、グル・ナーナクがヒンドゥー教とイスラム教とは明らかに異なる信仰の教えを開始した西暦1,500年頃に始まった。ナーナクに続いて9名のグルが、以後数世紀にわたってシク信仰とシク教コミュニティを発展させた。

「グルArjanが、シク教世界の中心としてAmiristarの建設を完成させ、正式なシク教の経典であるAdi Granthを初めて編纂した。10代目グルのGobind Singhは、1699年に、Khalsaと呼ばれる男女で構成された軍事的宗教集団へとシク教徒を再形成させた。シク教徒は自らの信仰を永遠に守ることができるようでなければならないという意図に基づいていた。Gobind Singhはシク教への入会儀式（khandey di pahulと呼ばれる）とシク教徒の外見を独特のものにする5Kを制定した。」[83a]

20. 51 BBCの宗教及び倫理のウェブサイトは、2011年8月に、「5Kは一体となって、それらを身につける者はグルへの献身と服従に一生を捧げるシク教徒であるということ象徴している…。5Kは、グルGobind Singhによる1699年のKhalsa Panthの創設時に遡る…。5KとはKesh(伸ばしたままの髪)、Kara(金属製のブレスレット)、Kanga(木の櫛)、Kaccha (Kacch又はKacheraとも表記される、綿の半ズボン)、Kirpan(短刀)を指す。」[83b]

20. 52 Global Security によって発表された（日付記載なし）記事で記されているように、「1920年に設立された宗教-政治運動集団であるアカリ・ダル(不滅軍隊)は、シク教の根本原理への回帰を説いた。」アカリ・ダルは、政治政党となり、シクの主張を明確にし、独立運動を主導している。[4a]

20. 53 カナダ移民難民委員会 が2007年7月に情報請求に応じて指摘したところによれば、1947年のインド分離の後、パンジャブのシク教徒の一部は、「khalistan」とも呼ばれる、シク教徒の祖国と主権国家を求める思想を積極的に広めた。1980年代初期にシク教徒戦闘員がとった行動は次第に暴力性を増し、それに対応して、政府はパンジャブ州に100,000人規模の部隊を派遣した。[97a]

20. 54 2011年11月8日に検索したEuropa World Onlineは次のように記していた。

「パンジャブ州のシク教コミュニティは…1982年の選挙で、Giani Zali Singhがシク教徒としては初めて大統領に選出されたにもかかわらず、不穏な状態にあった。宗教的地位の向上、土地と水の所有権を巡る不満の解消、パンジャブ州とハリヤーナー州の両方の州都を兼ねているChandigarthの共有を巡る不満の解消への要求が出された。さらに、少数の者が独立したシク教徒国家(「Khalistan」)の創設を求めた。1983年10月に州は大統領の統制の下に置かれた。しかしながら、暴力事件は続き、過激派シク教徒の指導者Jarnail Singh Bhindranwaleの信奉者たちは、Amristarのシク教徒の本山であるGolden Temple内にテロリストの拠点を築いた。[1984年6月5日に開始された「ブルースター作戦」において]、政府はテロリストを一掃するために軍隊を派遣し、この襲撃によりBhindranwaleと数百人の彼の支持者が死亡し、宗教建造物はかなりの損傷を受けた。」[1] (現代政治史：インディラ・ガンジーは1966から1984年にわたりインドの政治を治めた)

20. 55 Apurba Kundu 博士は、その自著*Militarism in India :The Army and Civil Society in Consensus* (Tauris Academic出版、1998)において次のように語っている。

「ブルースター作戦は、多くの傷を残した。予想以上に残忍な戦いに参加したおよそ1,000名の軍兵士は、4名の将校と79名の兵士が死亡し、12名の将校と237名の兵士が負傷するという3分の1に及ぶ高い死傷者率を耐え忍んだ。その後の政府白書によると、武装勢力側ではBhindranwaleを含めて493名が死亡し、86名が負傷した(この数には未だ多くの異議が唱えられている)。Golden Temple(Hari Mandir或いはTemple of Godとも呼ばれる)それ自体は、損傷を与えないようにという厳しい命令が軍部隊に出されていたため、わずかな損傷で持ちこたえたが、Akal Takhtはほとんど破壊され、貴重なGolden Templeの書庫は火を放たれた。両者とも戦闘中に残虐行為を行ったと報告されており、特にGolden Templeの宿泊施設を巡る戦いの最中に捕えられた非武装の民間人への残虐行為が報告された。[153]

20. 56 Europa World Onlineの記録によると、「1984年10月に、インディラ・ガンジー首相が彼女の身辺護衛官の中の武装派シク教徒によって暗殺された[Golden Templeの襲撃を命じたことへのあからさまな報復だった]。彼女の息子であるラジブ・ガンジーは、即座に首相の座に就いた…。コミュニティ暴力がインド全域で勃発し、2,000人が犠牲となった。」[1] (現代政治史：ラジブ・ガンジーが政権を引き継いだ(1984-89))

20. 57 1985年6月22、23日にモントリオールからロンドンへ向かう飛行中のインド航空182便が、アイルランド沖で爆破され、乗客329名全員が死亡した。爆撃の主要容疑者はシク教分離主義者グループのババル・カルサのメンバーかその支持者であり、1984年に起きた政府によるAmristarのGolden Temple襲撃に対する報復行為として行われたことは明白であった。(CBCニュース) [148] (爆撃の歴史) 2005年3月、20年にわたる調査と19カ月に及ぶ長期の裁判の後に、爆撃に関与した疑いを持たれていた2名がカナダ法廷で無罪となった (BBCニュース、2005年3月17日) [32bj]

20. 58 Human Rights Watchは、インディラ・ガンジー首相暗殺の後、次のように指摘した。

「当時の与党国民会議派の指導者たちによって扇動され怒りに満ちた暴徒が多く
の報復行為を実行し、数千人のシク教徒の死傷者が出る結果となり、また彼等の財
産や職場が破壊された。続く政権が1984年から1995年にかけてパンジャブ州で実施
した対反政府勢力作戦の間に、インド治安部隊は深刻な人権侵害行為を行い、数千
人のシク教徒を殺害し強制的に失踪させ[原文まま]、拷問を与えた。この対反政府
勢力戦略の立案者は誰も裁きの対象にならなかった。」(HRW 2009年11月2日) [26j]

下記、治安部隊による人権侵害に対する告発を参照のこと。

パンジャブ州の武装派組織

20. 59 2011年8月11日に検索したSouth Asia Terrorism Portal (SATP)は、「Khalistanを
求めるテロリスト-分離主義運動が1993年に徹底的に打倒された後でさえも、
Khalistanのイデオロギーの普及活動を続ける、パキスタンや、インドに居住して
いないシク教徒集団によって主に支持されたテロリスト組織がわずかながら存在
している」と指摘した。SATPはパンジャブ州の12組織を「テロリスト集団」として
リストに挙げている。

- ・ババル・カルサ・インターナショナル(BKI)：BKIIはBabbar Akali運動をその起
源とし、最も組織化されたKhalistan 武装集団である。BKIIの最初の部隊は1981年
に故Talwinder Singh Parmarの指導の下で設立された。同組織は、米国、カナダ、
イギリス、ドイツ、フランス、ベルギー、ノルウェー、スイス及びパキスタンで積
極的に活動していると伝えられている。現在のBKIIのリーダーはWadhwa Singhであ
り、パキスタンに身を潜めていると伝えられている。BKIIの共同設立者Talwinder
Singh Parmarは、彼がBKIIと分裂した時にババル・カルサ (Parmar) 分派を形成した。
Parmar分派はイギリス、ドイツ、ベルギー、スイスにいて言われている。BKIIの
目標は、Khalistanと呼ばれる独立したシク国家の建設である。

- ・カリスタン・ジンダバド・フォース(KZF)：KZFは、『Khalistan主権国家』の設
立を目標としているが、1967年非合法活動(防止)法の下で非合法組織とされた。
SATPによると、同組織の大多数はジャンムに居住するシク教徒である。リーダーは
Ranjit Singh Neetaである。

- ・International Sikh Youth Federation(ISYF)：ISYFは、2002年3月にテロ防止法
(POTA)の下、インドでは非合法組織とされた団体であるが、Amrik Singh とJasbir
Singh Rodeによって1984年(ブルースター作戦後に)イギリスで設立された。同組
織は2001年にイギリスでも非合法化された。最初にISYFは二つの分派に分裂した。
Jasbir Singh Rodeへの忠誠心を抱き彼の兄Lakhbir Singh Rodeに率いられた一派
と、第二次Panthic Committeeの前メンバーであるSatinderpal Singh Gillに率い
られた派とに分かれた。その直後にさらに分裂が生じ、数グループが誕生した。分
派グループの名は、Damdami Taksal (DDT)、Chaheru、Bittoo、Gill である。ISYF
は現在Lakhbir Singh Rodeによって率いられており、彼はパンジャブ州諸地域で明
らかに「強大な政治的影響力」を有している。

- Khalistan Commando Force (KCF)
- All-India Sikh Students Federation (AISSF)
- Bhindrawala Tigers Force of Khalistan (BTFK)
- Khalistan Liberation Army (KLA)
- Khalistan Liberation Front (KLF)
- Khalistan Armed Force (KAF)
- Dashmesh Regiment
- Khalistan Liberation Organisation (KLO)
- Khalistan National Army (KNA) [44a]

20. 60 SATPは2010年のPunjab Assessmentにおいて以下のように指摘した。

「インド北西部に位置するパンジャブ州は、2009年を通して平和的であった。1993年に『Khalistan』を求める広範なテロリスト-分離主義運動が徹底的に打倒された以後、同州では比較的大きな政治的暴動に悩まされることがない状態が16年間続いているということになる…。しかしながら、中央諜報部の情報によると、同州では武装勢力を復活させる計画が進行中だと指摘されている。パキスタンの外部諜報機関であるパキスタン軍統合情報局 (ISI) は、Khalistanを求めるテロリスト集団を援助し続けている。パンジャブ州の警察長官であるParamdeep Singh Gill氏は、2009年8月17に、ISIはシク教徒過激派に武器や資金を供給することによって同州の武装勢力を復活させる活動に積極的に関わっている、と述べた。」 [44k]

目次に戻る

資料目録に進む

人権問題の懸念事項

20. 61 アジア人権センター (ACHR) は、2009年インド人権レポートの中で、パンジャブ州における深刻な人権問題の継続を指摘した。警察による拘禁や不当な勾留によって死者が出ていること、裁判官の任命に手間取っているために司法の機能が阻害されていること、刑務所の環境が整っておらず、囚人は過密状態であること、刑務所での拷問が報告されていること、女性に対する暴力的犯罪事件が数多く発生し、その中には治安部隊による犯行も含まれていること、が指摘された。[18a] (パンジャブ州、p163-167)

20. 62 カナダ移民難民委員会 は2007年7月11日付の論文において以下のように意見を述べた。

「パンジャブ州のシク教徒に対する最近の処遇に関して、Research Directorateが助言を求めた情報筋は、対照的な見解を示した。

「パンジャブ州のシク教徒の状況に詳しい2つの人権擁護組織は、武力行為に関与したシク教徒の扱いは懸念すべき問題であり続けている、と意見を述べた…。シク教人権団体 (SHRG) は…シク教の武力行為に関わったとみなされるシク教徒は当局

からの攻撃の対象にされやすいと指摘した…。2005年10月に、『パンジャブ州警察：違法な勾留と拷問を通してテロリズムを捏造』と題されたEnsaafレポートは、2005年8月及び9月に「武力に関連する行動」を取ったとしてシク教徒を不法に勾留した28の事件の証拠を提示した…。同レポートは、パンジャブ州警察が「日常的に」、外部との交流を絶った不法な勾留を行い、家族に勾留場所を知らせることなく、「被勾留者に頻繁に拷問を行っている」と断言している…。同レポートは、警察は標的とした個人の親類を脅して勾留し、自らの虐待的な作戦を正当化するために、疑いがかけられたシク教戦闘員についての「誇張した」話をでっち上げている、と指摘している。

「Ensaafの共同代表者は、2007年4月にパンジャブ州を訪問した後で…彼らの主義・理想への支持を唱道し続けるシク教徒は未だに当局によって監視されており、場合によっては、勾留や身体的危害を受ける危険がある、と述べた。

「これとは対照的に、South Asia Terrorist Portal (SATP)は…シク教徒の武力行動はパンジャブ州では下火になっていると報告した。同様に英国放送協会 (BBC) も、シク教徒とヒンドゥー教徒の間の亀裂は「埋められた」と報道した。

「Research Directorateが助言を求めた情報筋からは、シク教徒の逮捕や勾留についての最近の報告は確認されなかった。」 [97a]

20. 63 アジア人権センターは、South Asia Human Rights Index 2008において、「1947年の分離時にパキスタンからジャンム・カシミールへやって来た約100万人の難民は、その多くがシク教徒であるが、ジャンム・カシミール憲法の下では市民として認められていないため、市民権を与えられないままである。インド政府は、過去60年間、彼等の政治参加を保障してこなかった」と指摘した。[18f] (p120)

1984年から1994年に起こった治安部隊による人権侵害に対する告発

20. 64 Amnesty InternationalのAnnual Report 2008によれば：

「パンジャブ州では、1984年から1994年の内紛の間に重大な人権侵害事件に関与した警察官の大部分が、法の手から逃れ続けている。2, 097名が警察によって火葬処分された不法殺害の疑義についてCentral Bureau of Investigationが行った徹底的な調査の結果は、調査が開始されてから9年経った今でもその全てが完全に公表されていない。[国家人権委員会]NHRCは、ある1地域、Amristerで起こったこの殺人事件の犠牲者1, 298名の親類に賠償金を与えた。しかしながらNHCRは、調査の遅延について非難され、賠償請求の審査のために2006年にNHCRによって任命された委員会は、様々な欠陥があると人権組織から10月に批判された。殺害されたとしてリストに挙げられていた人々の中の3名が、彼等の故郷の村に姿を現したと報告されたのち、5月に政府は、1993から94年にパンジャブ州で起きた警察による3件の不法殺人事件を調査するよう命じた。」 [3a]

20. 65 USSD 2010 Reportは次のように指摘した。

「政府は、1993年から1994年にかけてパンジャブ州において、反政府活動が行われた間に発生した虐待事件に関与したとされる役人の拘束を進展させなかった。2010年1月にHuman Rights Data Analysisグループは、人権擁護諸団体による主張を支持する調査結果を公表した。その主張によれば、「…Amritdharis（洗礼を受けたシク教徒の意）は、Amritdharisでない人と比べて、州が関与した暴行致死事件の被害者となるが多かった。州による暴行致死事件の被害者の多くは、兵役に就く年代の若い男性だった。警察は、武装勢力のメンバーに対して焦点を絞った反政府活動を実施したと主張しているが、武装勢力と関連があったと認められていなかった個人を相当数殺害し失踪させる結果をもたらした」。

「政府は、1984年にデリーで起きた反シク教徒暴動の間に実行された殺害事件に関わったとされる警察及び治安部隊当局者を拘束する動きを見せた。2010年7月7日、デリーの法廷において、ニュー・デリーで6人が殺害された事件に関連して、国民会議派のリーダーである長老格のSajjan Kumar氏及び他数名に対し、殺人と暴動を起こした罪が提起された。」[2c]（セクション1a）

- 20.66 2011年5月13日に公表されたAmnesty InternationalのAnnual Report 2011は、2011年にはそれ以上の進展はほとんど見られなかったと指摘した。「1984年から1994年にパンジャブ州で起きた強制失踪、非合法の処刑、その他の人権侵害行為の犯行者は…引き続き法の手から逃れていた。」[3e]

仏教とジャイナ教

- 20.67 仏教は紀元前6世紀にインドで生まれ、以後1,500年間南アジアの支配的な信仰系統となった。しかし、仏教はその後数世紀をかけて衰退し、19世紀末にはインドから事実上消滅した。近年、Anagarika DharmapalaやDalai Lamaに加えて、Bimrao Ramji Ambedkar博士のような神秘主義者の影響を受け、仏教には復活の兆しが見えてきた。同博士は「不可触民」の家族に生まれ、法律専門家そして政治的指導者となり、インド憲法の立案者となった人物である。Indianetzoneのインドの仏教徒に関する記事（日付記載なし）によれば、B R Ambedkar博士は、ヒンドゥー教のカースト制度から逃れ出る手段として1956年に仏教の唱道を開始した。彼は500,000人以上の「不可触民」を仏教徒へ改宗させたと信じられている。1991年までにインドには640万人の仏教徒がおり、主として、マハーラーシュトラ州、北東部の山岳地帯、ヒマラヤ渓谷にその人口が集中していた。（Indianetzone、2009年12月に検索）[120a]（A View on Buddhism）[121]
- 20.68 National Sample Survey Organizationの調査（第55回及び第61回）で得られたデータの分析が示すところによると、指定カーストに属する人々の89%が仏教徒であると認められる。（2006年Sachar 委員会レポート）[102a]（p7）
- 20.69 ウィスコンシン大学地理学部のウェブ記事（日付記載なし）によれば、ジャイナ教の信者は300万から400万いる。ジャイナ教は古代から続く宗教で、生きとし生けるものへの非暴力の道を説いている。ジャイナ教徒コミュニティは主として、マハーラーシュトラ州のムンバイ市内とその周辺、グジャラート州及びラージャスターン州に集中していた。[122]

20.70 USSR 2010 Reportは以下のように指摘した。

「憲法第25条の下では、シク教、ジャイナ教、仏教は、ヒンドゥー教の分派だと考えられている。しかし各々の集団は自らを独自の存在だと見なしており、専用の属人法を導入することを求めている。シク教徒は、彼等の独自性を認め曖昧さを排除する成文化された単独の法体系を求めている。1992年少数派に関する国家委員会法は、仏教を独立した宗教として認定した。最高裁判所は、この法の下にジャイナ教を含むことを拒否し、新しい宗教集団を少数派として付け加える行為は慎まれるべきであると述べた。2008年7月に、デリー政府は、ジャイナ教徒コミュニティに少数派としての地位を与えることを決定した。ジャイナ教徒は、同様の地位を、マハーラーシュトラ州、カルナータカ州、マディヤ・プラデーシュ州、ウッタラーカンド州、ラージャスターン州、ジャールカンド州、チャッティースガル州、ウッタル・プラデーシュ州、西ベンガル州で与えられてきた。報道機関の報告によると、州政府は、1992年法の下で少数派として指定された宗教組織に少数派の地位を与える権限を有するが、全ての州が公式に行っているわけではない。」[2i] (セクションII)

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

21. 「指定」カースト及び部族

背景

21.01 1999年3月にHuman Rights Watchによって公表されたレポートは以下のように述べている。

「インドのカースト制度はおそらく世界で最も長い間存続している社会階級制度である。ヒンドゥー教を他から区別する特徴でもあるカースト制度は、宗教上の浄性に基づく、複雑な社会集団の配列を包含している。個々のカーストの順位は地域や時代によって変わることがあるが、人は生まれながらにして自分の家族のカーストに属し、死ぬまでそのカーストに留まるとされている…伝統的な学説は、この2,000年以上の歴史を持つ制度を、4つの主要な「ヴァルナ」（大きなカースト区分）を以て説明してきた。ヴァルナは上から順番にブラーフマン（聖職者及び教職者）、クシャトリア（君主及び武士）、ヴァイシャ（商人及び交易人）、シュードラ（労働者及び職人）である。第5番目の区分はヴァルナ制度の外にあり、「不可触民」或いは「ダリット」として知られる人々によって構成されている。この人々は、宗教上不浄とされる仕事を割り当てられることが多く、伝統的なヴァルナ制度内に含めるにはあまりに不浄であるとされている。

「4つの基本カースト内には数千のサブカーストがあり、それらは「ジャーティー」と呼ばれている。この内生集団は職業、宗派、地域、言語系列に沿ってさらに細分化されたものである。これらの全ては、集合的に「カースト・ヒンドゥー」（カースト制度内にいる者）と呼ばれることがある。ダリットは「varna-sankara」として表現される：彼等は「制度の外」にいるということである - 他のカーストよりはるかに劣っているために触れると穢れる存在だと考えられており、それゆえ「不可

触民」という扱いを受けている。カースト制度の外にあるとはいえ、ダリットは自分たちをさらなるサブカーストに区分している。インド憲法第17条で「不可触民扱い」は廃止されたものの、この慣習はカースト階級制度の最下層にいる人々の社会・経済的及び宗教的な立場を決定し続けている。」 [26i] (Ⅲカースト暴力の背景)

21.02 Library of Congress Federal Research Divisionによって発表された国別情報インド編によると「シク教徒及びイスラム教徒内にも同様の世襲的・職業的社会階級制度は存在するが、一般的には、普及度も制度化のレベルもはるかに低い。インドの全人口のおよそ16%が「不可触民」である（「指定カースト」というのがより公式で法的な名称である。「ダリット」は「不可触民」たちによって好まれる呼称であり、虐げられた人々、というほどの意味である。）」 [77] USSD 201 Reportは、2001年国勢調査により、「指定カースト」 - ダリットが含まれる - は人口の16% (1億6,860万人) を占めると確定した。 [2c] (セクション6)

21.03 International Dalit Solidarity Networkによる『インドのダリットへ視線を向けて』（日付記載なし）と題されたレポートは、農村地域での「不可触民の扱い」に関する2006年の研究を引用し、以下のことを明らかにした。

- ・ 37.8%の村：公立学校でダリットは離れて座らされている
- ・ 27.6%の村：ダリットの警察署への立ち入りが禁じられている
- ・ 33%の村：公衆衛生の仕事に従事する者がダリットの家を訪問を拒否している。
- ・ ダリット村落の中の48.4%の村：水源の利用機会を拒否されている。
- ・ 調査された村落の35%：ダリットが地元市場で生産物を販売することが禁じられている。
- ・ 25%の村：ダリットは非ダリットよりも低賃金で、より長い時間働かされている…言葉による虐待及び身体的虐待をより多く受けている。
- ・ ダリットの64%：ヒンドゥー寺院への立ち入りが制限されている。 [23a]

21.04 1999年3月、Human Rights Watchは、「ダリットの女性は、カースト、階級そして性別という3つの重荷を背負っている…」と述べた。「土地を持たない労働者とゴミ清掃者の多くは彼女たちであり、また強制的に売春をさせられている女性もかなりの割合を占めている…。Human Rights Watchは、ダリット女性に対する性的虐待やその他の形の暴力が、地主や警察による手段として用いられている事実を証拠資料として文書にまとめた…」 [26i]

21.05 米国国務省のInternational Religious Freedom Report 2010は、差別から逃れたいという思いでヒンドゥー教から他の宗教への改宗を求めたダリットの中には、上位カースト層からの敵意と抵抗に見舞われる者もいた、と記録した。 [2b] (セクションⅢ) レポートの記述によると、「2008年にNCM [少数派に関する国家委員会] は、イスラム教徒とキリスト教徒コミュニティにおけるダリットの地位に関する研究を発表した。NCMは、ダリットの改宗者は、宗教を同じくする新しい仲間によってさえも、引き続き差別されており、宗教的帰属はダリットの社会経済的地位に変化をもたらさなかった。」 [2b] (セクションⅡ)

セクション24：女性、概要も参照のこと

部族民 (Adivasi)

21.06 部族民はインドの全人口の8.2%を占めている－2001年国勢調査によると8,430万人である。(USSD 2009) [2g] (セクション6) Library of Congress Federal Research Divisionによって発表された国別情報インド編によると、インドには461の部族民コミュニティがあり、「法律上は指定部族と呼ばれることが多いが、「アディバシ」という呼称が一般的に用いられている」 [77]

21.07 Asian Center for the Progress of Peoples (ACPP) によって2009年10月に発表された情報によると、

「アディバシというのは同族集団ではなく、民族的、文化的、言語的に様々に異なる200以上の部族と100を超える言語を有している。しかしながら、彼等の生活様式には類似性が見られる…

「IFAD [農業開発のための国際基金] によると、土着の人々は、社会の他の層よりも高い比率で、貧困、土地非所有、栄養不足、人権侵害、失業及び国内での強制退去に苦しんでおり、識字率は低く医療サービスの利用機会も低い…。アディバシの40.1%は強制退去させられ、アディバシの55.2%は貧困ラインを下回っている。アディバシの子供の56%は栄養失調である。アディバシの53%は読み書きができない。アディバシの76%は持家を所有していない。」 [118a]

ACPPの指摘によると、アディバシ・コミュニティの「大部分」は、憲法の特別規定の解釈上「指定部族」として分類されている。下記セクションを参照のこと。[118a]

21.08 Freedom Houseは2011年7月5日に発表されたレポートFreedom in the World - India (2011)の中で以下のように指摘した。

「部族集団やその他主流から排斥されたコミュニティの財産権は幾分不安定であり、こうした集団に属する者は、彼等の土地が開発プロジェクトのために取り上げられた際に、適切な再定住機会や補償を拒否されることが多い。多くの州が部族民以外の集団への土地の移譲を防ぐ法律を有しているが、2008年Asian Indigenous and Tribal People's Networkの報告によれば、実際にはそうした土地の移譲が広範に行われている。2006年森林権法は、部族民が耕す森林地の所有権を彼らに与えるものだが、いくつかの報告が示唆するところでは、この法律は効果的に履行されて来なかった。」 [43d]

憲法及び法律上の措置

21.09 インド憲法は、全国民の機会均等を保障しているが、特定のカースト（主にダリット）と部族集団に対して特別の規定を適用することを許可している。特別規定は、教育機会、雇用枠、開発資金の優先割当て、政治的 대표、虐待又は搾取の防止といった分野において適用される。（インド政府、2007年12月時点での憲法） [24c]

これらの規定が適用される特定の「指定カースト」と「指定部族」は、1950年の憲法令第19号及び22号において、州ごとに記載されている。（インド政府、憲法、指定カースト及び指定部族令） [24i] [24j] これらの記載事項は今後の大統領令で修正される可能性がある。（インド政府、2007年12月時点での憲法） [24c]

21. 10 憲法内の諸規定を実施に移すために多くの法律が制定された。例えば1989年指定カースト及び指定部族（残虐行為防止）法は、指定カースト及び部族の一員に対する暴力や脅迫行為を刑罰の対象としている。この法律は、インド刑法の下で既に刑罰の対象となっている殺人、強姦、公共の場所へ立ち入る権利（の侵害）、傷害、性的搾取、奴隷労働、脅迫、侮辱又は屈辱を与える等の犯罪に対して、より重い量刑を科す。（HRW、2009年3月） [26i]

21. 11 信教又は信条の自由に関する国連特別報告者は、2009年1月26日付のレポートで以下のように指摘した。

「2003年憲法（第89回）改正法は、指定部族のための国家委員会及び指定カーストのための国家委員会を設立した。後者の任務には、憲法その他の法律又は政令の下で指定カーストに与えられている保護手段に関連する全ての事柄の調査及び監視が含まれる。例えば、憲法第17条には、「不可触民扱い」は撤廃され、かかる行為は形態の如何を問わず禁止され法に従って罰せられると記されている。さらに、1955年市民権保護法は、同じ宗教又は宗派の信徒に開かれた公共礼拝所への立ち入りを「不可触民扱い」によって妨害した全ての者を処罰すると規定している…。2006年1月26日に少数者問題省が新設された。同省は、少数派に関する諸問題に対するよりの的を絞ったアプローチの確実な実施、規制的枠組みの包括的な政策・立案の形成、調整、評価及び見直し、宗教少数派も含めた少数派の利益拡大につながる開発プログラムを促進させるために新設されたものである。少数派問題省は、1992年少数派のための国家委員会法の管理と実施を担当する…」 [6d]

21. 12 各州又は各連邦直轄地の立法議会では（いくつかの例外はあるが）、指定カースト及び部族(sc/st)は、その州の人口に占める割合に応じて議席数が確保されなければならない。憲法は、その第243D条及び243T条の下、地方政府レベル（全panchayatにおいて）でも、自治体レベルにおいても、指定カースト及び部族に対し、その地域の人口比に応じた最低議席数を保障している。指定カースト及び指定部族の議席数の少なくとも3分の1は女性で占められなければならない。憲法第16節は、下院（Lok Sabha）における指定カースト及び部族の議席の確保を規定している。（インド政府、2007年12月時点の憲法） [24c] 2009年3月時点で、Lok Sabhaの131議席が指定カースト及び部族のために確保されていた。（BBCニュース、2009年3月30日） [32ai]

21. 13 内務省の2010-2011年次レポートの記録によると、指定カーストに属する者が被害者となった犯罪事件が2009年に33,594件報告された。これらの事件のうち11,143件は、指定カースト及び指定部族（残虐行為防止）法の下で罪を問われた。 [24p] (p78) 同年に、指定部族に属する者に対して5,425件の犯罪が起こり、その中には、指定カースト及び指定部族（残虐行為防止）法の下で罪を問われた事件が944件含まれていた。583件の強姦、787件の身体的傷害、118件の殺人が記録された。 [24p]

(p79)

21. 14 USSD 2009 Reportは、「不可触民扱い」を撤廃し指定カースト及び指定部族を保護するなど、彼等の状況を改善するために憲法や法律の様々な規定が存在するにもかかわらず、これらの人々に対する差別は「依然として偏在している」と記した。[2g] (セクション6)
21. 15 Human Rights Watchは、2009年8月に発表されたレポートの中で、「地方の活動家と諸団体の話によると、警察は通常、加害者が上位カースト層の者である場合は、ダリットに対する犯罪の訴えを登録せず捜査を行わない。その代わりに、警察は紛争を私的に解決するよう勧めるか、又は事実に基づかない罪で逮捕すると脅迫する」と述べた。[26g] (p49)

目次に戻る
資料目録に進む

22. レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー (LGBT) の人々

法的権利

22. 01 2009年7月2日、Naz Foundation (India) Trust対首都特別地域デリー政府の訴訟において、デリー高等裁判所は、次のような判決を言い渡した。「IPC [インド刑法] の第377条は成人間の合意に基づく性行為を犯罪とする限りにおいて、憲法第14条、21条、15条に違反するものである。」同裁判所は、第377条は、合意に基づかない性行為と未成年者に対する性行為に対しては、適用され続けるべきであると裁定した。(The Hindu、2009年7月2日) [60h]
22. 02 Human Rights Watchが、2009年7月2日の声明で次のように意見を述べた。

「インド刑法第377条を、合意に基づく同性愛行為を刑事犯罪として扱うために用いることはもはやできないというデリー高等裁判所による今日の判決は、プライバシー、非差別、自由への基本的権利の勝利である…。デリー高等裁判所の二名の判事による判決は…「自然の摂理に反する快楽的性交」を犯罪とする第377条が、成人間の合意に基づく性行為には今後適用されないということを意味する。インドの上級裁判所が初めてこの法律に関する判断を示したのだ…。この訴訟は2001年にデリー高等裁判所に提起された。審理は2008年5月に始まり、2008年11月から法廷は判決の審議を行ってきた。原告側のNaz Foundation (India) Trustは…第377条は、憲法の理念に反しているだけでなく、国際的な人権の基準にも反していると主張した…。インドの内務省はこの法律に変更を加えることに反対していた。同性愛行為を罪の対象から外すことは「非行的行為の水門を開放する」ことであるとして反対していたのである。」 [26f]

Human Rights Watchは「この判決が適用されるのは…デリー市であるが、国の全域で法制定に影響を与える可能性が高い」と指摘した。 [26f]

- 22.03 2010年3月11日に発表された米国国務省『Country Report on Human Rights Practices2009』の指摘によると、「一週間以内に、3団体が[2009年7月2日デリー高等裁判所の]判決に異議を唱え最高裁判所に申立てを行った。7月9日[2009年]には、イスラム教、キリスト教、ジャイナ教の指導者数名がこの判決に抗議する共同声明を発表した。」[2g] (セクション6) The International Gay and Lesbian Human Rights Commission(IGLHRC)は、2009年9月18日に以下のように報告した。

「インド政府は2009年9月17日に、刑法第377条についてのデリー高等裁判所の判決(成人同士の合意に基づく同性愛関係に関連する同項を「無効とする」ことによって、同性愛を罪の対象から外した判決)に異議を唱えないことを決定した…。陪審団の評決を検討した後、同政府は上告に加わらないことを選択し、同高等裁判所の判決の「正当性」の決定を最高裁判所に委ねることにした。内閣が司法に従う決定をしたことで、事実上、最高裁判所がその手中に第377条の運命を握ることになる…。最高裁判所はこの訴訟でのデリー高等裁判所の判決に対して、非公式の異議申立てを複数受け取ってきたが、その中には、宗教団体の主導によりなされたものもあった…。[80c]

同政府は、この問題についての最高裁判所の判断を待つ間、デリー高等裁判所の判決について仮停止を求めないことを決定した。(Express News Service、2009年7月21日) [143a]

- 22.04 BBCニュースは2012年2月16日、最高裁判所が、デリー高等裁判所の2009年7月の判決の適法性についての審議を継続するために再招集されたことを伝えた。[32ce] The Hindu のオンラインニュースは2012年2月29日付の記事で以下のように指摘した。

「追加法務次官のMohan Jain氏は、保健省に姿を現し、G. S. Singhvi判事とS. J. Mukhopadhyaya判事に対し、政府は、同性愛を罪の対象から外した2009年[デリー]高等裁判所の判断に異議を唱えないことを決定した、と語った。同氏は、2009年7月28日の会合において、内務大臣、法務大臣、保健大臣から成る大臣団は、政府が最高裁判所に従うことを内閣に提言したと語り、「[デリーの]判決に何らかの法的欠陥があるようには見えないが、最高裁判所が高等裁判所の判決が法的に正しいか否かについての最終見解を引き受けるだろう」と語った。内閣は2009年9月17日にその提言を受諾した。」[60v]

最高裁判所は、しかしながら、Jain氏が内務省の意見も代弁しているとは受け取らなかった。なぜなら追加法務次官のPP Malhotra氏 - 内務省を代表している - は、同裁判所に対しデリー判決を覆すことを明らかに要求する声明を出していたからである。(The Hindu、2010年2月29日) [60v] 2012年2月23日のBBCニュースの記事によると、内務省は、同省を代弁してPP Malhotra氏によって出された声明を「自分たちのものだ」と認めなかった。」[32cf]

- 22.05 The International Gay and Lesbian Human Rights Commission(IGLHRC)は、2008年9月25日付のレポートにおいて、以下のような意見を述べていた。

「インド刑法の第377条は、「男性、女性、又は動物との自然の摂理に反する自発的な快楽的性交」を罪の対象としている。10年の懲役刑又は罰金、もしくはその両方が刑罰として科される。1860年代に制定された英国植民地法の一部である第377条は、同性成人間の合意に基づく性行為等の「あらゆる自然に反する行為」を犯罪の対象とするために用いられることが意図されたものだが、結婚した男女間の口内性交でさえも罪としている。インド社会に広がる同性愛嫌悪の風潮により、たった一度の行為でも起訴の対象とされる。」 [80a]

カナダ移民難民委員会 は、2004年5月13日付の情報請求への回答において、「インド政府によると、第377条は、児童虐待や強姦の疑いがある場合を除き滅多に適用されることはない…。インドの上級裁判所は、第377条に関する訴訟を1860年から1992年の間にわずか30件しか扱ってこなかった…」と記録した。 [4h]

[注記：2012年3月時点で第377条は、連邦直轄地デリーを除き、インド全土において公式に効力を有している]

社会と政府の態度

22.06 USSD 2010 Reportは次のように語った。

「LGBT団体は国内全域で活発に活動しており、各種大会、ゲイ・プライド行進、映画上映、弁論等のイベントや活動のスポンサーとなっているが、社会の多くの場所で、農村地域では特に、差別や暴力の被害を受けている。活動家の報告によれば、HIVに感染しているトランスジェンダーの人々は医療を受けることが困難となる場合が多い。またLGBTであることを隠さなかった人を雇用主が解雇した、という複数の活動家の報告もあった。LGBTの人々はまた、襲撃、強姦、ブラックメール等の被害を受けている。」 [2c] (セクション6)

22.07 2008年3月発行のHimal Southasian誌において、Oishik Sircar氏はインドのLGBTコミュニティでは二つの特別な計画が進行中であると述べた。一つは、LGBTの社会的及び文化的認知度を確立させ向上させることであり、もう一つは、旧態依然の刑法第377条への法的異議を唱えることであった。同氏は、「LGBTの人々の認知の必要性は、社会の大多数からこのコミュニティに押しつけられてきた「非認知」から生じたものである。その非認知によって彼等は人権保護の全領域から排除されてきたのである」と述べた。

22.08 2003年7月にオーストラリア外務貿易省から出された意見は、2007年9月の（オーストラリア）難民再審査審判所のある訴訟で引用されたものであるが、以下のようなものであった。

「インドにおいては大都市の方が他地域よりも同性愛について寛容であるというのは事実である。これらの都市（特にムンバイ市と デリー市、又Bangalore市やKolkata市等）では、男性同性愛者も女性同性愛者も、同性愛関係を公にして暮らすことが可能である。社会の富裕層と高学歴層の間では、同性愛志向を公にできる可能性ははるかに高い（社会のこの層は、伝統的又は保守的なインドの慣習にそ

ぐわない生活様式や行動について、より容認的で寛容である場合が多い)。私たちが面会した複数のNGOの代表者たちは、同性愛関係を社会に公にして生活することは不可能ではないが、もちろん簡単なことではない、と私たちに語った。そのため男性同性愛者の多くが自らの性的志向を公にしないことを好む…

「多くは都市部に限られているものの、インドでは男性同性愛者の運動が盛んになりつつある。ムンバイ市とデリー市には、より活発で解放的なゲイ文化があるように見受けられる。「ゲイ」専用ナイトクラブはないが、クラブの中には（デリーに一店、ムンバイにはおそらく2店）一週間に一度、ゲイとレズビアン専用の夜を設けているところもある。こうしたクラブは現在のところ警察の干渉を受けずに営業している。gay delhi等のウェブサイト上で案内される大きなパーティがデリーとムンバイの私的な場で毎月開催されている。こうした催しに警察の嫌がらせが入ることは一般的にないが、いつもそうだというわけでもない。」 [113a]

- 22.09 擁護団体The Sangini Trustの創設者は2009年に雑誌Divaに対し、インドのレズビアンが直面している問題は、社会と家族からの結婚へのプレッシャーである、と語った。同誌はインドの女性誌『Gladrags』の次の社説を引用している。「若い少女が若い女性へ成長した時点から家族と彼女本人の唯一の目標は良き夫を引き寄せることである。」Sanginiのヘルプラインに電話をかける人たちによって吐露されることが多い他の問題には、孤独（又は孤独に年老いていくこと）への恐怖や、キリスト教女性の場合には、罪の問題等があった。 [114a]

- 22.10 2010年7月3日付でThe Times of India紙上で発表された記事は、デリー高等裁判所の判決からの12カ月間に起きたLGBTコミュニティに影響を及ぼす重要な変化をいくつか指摘した。

「足取りは遅いかもしれないが、疑いなくその変化は近づいている。活動家の述べるところでは、昨年は、庇の影の中ではなく、開放された場所で多くのゲイ関連の活動が行われた…ゲイであるためにまとりつく汚名のいくつかが取り除かれた…「この判決の良い点の一つは、同性愛志向を西洋の現象であるとして、追い払うことはもはやできないことである」と、ゲイの性行為に関する法律に異議を呈したNaz Foundationの幹部であるAnjali Gopalan氏は語った。「しかし、判決が自動的に社会の態度に変化をもたらしてはいない。社会の態度が変わるためには、社会全体の関心を高めることが重要である」…ムンバイ、デリー、Chennaiのようなコスモポリタンの空間では、インドの同性愛の部分が目にされ耳にされている。」 [13c]

2010年7月2日付のHindustan Timesの報告記事も同様の結論に至っており、あるゲイ活動家の言葉を引用している。「状況は劇的に変化している。ご覧のとおり、警察も公衆も、我々の行いを気にかけていない…」 [144a]

- 22.11 マンモハン・シン首相は、2008年7月の演説の中で、Commission on Aids in Asiaの報告に注目して以下のように述べた。

「HIV/エイズの流行は、私たちの社会に蔓延する多くの偏見を浮き彫りにした…性労働者であれ、同性愛者であれ、麻薬常習者であれ、社会的に弱い立場の人たちが

社会から大きな差別を受けているため、エイズ患者を特定し治療することは極めて困難な仕事となってきた。このHIV／エイズとの闘いに勝利を収めようとするならば、より寛容な社会環境を作り出さなければならない。」 [112a]

22. 12 保健大臣Ghulam Nabi Azad氏は、2011年7月4日にデリーで開催されたHIV及びエイズに関する会議での発言で、同性愛は西洋から持ち込まれた不自然な「病気」であると言及したと伝えられている。「残念なことにこの病気は我が国にもやって来た…男性が男性と性的関係を持つということは、完全に自然に反しており起こるべきことではないが、実際に起きている」と語ったと言われている。Naz Foundation of Anjali Gopalan氏は、AP通信に対し「こうした発言は福祉に何の益ももたらさない。我々のHIVとの闘いに何の役にも立たないことは明らかである」と語った。（Pink News、2011年7月5日） [89a]

目次に戻る
資料目録に進む

トランスジェンダー・コミュニティ

22. 13 インド最高裁判所のSathasivam判事は、2011年2月12日に行われた講演の中で、インドのトランスジェンダーの人々の法的及び一般的状況について詳しい分析をした。<http://www.altlawforum.org/gender-and-sexuality/transgender-rights> [126a]
22. 14 Sathasivam 判事によって2011年2月12日に指摘されたように「2009年以降、インドのトランスセクシャルの人々は…選挙名簿や有権者登録カード上では、男性、女性とは別の「その他」として記載される。」 [126a] インドのThe Unique Identification Authority は、「Aadhaar」プロジェクトの下で、国内全ての人に対して、人口統計と生体データに連結した固有ID番号（UID）を付与している－セクション29を参照のこと。Aadhaarの登録フォームは、自らのIDを「トランスジェンダー」として登録する選択肢を与えている。 [149a]
22. 15 Economic & Political Weeklyの2008年6月21日号の記事は以下のように述べている。
- タミル・ナードゥ州はトランスジェンダーを別個の性として公式に認める大胆な行動を取った。国内では初めて、教育機関への入学に際し第三の性区分を設けることを命じた政府教育局からの政府命令が発せられた。政府と州立大学はトランスジェンダー（「ヒジュラ/aravanis/alis」）を承認しなければならない…。この措置は、2008年1月の立法議会において、トランスジェンダーの人々の福利厚生について懸念を示し、配給カードの発行、政府系病院での無料の外科的処置、福祉委員会の設立等の数々の福祉政策を発表したタミル・ナードゥ州知事の発言と一致している。」 [5a]
22. 16 USSD 2010 Reportの記録によると、「2010年4月にタミル・ナードゥ州は、トランスジェンダーの人々が社会の主流により受け入れられるようにするため、一週間にわたるトランスジェンダー祭を主催した。同州は、2008年にトランスジェンダー福

社委員会を設立し、トランスジェンダーの人々に、個別のID及び配給カードを付与し続けた。」 [2c] (セクション6)

22. 17 インド亜大陸の文化圏では、ヒジュラ別称aravanisは、「第三の性」とみなされており、ヒジュラの多くは自分たちを「女性でも男性でもない」と考えている。ヒジュラは、西洋で言うところの「宦官/不能者 (eunuchs)」「両性具有者」「女性性転換者」のどれにも正確には当てはまらない。ヒジュラの多くは男性又は「間性」(生殖器の性質が曖昧)として生まれ、その多くは去勢を含めて男性性器を取り除く儀礼的処置を施される。ヒジュラと特定される個人が女性として出生した例もある。ヒジュラの多くは女性の衣服を身につけ、女性らしい振る舞いをするようになるが、一般に女性として通そうとはしない。ヒジュラになるには、グルと呼ばれる「導師」(保護者的役割を果たす)の下、ヒジュラの「家族」或いは小集団に加入する過程を経なければならない。(The Lesbian and Gay Studies Reader、1993年) [115a] (BBC、2000年11月30日) [32af] 2000年11月30日のBBCニュースの記事によると、ヒジュラは何千年も前から南アジアの景色の一部のように存在してきた。「一般に恐怖又は愚弄の対象とされるが、伝統的には、芸人として、呪いと祝福を授ける者として、社会の周縁で役割を担っていた。」 [32af]
22. 18 2008年5月13日のNew Statesmanの記事によると、インドにはおよそ200,000人の「ヒジュラ」がいる。同記事は以下のように述べる。

「4,000年以上も前から歴史の記録に姿を現しているヒジュラは、インド社会の中で認められその居場所を確保してきたように思われるが、過酷な嫌がらせを受けてきた…。ところが現在、この集団が社会の主流からどのように扱われ認識されているかに関して、かすかではあるが評価可能な変化が起きているように見受けられ、伝統的なインド人の考え方に何らかの変化が起きていると言える…とは言え、こうした進展は、社会的汚名、虐待、より大きなコミュニティからの愚弄といったものを長年にわたって壊滅させた後でもたらされるものである。

ヒジュラはほとんど権利を有しておらず、インドの法律でその存在を認められていない。そのため、選挙権、財産所有権、婚姻の権利、パスポートや運転免許証等の公的書類を通して自らの正式なアイデンティティを主張する権利を拒否されている。医療、教育、雇用機会を得ることはほとんど不可能である。こうした不平等に直面する中で、ヒジュラは何であれ可能な手段を用いてお金を稼がざるを得ない…。警察による不当な攻撃だけでなく、「goondas」と呼ばれる地元の強盗集団は通りでヒジュラを襲い、性的虐待を働くことがよくある。こうした暴行が地元住民によって止められる、又は通報されることは滅多にない。

「しかし社会の態度は徐々に変わり始めている。インドの主要都市でかなりの影響力を発揮している数多くの国際援助団体の尽力により、ヒジュラその他の性的少数派集団は、徐々にではあるがより良い待遇を受け始めている…インド政府でさえもヒジュラの存在をようやく認める方向に動いているようである。2000年3月にShabnam Mausi氏…がヒジュラとして初の国会議員に選出され、それ以後同氏の後を追うように、他の多くの人々が政治分野への進出を果たしてきた。」 [88a]

22. 19 BBCニュースは2009年11月13日の報道で、選挙管理委員会はヒジュラ（「enunchs(宦官/不能者)又はトランスセクシュアル」）が自分の性を「その他」として登録することを認める意向を示した、と伝えた。それまでは、全有権者は自分が「男性」か「女性」であることを宣言しなければならなかった。BBCは、「選挙委員会がenunchsを別個の性として認めたことは、社会の周縁に置かれて続けてきたこのコミュニティの公式承認に向けた第一歩である」と評した。 [32aq]
22. 20 2011年11月20日、地域集会が開かれていたデリー東部のコミュニティセンターを大火事が襲った際に、14名のヒジュラが死亡し、36名が負傷した。犠牲者の多くは、名高い「グル（導師）」であったと報告された。（Daily News & Analysis、2011年11月22日） [156a]

LGBTコミュニティ支援組織

22. 21 2009年12月7日に検索したIndian Network for Sexual Minorities (INFOSEM)では、インドの性的少数派の相談に応じ支援を提供する国内26の組織を列挙している。 [68]
22. 22 Lucknow に拠点を置くNaz Foundation Internationalは、南アジア全域におけるLGBTコミュニティの弁護及び支援を提供している（前記「法的権利」を参照）。Nazのウェブサイトはジェンダー、セクシュアリティ、HIV及びそれらに関連する諸問題に取り組んでいる複数の機関にリンクしている。 <http://www.nfi.net/useful.htm> [112]

目次に戻る
資料目録に進む

23. 障害者

23. 01 2011年4月8日に公表された、米国国務省の『Country Report on Human Rights Practices 2010』（USSD 2010）は以下のように述べた。

「憲法は、障害があることを理由にした差別を禁止すると明白に言及していない。障害者法（PDA）は、次に挙げるような障害を持つ人に対して平等な諸権利を規定している：盲目、弱視、ハンセン病者治癒者（ハンセン病は治癒しているが手足に麻痺が残っている、又は変形によって苦しんでいる人々）、聴覚障害、運動機能障害、知的障害、精神疾患。この法律は、プログラムの実施を「政府の経済的能力と発展」に関連づける条項があるため、強制力が弱い。国内全域に政府が運営するセンターがおよそ200あり、そこでは、障害のある人々に、包括的、統合的なリハビリテーションサービスが提供されている。

「雇用、教育、医療の利用機会において、身体及び精神に障害がある人に対する差別は、農村地域ではより浸透して行われている。全ての公共建築物や公共交通機関は、障害者が利用可能なものでなければならないという法律にもかかわらず、利用可能な場所は限られている。」 [2c]（セクション6）

- 23.02 同レポートは、政府及びPDAは障害のある人の雇用機会を拡大してきた、と指摘した。

「PDAは、公的部門の仕事の3%は身体、聴覚、又は視覚に障害がある人のために確保されることを義務付けている。政府は引き続き、これらの人々によって占められる仕事の数を増やすために、諸プログラムや共同NGOに資金を割り当てた。PDAは従業員の5%以上を障害者が占めている民間企業を優遇しているにもかかわらず、民間部門の障害者の雇用率は低いままだった。」 [2c] (セクション6)

- 23.03 USSD 2010 Reportは、教育に関連して次のように指摘した。

「同法はまた、全ての教育機関は障害者のために3%の枠を確保するよう規定しているが、MSJEが述べたところによれば、障害のある生徒は、推定で全生徒の中のたった1%でしかない…MSJEは、障害がある人が高等教育を受けるため500の奨学金を提供した。障害がある学生の大学入学率は依然として低かった。その理由としては、障害者が利用できるインフラが整っていないこと、利用できる教材が限られていること、3%枠が導入されていないこと、嫌がらせを受けること等が挙げられる。政府は、年間を通して入学率を高めようと努力した…2009年5月にデリー高等裁判所は、ニュー・デリー政府の学校650校と、デリー自治体の学校1,800校が、障害のある生徒10,000人を担当する教師を雇っていなかったと指摘した。デリー高等裁判所は、州政府に対し、教師を雇い障害のある生徒のための設備を建てるための行動計画を推進させるよう指示した。」 [2c] (セクション6)

- 23.04 国家人権委員会 (NHRC) は、そのウェブサイト上で次のように述べた (2009年12月6日に検索) :

「国家人権委員会は、障害がある人々が様々な形態による差別、社会からの排除及び主流からの排斥に直面している事実を非常に懸念している。従って本委員会は、障害者の権利を擁護するために率先していくつかの取り組みを行ってきた。特に、NHRCは、NGOやその他から寄せられる個々の訴えに救済の手を差し伸べてきた；本委員会は、該当する法律を検討し、それに基づき改善に向けた勧告を行った；2001年国勢調査において障害者の数を把握する必要性を勝ち得たことができた…さらに、本委員会は、調査研究を実施するだけでなく、出版物を通して障害者の権利について認識を高めるための取り組みを行ってきた。本委員会は、障害者の権利の擁護及び促進に関する包括的及び統合的な国際条約の必要性を提唱してきている。」 [47c]

- 23.05 NHRCのウェブサイトは、州及び連邦直轄地政府が、障害を持つ人々に関する行動についての政策と計画に対し、責任を保持していると指摘した。「NHRCは、国務大臣と州及び連邦直轄地の首長双方に向けて、障害者の利益のために社会的安全、雇用機会、リハビリテーション、バリアフリーのインフラを提供すべく、国家障害者政策及び行動計画を発展させることを要請する勧告を行った。」 [47c]

- 23.06 2011年3月に発表された英国外務省『Human Rights and Democracy Report 2010 (人

権と民主主義レポート2010)』は、2011年の国勢調査は、初めて、障害のある人を全て登録する予定であり、それによって政府は支援の対象をより把握しやすくなるであろう、と指摘した。[7g] (p36-37)

目次に戻る
資料目録に進む

24 女性

インドの女性の状況についての補足情報は、セクション25：子供及びセクション26：人身売買においても述べられている。

概要

24.01 2011年国勢調査は、12億1,000万人強の全人口のうち48.5%が女性であると示した(1.06男性／女性)。[33a]

下記の性の不均衡を参照。

24.02 インドは、国連女子差別撤廃条約(CEDAW)を1993年7月9日に批准した。[6b] (CEDAW States Parties、日付記載なし) International Women's Rights Action Watch(IWRAW)によって発表された『India: Second NGO Shadow Report on CEDAW』と題されたレポートは、National Alliance of Women(NAWO)との共同レポートで2006年11月付のものであるが、その指摘によると、「インドの憲法は、「女性に対する差別」をCEDAW第1条のような入念な言葉遣いで定義してはいない。また、いかなる法律においてもそのような定義が反映されていない。さらに、基本的保障に含まれる平等への権利は、民間当事者による差別を扱っていない。これはインドの法制度の重大な欠陥となっている。」[30a] (p7)

24.03 母子発育局は『女性のエンパワーメントのための国家政策2001』（2009年12月20日に検索）において以下のように指摘した。

「憲法、法律、政策、計画、プログラムその他諸々の関連する機構や手法において表明されている目標と、もう一方のインド女性の地位の現実的状況との間には大きな隔たりが依然として存在している…。この性別による不平等の根底にある原因は、公式及び非公式の規範や慣行に基づく社会的・経済的仕組みに関係している…とりわけ、女性たちの教育、医療、生産資源の利用機会は不十分であり、特に、指定カースト/指定部族/その他の下層階級を含む脆弱な層に属する女性（その多くは農村地域に住み非公式で非組織的な部門で働いている）はその傾向が顕著である。それゆえ、女性たちの多くは主流から疎外され、貧しく、社会的に排除され続けている。」[24f]

24.04 国連女子差別撤廃(CEDAW)委員会は2007年2月2日付、第37回集会の最終意見の中で、女性の権利拡大に関する国家政策2001の導入（全ての婚姻は2010年までに登録されるべきだと宣誓している点が特に際立つ）において、インド政府によって進展

がなされたことを認めた。さらに、国家予算におけるWomen Component Planでは、全分野の開発資金予算の30%が女性のために費やされることとなっており、委員会から好意的な評価を受けた。他に委員会から建設的なものと見なされたのは、様々なプログラムを通して初等教育機関への入学者を増加させたことと、2005年家庭内暴力からの女性保護法の導入だった。 [6f]

24. 05 しかしながらCEDAWは同レポートにおいて、「女性の平等は、法律上では多くの領域で実現されてきたが、事実上の平等の実現を妨げる障害は依然として数多くある」と述べた。レポートは、政府側が勧告に従って実行していない、又は導入していない懸念すべき分野を列記した。それらの懸念には、性差別法の未導入；性差別に基づく暴力問題に包括的に取り組む国家の行動計画の進展；ダリットの女性に対する差別を防ぐ法律の施行；司法に関わる女性の数を増やすための差別是正措置（アフーマティブ・アクション）；農村部及び部族地域の貧しく周縁に追いやられた女性のための無料の法律相談；部族女性の強制退去；亡命希望者や難民の地位に関連する法律や規則が制定されていないため、女性の亡命希望者や難民に不都合な影響が及んでいること等が含まれている。 [6f]

24. 06 Gautam Bhan氏は2001年8月のレポート『India Gender Profile』において以下のよう

に記した。

「インドのジェンダーについての理解は、依然として、カースト、階級及び宗教的帰属意識と深く関わり合っている。カーストによる帰属意識は、現代のインド社会で大きく幅を利かせる一側面であり、とりわけ、女性の日々の生活に影響を与えていることを強調しておくのが肝要である。その具体例は、下層カーストの社会経済指標が低いままであり続けていることに始まり、カーストにおける身分ゆえに共同の井戸水を利用することができないダリット女性の困難について記録したものまで多岐にわたる。また、宗教は家庭や共同体での女性の地位に深く影響を及ぼすものであり、女性の帰属意識を形作り、教育の受け方から産児制限や避妊をするかどうかの決定に至るまで様々な事柄を決定づけるものである。

「…インド経済において女性の周縁化が進んでいる。昇給の差異、伝統的に女性が担ってきた分野でも見られる失業、産業構造の変化による農業、農村地域、低スキルの工業の衰退は、全て女性の経済的地位に悪影響を及ぼしている。女性は、家事労働が軽視されるという重荷を既に背負っているが、さらにその上に女性を主流から排斥し非公式部門へと押しやるが増加している。

「女性は男性よりも深刻に貧困に苦しんでいるということを物語る証拠はますます増加している。

「女性は、医療ケア対策における一般的な不備、少女に対する社会及び文化的偏見、生物学的な身体的弱点…そして医療ケアの利用機会における偏りに苦しんでいる。」 [76a] (p44-45)

24. 07 2006年11月付のIWRAPレポートは次のように指摘した。

「ジェンダーに基づく暴力が蔓延していることは、国内全域の多くの女性にとって、平等への権利の実質的な実現を妨げてきた。インドにはびこっているジェンダーに基づく暴力とは、家庭内暴力、ダウリー（持参金）関連の暴力、性的暴行、性的嫌がらせ、性選択目的の中絶、ダリット女性への暴力、性的志向を理由にした法的手段を用いた暴力が含まれる。」 [30a] (p8)

- 24.08 国連開発計画（UNDP）は、「一部の女性是最高位の権力を有する立場に置かれているのに対し、多くの女性是最も恵まれない立場にいるというのは現代インドの矛盾である」と見解を述べた。（UNDP:SAJI ウェブサイト、日付記載なし） [82a]
- 24.09 Freedom Houseの『Freedom in the World 2011』レポートは、「イスラム教の属人法と伝統的なヒンドゥー教の慣習は、相続、養子縁組、財産権に関して女性に対して差別的である」と指摘した。 [43d]

社会経済指標

- 24.10 様々な統計情報によると、以下のことがわかる。

- ・出生時の余命は推定で、2012年において、女性は68.3歳、男性は66.1歳である（CIA World Factbook、2012年3月6日） [35a]

- ・1991年、2001年、2011年国勢調査は、7歳以上人口の識字率を提供している。

	全体	女性	男性	差
1991	52.2%	39.3%	64.1%	24.8% [24k]
2001	64.8%	53.7%	75.3%	21.6% [24k]
2011	74.0%	65.5%	82.1%	16.6% [33d]

- ・2005-06年までに、15歳から49歳までの年齢層のうち、女性の59%と男性の82%が学校へ通ったことがあった；この年齢層の女性の22%、男性の35%が10年の学校教育課程を修了していた。（保健・家族福祉省：NFHS-3） [24o] (p26)

- ・2004年5月時点で、賃金労働者（農業従事者除く）の20.2%は女性だった（全国サンプル調査）。女性従業員の50%以上は正規部門で働いていた。2001年の国勢調査によれば、男性の51.9%、女性の25.7%が職に就いていたが、求職者（職業安定所登録者）の大半は男性だった。（女性・児童開発省） [24k]

- ・最新のNational Sample Survey (NSSO)は、2009-10年に実地調査が行われたものだが、男性労働者の平均日給は249ルピー、女性のそれは156ルピーであり、男性-女性の給料比率は0.63であることを示した。臨時雇い労働者においては、公共事業プロジェクトに従事する者を除き、日給は以下のとおりである。

都市部：男性132ルピー；女性77ルピー

農村部：男性102ルピー；女性69ルピー

（The Economic Times、2011年6月25日） [13g]

- ・2001年国勢調査によると、女性が世帯主である世帯が2,000万弱あり、全世帯の

10.4%を占めた。（女性・児童開発省） [24k]

・栄養と健康に関しては、2005-06調査の示すところでは、15歳から49歳の年齢層の既婚女性の56.2%が貧血であった - 都市部では女性の51.5%、農村部では女性の58.2%が貧血。この年齢層の妊娠している女性の57.9%が貧血であった。調査対象の女性の33%は体重がBMI平均以下であり、男性は28%がBMI平均を下回った。さらにまた、栄養失調の発生は農村部の方がはるかに高い。（女性・児童開発省） [24k]

法的権利

24.11 インド憲法では、女性以下のことを保障されると規定している。

- ・法の下での平等。第14条
- ・宗教、人種、カースト、性別、出生地、又はこれらのうちのどれかを理由にした政府による差別を受けないこと。第15条 (1)
- ・女性と子供を優遇した特別規定が政府によって作成されること。第15条 (3)
- ・政府の下での役職の任命とその雇用に関する事柄における、全国民への機会の平等。第16条
- ・男性と女性が平等に適切な生計手段を得る権利を確保できるよう方向づけられた国家政策。第39条 (a)
- ・男性及び女性に適切な生産資源への権利を確実なものとするための政府政策。第39条 (d)
- ・公正で人間的な労働条件と産休制度の確保のために政府によって作成される規定。第42条
- ・調和を促進し、女性の尊厳を傷つける慣行を廃止すること。第52条 (a) [24c]

24.12 女性・児童開発省（2008年6月1日検索）は女性に直接関連する様々な法律を掲載している。[73a] (条例/法律)

2005年家庭内暴力からの女性保護法に関する情報は、下記「持参金」と「家庭内暴力」を参照のこと。

政治的権利

女性政治家

24.13 プラティバ・パティルは2007年7月にインド初の女性大統領となった。（BBC、2011年11月15日） [32h] ソニア・ガンジーは1998年以来、国民会議派を率いている；2004年に首相の座に就く道が開かれたが、彼女はこれを拒否した。ソニア・ガンジーは、Forbes and Time誌の世界で最も力のある/影響力のある女性の一人に挙げられ続けている。インディラ・ガンジーは、1996年にインドで初の女性首相となり、4期を務めた。（Europa World online、2009年11月20日検索） [1] しかしながら、2011年8月現在、Lok Sabha（議会下院）の選出議員543名のうち女性はたった60名である。（インド議会ウェブサイト、2011年8月2日検索） [104a] 2008年時点で、Rajya Sabha（上院）の選出議員の8.6%が女性であった（Centre for Social Research年

次レポート2008) 。[54a]

- 24.14 The National Alliance of Womenの2006年11月の『Second NGO Shadow Report to CEDAW』は以下のように述べた。

「差別是正措置（アファーマティブ・アクション）が取られなければ、相当数の女性が政治の主流に参入することはできないということを証明する具体的なデータがある。女性側の自制というよりは、女性に対する差別により起因するものである。

「政界にいる女性は、特に州や地方行政区レベルにおいては、汚職、法的規制、政治のコミュニティ化が、女性の実際的な政治参加を阻む要因だと考えている。[129]（第5章）

社会・経済的権利

職場における女性の地位

- 24.15 2011年4月8日に発表された米国国務省の『Country Report on Human Rights Practices 2010』（USSD 2010）は、「法律は職場での差別を禁じている；実際には、雇用主は同じ仕事をしている男性よりも低い給料を女性に支払い、雇用や融資限度申請において女性を差別し、男性と比べて女性を昇進させることは少ない」と述べた。[2c]（セクション6）同レポートで指摘されているように、

「職場での女性へのセクハラには、男性上司からの身体的及び言葉による虐待が含まれていた…。職場でのセクハラや虐待を禁ずる法令の制定や法定の政策はない；セクハラの訴えには全て1997年判決で示された指針が用いられている。その指針は、最高裁判所によって宣告された法律として扱われ、執行可能である。同法は罰則を規定していない；同法はどのような行為がセクハラとみなされるのかを概説し、従業員の行動及び規律規則にセクハラの禁止を盛り込むことを雇用主の義務としている。50人以上の従業員を有する全ての州当局及び機関は、セクハラ問題に対応する委員会を設置するよう義務付けられている」[2c]（セクション6）

- 24.16 2007年11月に発表されたA Social Science Research Network の資料『KolKata市の4病院における女性医療従事者のセクハラ体験』は、以下のように記した。

「1997年に、インドの最高裁判所は、職場でのセクハラを人権侵害であると認めた。しかしながら、セクハラの種類やそれがどのくらい続くのかについてはほとんど知られていない。医療分野での女性が体験するセクハラについて理解するために、2005-2006年に、インド西ベンガル州Kolkataの二つの政府系病院と二つの民間病院で働く、135名の医療関連女性従業員（医者、看護師、介護士、事務員とその他の非医療系スタッフ）の調査研究が実施された。128件のセクハラを体験した77名の女性によって、4種類の体験が報告された：言葉によるハラスメント（41）、心理的ハラスメント（45）、性的なジェスチャーや露出（15）、望まない接触行為（27）。強姦や強姦未遂、性行為の強要を報告した女性はいなかったが、こうしたことを体験した他の医療関係女性従業員を知っていると答えた女性は数名いた。ハラスメン

トを受けた女性は、仕事を失うことへの恐れや汚名を着せられる恐れから声を上げ訴えることに消極的であり、多くは救済の公的手段を知らなかった。セクハラの実験は、一方で正式な訴えを行い、もう一方で補償を得る力を女性に与える上で、権力不均衡とジェンダー規範によって引き起こされた障害を反映していた。」 [90]

性の不均衡－女児堕胎（女児の選択中絶）

24. 17 2011年国勢調査が示した暫定数値は、国内人口における男女の不均衡の度合いを示した。（都市部と農村部の差異は、都市部で働くために農村部を離れる男性が女性よりも多いという事実に影響されたものだろう。）

性別割合（男性1,000人に対する女性の数）1951-2001：

国勢調査（年）	農村部	都市部	インド全土
1951	965	860	946
1961	963	845	941
1971	949	858	930
1981	951	879	934
1991	938	894	927
2001	946	900	933
2011			940*

（女性・児童開発省、2007年） [24k]

*（2011年国勢調査、暫定データ）

また、2011年国勢調査の暫定数値も、特に0歳から6歳児までの層における男女数の不均衡が今まで以上に顕著になったことを示した。2001年には男児1,000人に対し女児927人であったが、2011年は男児1,000人に対し女児914人となった。 [33c]

24. 18 インド内務省は2010-2011年次レポートで以下のように述べた。

「胎児の性別判定の後に女児を選択的に堕胎する胎児期の性別選定は、インドで大きな懸念を引き起こしている。1980年代前半から超音波検査が容易に受けられるようになったことで性別選択が進み、女児の比率が急激に低下した。性別選択はテクノロジーの濫用というだけの問題ではない。この現象の根本原因は主として、男性中心社会の優勢と、息子を好む家族構造及び価値体系にある。その最悪の形態の一つとして、性別選択を通してなされる誕生前の女児の完全拒否がもたらされる。当初、この現象を理解するために広く用いられていたのは女児堕胎という用語だった。この用語は、中絶（インドでは一定の条件下では合法とされている）と明らかに重なり合うため、一部の人は今ではこの用語を使用することにためらいを感じている。

「出生前の性別選択は重大な人権侵害であり、生き延びた女児と女性に対して身体的、精神的、性的暴力、移動制限、不十分な栄養、教育と医療の制限又は拒否といった点で深刻な結果をもたらす。性別選択の問題を防ぐために、インド政府は、[出生前診断技術法]（性別選択禁止法）を制定した。同法の目的は、中絶につながる胎児の性別診断を可能にする超音波のような技術の濫用を防ぐことである。この法

律は実施上の様々な困難に見舞われている。その結果、これまでのところこの法律に基づく有罪はほとんど見られない。[24p] (p86-87)

24. 19 Thaindian Newsは、2008年12月14日の記事で次のようにコメントした。

「未だにインドの家庭の多くで女の赤ちゃんは望まれていない。さらに、男女比の不均衡は、米国のハーバード公衆衛生大学院による研究が示すところでは、裕福で高学歴の人々の間で最もその比率が高い。伝統的に家族が息子を好むインドでは、女性に対する男性の割合は学歴と共に高くなる。世帯主が学校教育を修了している家庭では、息子を持つ比率は娘を持つ比率よりも25%高い…研究結果によると、男性の割合はまた収入と共に上昇する。」[45b]

24. 20 2009年に国連人口基金（UNFPA）によって発表されたレポートもまた、出生前の性別選択は都市部に住む学歴の高い富裕層の間でより多く実施されていると指摘した。[10a] (p12) 2005-06年に保健・家族福祉省の名で実施された国家家族健康調査は、「裕福な五分位階級の全てで、[超音波]検査が…出生の性別選択のために用いられているという明らかな証拠がある。言うまでもなく、出生の性別選択は、最も裕福な層の女性の間でより顕著である…」[24o] (p126)

24. 21 USSD 2009 Reportは、以下のように記録していた。

「保健・家族福祉省によると、89件のPNDT[出生前診断技術法]違反が、2009年の間に報告された。2009年11月に同省は議会に対し、PNDT法違反による係争中の訴訟が603件あると伝えた。

「堕胎との闘いには、女兒堕胎を行う者又は唆す者を突き止め逮捕するための保健・家族福祉省による計画が含まれていた。中央政府はまた、「女兒を救う」キャンペーンを立ち上げた。ニュー・デリー自治体政府は、1年生、6年生、9年生、10年生、12年生クラスへの入学時に、登録されている女の子一人ひとりに5,000ルピー（およそ\$114）の寄付預金を与えるというLadliプランに出資した。このお金はその子供が18歳になるまで利子が積み重ねられる。」[2g]（セクション6）

24. 22 The Guardian は2008年4月25日に以下のようにレポートした。

「昨日インド政府は、女の胎児を不法に中絶する医者に - 法が機能していないというのは暗黙の了解事項だった - より重い刑を科す意向を伝えた。専門家は、インドは過去20年間に1,000万人の女の子を失ったと推定している。性別選択中絶が非合法化されて以降の14年間に、有罪とされた医者はたった2名だけであった - そのうちの一人は営業を再開したことを複数の役人が認めている。その理由は、政府によると、現在の法律の下では、医者は一時的に営業が停止させられ、50,000ルピーの罰金と3か月の懲役が科せられるのみだからである。代わりに保健大臣は、不法な性別判断検査を実施する医者は永久に追放され、700,000ルピー（£8,700）の罰金と3年以内の懲役を科せられることを望んでいる。」[40b]

目次に戻る

資料目録に進む

婚姻と離婚

24. 23 USSD 2009 Reportによると「2006年中央政府は、1929年の幼児婚規制法を強化させた幼児婚禁止法を通過させ、現在行われている幼児婚は法的に無効とすると宣言した。2009年9月7日、オリッサ州が同法を導入した最後の州となった。」幼児婚規制法によると、『幼児』とは、男子であれば21歳以下、女子であれば18歳以下を意味する。[2g] (セクション6) しかしながら、USSD 2010 Reportの指摘では、「…実際にはこの法律は執行されていなかった。同法は、18歳以下の少女と21歳以下の少年の結婚を違法とはしておらず、かかる婚姻を無効及び取消しうるものと認めて、かかる婚姻が裁判で異議を唱えられる基盤を提供している。」[2c] (セクション6) 保健・家族福祉省の名において2005-06年に実施された調査は、20から24歳の調査対象女性のうち回答者の44.5%が18歳までに結婚していた。未成年者の婚姻の発生率は、農村部では52.5%、都市部では28.1%である。[24o]

24. 24 USRF 2009 Reportで指摘されたように「2001年インド離婚法は、異教徒間の人々の相続、離婚扶養料の支払い、財産所有権を制限し、又当事者らがキリスト教徒でなければ、結婚式を祝うために教会を使用することを禁じている。その規定を破る聖職者は10年以内の懲役に科せられる。しかしながら、同法は、他の礼拝場所での異教徒間の結婚を禁止していない。」[2h] (セクションII)

24. 25 USSD 2009 Reportで語られているように、「2008年3月にAll India Muslim Women Personal Law Board(全インドイスラム教属人法審議会)は、シーア派とスンニ派双方に適用される新たな婚姻法を公表した。この法律は婚姻の登録を義務付け女性の権利を拡大するものである。例えば、この新法は、携帯メールや電子メール又は電話を通した離婚を禁じており、また夫が性行為を強要する場合に女性が離婚を申し立てることができる。」

同レポートはさらに以下のように指摘した。

「部族の土地制度の多くは、特にビハール州では、部族女性が土地を所有することを拒否していた。シャリーア（イスラム法）はイスラム教徒女性の土地相続を決定している。財産や土地所有権に関連する他の法律は、土地の使用、保持又は売却に関して女性にほとんど決定権を与えていなかった。例外的に、メガラヤ州Ladakhやヒマーチャル・プラデシュ州のように、伝統的に女性が家族の土地を支配し全相続権を享受している土地も存在していた。」[2g] (セクション6)

持参金（ダウリー）

24. 26 Freedom House のレポート『Freedom in the World - India (2011)』は、「ダウリーを要求することは罪とされ毎年何百件も有罪判決が出されているにもかかわらず、この慣行は続いている」と指摘した。[43d] 同問題についてUSSD 2010 Reportは次のように記録した。

「法律は持参金ダウリーの授受を禁止しているが、家族は持参金の授受を行ってお

り、持参金に関連する事件は依然として深刻な問題であった。法律は、持参金を要求する際の嫌がらせを禁じ、治安判事に対し保護条例を發布する権限を与えている。NCRBによると、2009年には8,383件の持参金を巡る死亡事件があったと報告された。しかしながら、多くの事件は報告されず適切に監視されていないため、統計数値は正確なものではなかった」 [2c] (セクション6)

24. 27 Four to 40. comは2008年4月12日付で、インドでは1時間に14人が自殺した、と報告した。その理由は、夫婦（親族）関係の失敗、破産、病気、社会的汚名等、多岐にわたっている。2007年のレポート『インドの事故死と自殺』は、自殺者が最も多いのはマハーラーシュトラ州であると指摘した。主な理由は、集団自殺又は家族心中、家族問題、病気、夫婦（親族）関係の破綻、破産、持参金を巡る紛争であった。 [95a]
24. 28 USSD 2007 Reortは次のように述べた。「もし妻が結婚後7年の間に不自然な死を迎えることがあり、嫌がらせ行為が証明されれば、裁判所は法の下、その夫及び/又は夫側の家族がその死を招いたのではないかと推定するべきである。複数のNGOが、告発された義理の家族たちが警官に賄賂を贈ることによって法的影響を免れている、と主張した。報道機関の報告によると、裁判所の未処理事件の山のために、持参金が絡む死亡事件で無罪が言い渡される確率が高いものとなっていた。」 [2f] (セクション5)
24. 29 USSD 2010 Reortは以下を付け加えた。「11月23日[2010年]に、最高裁判所は、国内全域の第一審裁判所に対し持参金が絡む死亡事件で起訴された人物に殺人容疑を付け加えることを義務付けた。」 [2c] (セクション6)

目次に戻る
資料目録に進む

女性への暴力

24. 30 USSD 2010 Report は次のように指摘した。

「NCRB[国家犯罪記録局]は、2010年の間に女性に対する犯罪[の報告]が194,787件あったと推定し、こうした犯罪は報告されていない可能性も高い、と指摘した。MHA[内務省]は、2009年8月を通して、女性に対する犯罪を109,559件記録した、と議会に伝えた - その犯罪には、痴漢行為、セクハラ、強姦、持参金が絡む死、拉致が含まれていた。アンドラ・プラデーシュ州は女性に対する犯罪記録件数が最悪で23,224件あり、強姦が1,188件、誘拐及び拉致が1,526件、持参金が絡む死亡事件が546件、家庭内暴力が11,297件記録された。ウッタル・プラデーシュ州は、22,941件の暴力事件を記録し、持参金絡みの死亡事件が2,232件、強姦が1,759件、誘拐が5,078件あった。ビハール州は既婚女性の2,532人が家庭内暴力の被害者だと報告した。同州では7,480件の女性への暴力事件を記録しており、強姦が929件、持参金絡みの死亡事件が1,295件、誘拐及び拉致事件が1,986件あった。」 [2c]

24. 31 国家犯罪記録局は、2009年に女性が被害者となった犯罪を203,804件登録した。その内訳は「夫や親族による残酷な行為」が89,546件、強姦が21,397件、「女性、又

は少女の誘拐、又は拉致」が25,741件、セクハラ行為が11,009件、「痴漢行為」が38,711件、持参金絡みの死亡事件が8,383件、それ以外の犯罪が9,017件であった。女性に対する犯罪の有罪率は全体で27.8%となっており、男性と女性双方に対する暴力的犯罪全体の有罪率は27.2%となっている。

家庭内暴力

- 24.32 保健・家族福祉省の下で2005-06年に実施された調査により、特に以下のことが明らかになった。
- ・「15歳から49歳の現在結婚している女性の5人に2人が、現在結婚している配偶者からの暴力を経験したことがある。この暴力を経験したことがある女性のうち、3人に2人以上が昨年その暴力を受けた。
 - ・「配偶者からの身体的暴力で最も多いのは平手打ちである。
 - ・「高学歴と富は一貫して女性が配偶者から暴力を受けるリスクを減らしている；夫のアルコール摂取量が高い、また夫の母親がその配偶者から殴られていた場合、そのリスクは相当に高くなる。
 - ・ 配偶者からの暴力は、就業していない女性よりも就業している女性の間でより顕著である…」 [24o] (p95)
- 24.33 インド刑法は、第498-A項の下、夫によって、又は夫の親類によってなされた家庭内の「残酷な行為」（身体的又は精神的な）と不当な嫌がらせを刑罰の対象としている。（第498-A項は、「保釈の余地なし」「示談の余地なし」「警察の独自の判断で捜査・逮捕できる余地なし」のものである。）同法は、3年以下の懲役と罰金を科している。[74] 各28州が州警察と独自の裁判制度を有しているが、法律の実施を促進するために、NGOと連携して警察官と行政官を対象とした「ジェンダー感受性」及び家庭内暴力認識力トレーニング等の明確な方策が取り入れられてきた。（LCWRI） [136a]
- 24.34 2005年家庭内暴力からの女性保護法（PWDVA）は、2006年10月に施行された。この法律は被害者が、賠償と扶養料だけでなく、一時保護と退去命令を求めることを可能とさせた。同法は、配偶者による虐待だけでなく、配偶者の家族による虐待からも女性を保護している。同法の女性に対する暴力の定義には、身体的、性的、心理的、経済的、言葉による虐待が包含されている。虐待を証明する証拠は、蓋然性を考慮して審査される；合理的疑いの余地なき証拠は必要とされていない。目撃者がいない場合には状況証拠が考慮される。[75b] 家庭内暴力の被害者はまず初めに、警察ではなく、保護官と接する。PWDVAの実施はLawyers Collective Women's Rights Initiative（International Centre for Research on Womenとの協同で）によって監視され評価されてきており、同法が実施されて以降3つの詳細なレポートが発表された。[136a]

2005年家庭内暴力からの女性保護法は、

<http://www.vakilno1.com/bareacts/Domestic-Violence/Domestic-Violence-Act-2005.htm>

により検索可能である。[75b]

24. 35 USSD 2010 Reportは以下のように付け加えた。

「女性は相手の費用で別の住居を提供されることができているが、同法は、係争が続いている間も、女性が配偶者やパートナーと共有世帯に居住する権利を認めている。また、同法は女性に対し、警察の援助、法的補助、シェルター、医療ケアの利用機会を提供している…女性・児童開発省がこうした社会的サービス設立のための指針を公布したが、実際には、資金や人材、適切な訓練の不足により、限られたサービスの提供という結果となった。こうしたサービスは主に主要都市地域で利用できる。」[2c] (セクション6)

24. 36 インド女性・児童開発省は、2011年7月11日に検索したところによると、同省のウェブサイトには女性と子供の保護に関する他の法律及び提案されている法律の詳細を含めている：<http://wcd.nic.i> [24f]

下記警察の保護を参照。

目次に戻る
資料目録に進む

強姦

24. 37 USSD 2010 Reportは以下のように述べている：

公式統計は、殺人、強盗、誘拐と比較しても、強姦はインドで最も急速に増えている犯罪であることを示している。法の実施による保障があるにもかかわらず、NCRBの述べるところによると、インドでは30秒に一人の割合で女性が強姦されている。強姦事件が初めて公的に記録された1971年以降、NCRB[国家犯罪記録局]は、この犯罪の678%の増加を記録してきた。NCRBによると、2009年には国内で21,397件の強姦事件が登録された。法の実施と強姦の被害者に向けられた法的手段は不十分で、過度の負担を強いるものであり、この問題に効果的に対処することができない。

「ジャンム・カシミール州のような紛争地域に住む女性、下層カーストや部族民を含めた攻撃の対象にされやすい女性は、強姦の被害者になることが多かった。」[2c] (セクション6)

同レポートは、警察と治安部隊による強姦の報告が数件あったと記録し、その中には監禁強姦事件も含まれていた。種々の反乱者グループも広範囲にわたる強姦事件に関わっている。[2c] (序論及びセクション1c)

24. 38 2004年3月、International Women's Day に向けてSilvia Asmitaによって書かれ、英国内務省機関が『Report of the Fact Finding Mission to India:』

Women of India of July 2004』に引用した小冊子によると：

「強姦と性的暴行は、生存被害者が社会的つまはじきにされる恐怖を伴うため、被害者、裁判官、弁護士が名前を挙げることを躊躇する暴力行為である。女性が強姦事件を登録できるようになることにおいてさえも、信念に従って行動する特別な勇気が必要であった。女性運動は、何十年もかけて、文化的障壁を破り強姦を悪質な婦女暴行として扱いそれを報告するよう女性を説得するために闘ってきたが、あまり成果を上げることができなかった。」 [64b]

24. 39 刑法第376項は、強姦に最低7年の懲役、最高で終身刑を科している；夫婦間の強姦は例外である。（インド刑法：1860年の法番号45） [74] 2008年刑事訴訟（改正）法は、2009年12月31日に施行されたものだが、強姦や、女性に対する他の犯罪の被害者に保障された適正手続を強化した。強姦の被害者は、自分の身元を保護し、裁判を秘密に行ってもらうことが可能であり、自分が選んだ代理人を立てることもできる。今では、強姦及び加重暴行強姦の犯罪の裁判は、実施可能な限り、女性の裁判官によって行われるよう義務付けられている。この2008年の法律は、強姦と児童性的虐待の調査は3か月以内に終えるよう期限を定めている。同法はまた、第357A条を刑事訴訟法に挿入し、犯罪の被害者に支払われるべき賠償を規定している。 [75e]

既存の法律の強姦事件への適用を検討するにあたっては、情報源[137b]：Legal Service India: ‘Rape law in India-the need for and overhaul’ 2011年12月：<http://legalservices.co.in/blogs/entry/Rape-law-in-India-the-need-for-an-overhaul> を参照されたい。

24. 49 2010年3月に提出された2010年犯罪法改正案は、強姦に関して現刑法に含まれている条項に変更を加えている。例えば、「性的暴行」という用語は「強姦」に置き換えられ、違反の定義も拡大された；同法案は、同意年齢を18歳に引き上げた。つまり18歳以下の女性の同意は実体のないものとされる；知人、特に親類による強姦、要職にある者、経済的、社会的、政治的に支配的な立場にいる者による強姦に対して、より重い量刑を科している。同法案は特に警察官による性的暴行を取り上げ、かかる犯罪に対し、最低でも10年の懲役、最高で終身刑を科している。（内務省） [241] [2012年3月時点でこの法案は議会で未だ審議中である - COIS]
24. 41 女性・児童開発省は、性的暴力の被害者となり家族から勘当された、又は家族のもとに戻ることを望まない女性に対する支援を提供している。（MoWCD 年次レポート 2009-10） [24m] (ch2, p19)

即決裁判所についてはセクション12、又セクション21：ダリットも参照されたい。

「名誉」殺人

24. 42 USSD 2010 Reportは以下のように記した：

「いわゆる名誉殺人は問題であり続けた。特にパンジャブ州やハリヤーナー州では

殺人事件の10%が名誉殺人であり、問題は深刻であった。名誉殺人の統計の正確さを確かめるのは難しいが、10月10日、The Guardianは、4月19日から6月30日までの期間に警察はインド北部地域で19件の名誉殺人を公式に記録した、と伝えた。同報道によると、ある最新の研究は毎年1,000件以上の名誉殺人が起こっていると推定し、その多くは北部のハリヤーナー州、パンジャブ州、ウッタル・プラデーシュ州で発生しているということであった。起訴された者やその親類による殺人の弁明として最も多いのは、犠牲者が家族の希望に反する結婚をした、というものであった。NGOのShakti Vahiniとの協同でNCWによって本年度にわたって実施された調査は、かかる事件の88.9%において名誉殺人の犯行者は女性の家族であることを明らかにした。2009年にMHAは全州政府と連邦直轄地に対し、政策を見直し、このような殺人の問題に取り組むよう忠告を出した。」[2c] (セクション6)

24. 43 2011年1月24日に発表されたHuman Rights Watch (HRW) の『World Report 2011』(2010年の出来事を対象としている) によると：

「女性及び少女に対する「名誉」殺人は2010年も続き、その多くは北部のハリヤーナー州、パンジャブ州、ウッタル・プラデーシュ州で発生した。複数のKhap panchayat (非公式村議会) は、異なるカーストや異宗教間の結婚を悪だととがめ、たとえ生物学的な血縁関係がなくてもgotra (親族) 内の結婚を近親相姦として非難する勅令を発した。このような命令を強要するために、家族は夫婦を脅し、拉致事件としてでっち上げ、家族の「名誉」を守るために夫婦を殺害した。地元政治家や役人の中には村議会のかかる勅令に共感を示す者もあり、暗黙裡にこのような暴力を支持していた。」[26a]

24. 44 2011年4月20日の報道によると、インド最高裁判所は州政府に対し、いわゆる名誉殺人を「容赦なく根絶する」よう言い渡し、犯行者に対抗する行動を取らなかった上級役人は起訴されると警告した。最高裁判所は村単位のカースト議会を「人民裁判 (えせ法廷)」だと非難し、このような議会によって名誉殺人が是認され、奨励されることさえあると指摘した。(BBCニュース) [32cd]

その他の形態の暴力及び嫌がらせ

24. 45 「サティ」の問題についてUSSD 2007 Reportは、「政府は、妻を夫の葬式の火葬用の積み薪の上で燃やすサティという慣行に禁止令を出し、近年サティはほとんど発生していない」と述べた。[2f] (セクション5) ラージャスターン州において、近年、サティがわずかながら行われており、この慣行を美化しようとする動きもあった。InfoChangeは2004年3月の記事で以下のように記録している。

「1987年9月4日、ラージャスターン州の、特に何の変哲もない村Deoralaにおいて18歳のRoop Kanwarは、彼女の夫の積み薪上で焼死した。華やかな衣装をまとったRoop Kanwarは、葬送行列の先頭を歩いて村の中心部まで行き積み薪の上に身を置いた。家族が薪に火を付け…何百人もの見物人が一部始終を見ていた…実際に、親族等はこの「Sati Mata」を記念して千人もの人々に食事を振る舞った。[39b]

同記事の指摘によると、女性団体からの圧力を受け、1987年10月1日に、1987年ラ

ージャスターン州サティ (防止) 条例が公布され、サティの美化が禁じられた。[39b]

24. 46 2009年10月ジャールカンド州の山奥の村の住人たちによって、5人の女性が「魔女」という烙印を押され、裸で見せしめにされ、殴られ、人間の排泄物を食べるよう強要された。女性たちは魔術を使いその地域に「不幸」をもたらしたという理由で告発された。この事件はテレビニュースで報じられ、インド全域で怒りが噴出したと伝えられている。警察は、女性6名を含めた11名の村人に対して事件として提起し、そのうち4人を逮捕した。BBCニュースは、「特派員によると、魔女と烙印を押された女性への虐待は広く行われている…インドでは何百人もの人が、その多くは女性であるが、近隣者が魔女だと見なしたために殺されてきた、と語っている。専門家によれば、こうした攻撃の裏には迷信的な信仰がある場合もあるが、中には、ある人々 - 特に未亡人 - が、その土地と財産のために攻撃対象とされる場合もある。」(BBCニュース、2009年10月20日) [32ae]
24. 47 国家人権委員会はそのウェブサイト上で、女性乗客に対する列車内での嫌がらせを深く懸念していることを表明していた。NHRCはこの問題に取り組む中で、鉄道省と鉄道警察に指針を公布した。(NHRC、日付記載なし) [47d]

警察の保護

24. 48 Human Rights Watch (HRW) は、2009年8月にインドの警察に関するレポートを発表した。このレポートは、ウッタル・プラデーシュ、ヒマーチャル・プラデーシュ、カルナータカの3州での研究に基づくものであった。同レポートによると、警察は「女性や少女に対する暴力の訴えを、その「私的な」性質のため、他の犯罪とは区別して扱っていた。」同レポートは以下のように述べた。
- 「こうした犯罪を「私的な問題」であるとする警察の態度は(警察はこうした犯罪に対しては令状なしで逮捕する権限を与えられているが)、家庭内暴力を含む犯罪事件の警察の取り扱いにおいて最も顕著である。2005年家庭内暴力からの女性保護法は、一時保護令や家庭内暴力シェルターへの利用を含む緊急救済措置を通して女性が暴力から当面身を守る力を増大するために制定された。しかし弁護士や活動家によると、同法の履行は徹底されていないため、切迫した生命を脅かすような暴力に直面している女性は、警察の保護しかほとんど頼るものがない状態のままである。

「被害者は、大抵の場合は暴力がエスカレートしてしまった時に、最後の手段として警察に現れるのみである。Human Rights Watchとのインタビューにおいて、事実上全ての警察 - 女性班や女性局で働いている者も含めて - は、登録と調査の対象となり犯行者が逮捕される、又は監視下に置かれる普通の犯罪と同じようには家庭内暴力を扱っていない、と語った。その代わりに警察は、被害女性が繰り返し身体的虐待を受けてきたと訴える場合でさえも、家庭内暴力の被害者とその配偶者、又は配偶者の家族の間で「折り合いをつける」よう促す。警察は和解を奨励する時に暴力の被害女性を見捨て、安全を促進させ法律を守らせるという警察の義務を怠るのである。」 [26g] (p51-52)

24. 49 2005年3月22日Lok Sabhaでの「星印のない」質問 (no. 3005) への回答で内務省は以下のように述べた。

「インド政府は州政府に対し、刑事裁判制度運営の改善に向けてより集中して注意を払い、女性に対する犯罪の防止に必要な措置を講ずるよう指針を公布した。デリー警察によって女性と子供に対する犯罪を阻止するために講じられた措置には以下が含まれる。

- ・女性に対する犯罪班の創設；
- ・9つの警察管区全てにおける強姦救援センターの設立；
- ・強姦事件の調査における女性警察官との提携；
- ・女性判事により強姦事件を審理するための特別法廷の設置；
- ・非政府組織（NGO）との連携；
- ・犯罪が起こりやすい地域への私服警察職員の配置；
- ・専用電話ヘルプラインの開始；
- ・24時間体制で女性からの悩みを聴く「Women Mobil(sic) Team」の任命；
- ・子供に対する犯罪の防止により注意深くなるための警察職員との定期的なブリーフィング；
- ・特に学校の登校時と下校時に不審者を見張るための警察職員の学校への配置；
- ・学校時間内に子供たちが校外へ出ることを許可しないよう、また、親を説得して、見知らぬ人と交わらない/友達にならないこと、見知らぬ人から贈り物や食べ物を受け取らないことを子供たちに教え込ませるよう、デリーの学校の管理職に対し助言を与える；
- ・子供に対する犯罪に手を染める可能性があるギャング集団や人物を特定し見張るための情報の収集。」[28b]

女性支援組織

注記：COISは、SAWNET、the デリー Directory、Centre for Social Research、SEWA、NCW Indiaのウェブサイト上に記載されている各組織の有効性と利用可能性を確認することができない。

24. 50 South Asian Women' s Network (SAWNET)は、女性問題に焦点を当てている複数の組織を記載している。Delhi Directoryも同様である。[8]
24. 51 2001年の国連委員会レポート『インドの女性、その自由度と平等度は？』で述べられているように：

「インドの女性は50年前と比較すると、はるかに大きい存在感と発言力を持つに至った - 女性たちは公的な活動のあらゆる分野に参入し、強い影響力を発揮してきた。女性自身の生活にとってだけでなく国全体にとって重要な問題について、強力で活発な運動が多く行われている。インドの運動 - 自然資源を管理運営する権利、情報を得る権利、決定と開発に参加する権利を求める運動 - は、これらの問題についての世界的な討議の指標となるものを提供してきた。何百万人もの女性がこうした闘いや運動に加わっている。インドの女性運動の重要性と有効性を示す明白な証拠は、女性の権利の問題が、現在ではインドの政治や開発の言論における中心的思想となっているという事実である。女性の政治参加のためのアファーマティブ・アクション

ン、一大貧困軽減プログラムの女性団体を通しての導入、女性の平等を確実にするための法律と規則の見直し - これら全ては政治及び政策レベルでのこの認識の度合いを表している。とは言え、本レポートにまとめられた事実を否定することはできない - 制度上の保障と女性の生活の日々の現実との間に大きな隔たりがあることを示す証拠がある」[6e] (p79)

24. 52 Amnesty International 2009 Reportは以下のように述べた。

「インドの女性活動家は、女性が直面している問題を表面化させることにおいて非常に重要な役割を担っている。使節団は、ラージャスターン州とウッタル・プラデーシュ州においてその明らかな具体例を目にした。その地域では女性組織連合が、暴力事件への抗議のために定期的に集い、犯行者に対して行動を起こすよう当局に圧力をかけている。もしこうした圧力がなければ、被害者の多くは法の救済を得ることなく一人で取り残されることだろう…州側の積極策は、インドの女性運動の力強い議論の結果講じられてきたものである。」[3e]

24. 53 Centre for Social Research (インドの女性のためのNGO) ウェブサイトはデリーで暴力との闘いに携わっている非政府組織を記載し、同組織は援助や相談のための連絡を受け付けていると述べた。デリー全域のCrime Against Woman班、及び多くの避難宿泊施設と相談員が記載されている。[54] (2008年6月15日検索)

24. 54 SAWNETもまた、家庭内暴力の被害女性が頼ることができる複数の機関を記載している。デリーに拠点を置くSakshiは、性的嫌がらせ、性的暴行、児童への性的虐待、家庭内暴力に関する問題に取り組み、裁判官に対する平等教育、1997年最高裁判所セクシャル・ハラスメント指針の実施、福祉活動及び教育に焦点を当てているが、こうした取り組みと共に女性と子供への暴力の仲裁者としての役割を担っていた。Women's Rights Initiative[ニュー・デリーに拠点を置く]は、家庭内暴力事件に対する無料の法律相談所を運営し、家庭内暴力に関連した法改正に関わっていた。[25b] (p1-2) (2011年7月26日検索)

24. 55 Self-Employed Women's Association (SENA) は、2011年8月11日に検索したところ、ウェブサイト上に以下のように記録していた。

「SEWAは、1972年に登録された労働組合である。貧しい自営業の女性労働者のための組織である。自分自身の労働や小さな事業を通して生計を立てている女性のためのものである。彼女たちは、組織的部門の労働者のような福利厚生がついた定期的な給与を得ていない。彼女たちはこの国の保護されていない労働力である。労働力の93%がこうした非組織的部門の労働者によって構成されている。インドの女性労働力の94%以上が非組織部門で働いている。しかしながら彼女たちの労働は数に入れられず、従って社会から認知されないままである。」[53]

24. 56 インドのNational Commission for Women (NCW India) は、2011年8月11日の検索によると、次のように指摘している。NCWは「1990年女性のための国家委員会法 (Act No. 20 of 1990 of Govt. of india) の下、1992年1月に法定団体として設立された。その目的は、女性に対する憲法及び法律上の保護手段を見直すこと；救済のための法的措置を勧告すること；訴えへの補償を促進し、女性に影響する全ての政策に関

して政府に助言することであった。」[49a]

女性の健康

産前と産後のケア、妊産婦死亡率

24. 57 2007年10月16日、The Times of Indiaは、世界保健機関(WHO)、国連児童基金(UNICEF)、国連人口基金(UNFPA)、世界銀行によって編纂され2007年10月12日に発表された妊産婦死亡率最新レポートにおいて公表された最新の数字について伝えた。そのレポートが明らかにしたところによると、2005年にインドは世界で最も高い妊産婦死亡率を記録し、妊娠中又は出産後に死亡した女性の数は117,000人であった。インドの妊産婦死亡率(MMR)は、100,000件の出産につき450人が死亡するという割合である。The Times of Indiaは、「インドでは、妊娠や出産に関係した合併症で少女が命を落とす確率は、70分の1である」と記した。[13a]

24. 58 同記事においてThe Times of Indiaは次のように指摘した。「インド保健省の専門家によると、最近公表されたNFHS-III[国家家族健康調査]の調査結果は、なぜ妊産婦死亡がインドにこのような恥となる数字をもたらしているのかを説明し得るものであった。「NFHS-IIIは、インドの女性は妊娠中と出産において良質のケアを受けていないことを明らかにした。過去8年間に出産した女性のうち、およそ4人に1人(23%)が出産前のケアを全く受けていなかった。この割合はケーララ州、タミル・ナードゥ州の1%以下からビハール州の66%まで大きな幅がある。ジャールカンド州、アルナーチャル・プラデーシュ州、ナガランド州では妊婦の少なくとも40%は出産前のケアを全く受けていなかった」と専門家は語った。」[13a]

24. 59 同様の情報源は以下のように続けた。

「インドの出産前のケアにも改善が必要とされている。「出産前ケアを受けている女性の65%のみが鉄と葉酸のサプリメントを受け取っており、そのサプリメントを最低90日間摂取したのは23%だけだった。妊娠女性の4%のみが妊娠中に虫下し薬を飲んでいて、鉄のサプリメントと虫下し薬を摂取しないことにより貧血のリスクが高まり、インドの女性と子供の主要な問題となっている」と専門家は述べた。自宅での出産はインドでは珍しいことではない - 最近の出産の60%を占める。NFHS-IIIは、出産の37%は伝統的な産婆が付き添って行われており、出産の16%は親戚又はその他の訓練を受けていない人の補助で行われていることを明らかにした。」[13a]

24. 60 2009年10月7日付の妊産婦死亡に関するレポートにおいて、Human Rights Watchは以下のように述べた。

「生殖に関する権利と子供の健康に向けた10年以上にわたるプログラム作りがほとんど成果を上げなかった後で、インド政府はこの問題を認識し、National Rural Health Mission(NRHM)の旗印の下、2005年に公衆衛生システムの改良と、特に妊産婦死亡率を低下させるための行動を取り始めた。最新のデータは、その取り組みが多少の成果を上げていることを示している：インド全体の数字では、2003年から2006年の間にインドの妊産婦死亡数は減っている。しかし、この減少幅は、問題の

大きさと比較すれば小さいものであり、不均衡を隠すものでもある。ハリヤーナー州やパンジャブ州では実際には妊産婦死亡数は増えている。深刻な不均衡は、収入、カースト、居住地域、その他、妊婦と母親に対するケアが表面的には改善しているように見える州も含めて、各州に残存する変動的要素に基づいている。妊産婦の不健康状態は多くのコミュニティに広がっている現象であり、社会の周縁に置かれたダリットその他の下位カースト層、部族コミュニティの間では特にそれが顕著である。

「インド政府の政策とプログラムは、地方の貧しい女性に対し、生命を危険にさらす出産時の合併症から彼女たちを救うため、総合的緊急産婦人科診療を無料で受ける機会を提供している。にもかかわらず、何千人もの女性が、大量出血、遮断分娩、高血圧症等を含む合併症のために命を落とし続けている…。保健当局は公衆衛生施設を改良しているところだが、今後も多くの時間を要する…。現段階では、基本的及び総合的な緊急産科診療を提供するはずの施設の多くが、それを提供できていない…」

「女性及び少女は、相当の経済的障壁に直面している。政府のプログラムは、産婦人科外来治療、薬、総合的緊急産婦人科診療等の産科入院治療を含め、無料のサービスを保障しているが、実際には、これらのケアが無料で提供されることは滅多にない」 [26h] (p6-18)

- 24.61 Save the Children は『State of the World's Mothers 2010 (世界の母親の状況 2010)』と題したレポートにおいて、2008年インドでは、専門の医療従事者の付き添いの下で行われた出産は全体の47%だった、と指摘した。[91c] (Complete Mothers' Index, Tier II)

生殖に関する権利

- 24.62 Human Rights Law Network (HRLN)は、2010年3月6日に検索したウェブサイト上で「インドでは、生殖に関する権利を保護する法律がある程度備わっているにもかかわらず、インドの多くの女性にとっては生殖に関する自己決定は、いまだ現実のものとなっていない。避妊具の利用が普及していないこと、生殖に関する選択や健康に関わる意思決定において決定権を有していないことにより、インドの女性はあまりに若い年齢で、あまりに多く出産している」と述べた。[22c]

- 24.63 International Center for Research on Women(ICRW)は2003年のレポートにおいて以下のように指摘した。

「インドでは、妊娠中絶医療 (MTP) 法により、1972年に妊娠中絶は合法となり、妊娠中絶の合法性は論点とされてはこなかった。[157a] (p8)

「1994年以降…インド政府は、避妊手段普及の設定目標を達成するという長年続く政策から、個人の必要性和ケアの質により重点を置く方向への転換を試みたが、その成果は限定的でむらのあるものだった…。 (p8)

「データが示すところによると、高度に都市化されたごくわずかな地域のセンターでのみ、インド女性に対して幅広い避妊の選択肢が与えられていた。貧しい、農村地域では、Primary Healthセンターやその派出所での避妊具の提供は、不十分か又は全くなされていなかった…現在のインドの人口統計データが示すところでは、望まない妊娠は、生涯に産みたいと思う子供の数の減少と避妊の必要性が実質的に満たされていないため、高い水準にあると思われる。(p9)

「インドの生殖動向に関する研究は、インドの女性は、女性が生殖に関する決定を選び取る能力を制限する社会的及び家庭的拘束に縛られている、と指摘している。具体的には、若い年齢での結婚、早く子供を持つことを迫る社会的プレッシャー、避妊に関する知識を得る機会が乏しいこと、家庭内で意思決定権を持てないこと、物理的移動の制限、サービス利用やサービス提供者への接近が制限されていること、身体的暴力、性的及び家族関係の強制…等が含まれる。[157a] (p9)

24. 64 2003年にマディヤ・プラデーシュ州でICRWによって実施された研究が示したところでは、回答を寄せた15歳から39歳の既婚女性のうち、15%がその人生で一度は中絶を経験していた。さらに8%の女性が中絶を試みていた。[157] (p17) 中絶は、農村部よりも都市部で、社会経済的に上位層の高学歴の女性の間でより多く行われていた。都会の女性の妊娠中絶の77%は政府又は民間の医療機関で医療手順に沿って行われていたが、農村部の女性ではその割合は44%に留まっており、多くの女性はその代わり、安全性が定かではない経口薬や「民間療法」に頼って中絶を行っていた。[157a] (p17-25)

目次に戻る
資料目録に進む

25. 児童

このセクションはセクション24の女性、セクション26の人身売買そしてセクション30の国内避難民－特に児童国内避難民と併せて読むことを勧める。

概要

25. 01 国連児童基金(UNICEF)のウェブサイトのインドのページに2012年3月12日にアクセスしたところ、以下の概論が掲載されていた。

「インドでは、児童の脆弱性と児童保護の権利が侵害に晒されている状態が蔓延しており、実際に多発している。これらの権利侵害の兆候は児童労働、児童人身売買から、商業的性的搾取、そして多くの形態の暴力や虐待まで多岐に渡っている。しばしば貧困が児童労働の根本にある原因だと引き合いに出されるが、教育の質の悪さ、現存する両親の態度、児童労働についての認識、教育の役割と価値はもちろん、差別や社会的疎外などの他の要因も考慮されるべきである。ビハール、ミゾラム、ラージャスターン、ウッタル・プラデーシュのような州において、60%かそれ以上の少女が5年間の初等教育を終える前に退学している。」

「児童人身売買もまた依然としてインドで深刻な問題である。人身売買の種類と範囲は、産業労働及び家事労働から弱年齢での強制結婚及び商業的性的搾取にまで及んでいる。現在の調査によると、40%を超える性風俗労働者の女性が18歳になる前に売春婦として働き始める。更に、人身売買され、その後救済された児童にとって、更生の機会は少なく、復帰の課程は困難である。」

「児童保護問題に関する系統的なデータと情報がいまだにいつも入手できるとは限らないが、一方で特別な保護を必要としている児童が不可触民、指定部族そして貧困者が住むような不利益と社会的疎外を被っている地域社会に属しているという証拠がある。法の執行と更生計画のずれと同様に、利用できるサービスが不足していることも懸念の大きな原因となっている。[85a]

25.02 次のデータは2012年3月12日にアクセスしたユニセフのウェブサイトに掲載されていた。

- ・インドで産まれた1000人に48人が1歳の誕生日まで生存できない。5歳未満の死亡率は63%である。(2010) [85b]
- ・5歳未満の児童の43%が低体重である。そのうち16%は重篤な低体重である。(2006-2010) [85b] (下部のパラグラフ25.31を参照)
- ・毎年約40万人の児童が下痢のため5歳未満で死亡する。[85a] (飲料水、環境と衛生)
- ・200万人以上の児童が毎年回避可能な感染症によって死亡する。主に麻疹である。しかしながら、ポリオの発生率は低下した。[85a] (健康)

特に女兒に関して、NGOのChild Rights and You (CRY)が2012年3月12日にアクセスしたウェブサイトで以下のように記している。

- ・6人に1人の女兒が15歳の誕生日まで生きることができない。
- ・女性は幼少期に男性よりもひどい扱いを受けている。
- ・報告によれば、10人に1人の女性が幼少期に何らかの性的虐待を受けている。主に知り合いによつての虐待である。
- ・5歳から9歳までの年齢層の女兒の非識字率は53%である。
- ・今日のインドにおける既婚女性の中で、75%が既婚時に法廷年齢に達していなかった。
- ・4歳児未満の女兒の死亡率は男児よりも高い。女兒は男子に比べて栄養や医学的治療をあまり受けない。[150]

- 25.03 インドは1992年12月に児童の権利に関する条約（UNCRC）を批准した。そして武力紛争における児童の関与に関する選択議定書と、児童の売買等に関する選択議定書を2005年11月と8月にそれぞれ批准した。（2012年3月12日にアクセスした国連高等弁務官事務所のウェブサイトによる。日付はなし。）[6a]

目次に戻る
資料目録に進む

最低年齢に関する国の法律と政策

- 25.04 「1875年のインド成人法（The Indian Majority Act）は以下のように述べている。「インドに居住する全ての人は18歳で成年に達する…」（保護者が18歳になる前に任命された未成年者、またはその財産が被後見人によって引き継がれる場合、成年年齢は18歳ではなく21歳とする。）[75c] しかしながら、2011年の女性児童開発省の提案、「インド：児童の権利に関する条約についての第3、第4合併定期報告」（国務省のCRCレポート2011）で述べられているように、「…異なる法律や他の政策手段の下で、“児童”の定義に関しては一貫性がない…異なる法律や他の法文書の下で“児童”の定義を一致させることは今後の課題である…」[24q]（p39）例えば次のようなことが挙げられる。

- 2012年3月にアクセスしたインドの選挙のウェブサイトによれば、18歳以上の国民は国の又は地方の選挙で投票することができるということを断言している。[14a]（選挙制度； Who can vote）
- 1986年児童労働（禁止及び規制）法、1948年工場法、1952年鉱業法のような雇用を規制する法律は14歳未満の児童の雇用だけを禁止している。[24q]（p39）
- 2000年少年司法（子供の世話及び保護）法はまだ18歳に満たない「少年」、又は「児童」を個人として定義している。1860年のインド刑法（IPC）82条に述べられている刑事責任の対象年齢には、7歳未満の児童による犯罪行為は刑事責任を問われない、とある。更に1860年のIPC 83条では、その時点で自身のとった行為の性質とその結果を判断する理解力が十分に成熟していない7歳以上12歳未満の児童による犯罪は刑事責任を問われないことを強調している。[24q]（p39）
- 2009年無償義務教育に関する子どもの権利法は2010年4月1日に施行された。これは6歳から14歳の年齢層の全ての児童は初等教育を受ける資格があるということの規定している。[24n]（パラグラフ 2 2：「教育権利」（RTE）法参照）
- 2012年3月にアクセスした慈善団体Avertのウェブサイトによると、インドでは異性間の性交渉に関する承諾年齢は14歳のマニプル州を除いて16歳である。既婚者である場合、これより低い年齢が適用される。（マニプル州では13歳、他は15歳）。[99]しかしながら、CRC State Party Report 2011が次のようにアドバイスしている。「少年の性交渉承諾の最低年齢は少女の場合のようにまだ決まっていはいない。少女は15歳である。2008年2月6日に法務委員会は性交渉の承諾年齢を、既婚かどうかにかかわらず、少女の場合は15歳から16歳に引き上げることを勧め

た。」[24q] (p39) 同報告書で確認されたように、2006年児童婚禁止法は少女の結婚最低年齢は18歳であり、少年の結婚最低年齢は21歳であることを明記している。[24q] (p39) (以下パラグラフ25.09参照)

- ・1956年不道德取引防止法 (ITPA)の下では「児童」は16歳と規定されている。[24q] (p39)

法令と政府政策

- 25.05 児童の虐待に関する調査：インド2007のレポートの序文で、(以下のパラグラフ25.11参照) 女性児童開発省 (MWCD)の次官Deepa Singhは次のように述べている。

「独立したインドは児童の教育、健康、開発のような問題に取り組むことにおいて大きく前進してきた。しかしながら、児童保護に関しては依然としてほとんど手つかずの状態だ。女子の堕胎や間引き、女兒への差別、児童婚、児童人身売買、などの児童虐待やネグレクトの問題が取り扱われていないならば、国全体の発展に影響するだろう。という理解がある。」

「これに気付いて、インド政府は児童問題に焦点を当て、新しく女性児童開発省 [MWCD]を置いた。MWCDは国家子ども権利保護委員会、2000年少年司法(子供の世話および保護)法の改正、1929年児童婚規制法、統合的児童保護スキーム (ICPS)を立ち上げ、[不道德取引防止法] ITPAに対し提案された改正案と子供に対する犯罪(防止)法案 (Offences against Children (Prevention) Bill) の両法案を用意することによって児童保護の問題を取り扱う一歩を踏み出した。」[24f] (出版物/レポート)

- 25.06 MWCDのウェブサイトでは児童の福祉と保護に関する現在実施されている法律の一覧が見られる。[24f] (立法/法律) 2011年のMWCDレポート、「インド：児童の権利に関する条約についての第3、第4合併定期報告」は、児童に関して最近施行し、提案された法的措置の総合的な批評を載せている。
http://wcd.nic.in/crc3n4/crc3n4_1r.pdf
(セクション 1.4, P9~P15) [24q]

- 25.07 USSD 2007レポートは以下のように記録している。「2006年8月、国会は少年司法(子供の世話及び保護)改正法案を通過させた。これは児童の世話と保護だけではなく、児童に関する法律と矛盾する事項についての裁決と処分について規定している主要な法律である。」[2f] (セクション 5) The Harvard Human Rights Journalは2008年のレポートの中で次のように記した。

「児童の特別なニーズを取り扱うために、インド政府が従来の司法制度とは別に独自に考案した制度がある。Juvenile Justice Boards (JJBs)である。Juvenile Justice Boardsの第2期の3年の期間が2007年1月に始まったばかりなので、全ての地区で設立されてはいない。それぞれJJBは3人の委員から構成される。判事1名、ソーシャルワーカー2名である。この組織の目的は法的に認められた存在になること、そしてまた、児童のニーズに敏感になることである。ある程度までは成功した

が、限界もまたある…」[152]

25. 08 2010年のUSSDレポートは以下のように記している。「法律は出生登録に関する政府の手續を制定している。国立人口委員会によると、国内で生まれた約55%が年末に登録される。[2010]また、登録率は実質的には州全体で異なる。」[2c] (セクション6)

セクション32：市民権と国籍参照

児童の結婚

25. 09 USSD 2010レポートは次のように述べている。

「法律は結婚できる法定年齢を定めている。女性は18歳で男性は21歳である。また法律はどんな形式においても児童の結婚を禁止している。そして法廷にそのような結婚を停止させる権限を与えている。また法律は児童の結婚を執り行う、準備をする、或いは参加する者に罰則を規定している。しかしながら、実際のところ、法律は実施されていない。法律は18歳未満の少女と21歳未満の少年の結婚を違法であるとは述べていないが、そのような結婚の根拠が法廷で異議申し立てされる場合は、無効であり、また取り消しうると認識している。」

「2006年から2007年の全国家族健康調査によると、女性の50%以上が18歳前に結婚している。それと比べて、男性は平均23.4歳で結婚する。2月20日にメディアが伝えたところによると、保健・家族福祉省によって出された人口統計指標は国民の平均結婚年齢は女性の場合、2008年には20.6歳で、これは2001年の18.3歳から上がっていることを示している。2005年のユニセフのレポートによると、児童の時に結婚した女性はしばしば家庭内暴力の被害者である。またしばしば早く母親になって、国の乳児と妊婦の死亡率を高くする一因となっている。」

「法律は児童婚を防止し、取り締まるために全ての州に児童婚禁止専門の役人を配置している。これらの人は児童婚が行われる時にそれを阻止し、法律の違反を記録し、児童を危険な状況から救い出し、地域の児童保護当局に彼らを連れていく権限を持っている。」[2c] (セクション6)

25. 10 K. S. Harikrishnanは2010年8月にIPS Inter Pressによって発行された記事の中で次のように批評している。

「児童婚のために打ち砕かれたのは花嫁の希望やあこがれだけではなかった。専門家は結婚して、肉体的にも精神的にも成熟する前に子どもを産む結果として、少女たちの健康もまた深刻に危険にさらされていると語った。UNICEFによると、児童婚の花嫁たちはしばしば早産になることがあり、『母子死亡率が高い原因となる。』」

「著名な人口統計学者である、ニュー・デリーの人口協議会のK G Santhyaもまた児童婚の花嫁は夫による肉体的かつ性的暴力に対して抵抗できない、と指摘している。」

「このようなリスクにもかかわらず、そのような慣習がインドで続いている理由は、とりわけ女性の服従を重要視するような古い規範にある程度起因している．．． Kochiを拠点とする社会学者であるAnanda Babuは、最近IPSに『あるケースにおいては小さな少女を嫁がせることによって、両親はお金や他の援助を得ることを目的としている。』と語った。」 [156a]

25. 11 2008年1月9日にアクセスした女性児童開発省（MWCD）のウェブサイトには2006年の児童婚禁止法が2007年11月1日に施行されたことが記されていた。[24f] 人権法ネットワーク（HRLN）は2007年のレポートで「法律の欠陥」を主張した。そして、次のように述べた。「2006年の児童婚禁止法の3条が、児童婚はその児童或いは後見人が法的手続を提起した場合のみ無効とされる、と規定している。そのような結婚を取り囲む社会的圧力を考えると、申し立てが行われる可能性は低い。児童婚は『強制』と人身売買の場合のみ無効とされる。従って、暗に慣習的かつ伝統的な結婚を有効であると認めている。」 [22b]

セクション24：女性；結婚と離婚を参照

目次に戻る

資料目録に進む

児童に対する暴力

25. 12 2007年、女性児童開発省は、ユニセフとセーブ・ザ・チルドレンと共同で行われた、児童虐待についての世界で最も大規模で高度な研究の結果を公表した。レポートのタイトルは「児童虐待についての研究、インド、2007」である。この詳細な調査は13の州に住む5歳から12歳までの児童12, 247人と12歳から18歳の若年層2, 324人、さらに抽出された成人の「ステークホルダー」2, 449人が対象であり、肉体的、性的、そして情緒的な虐待が広まっていた日常的になっていることを示した。主な調査結果を以下に示す。

肉体的虐待

- ・児童の3人に2人が肉体的に虐待を受けている。
- ・サンプルの13州で肉体的に虐待を受けた69%のうち、54. 68%が少年である。
- ・家族環境の中で肉体的に虐待を受けた児童のうち、88. 6%が両親によって肉体的虐待を受けた。
- ・就学児童の65%は体罰を受けていることが報告された。すなわち、3人に2人が体罰の犠牲者である。
- ・調査対象となった13州のうち、アンドラ・プラデーシュ州、アッサム州、ビハール州、そしてデリー州は、ほとんど常に他の州と比べて、あらゆる形態において虐待が起こる率が常になると報告されている。
- ・ほとんどの児童は虐待について誰にも報告しない。
- ・50. 2%の児童が週7日働いている。

性的虐待

- ・ 報告によると、児童の53.2%が1つまたはそれ以上の形態の性的虐待を受けた。それらのうち、53%が少年で47%が少女である。
- ・ 児童の回答者の21.90%が、報告によると、深刻な形態の性的虐待を受けている。（性的攻撃を含む）50.76%は他の形態の性的虐待である。
- ・ 5歳から12歳の児童の回答者のうち、5.69%が性的に攻撃された。これには強姦も含まれる。
- ・ 報告によると、児童が路上、仕事中、保護施設にいる場合、最も性的攻撃に遭いやすい。
- ・ 50%の虐待は児童の知人や信頼され、責任のある立場にある人による。
- ・ ほとんどの児童は虐待について誰にも報告しない。

精神的虐待（例えば屈辱）と女兒のネグレクト

- ・ 第2子は精神的虐待を受けている。
- ・ 女兒も男児も同じ割合で精神的虐待を受けている。
- ・ 事例の83%で両親が虐待者である。
- ・ 女兒の48.4%が男児でありたいと願っている。

[24f]（序文，p74）

（備考：この研究で使われている、様々なタイプの虐待の定義はレポートの13ページにある。『深刻な』、『他』の形態の性的虐待については80ページで説明している。）

25.13 2007年の児童虐待に関する研究は以下のように記した。

「インドの社会は世界中の多くの社会と同様に、構造において家父長社会である。このような社会では命令系統が決定的で破ってはならない。そのような力の構造において、両親、父も母も両方とも自分の子供たちを自分の所有物と考え、自分たちの好きなように扱ってもよいと思い込んでいる。そのように、親や教師が子供たちを訓練するのに厳しい方法を取るだけではなく、この厳しさに反対することもほとんどない。根底にある信念は、体罰が子供のしつけを促し、長い目で見れば子供の向上のためになるということである。」 [24f]（p43）

「深刻な肉体的虐待はまた家族制度の外でも起こっている。そして最も一般的で知られている形は学校での体罰と職場での酷使である。労働している児童は雇い主や監督者から虐待を受ける可能性がかなり高い。」（p43）

「家庭の外で家事手伝いとして働いている児童は中でも最も被害を受けやすく、搾取されている。彼らは若年で働きだし、過度な責任を負っている。例えば乳児や幼児の世話、燃料やコンロや尖った道具などを扱うことである。そして休みなく長時間働くのだ。また報酬はほとんど又は全くもらえず、雇用主の言いなりになって働き、たびたび性差別による暴力や性的暴力に苦しんでいる。」（p58）

「ストリート・チルドレンは概して家族のメンバー、世話をする者、警察、そして他の大人によって肉体的虐待を受けやすい。」(p62)

「性的虐待の話題はインドではいまだにタブーとなっている。その話題を避ける沈黙の申し合わせがある。そしてかなりの率の人々がこれは主に西洋の問題であり、児童の性的虐待はインドでは起こらないと思っている…この結果、児童が直面しているあらゆる形態の性的虐待はだれにも報告されないのである。…この沈黙が虐待者を助長している。…」(p73)

「児童婚や経済的搾取のような、児童に対する最も巧妙な形態の暴力は神々と女神に若い少女を捧げる「デーヴァダーシー」の習わしのように行われる。インドのある地域では性器割礼が文化と伝統を根拠にしてしばしば正当化されている。肉体的、精神的な罰は子供のしつけという名の下に行われていて、文化的に受け入れられている。開発プロジェクト、戦争と紛争、社会暴動、自然災害による強制立ち退きや移動—これらのことによって、自分たちが負うべき被害を子供に負わせている。」[24f] (p7-8)

25.14 USSD 2010レポートによれば、

「法律は様々な形態の児童虐待に対して保護を規定しているが、児童虐待は依然として学校や組織といった環境でよく起こる。政府は児童虐待や法律の施行について国民に教育してこなかった。体罰が禁止されていても、教師は頻繁に行う。MHA（内務省）の2009年から2010年の年次報告書によると、2008年には児童に対する犯罪が22,500件あった。」

「NCRB（犯罪記録局）によると、5,368件の児童強姦が2009年に登録された。10月26日、ロンドンに拠点を置く、プラン・インターナショナルによって行われた調査は50%の児童が性的虐待に遭ったと推定している。その調査は13の州における5歳から18歳の生徒12,500人を対象とした。それによると、体罰は国中に広がっていて、少年の54%と少女の45%が体罰の被害を受けていた。10月31日、国家子供権利保護委員会が体罰の事例を含む785件の児童虐待の報告を受けた。」[2c]（セクション 6）

25.15 2010年7月16日にアクセスしたNGOの「Child Rights and You」（CRY）のウェブサイトはインドでは5歳から15歳までの児童の商業的性労働者が約200万人、15歳から18歳では330万人いると述べた。彼らはインドで商業的性労働者の総人口の40%を成している。毎年50万人の児童がこの仕事に強制的に入れられる。[150]

セクション26：人身売買参照

目次に戻る
資料目録に進む

児童労働

25.16 2009年のUSSDレポートは次のように記している。「法律は児童労働を禁止している

が、禁止は効果的に執行されていないので、児童労働を深刻な問題として残したまままだ。児童労働者の概数は様々である。」[2g] (セクション 6d) 2010年のUSSDレポートによると、「児童労働者の概数は様々である。政府の2004年の国家調査で5歳から14歳の児童労働者の数は1,640万人と推定される。NGOは児童労働者の数は5,500万人から8,700万人であると主張した。」[2c] (セクション 6d)

25.17 2010年のUSSDレポートは次のように記した。

「児童労働に全般的な最低年齢はない。児童労働は慣習の社会的許容、無力な国家、連邦政府による現行法の実施そして貧困により広まった。雇用最低年齢の欠如により、最悪の児童労働形態に児童が陥る危険が増大した。」

「いかなる年齢の児童も制限内で雇用することができる。児童労働が許可される職業と作業において、児童は1日に午前8時から午後7時までの6時間、週休1日で働くことができる。法律を守らなかった雇用主は児童労働(禁止及び規制)法に定められている罰則に従わなければならない。有害な産業における児童の雇用主の罰金は雇用児童1人につき20,000ルピー(約454ドル)である。罰金はかつて雇用された児童のための厚生基金に組み込まれる。法律は違法に雇用された児童の成人家族に就職先を見つけるか、その家族に5,000ルピー(114ドル)支払うことを政府に要求している。NGOは、児童労働者の家族にお金の支払いまたは成人家族に仕事を探すことを要求することは、違反を調査する妨げになり得ると記した。法律は家族農場や家業には適用されない。両方とも経済の大部分だからである。」[2c] (セクション 6d)

しかしながら、フリーダムハウスのレポート「世界の自由—インド2011」は、法律は14歳未満の児童が家事手伝いとして、ホテル、レストラン、道路沿いの屋台で働くことを禁止しているが、実際には、法律はいつも無視されている、と述べている。[43d]

25.18 USSDレポート2009は以下のように述べた。

「2001年の人口調査によれば、5歳から14歳までの児童2億2600万人のうち6530万人(29%)が正式な教育を受けていない。8700万人の非就学児童のうち、全員ではないにしろ、ほとんどが非公式な分野で働いていた。大体が個人の家で働いていた。ウッタル・プラデーシュ州では最も高い率(15%)であった。児童労働は慣習の社会的許容、無力な国家、連邦政府による現行法の実施そして貧困のため継続している。多くの担当官が子供は親の同意の下に働いているのだから、その慣習を辞めることはできないと主張している。」[2g] (セクション 6d)

25.19 2010年のUSSDレポートによると、奴隷労働を含む強制児童労働は依然として深刻な問題である。子供たちは宝石の切削、採石作業、雑種種子生産、サーカス、レンガ窯、精米所、服飾品組立、絹糸生産、そして布地刺繍に加えて、工場労働者、召使い、物乞いとして強制されて働くか、契約書を交わして働いている。[2c] (セクション 6d)

25. 20 2010年のUSSDレポートは次のように続けている。

「州政府は労働法を施行し、労働調査官を雇用している。一方、労働省は監視と調整を行っている。しかしながら、法の実施は不十分だった。2008年から2009年にかけて、労働省は全国で12,244件の労働訴訟と566件の有罪判決を報告した。家内工業の雇用主はしばしば児童労働は児童の家族を助けるためのものであり、CLPAAの下で免除されていると主張している。労働調査官もまた概して、農場などの家業を調査しない。これらは労働法の対象ではないからである。労働省は報告によると、2008年から2009年にかけて家庭内での児童労働（すなわち家での労働）に対し、2,860件の調査を行った。その結果、2,277件の違反を記録し、2件の公訴を遂行した。しかし有罪判決はなかった。」

「労働省は2009年の1月から12月にかけて40,000人以上の児童労働者を救済したと報告した。」

「労働省は引き続き児童労働についての意識を高め、国と共に対策を調整し続けている。7月31日、労働省は5年で3億825万ルピー（685万ドル）を投じる児童労働防止計画を立ち上げた。オリッサ州、マディヤ・プラデーシュ州、グジャラート州、ジャールカンド州、ビハール州の各地域において人身売買の被害を受けている児童に重点を置いている。いくつかの州は有害な産業から児童労働を排除するための行動計画を実行する過程にあった。」

「政府とNGOは、2010年4月1日に施行された教育権利法が被害を受けやすい児童の間で学校入学者を増やすことで、長期的には児童労働と人身売買を減らす助けになることを期待している。」 [2c] (セクション6d)

教育：教育権利（RTE）法参照

教育

25. 21 2010年USSDレポートは以下のように述べている。

「憲法は6歳から14歳までの児童の無償教育を規定している。しかし、政府はこの規定を施行しなかった。世界銀行によると、国内で小学校に入学したと報告された児童の数は2003年から2009年にかけて5700万人から1億9200万に増えた。しかしながら、2009年には6歳から14歳までの児童810万人が学校に出席しなかった。2010年4月1日、2009年8月に国会を通過した無償義務教育に関する子どもの権利法が法的に実施可能になった。．．．」

2009年のユニセフのレポートで、ユニセフは、2005年から2006年にかけて、6歳から10歳の女児の就学は61%から81%まで増えたと述べた。女児は一度思春期に達すると、中退率が上がる。特に農村地域ではそうである。家族による圧力、女子専用の公衆衛生設備不足、そして農村地域には中等学校がないなどの理由による。[2c] (セクション 6)

- 25.22 The Economist Intelligence Unitのプロフィール2008年は次のように見ている。
「最近の進歩にかかわらず、絶対的に、また他の途上国と比べてみてもインドは教育水準においては、まだ立ち遅れている。インドは世界人口の17%を抱えているが、世界の非識字率の約40%はインドである。インドには、．．．人口の極一部を成しているに過ぎないが、高度に教育され、職業的に資格のある人々がかなりいる。」[16b] (p12-13)
- 25.23 以下は人的資源開発省によって実行されている数々のプログラムの中からのものである。

Sarva Shiksha Abhiyan、「最重要」の政府プログラムで、交通の便を改善して全員が入学できることと、非就学児童に的を絞った介入に焦点を当てるプログラム。

Kasturba Gandhi Balika Vidyalaya (KGBV) 2004年7月に立ち上げられたもので、大体は不可触民、指定部族、また他の少数民族集団に属している女子のための上位初等部の全寮制の学校を建設するプログラムである。（セクション21：不可触民と指定部族参照）

初等教育レベルにおける国家女子教育プログラム (NPEGEL) はモデル校として「女兒に優しい学校」、矯正指導、少女たちの制服などのやる気を出させるものの開発を支援するプログラム。

給食計画 引用された出典によると、95万校の小学校で運営されていて、1億1700万人の生徒に届いている。（女性児童開発省 2011年）[24q] (p18-19)

注：COISは上記の各種プログラムの効果や利便性に関して客観的な情報を持っていない。

目次に戻る
資料目録に進む

「教育権利 (RTE) 」法

- 25.24 無償義務教育に関する子どもの権利法2009は2010年4月1日に施行された。この法律により、憲法21条（教育の権利に関して）は実際に法的に実施可能となった。中央中等教育委員会 (CBSE) のウェブサイトは2010年4月1日に次のように報告した。

「6歳から14歳の年齢層の全ての児童は自分の近所の年齢に合ったクラスで、8年間の中等教育を受ける。」

「児童が学校に通うのに必要な費用を支払うことができない場合は児童を入学させ、また確実に出席させ、8年間の学校を修了させる責任を持つ州政府によって負担される。」

「どんな児童も書類の不足によっては入学を拒否されない。また、学校の入学時期

が終わっていても拒否されないし、入学試験を受ける必要もない。障害のある児童もまた普通の学校で教育される。」

「全ての私立学校は新入学クラスに、より弱い地区と貧しい地域社会の児童から入学者の25%程度まで入学させなければならない。その児童らは単純に無作為に抽出する。この割当分に空席があってはならない。これらの児童は学校の他の児童と同等に扱われ、州政府によって援助をされる…」

「全ての学校はこの法律で述べられている規範と基準を順守しなければならない。3年以内にこれらの基準を満たさない学校は機能することを認められない。全ての私立学校は認可を申請しなければならない。．．全ての学校の教師は5年以内にこれらの規範を守るようにしなければならない」 [31]

CBSEは次のように記している。「教育の権利」は憲法45条の下、国家政策の指導的な原理の一部であった。それは憲法4章の一部である。4章で言う権利には法的強制力はない。初めに、我々は21条として憲法3章の中に入れることによりこの権利を法的に強制可能なものとした。これによって、児童は基本的権利として強制可能な教育を受ける権利を有するようになった。」 [31]

雑誌Frontlineは2011年7月2日から15日28巻14号の中で教育権利法の分析を刊行した。

<http://www.frontline.in/fl2814/stories/20110715281400600.htm> [19d]

法律の全文は教育局のウェブサイトで閲覧できる。

<http://mhrd.gov.in/rte> [24n]

児童の世話及び保護

25. 25 女性児童開発省は報告する。「インド：2011年児童の権利に関する条約についての第3、第4合併定期報告」は児童を援助するために中央政府によって実行された、多くのプログラムに関する情報や新事業に関する情報を提供している。これらは以下のものを含む。

総合児童開発サービスは児童に補助栄養食品を供給している。2009年3月現在、このスキームは「8,600万人の補助栄養食品の受益者と3,300万人の未就学教育の受益者に普及している。これらは特に不可触民(SC)、指定部族(ST)と少数集団の居住地や集落に重点を置いている。」 [24q] (p15)

0歳から6歳の働く母親を持つ児童のためのラジブ・ガンジー国立保育所スキーム
このスキームは食事、医療的ケアなどを含む総合的なデイ・ケア（託児所）サービス、を提供している。2011年までに31,718件の託児所がこのスキームの下で「認可」されている。(p16)

女兒のための条件付き現金送金スキーム（‘Dhanalakshmi’）はある決まった時に女兒の家族に容易に送金できるようにする試験的なプロジェクト：出生登録、予防接種、学校への入学と在学、結婚していない場合は18歳になった時など。(p16)

Aam Admi Bima Yojana (AABY)は農村部に住む土地のない家族の児童に奨学金を与えている。(p149)

ケアと保護を必要とする働く児童の福祉 「労働・雇用省の従来のスキームによってカバーされていない都市部のプロジェクトを支援する。このスキームは児童労働者の健全な発達と将来性のある児童労働者、特に家族の支援が全く得られない、もしくは無力である児童に支援を提供している。」(p17)

児童労働のリハビリに関する**国家児童労働政策 (NCLP)** は、非公式教育のための特別学校、リハビリセンターへの基金、職業訓練、栄養の補充、仕事を辞めた児童への奨学金を提供する。(p215)

少年司法のためのプログラムは「法律の矛盾に苦しんでいて、ケアと保護を必要としている少年のリハビリテーション施設の設立と維持を目的としている。」2000年の少年法下では794のホームが設立され、46,957人の児童の必要に答えている。(p16)

ストリート・チルドレンのための統合的プログラムは児童の貧困を防止し、路上生活を辞めることを手助けするものである。経済的援助(90%)はストリート・チルドレンの福祉のために活動している相応のNGOに支払われる。そしてシェルター、公式及び非公式教育、職業訓練、栄養、健康管理、公衆衛生及び衛生管理、安全な飲料水、レクリエーション施設のようなサービスを供給し、虐待と搾取に対する保護を与えている。その始まり以来、321,854人のストリート・チルドレンが21の州及び連邦直轄地の83の組織を通して援助を受けてきた。(p17)

国内養子縁組促進スキーム (Shishu Greh) は捨てられ、孤児になり、貧困状態になった6歳までの児童に対する施設ケアを促進するものである。(p16)

チャイルドラインはケアと保護の必要な児童と、民間機関や政府各局によって運営されている組織とを結びつける24時間体制の料金無料の電話番号である。サービスは現在83都市で運営されていて、1年で200万コールを超える電話を受けている。[24q] (p17)

統合的児童保護スキーム (ICPS) は複数の省が関与していて、児童保護サービスを利用する機会と質の改善、児童の権利に関する啓蒙活動、厳しい状況にいる児童に対する法律支援サービスの構造と証拠に基づく監視と評価の構造を構築することを促進している。ICPSはチャイルドライン、児童シェルター、里親制度、養護施設などの上記のプログラムの中のいくつかに資金支援を行っている。[24q] (p17-18)

注：COISは上記の各種プログラムの効果や利便性に関して客観的な情報を持っていない。

教育を参照

孤児院

25. 26 インド全土での孤児院の多数は慈善団体や宗教団体によって運営されている。2011年7月24日にアクセスしたOrphanage.orgのウェブサイトではインド中の150の孤児院の詳細が掲載されていた。もっとも、これは国内の孤児院の総数のうち、わずかな比率でしかない。[9]

25. 27 女性児童開発省はその提案「インド：児童の権利に関する条約についての第3、第4合併定期報告、2011」において次のように記した。

「The JJ Act, 2000 [Juvenile Justice (Care and Protection of Children) Act 2000]は孤児院、養子縁組を積極的に行っているホームなど全ての児童ケア機関に登録を義務付けた…」[24q] (p97)

「法律の多様性と担当部署が様々である構造と認定制度の欠如が施設登録のシステムの弊害になっている。多くの州政府はOrphanages and Other Charitable Homes (Control and Supervision) Act, 1960の下で施設を登録することを選んできたが、人材と財源の制限に直面している。」(p337)

「The JJ Act, 2000は特に非力な状況下にある児童の更生に関するホームの運営においてNGOとのパートナーシップを推進している。統合児童保護スキーム(ICPS)もまた児童の保護と発達においてパートナーとしてNGOのより良い役割と参加を強調している。中央政府によって奨励されているパートナーシップによる方法は、大きな成功を収めてきた。特にタミル・ナードゥ州、マハーラーシュトラ州、カルナータカ州、デリー州において顕著であった。(p339)

25. 28 Commonwealth Law Bulletinの「インドからの国際養子縁組」と題した2007年12月16日付けの記事の中で、次のように記している。「現在、ヒンドゥー教徒以外の人と外国人を管理している児童養子縁組に関する法律はない。養子縁組は法令によってヒンドゥー教徒間で認められている。そして慣習によっては他のコミュニティ間でも認められている... 現在ヒンドゥー教徒以外の人と外国人はthe Guardians and Ward Acts 1890の下で児童の後見人になることしかできない。児童を養子にすることはできないのである。」[87]

25. 29 USSD 2010レポートは次のように述べている。

「法律の実施が緩やかで、保護手段も欠けているので、グループホームと養護施設は処罰を受けないという風潮がますます広がった。NGOは児童のための多くのホームが、政府の監視や認可なしに運営されているということを主張した。[2c] (Section 6]

25. 30 児童虐待についての研究、インド、2007は、シェルターホーム、児童養護ホーム、保護観察ホーム、特別ホーム、慈善団体によって運営されている孤児院などの他の種類の施設に住む児童たちが肉体的虐待を受けている状況を評価した。調査の結果、国内の施設で調査をした児童の56.4%は施設の職員によって肉体的虐待の被害を受

けていた。ウッタル・プラデーシュ州の92.0%から西ベンガル州の20.9%まで割合は州の各地で多様である。児童虐待についての研究は以下のように記している。

少年司法(子供の世話及び保護) 改正法2000の下では施設ケアで世話を受ける児童たちには2つの流れがある。(a) 児童ホームやシェルターホームに入る、ケアと保護を必要としている児童；(b) 保護観察ホームや特別ホームに入る、法律に抵触した児童。これら二つの異なるホーム経営の背後にある原理は異なる。ケアと保護を必要としている児童の場合、ホームは矯正施設ではないし、児童を監禁状態にしておく意図もない。一方、法に抵触した児童は、もちろんホームは刑務所ではないが、監禁の要素はある。またこれらのホームは矯正施設として運営されている…このように、肉体的虐待の最も高い割合は特別ホームと保護観察ホームから起きていると報告されているということは重要である。両方合わせて70.21%に上る。」[24f] (p55)

シェルターホームに住む回答者のうち、少年の64.2%と少女の40.8%は肉体的虐待が報告された。また、報告によれば、児童ホームのうち、少年の63.8%と少女の35.5%はそのような扱いを受けている。[24f] (p56)

健康問題

25.31 2008年5月8日付けのBBCニュースの記事で次のように報じられた。

「インド人児童の半分以上が必要なヘルスケアを受けていない。セーブ・ザ・チルドレンのレポートによれば、... そのレポートは「世界の母親事情」というタイトルだが、それによると、他の国と比較して少女の死亡率がインドではかなり高い。インドは1990年以来、児童の死亡率を34%にまで減少させてきたが、インド人の少女は、... 1歳から5歳までは少年よりも死亡する確率が高い。男子児童と女子児童のヘルスケアの不公平はその状況に責任があるとレポートは述べている。専門家は毎年死亡する約1千万人の児童の60%以上が、保健医療施設や地域の医療保険業務従事者によってもたらされる基本的なヘルスサービスによって命を救うことができただろうと予見している、とレポートは述べている。」[32v]

25.32 The HUNGaMA (飢えと栄養不良) 調査は2011年中に112の農村地区で行われた。

「HUNGaMA調査レポート2011」は2012年1月にthe Naandi Foundationによって発行されたが、調査されたそれらの地域では児童の栄養不良の患者数に減少が見られた。しかし

- ・児童の栄養不良は依然としてかなりの範囲で見られた。：6州の100「集中地区」において5歳未満の児童の42%が低体重であり、59%は発育不良であった。発育不良の児童のうち約半分が著しい発育不良であった。これらの州各々における「優良地区」では低体重と発育不良の児童の割合は著しく低かった。それぞれ33%と43%であった。
- ・児童の栄養不良は生まれてからかなり早い段階で起きる：100の「集中地区」では24か月までに42%の児童が低体重になり、58%が発育不良になる。
- ・女子児童は生まれて数か月は男子児童よりも栄養状態が良いと思われる。しかし

この有利な状態は女子児童、男子児童とも成長するにつれて逆転するように見えた。

- ・予想どおり、児童の栄養不良率はその家族の社会経済的地位と母親の教育レベルと関係がある。[154a] (Executive summary)

25.33 セーブ・ザ・チルドレンの多国間栄養世論調査2011は2012年1月に発行された。それによると、インドでインタビューされた成人の20%が自分の子供が‘時として’一日中食物なしで済ませたことがあると述べた。さらに3%が自分の子供が‘頻繁に’そうだった、と語った。家族の4分の1以上が、毎週家族のために、肉、牛乳、野菜などの食品を買う余裕はないと報告した。インドの回答者の3分の2は食物の価格が上がることに懸念を示した。29%は家族のために買う食料の量をすでに減らしたと語っている。親の17%は子供が「学校を休んで家族の食料を買うために働くこと」を許していた。[91b]

25.34 UNICEFはウェブサイト（2012年3月12日アクセス）で200万人以上の児童が防ぐことができる感染症で毎年死亡していると伝えた。以下のように述べている。

インドの児童は、麻疹のようなワクチンで防ぐことができる病気で命を落とし続けており、これが依然として最大の死因となっている。新生児の破傷風は少なくとも以下の5州で問題となっている：ウッタル・プラデーシュ州、マディヤ・プラデーシュ州、ラージャスターン州、西ベンガル州、アッサム州。．．．しかしながら、麻疹のワクチンを接種する児童の比率は1995年の72%から1999年の50%にまで、著しく落ちた。現在は61%にまで達した。[85a] (健康) インド保健省は2011年10月24日に、国はポリオの撲滅に近づいてきた、と発表した。また、2011年1月以来、新しい患者は報告されていないことを確認した。(BBC News) [32ch]

25.35 2005年から2006年にかけて（5年サイクルで）保健・家族福祉省によって行われた全国家族健康調査（NFHS-3）は以下のように記録した。「免疫が十分についたと見なされるために、児童は1歳の誕生日前に以下のワクチンを接種すべきである。BCG ワクチン（対結核）、三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）、そしてポリオワクチンと麻疹である。2005年から2006年までに12か月から23か月の女子児童の42%と男子児童の45%はこれら全てのワクチンを接種した。」[24o] (p112)

25.36 農村地域の人口の84%と都市部の人口の96%は改善された飲料水源を利用することができる。総人口の31%は改善された公衆衛生施設を使用している。（ユニセフ：データは2008年現在）[85b]

目次に戻る
資料目録に進む

26. 人身売買

26.01 USSD「人身売買レポート2011」（USSD Trafficking Report 2011）は2011年6月27日に発表した、2010年4月から2011年3月までを対象にした年鑑の中で、インドは強制

労働と商業的な性的搾取のための人身売買の根源であり、目的地であり、通過地点でもあると記した。レポートは次のように述べている。

「国内における何百万もの国民の強制労働がインド最大の人身売買問題を構成している。借金による束縛にある男性、女性、そして児童がレンガ窯、精米工場、農業、そして刺繍工場のような産業で強制的に働かされている。これらの被害者に労働を続けさせるために、強制労働に共通した特徴として、借金に加え、肉体的な暴力、多くの場合、強姦を含む性的暴力が強制手段として使用されている。インドの人身売買の90%が国内で起きている。またインドで最も不利益を被っている社会経済階層の人々は特に強制労働、奴隷労働、性的人身売買の被害を受けやすい．．．女性と少女は強制売春のために国内で人身売買される．．．児童もまた工場労働者、家事労働従事者、物乞い、農業労働者として強制労働を余儀なくされる．．．」[2d] (Country narrative, India)

26.02 USSD人身売買レポート2010はさらに次のように述べている。

「インド政府は人身売買排除の最低基準に全く遵守していない。しかしながら、そうするためはかなり努力はしている。内務省はComprehensive Scheme for Strengthening Law Enforcement Response in Indiaを立ち上げた。これは奴隷労働を含む全ての形態の人身売買に対応して、インドの全体的な法的処罰を改善しようとするものである。少なくとも87の新しいAnti Human Trafficking Units (AHTUs)が開設された。政府はまた、人身売買禁止議定書2000を批准した。政府は数人の奴隷労働の違反者に5年から14年の懲役を言い渡すことによって、重大な法的処置を施した。そして奴隷労働者の救済と更生への取り組みを改善した。しかしながら、奴隷労働に対する全体的な法的処置の取り組みは依然として不十分であり、人身売買に役人が加担しているということは深刻な問題である。それが進展を妨げているのである。」

「政府は2010年に人身売買撲滅のための法の執行の取り組みにおいては前進したが、懸念は残っている。インドは数々の法の下であらゆる種類の人身売買を大部分は禁止し、罰しているが全てではない。政府はBLSA、児童労働(禁止及び規制)法(CLA)、少年法によって奴隷労働と強制労働を禁止している。これらの法律は不規則に施行されていて、一規定の刑罰は最大で懲役3年であるが一、これは十分厳しいとは言えない。さらに、この懲役の判決はめったに違反者に言い渡されない。インドではまた、不道德取引防止法 (ITPA)によってある種の性的人身売買が禁止されているが、全てというわけではない。ITPA下では規定の刑罰は懲役7年から終身刑までで、十分に厳しく、強姦など他の凶悪な犯罪に規定されているものと比べると相応である。ITPAはまた他の違反をも刑事罰の対象としている。インド当局もインド刑法 (IPC) 366条 (A) と372条を疑わしい性的人身売買を逮捕し、起訴するために適用した。この法律は誘拐と児童を売春のために売買することをそれぞれ禁止している。これらの条項で規定されている刑罰は最高で懲役10年と罰金である。」

「2010年7月にタミル・ナードゥ州の法廷は3人の奴隷労働の違反者に対し5年の懲役と罰金という重大な判決を言い渡した。NGOは懲役14年の判決を受けたウッタール・プラデーシュ州の被告人に対する他の5つの有罪判決を報告した。複数のNGOが、少なくとも150の労働目的の人身売買の刑事手続が開始されたと報告した。ムンバ

イで、ITPAの法廷は売春宿のオーナーと売春斡旋業者に対し、164の有罪判決を言い渡した。これらの有罪判決の多数は性的人身売買によるものだった。」[2d] (Country narrative, India)

26.03 同レポートは以下のように続ける。

「インド国憲法によると、州は法の実施に関して主要な責任を持ち、州レベルの当局は各州に、または各国にまたがる人身売買の犯罪に効果的に立ち向かう能力が限られている。」

「インド政府の‘Comprehensive Scheme for Strengthening Law Enforcement Response in India’は全国的な反人身売買の取り組みを遂行するために3年間で1200万ドルを投じた。この取り組みの一部として州政府は少なくとも87の新しいAHTUs [Anti Human Trafficking Units] を調査報告期間中に警察内に開設した。AHTUの合計は少なくとも125で、インド28州のうち17州に及んでいる。」

「人身売買における役人の関与とインドで腐敗が蔓延していることは人身売買対策のより大きな進展にとって深刻で、ほとんど取り組まれていない障害となっている。腐敗した法律の執行官は報告によると、性的人身売買の被害者の活動を助長し続け、疑わしい人身売買業者そして売春宿の主人を法律から保護している。」

「インドの法廷は1年間人身売買に対する戦いに取り組み続けてきた…NGOによると、全国の州と地区の担当官はNGOと協力して10,000人を超える人身売買に関する法律の執行官を訓練した。」[2d] (Country narrative, India)

26.04 USSD2008レポートは次のように記した。「人身売買業者は普通、未成年者とダリットの女性たちを狙う。ビハール州のNGO Bhoomika Viharによる研究では、性的取引の被害者になった女性の173の確認されている事件のうち、85%が未成年者、半分がダリットであった…Indian Center for Indigenous and Tribal Peoplesによると、40,000人以上の部族の女性、主にオリッサ州とビハール州出身であるが、経済的そして性的な搾取に強制的に入れられてしまう。」[2e] (セクション 5)

26.05 人身売買の犠牲者の保護に関して、USSD2010レポートは以下のように記した。

「インドの人身売買被害者を保護する取り組みにおいてその前進は不均一である。インドの法執行と入国管理の当局者は弱い立場にいる人々、例えば、仕事場の児童たち、売春をする女性、地方の産業で不利益を被っている社会経済階層の人々の中で人身売買の被害者を積極的に特定する正式な手順を未だに持っていない。」

「労働・雇用省はチャッティースガル州、ウッタル・プラデーシュ州、西ベンガル州において750人を超える奴隷労働者が救済されたことを報告し、数百のリハビリテーション政策が公表された…NGOは何百もの救済を報告し、解放証明書が調査報告期間中に発行された。特に、タミル・ナードゥ州、アンドラ・プラデーシュ州、カルナータカ州、ウッタル・プラデーシュ州そしてビハール州においてである。」

「女性児童開発省(MWCD)は331のSwadhar projectsに資金を出した。このプロジェクトは性的人身売買などの暴力の女性被害者を助けるものである。—Ujjawala programの下で、16の州に134のプロジェクトと73のリハビリテーションセンターがある。—これは女性の人身売買被害者を保護し、回復させようとするものである。そして238の女性ヘルプラインがある…外国人の被害者はこれらのシェルターを利用することができる。MWCDの下での政府のシェルターホーム利用の条件は州によって異なる。多くのシェルターは定員を超えていて、非衛生的で食料もあまり与えられない。精神科によるケアや医療は、提供されずとも限られている。NGOがわずかに提供しているだけである。

「労働・雇用省は外国政府によって資金を受けて、5州プロジェクトを立ち上げ、ILOと共同で実行した。このプロジェクトの一部は、強制児童労働に向けられたものである。」

「政府は調査報告期間に売春の依頼人に有罪判決を下すことによって商業的性行為の需要を減らした。．．．2010年7月にTourism Ministryによって採用された行動規範は、インドの旅行・観光業が児童買春ツアーの防止を可能にするガイドラインを含んでいる。」[2d] (Country narrative, India)

セクション24：女性、セクション25：児童参照

目次に戻る
資料目録に進む

27. 医療問題

医療と医薬品の利用可能性に関する概要

27.01 外務及び英連邦省は2011年8月12日に更新したTravel Adviceの中で次のように述べている。「地方の医療設備は英国の設備とは比較にならない。特に主要都市から離れたより辺鄙な地域ではそうである。」[7e]

27.02 米国国務省のウェブサイト上で、2011年7月30日にアクセスした領事局、Consular Information Sheet for Indiaのページには医療施設に関して次のように述べている。「インドにおける医療ケアの質はかなり多様である。西洋の基準に近づいていて、時々その基準を満たしている医療ケアは主な居留区で受けられる。しかし、適切な医療ケアは通常とても限られていて、農村部では受けることができない。」[81] (医療設備と保健情報)

27.03 One World.netはその‘In Depth ‘Country Guides’ (2008年7月1日アクセス)の中で次のように記載している。

「国全体として医療の設備には大きな不均衡がある。．．．スタッフの欠員も補われず、常習的欠勤率も高いため、患者は私的な治療に立ち戻ることを強いられる。」[70]

HIV/エイズ - 抗レトロウイルス治療

27.04 UNGASS（国連総会エイズに関する特別会議）によれば、2010年3月31日付けの‘カントリープログレスレポート’インドをUNAIDSのウェブサイト上で発表した。

「2008年、インドの11億6千万人の人口のうちの15歳から49歳の推定227万人がHIVと共に生きる人々（PLHIV）である。インドは南アフリカとナイジェリアの背後でHIVの重荷を抱えている．．．インドにおけるエイズの流行は全体的に下降の傾向にある。2007年の成人のHIV感染率は0.34%で2008年は0.29%だった。国内での（PLHIV）の数もまた減少している。2007年の231万人と比べて、2008年ではPLHIVは推定227万人である。」

「数の増加、地理的分布、TI[対象の治癒処置]の範囲の拡大を通して、HRG[ハイリスクグループ]によるサービスの利用も改善が見られる。現在、これらの処置、特にカウンセリングや検査のサービス、性感染症のケア、行動を変えるコミュニケーションを通じて、HRGが利用できるサービスを補うことに重点を置いてきた。」

「政府は質の良い検査施設を設立、血液製剤の使用、ボランティアの献血者を増やすことによって、インドで、輸血目的で使用する全てにおいて安全な血液を提供している。」

「インドは利用する全ての地区の住民のためのサービスを請け負う、総合的施設を設立するにあたって、カウンセリングと検査に新しい方法を取り入れた。大体600の検査施設が国内の農村地域の一次医療センターに置かれた。2009年には900万回を超えるHIV検査が行われた．．．」

「ART[抗レトロウイルス治療]プログラムの実施は大きな成功を収めた．．．例えばARTセンターの数（2010年までに300に達する）と生存し、かつARTを受けている成人の数はNACP IIIのプログラムの目標を超える可能性が高い。かなりの数のNGOがケア、サポート、そして治療（CST）と他のサポートをHIV/AIDSと共に生きる人々に提供している。」

「ARTセンターの限られたアクセスや、アクセスの不便さに答えて、208のLink ART Centres（LAC）が設立され、十分に機能している。利便性の悪さに取り組むのに加えて、LACはARTセンターへの道路の混雑を取り除き、処方箋に基づいて患者を安定させるために治療の必需品の補充を分散して行うことが求められている。」

「ARTセンターはコミュニティケアセンター（CCC）と結びついている。CCCはCST[ケア、サポート、治療]サービスの総合的なパッケージを供給する権限を持って設立されている。これらはNGO部門に設立された。主な目的は心理社会的な支援を与え、服薬順守を確実にし、家庭を基本としたケアを供給することである。現在266のCCCが完全に機能している。」

「226のARTセンターには198のCD4装置がある。さらに13のCD4装置は設置途中であ

る。2008年から2009年にかけて約658, 143回のCD4検査が行われた。2005年にできたインドの検査試験場のための国家CD4外部品質検査スキーム(EQAS)はクリントン基金からの支援を受けて運営されている。」

「抗レトロウイルス (ARV) 薬の供給連鎖管理はNACOで指名された献身的なロジスティックスコーディネーターによって管理されている。十分な監視システムの結果として、ARV薬が、規則的に、中断なく供給されるようになり、在庫切れの状態がなくなった。」

「インドはHRGグループとPLHIVが生きて、そして生き残らなければならない環境が、防止サービスとCSTサービスを簡単に利用できるようなものであり、しかし生活と尊厳も守ることになるということを実証するために数々の取り組みをしてきた。NACOは汚名と差別 (S&D) に関して、国そして州レベルでスタッフを訓練してきた。また同時にNACP [国家エイズコントロール・プログラム] の下でサービスを受ける人々と直接かかわる職員の訓練も行った。」 [15a] (セクション II)

27. 05 2010年のUNGASSレポートは、2009年時点で、15歳以上の進行したHIV感染者の45. 3%が抗レトロウイルス治療を受けていたことを明らかにした。[15c] (p10)
このレポートにおける詳細な統計情報は以下に示す。
http://www.unaids.org/en/dataanalysis/monitoringcountryprogress/2010progressreportsubmittedbycountries/india_2010_country_progress_report_en.pdf

27. 06 2011年8月6日にアクセスしたエイズ管理機構のウェブサイトでは306の抗レトロウイルス治療センターの場所が掲載されている。[41a]

27. 07 KarunapuramにはHIVに感染した児童の全寮制学校がある。この学校によって、他の学校から入学を拒否されてきたHIVに感染した児童が勉強することができ、医学的な援助と無料の抗レトロウイルス薬を受けることが可能になった。(USSD 2007 レポート) [2f] (セクション 5) 2010年のUNGASSレポートは次のように述べている。

「国はNACO、UNICEFそして他の開発パートナーによって考えられたエイズに感染した児童 (CABA) という用語を採用した。NACOは毎年57, 000人の児童が出生時に感染していると推定している。しかし未だにHIV/AIDSと共に生きる児童の概数をまとめていない。HIVと共に生きる児童たちは計63, 889人が登録されているが、そのうち18, 763人は2010年1月現在でARTを受けている。10の孤児院が女性児童開発省と社会正義エンパワーメント省と共同で展開されている。」 [15a]

腎臓透析

27. 08 インドにおける透析のウェブサイト (2012年3月14日アクセス) はインドの透析センターの場所を何か所か掲載している。
<http://www.dialysis.org.in/2010/06/hemodialysis-centers.html> [29]

豚インフルエンザ

- 27.09 The Economist Intelligence Unitは2009年11月のインドのカントリーレポートの中で政府が豚インフルエンザの治療のためにタミフルの在庫を入手したことを記録した。[16a]

精神衛生

- 27.10 世界保健機関（WHO）のProject Atlas Country Profile for India, 2005に記されているように、国家精神衛生プログラムは1995年に中央委員会によって再検討された。その結果、地区精神衛生プログラムの立ち上げに至った。「現在24地区を網羅していて、近い将来100地区に拡張する計画がある。2020年までには全ての地区を網羅する．．．試験計画は、精神衛生サービスを地域と一次ケアレベルにまで広げられるかの可能性を見て行われる。」[61a] (p1-2)
- 27.11 同レポートは次のように見ている。
- 「国内の大手製薬産業により、ほとんどの向精神薬は、しばしば高所得の国に比べてかなり安い価格で入手できる。」
- 「1987年の精神保健法は入院と退院の手続を単純化した。児童と薬物中毒者に別々の施設を提供し、精神障害者の人権を促進した。2002年、30州のうち25州と連邦直轄地で施行され、そこから情報が入手できた。他の精神保健分野に関する法律は少年法、障害者法、麻薬及び向精神薬法（2001年改正）である。」[61a] (p1-2)
- 27.12 同様のWHOの資料に示されているように、保健サービスの資金は州と中央政府より支給される。
- 「政府は保健サービスの資金を州と中央政府の両方によって援助されている。政府の保健センターで提供されるサービスは無料である。第10期5か年計画において、精神保健は保健総支出費の2.05%を占めている。インドは精神障害者のために障害手当を支給している。精神障害者のための障害手当についての詳細は入手できない。障害者手当は近年支給されるようになったが、限られた方法によってのみである。
- 「一次医療ケアにおける精神保健ケアは約600の地区のうち22の地区で受けることができる。今後数年で100を超える地区に広げる予定である。」精神保健分野での一次医療の専門家の定期的な訓練が行われている。精神保健分野の地域ケア施設も存在する。「地域ケアにおける精神保健施設は指定された地区で利用することができる。それに加えて、様々な非政府組織がテレフォンホットラインから宿泊できるリハビリサービスまで色々なタイプのサービスを提供している。」[61a] (p1-2)
- 27.13 上記レポートはさらに次のように記している。

「精神保健病院のベッドの3分の1が一つの州（マハーラーシュトラ州）にあり、精神病院がない州もいくつかある。1,000以上のベッドを有する精神病院もいくつかあり、いくつかの病院にはかなりの数の長期入院患者がいる。過去20年間に多くの精神病院がボランティア団体（例えばAction Aid India）、メディア、国家人権委

員会、司法裁判所の介入を通して改革をされてきた。しかし2002年の調査では約4分の1が薬剤及び治療の方法の意味において不足があり、4分の3がスタッフの点で不足している。現在は任意の入院をサポートし、家族が患者と一緒に過ごすことができるような総合的な精神病院に重点が置かれている。あるベッドは薬物中毒の治療に割り当てられていて、あるベッドは児童精神科のためにある。農村地域には精神保健の専門家がほとんどいない。ほとんどの州が公共部門の精神科医が民間病院で治療を行うことを許可している…精神科医は処方箋を発行する権限を持っていない。診療精神科医の正式な免許制度というものはない。」[61a] (p2-3)

27. 14 WHOのレポートはさらに次のように述べている。「NGOは擁護、推進、防止、治療、及びリハビリに関わっている。NGOはカウンセリング、自殺防止、素人カウンセラーの訓練、デイ・ケアを通したリハビリプログラムの提供、保護作業場、社会復帰施設、そして回復中の患者のための簡易宿泊所、長期介護施設にも関わっている。精神病患者の親や他の家族は、近年自助グループを結成して協力している。」[61a] (p4-5)

目次に戻る
資料目録に進む

28. 食品の安全性

28. 01 世界食糧計画 (WFP) のウェブサイトが次のように勧告している。(2011年8月10日アクセス)

「過去10年間の大きな経済的発展にもかかわらず、インドには世界の飢えて貧しい人々の約25%がいる。国が国民のために十分な食物を生産しているが、飢えている地域は残っている…政府の統計によれば、5歳未満の児童の約43%が栄養不足で、15歳から49歳の妊婦の半数以上が貧血を患っている…州による著しい格差は、ある州が全ての社会指標に関して他の州よりも裕福である、というように存在する。飢えと栄養不足に最も苦しんでいる州はマディヤ・プラデーシュ州、チャッティースガル州、ビハール州、ジャールカンド州、オリッサ州、ラージャスターン州、そしてウッタル・プラデーシュ州を含んでいる。」[66a] (概要)

28. 02 同資料は以下のように述べている。

「強い経済的成長がインドで継続している。その結果、貧困は実質的に減少した。しかし食糧と栄養の不安定は残っている。インドには世界の栄養不良児童の40%が住んでいて、ビタミンとミネラルの欠乏率が世界中で一番高い。しかし、インドは世界で最大の食糧ベースの福祉スキームをいくつか持っている。」

「インドにおけるWFPの援助は、栄養に関する目標を達成するためのインド独自スキームと2015年までに低体重児童の数を半分にするというミレニアム開発目標をサポートするために、食糧送付から能力開発に転換した。」[66b] (Country Program)

28. 03 The Economist Intelligence Unit (EIU) Country Profile 2008は次のように意見

を述べた。「農作物栽培好適地の3分の1以下は灌漑されていて、農業産出物の生産は毎年のモンスーンに非常に頼っている…これによって普通、6月から9月半ばまでの3か月間以内にインドの[年間降水量]の80%が降る。2番目の北東のモンスーンは10月半ばから12月にかけて国の南により軽い雨をもたらす。」[16b] (p20-21) 2009年、インドは過去40年間で最も弱いモンスーンの雨を経験した。結果として主要食糧の価格が2009年11月まで高騰した。(EIUカントリーレポート, 2009年11月) [16a] (p16)

28. 04 インドの国連開発計画 (UNDP) によって2009年11月に発表された論文、「気候変動インドからの視点」が次のように述べている。

「食糧そのものの供給を支えることが重要な問題として浮上してきた。食料になる小麦生産高の伸びは遅い. . . 生産高は1980年代中に達成した3.5%の年間成長率に対して、1996年から2008年にかけて年間1.2%、1億9900万トンから2億3千万トン (mT) しか増加していない。それに加えて、貧困層は購買力も欠けている。これによって結果的には穀類の在庫は形だけは余剰があることになった. . . 農業における公共の投資は1980年代に入って劇的に落ち込んだ. . . インドの農業の大部分は雨水によるものだが、それだけではなく地下水にも頼っている。地表水ではない。これは近年の変化が激しい降水量という状況では心配なことである。」[82a]

28. 05 アジア人権センター2010年9月「インド人権レポート機関誌2010年7月 - 9月」の中で以下のように記している。

「1965年インドは共通の公共配給制度 (PDS) を導入した。その目的は、(a)全地域において必要物資の価格の安定を維持すること、(b)適切かつ手頃な価格で買えるように全地区に食料配給券を確保すること。そして(c) 買いだめや闇市場での売買など、民間取引を常にチェックする。1997年PDSは人口を貧困線以上 (APL) と貧困線以下 (BPL) というカテゴリーに分類することによって、対象を定めたPDS (TPDS) に転換した。BPLとして分類された家庭の人々だけが配給店舗から商品を補助金付きで購入する権利がある。」

「2009年の総選挙期間の選挙マニフェストにおいて、議会主導の統一進歩同盟が全国食料保障法を制定した。これによって全ての人に十分な食料が行き渡るように保障される. . . 特に最も弱い立場にある社会の地区の人々に与えるためである. . . EGoMは2010年National Food Security 法案を作成した。これは都市部と同様、農村部の全てのBPL家族が法律によって米か小麦を1か月で25kg、1kg3ルピーで購入できる資格を約束するものである。

2010年National Food Security法案はPDSの障害となる3つの危機的な欠陥について取り扱わなかった。3つとは(1)受益者の身分確認のための受諾可能な条件。(2)PDS制度下における現在の穀物の調達、貯蔵、支払の欠陥。そして(3)汚職や貯蔵品泥棒がはびこることについての説明責任のメカニズムの必要である。」[18i]

28. 06 BBCニュースは2008年4月22日付けの記事の中で次のように語った。

「2008年2月、インド政府は、何百万もいる小規模農業主の借金を清算するための150億ドル（76億ポンド）のスキームに合意した。農場活動家たちは、借金のために自殺に追い込まれる人もいたと述べた。インドではここ10年、少なくとも10,000人の負債を抱えた農場主たちが、毎年自殺しており、活動家たちは、救済パッケージがあるにも関わらず最近数か月でもう数百の人が自殺したと述べた。干ばつ、穀物価格の下落、そして開墾のコスト増大が農場主の苦境の理由として挙げられている。」[32x]

28. 07 英国国際開発省(DfID)によって2009年12月に発行されたニュースレターによれば、南アジアは特に地球の気候変化の結果に影響を受けやすい。DfIDは次のように見ている。「バングラデシュ、ネパール、インドに住んでいる5億人の人々にとって、気候変動は日々の心配事である。頻発する洪水や海面の上昇はその地域を壊滅状態にする。大ヒマラヤ地帯（中国と南アジアにある）の氷河は北極や南極の氷河よりも急速に溶け出している…インドでは3千万の人々にすでに影響が出ている。」[38a]

目次に戻る
資料目録に進む

29. 移動の自由

29. 01 米国国務省は「人権の実行に関するカントリーレポート2010」(USSD 2010)を2011年4月8日に発行した。次のように記されている。

「法律は国内、外国旅行、移民、帰還の移動の自由に関して規定している。政府は概して、これらの権利を実際に尊重している。2010年の年末に政府はパキスタンと中国から来た人以外の国民と外国人が、マニプル、ミゾラムまた ナガランド Nagalandへの旅行に特別な許可を申請するのに必要な条件を撤廃した。しかしながら、ジャンム・カシミールへの旅行の特別な許可は引き続き必要である。」[2c] (セクション 2d)

29. 02 同資料はさらに次のように述べている。

「政府は国外で「国家の主権と品位に損害を与えるような」活動に従事していると思われる申請者に対してパスポートの発行を拒否することができる。」

「過去数年と違って、政府がジャンム・カシミール州の分離派のリーダーたちの旅行を制限するために、パスポートと旅行文書の発行を利用したという記録はなかった。ジャンム・カシミール州の市民は、外務省によるパスポートの発行、又は更新が長期に渡り遅れたため、しばしば長くて2年間も、待ち続けることになった。」[2c] (セクション 2d)

固有識別番号プロジェクト

29. 03 インド固有識別番号庁は政府の計画委員会の下で「全てのインド居住者に12桁の固有識別番号 (UID) を発行するのに必要な」制度上、技術上そして法的に必須な社

会基盤を開発し、実行するために設立された．．．「オンラインで検証し、本物かどうかを認証できる番号で、複写や、偽物の身分証明を排除するのに十分頑丈にできている。」[149]（背景）プロジェクトは「Aadhaar」という名前を付けられた。新しい認証システムは個人の写真、人口学的情報、生体データ（指紋と生体画像）と関係がある。それにより、所持者が自分であると認証させることが可能となり、インドのどこでも給付金やサービスを受けることができる。[149]（コンセプト）UIDを取得することは自発的なことであり、登録をするのに法的な条件はない。国内に居住する個人に対し番号が発行される。外国籍の者も同様である。従って、これはインド国民であることを証明するために用いられるものではない。[149]（Aadhaarとは何か?）

29. 04 2012年1月16日付けの新聞The Independent（ロンドン）紙は6千万個のUID番号がこれまで発行された、2014年までに6億個のUID番号が発行される予定である、と報じた。[100b]

目次に戻る
資料目録に進む

30. 国内避難民（IDPS）

30. 01 国内避難民モニタリング・センター（IDMC）は「国内避難民—動向と発展の全体的な概観 2010」を2011年3月23日に発行し、その中で次のように語っている。

「インドのIDPの数は控えめに見積もっても、2010年は65万人を下らないだろう。しかし、これはほとんどキャンプに住み、そこに登録した人の数に基づいている。実数は不明である。なぜなら中央政府の監視機関というものはなく、監視員もIDPにアクセスすることは制限されているからである。しかしながら、実際は65万人よりも著しく多くなる可能性がある。特に2010年のようにインドの636地区のうち310地区がある程度の反乱と武力紛争を経験していた。例えば、政府と毛沢東主義者との間の紛争のようなものである。これらは過去10年間の間に悪化した後も続いている。」[34a]（p17）

30. 02 同レポートは次のように述べている。

「65万人に含まれているのは、ジャンム・カシミール州のヒンドゥー教徒の少数民族を標的にしている分離派の暴力によって1990年以来避難民となった人々、1947年以来、少数民族間の暴力によってと同様、政府軍と非政府系武装グループの紛争によって避難民になった人々、土地と鉱物資源を巡る政府軍、政府同盟軍と、毛沢東主義派の反乱者との武力紛争によって中央インドで避難民になった人々、そしてグジャラート州とオリッサ州の多数のヒンドゥー教徒の人々の間の住民間の暴力の被害者である。また州それぞれのイスラム教徒とクリスチ안의少数派である。」

「2010年、人々は新しく複数の中央そして北東の州で避難民となった。中央インドでは10万人以上の人々が2009年の半ばから2010年の半ばにかけてナクサライトの紛争によって避難民となった。紛争と避難は2010年の終わりにまだ継続している。

[2010年9月に更新されたIDMC Profileによると、他の35万人の部族グループのメンバーが2009年3月までナクサライトの紛争によって避難民となった。[34b]] 2010年4月に少数民族の暴力によって数百のナガ民族が避難民族になった。ほとんどが女性と児童でマニプル州からナガランド州に移った。少なくとも1,500の村人が武装勢力に対する軍事行動のために、家を離れることを余儀なくされた。[2010年]5月に数千のネパール人がアッサム州とメガラヤ州の境界線地域の対立住民間の暴力によって避難民となった。」

「2010年、インドのIDPの多くは食料、上水、シェルター、そしてヘルスケアのような基本的必需品をあまり手に入れることができない。長引く状況の中で、教育、住宅、生計手段を入手するのに今もなお苦労している。チャッティースガル州のキャンプにいる部族のIDPは一方では政府軍と政府同盟軍、他方ではナクサライトの反乱者による攻撃の危険に直面した。」

「これらの紛争によって避難民となった人々のニーズに答える国の政策、法律、他のメカニズムはない。そして中央政府は一般的に彼らの保護を州政府と地区当局に委任する。それらの機関はしばしばIDPの権利に気が付かないか、支援を提供することを渋っている。特に彼らが避難民の原因となる役割を果たした場合などはなおさらである。」 [34a] (p88-89)

- 30.03 IDMCは2010年9月のインドにおける国内避難民の状況分析を更新した。これは国内避難民の原因、背景そして現在の状況、同時に安全なキャンプで過ごすことについての詳しい分析を提供している。[34b]

目次に戻る
資料目録に進む

31. インドにおける外国人難民

- 31.01 国連難民高等弁務官（UNHCR）は2011年6月に発行された「グローバルレポート2010」インドの中で次のように述べている。

「インドが多数の国際人権諸条約を批准し、概して難民に対して自由で寛大な態度を取る一方で、1951年の難民条約や1967年の議定書の当事国ではない。そして国としての難民保護の枠組みも持っていない。しかしながら、隣国からの20万人の難民については承認し、直接支援している。また他国からの、主にアフガニスタンとミャンマー[ビルマ]であるが、難民、亡命希望者に関してはUNHCRのマンドートを尊重している。」

「政府が一般に保護と人道主義的な原則を尊重している一方で、一時的な手段を難民保護に適用しているように、国としての難民保護の枠組みの欠如が、依然としてインドにおける重大な試練の一つである。インドでは貧困が難民と亡命希望者にとって最も大きな心配として浮かび上がっている。この問題に取り組むことは、人口のほぼ40%が貧困線を下回るという意味では相変わらず大きな試練である。」 [92b]

- 31.02 米国難民移民委員会（USCRI）「世界の難民調査 2009」（2008年の出来事を対象とする）はインドには難民に関する法律がないことを確認し、次のように記した。

「外国人法とそれを施行する1948 Foreigners Orderが国の難民政策に適用されている。それらによって政府は、『外国人のインドへの入国、またインドからの出国、居住、居住し続けることを規制し、制限する』命令を下すことができる。政府はまたインドの国民以外は『インドに入国してはならない、或いは指定された時に、指定された手段で、指定された港または場所において入国してもよいと命令することができる。そして入国時に指定された条件を守ることを条件とする。』 India 's Citizenship Amendment Act of 2003は、ビザなしで入国した全ての非インド人を不法移民と定義しており、難民や亡命希望者にも例外はない。」 [12b]

- 31.03 The USCRI 2009レポートには「1996年最高裁判所は、1950年の憲法における生命と個人の自由の保障によって、難民はノンルフールマンの保護を受ける、と判決を下した。そして2007年、裁判所はこれを肯定した。[イランからの難民の事案において]」 [12b]

- 31.04 2008年USCRI世界難民報告書はインドが亡命希望者をその国籍に従って異なった対応をしていると述べた。[12a] The USCRI 2009 レポート [12b]は次のようにまとめた。

「インドは戦略的、政治的、人道主義的な根拠に基づいた行政政策の下で複数のチベット人とスリランカ人の亡命を許可している。そして友好条約の下でインドに居住するブータン人とネパール人の亡命も許可している。インドは正式にはマンデートによるUNHCRの難民の地位付与を認めていないが、通常は送還をすることもない。またアフガン人やミャンマー人のマンデート難民には滞在許可を与えている…1955年の国籍法はインドで生まれたチベット人はインドの市民権を得る資格があると記載されている。[出生年に従って].」

「政府はスリランカ人の難民に身分証明文書を発行している…UNHCRはマンデートの下で難民として認められた人々に[難民]証明書を発行している。しかし、それらはインドによって認められた法的な許可証ではない。またその許可証では不法滞在による勾留から難民を保護することはできない[原文まま]。政府は彼らを認めてはいないが、アフガン人とミャンマー人の難民に、しばしば滞在許可証を方法は問わず発行している。しかし他国の難民には発行していない。UNHCRは検討する必要がある場合に、その人々にUnder Consideration Certificatesを発行している。そして地方当局は概してそれらを尊重している。2008年政府はUNHCRの承認に先立って、インドに住む外国人にペナルティーを与え始めた。そのようにして滞在許可を却下している。」

「インド内務省は1979年より前にインドに入国或いは生まれたチベット人に滞在許可証を発行している。それは毎年更新されなければならない。」 [12b]

注：UNHCRによると、UNHCR難民証明書を発行された人に関して、インド当局によって勾留される事案はめったにない。[92a]

31.05 2011年4月8日発表の米 국무省の「人権の実行に関するカントリーレポート2010」で以下のように述べている。「2010年中には政府が難民を強制送還したという記載はなかった。政府は通常難民が自分の命や自由が人種、宗教、国籍、特定の社会グループのメンバーであること、また政治的な見解…によって脅かされるような国に追放される、または送還されることに対して保護を与えていた。」[2c] (セクション 2d)

31.06 同レポートは次のように述べている。

「UNHCRによると、1月現在、国内には18万5323人の難民がいる。その中には約7万2千人のスリランカ人難民、10万人のチベット人難民、そしてニュー・デリーに住む他国からの1万4千人以上の都会の難民が含まれる。ニュー・デリーのUNHCRに登録している6,037人の亡命希望者と1万5216人の難民のうち多数だったのはアフガニスタンとビルマからの難民だった。」

「UNHCRは国内に公式のステイタスは持っていないが、政府は都市センターで難民と接触することを許している。またタミル・ナードゥ州に地方事務所を維持することを許可している。しかしながらUNHCRはスリランカ人の難民キャンプ、チベット人の集落、Mizoramの亡命希望者には直接接触することを許されていない。」

「[2010年]12月現在概算で7万人のスリランカ人難民がタミル・ナードゥ州全体にある112のキャンプとオリッサ州の1つのキャンプに住んでいる。中央政府とタミル・ナードゥ州は連帯して月に1回、現金及び食料助成金を難民に支給している。」

「政府がニュー・デリーにいるUNHCRの認めたグループに対してUNHCRのマンドートを尊重し、UNHCRの認めた都市部の難民の多くに滞在許可を与えている一方で、政府は、デリー州と他の都市にいる人々を『難民』として認めないで、特定の権利やサービスを受ける資格を与えず、脅威や男女差別に基づく暴力の被害を受けやすい状況に置いた。彼らは働くことのできる法的権利を持っていないので、しばしば非公式市場において低賃金で働いた。多くの難民は教育や基本的なサービスを十分に受けることができなかった。しかし無料の医院で治療を受けることはできた。滞在許可証又は、他の公式文書のない難民は警察や裁判所も利用することができなかった。ある組織もまた、難民を虐待するケースや恣意的な勾留をするケースを多数報告している。」[2c] (Section 2d)

注：UNHCRは、滞在許可証や他の公式文書のない難民は警察や裁判所を利用することができない、亡命希望者と難民は政府が提供する医療と教育を受けることができる、しかし言葉の壁や情報不足のような問題のために利用が困難な状態であるとコメントした。[92a]

31.07 UNHCRは2011年8月17日に、主にアフガニスタンとビルマから来た難民と亡命希望者に新たなIDカードを発行し、その新カードは所有者の写真付きで、暗号化された生体情報を含む高性能のチップを含むと発表した。[92c]

目次に戻る
資料目録に進む

32. 市民権と国籍

- 32.01 インド政府内務省ウェブサイト (Foreigners Division) (2012年3月13日アクセス) には、次のような記載がある。

「1950年1月26日以降、1987年7月1日の前日までにインドで出生した者は、その者の両親の国籍にかかわらず、出生によりインド国民である。1987年7月1日以降、2004年12月3日の前日までにインドで出生した者は、その者の出生時に、その者の両親のどちらか一方がインド国民である場合、出生によりインド国民とみなされる。2004年12月3日以降にインドで出生した者は、その者の両親がインド国民である場合、またはその者の両親のどちらか一方がインド国民であり、かつ他方がその者の出生時に違法な移住者でない場合、出生によりインド国民とみなされる。」

「1950年1月26日以降、1992年12月10日の前日までにインド国外で出生した者は、その父が出生時に出生によりインド国民であった場合、血統によりインド国民である。その父が血統のみによりインド国民であった場合、その者は、その者の出生が誕生日から起算して1年以内にインド領事館に登録されるか、または当該期間の経過後、中央政府の許可を得た場合でなければ、インド国民となり得ない。」

「1992年12月10日以降、2004年12月3日の前日までにインド国外で出生した者は、その両親のどちらか一方が出生時に出生によりインド国民であった場合、インド国民とみなされる。その両親のどちらか一方が血統によりインド国民であった場合、その者は、その者の出生が誕生日から起算して1年以内にインド領事館に登録されるか、または当該期間の経過後、中央政府の許可を得た場合でなければ、インド国民となり得ない。」 [24h]

- 32.02 上記の情報源には、さらに次のような記載がある。外国人がインド国内に12年間(申請日に先立つ連続した12か月間、及びその12か月の前の14年間の内の11年間)居住していた場合、当該外国人(不法移住者は除く)は帰化によりインド市民権を得うる。[24h]

- 32.03 インドの海外市民権(OCI)に関しては、内務省のウェブサイト(2012年3月13日アクセス)に、次のような記載がある。

「インド憲法は、インド国籍と外国の市民権を同時に保有することを認めていない。しかし、インド人国外移住に関するハイレベル委員会の勧告に基づき、インド政府は、インド海外市民権(OCI)を与えることを決定した。パンフレットに詳述されている特定の категорияに該当するインドを出自とする者(PIOs)で、インドから移住しパキスタンおよびバングラデシュを除く外国の市民権を取得した者は、その者が現在居住する国が法律により何らかの形で二重国籍を認める場合に限り、OCIの許可を受けることができる。」

「OCIとして登録された者は、下院、上院、立法議会、審議会の選挙権を有せず、

また、大統領、副大統領、最高裁/高裁の判事等の憲法上の職に就くこともできない。登録されたOCIには、下記の特典が認められる。

(i) インドを訪問するために必要な数次入国、多目的の生涯ビザ

(ii) インドでの長期滞在に必要な警察当局への届出の免除

(iii) 財政的、経済的、及び教育的分野(農業又はプランテーション用の資産の獲得を除く)における在外インド人との平等。OCIに対するその他の特典は、1955年国籍法第7B(1)条に基づき、海外インド内務省(MOIA)が通知する。

「OCIに登録された者は、当該者が5年間OCIに登録され、かつ申請前の5年間のうち1年間をインドに居住しているときは、1955年法第5(1)(g)条に基づいてインド市民権の付与を申請する資格がある」。[24b]

注) インドの海外市民権(OCI)は、「二重国籍」として誤って解釈されるべきではない。「OCI」及び「PIO」の更なる解説は内務省のウェブサイト <http://mha.nic.in/pdfs/oci-chart.pdf> を参照されたい。

目次に戻る

資料目録に進む

33. 偽造または不正に取得した公文書

33.01 モントリオール・ガゼット誌は、2009年1月17日に以下のような報道をしている。

「パンジャブ州都チャンディーガルのカナダ職員は、虚偽の求職書類や大学成績証明書から、偽の結婚式での写真やカナダの国会議員による推薦状に至るまで、ありとあらゆるもので裏づけされたビザの申請書類に忙殺されている。『これらは、極めて(詐欺の)可能性が高いものです』と、移民大臣のJason Kenneyは昨日、ニューデリーの記者との電話会議で発言した。パンジャブ州首相は、この増大する産業を厳しく取り締まることを約束した。」[59a]

33.02 インドのソフトウェア及び技術専門家のための国家組織からの、2008年4月付の新聞発表に以下の記載がある。

「インドのソフトウェア産業は『偽履歴書』であふれ、大手ソフトウェア会社は従業員およびすべての関係者に対して厳しい対応を取り始めた。インドの知識労働者は海外に進出しており、国際的需要が高い。近年のKPMCの『インド詐欺調査レポート-2008年』では、従業員による詐欺的文書の急速な増加が強調されている。インド知識労働者に関する受入国でのビザ審査手続が、厳重な入国国境管理方針のため遅れており、海外進出が制限され、雇用者へのコスト負担が増大している。最近、文書詐欺が横行しているため、NOSTPOS[ソフトウェア及び技術専門家のため国家組織]が、有効な『確認・審査済み』の知識労働者のオンラインデータバンクとして機能する新しい試みを開始した。雇用者はこのデータバンクを使用して、有望な従

業員の照会及び確認を行なう」。

[51a]

目次に戻る
資料目録に進む

34. 出国と帰国

34.01 有効なパスポートなしでインドに入国しようとする者、又は、偽造パスポートまたは偽造ビザを使用して入国または入国しようとした者は、3か月以下の懲役若しくは罰金に処し、又はこれを併科する。（インド、1950年パスポート（インドへの入国）規則、2012年3月9日アクセス）[24d]

34.02 2005年10月、事前旅客情報システム(APIS)がインドで施行された。このシステムを管理する規則は、インド行き航空機のパイロットはインドに向けて出発する15分前以内にインドの移民局に対し、搭乗者に関する情報（氏名、生年月日、国籍、性別、パスポート番号、パスポート発行国、永住国、及びビザの番号、発行日並びに発行場所を含む）を送信する義務があることを明記している。当該情報は移民局によってチェックされた後、他のインド政府国境管理局と共有される。（カナダ移民難民委員会、情報請求に対する回答、IND100660. E、2006年1月9日）[97b]

34.03 上記情報源には、次のような記載がある。

「UNHCRの法務官によれば、外国で難民申請が却下された後に帰国したインド人は、有効な渡航文書を所持して帰国した場合、かつ、出発時に有効な渡航文書を所持していた場合であれば問題ないとされる。出発及びインド帰国時にインドの法律に違反した者は起訴される可能性がある。申請が却下されたインド出身の難民希望者が一時的な渡航文書を所持して帰国する場合、特に問題なく入国することが可能であろうが、パスポートの有効期限が切れた後に到着した場合、その理由について質問されるであろう。このような到着者は簡単な質問を受けたが、自由に空港を後にすることができた。」[97b]

34.04 中央情報局は、インドに帰国後、外国で難民申請をしたことを理由に不利な取り扱いに直面しているインド人の報告は入手していない。

目次に戻る
資料目録に進む

35. 雇用の権利

35.01 2011年4月8日発行の米国国務省「Country Report on Human Rights Practices 2010 (USSD 2010 レポート)」には、以下のように記載されている。

「州政府の法律は、最低賃金、労働時間、安全及び健康基準を定める。」

「工場法は、1日8時間、1週48時間の最大労働時間、及び、トイレ、食堂、医療設

備、換気装置の設置を含む、安全な労働条件を義務付ける。法律は、労働時間4時間につき30分の休憩時間と超過勤務に対する割増賃金の支払いを義務付ける。これらの標準は近代的な産業部門においては、一般的に実施されているが、総労働力のほぼ93%を雇用していた非公式の経済活動においては概して順守されていなかった。」

「州政府の法律は、最低賃金、労働時間、安全及び健康基準を定める。その年の間、連邦政府は、最低賃金の最小を80ルピー(\$1.80)から100ルピー(\$2.20)に上げ、全ての雇用に対して最低100ルピーが支払われることを示唆していた。最低賃金は、州や産業の分野によって変わるが、概して、労働者や家族の適切な生活水準を提供することはなかった。しかし、工場法に従っているほとんどの労働者は、義務付けられたボーナスや他の利益を含む、最低賃金以上を受け取っていた。州政府は、農業労働者に対する別の最低賃金を設定したが、効果的には施行されなかった。」

「安全及び変更基準の実施は、特に非公式分野及びある公式分野の工業において悪い。…工業事故が頻繁に発生していた。…その法律は、労働者が継続雇用を危うくすることなく、健康と安全を脅かす仕事を離れる権利を労働者に与えていない。」 [2c] (セクション7e)

35.02 同報告は以下のように記載する。

「法律は、労働者が事前の承認や過度の要件を求められることなく、組合を形成し自ら求めて参加することを認める。政府は、通常この権利を尊重する。公務員は、限定された組合を作る権利を有する。4億人を超える国内労働力があつたが、わずか3千万人のみが公式部門で労働していた。…国内の約1千3百万人から1千5百万の組合員のほとんどは公式部門で働き、労働組合は、農業や非公式部門の労働者のごく少数のみを代表していた。約80%の労働組合の労働者は、5つの主な職業連合の一つと関係のある組合の組合員であった。…実際には、結社の自由を含む労働者の権利の法的保護は、組織化された工業部門においてのみ有効であり、ほとんどの場合、合法的な職業組合活動の威嚇や弾圧を行った者を当局が起訴し、罰していた。

「雇用者は、法的には組合を承認する義務はなく、雇用者は、代議制の組合を承認することよりむしろ企業組合、又は『労働者委員会』を設立し及び承認した。」 [2c] (セクション7a)

35.03 また、以下のことも記載されている。「政府は、法律の下での団体交渉を保護するが、雇用者は法的には団体交渉に携わらなければならない義務はない。団体が公正な賃金に合意できない場合は、政府は、解決するために、組合、経営者、政府代表者の審議会を設立することができる。専門労働組合裁判所は労働争議に判決を下したが、長期間の遅延及び未解決の問題が蓄積していた。」 [2c] (セクション7b)

35.04 USSD 2009 レポートは以下のように報告した。「法律は、職場での人種差別を禁止する。実際には、雇用者は、同じ労働に対し女性には男性よりも少ない賃金を支払い、雇用及び借入申込みにおいて女性を差別扱いし、男性よりも低い頻度でしか女性を昇進させなかった。」 [2g] (セクション6)

35.05 USSD 2009レポートは以下のように報告した。

「法律は、強制労働、又は奴隷労働を禁じているが、その慣行は広く行き渡ったままであった。国内の奴隷の推定数は大きく変化し、いくつかの非政府組織はその数を数百万人と置いた。」

「強制労働での雇用者に対する懲役判決は3年であるが、成功した訴訟は稀であった。施行及び犠牲者への補償は、州や地方政府の責任において行われ、不十分な人的資源及び強制労働に対する社会的容認によって有効性は変化した。調査官が起訴するために違反に言及した場合、長い法廷未処理期間及び不適切な起訴により、はしばしば無罪判決に終わっていた。…労働・雇用省の統計によると、法廷に持ち出された奴隷労働訴訟の数は大幅に減少したが、奴隷労働の減少をこれがどの程度反映しているかは不明である。」

「労働省は、奴隷労働の申立てを調査するため、NHRC [国家人権委員会] 及び非政府組織とパートナーとなり続けた。…1976年から労働省は、全国18州から約27万人の奴隷労働者を解放し社会復帰させてきた。」

「不可触民及び種族の一員は、国内の多くの地域で伝統的な奴隷状態の取り決めの下で生活し働いていた。」 [2c] (セクション7c)

35.06 2010年5月28日発行のアムネスティ・インターナショナル・レポート2010は、2009年の出来事を参照しながら、以下のように記載している。「貧困状態で生活している田舎の人々に少なくとも年間100日労働する権利を保障する法律は、いくつかの州において前進したが、その実施は用心深い地方社会に頼り続けた。実施の監視に従事する人権擁護者は暴力や嫌がらせに直面した。」 [3g]

セクション25 児童労働、及びセクション26 人身売買も参照。

目次に戻る
資料目録に進む

36. 土地の取得

36.01 2011年6月4-17日発行のFrontline誌は、公共事業（道路、発電所、鉱山等）のため、又は法人主導の開発（工場等）のための、主に農民からの州による土地取得に焦点を当てた。同誌によれば、国民会議派の党首ソニア・ガンジーは、法律制定は2011年に国会で審議され、土地取得に関する問題を包括的に解決するであろうと述べた。この手続は、これまでのところ1894年施行の土地取得法に基づくものであった。 [19h]

36.02 2011年8月4日のThe Telegraph紙の記事によると、貧しい農民は彼らの土地から強制的に追い出され、又は公正な補償率を騙され、土地マフィア集積人は、農民から安く購入して産業使用のために土地を再区画した後、高く売却することによって、

論争を引き起こしている」と報告した。記事によると、農村貧困者の権利のために活動している優れた運動家、Dr Binayak Sen、が、広範囲に及ぶ農民財産の没収は「時代遅れの土地取得法」の下で行われていた、と言っていると引用した。また、記事によると、「たとえ、迅速な利益を期待する民間契約者に区画が与えられても、その法律は公務員が公の目的のために必要であると宣言することにより土地を取得することを許可していた。」 [130a]

36. 03 2011年アムネスティ・インターナショナル年次報告書は以下のように記載する。
「Adivasi（土着コミュニティ）及び他の社会的に過小評価されたコミュニティによる、彼らの土地及び天然資源を適切な協議や承諾なしに買収する動きに対する反対運動は、企業主導の重要なプロジェクトの一時中断を招いた。これらの事件において人権擁護者は、扇動や反対行動を含む、政治的に動機付けされた嫌疑で、国もしくは民間機関から攻撃を受けた。」

「当局と企業は、適切な協議、及び、鉱山、灌漑用水、他の企業プロジェクトによって影響を受ける、地域の社会的に過小評価されたコミュニティの権利を保護しなかった。いくつかの州では、Adivasi及び他の過小評価された地方コミュニティは、企業の事業によって脅かされた土地に対する、憲法や最近の法律によって保障された権利を尊重しなかった当局に対して抗議した。そのうちの幾つかは功を奏した。」 [3e]

同報告には以下のことも記載されていた。

「Adivasiの権利に対する重要な勝利(2010年)の中で、インド政府はオリッサ州のNiyamgiri丘陵でのボーキサイト採掘、近くのLanjigarhにあるアルミナ精錬所の拡張計画を拒絶した。その計画は、英国に拠点を置くVedanta Resourcesの子会社及び州が所有するOrissa Mining Corporationによって提案された。当局は、両プロジェクトは、森林環境法に違反し、Dongria Kondh種族及び他のAdivasiコミュニティに対する不当な扱いになると認定した。」 [3e]

目次に戻る
資料目録に進む

付録A

主要な出来事の年表

- 1947 英国統治の終了。インド亜大陸は、ヒンドゥー教徒を主体とするインドと、イスラム教徒が大多数を占めるパキスタンに分割される。
- 1947-48 分割後、広範な宗教間衝突が発生し、数十万人が死亡する。
- 1948 マハトマ・ガンジー、ヒンドゥー教過激主義者により暗殺される。
カシミールの紛争地域をめぐり、パキスタンと戦争
- 1951-52 ジャワハルラル・ネルーの指導の下、国民会議派が第1回総選挙で勝利
- 1962 中国との短期間国境戦争終戦。[153]
- 1964 ジャワハルラル・ネルー首相、死去
- 1965 カシミールをめぐりパキスタンと2度目の戦争 [153]
- 1966 ネルーの娘インディラ・ガンジーが首相となる。
- 1971 バングラデシュ(旧東パキスタン)の独立をめぐり、パキスタンと戦争
ソ連と友好条約(20年間有効)を締結
- 1974 インドが初の地下核実験を実施
- 1975 インディラ・ガンジー、選挙不正行為で有罪となり、非常事態を宣言
- 1975-77 約1,000名の野党党員が投獄され、強制産児制限プログラムが導入される。
- 1977 インディラ・ガンジーの国民会議派が総選挙で敗北
- 1980 インディラ・ガンジー、国民会議派の分派組織、国民会議派(インディラ派)を率い、政権に復帰
- 1984 自治を求めるシク教民兵掃討のため、機動部隊が黄金寺院(シク教徒にとって最も神聖な寺院)に突入する。
インディラ・ガンジーがシク教徒のボディガードに暗殺され、その息子ラジブが後継となる。
BhopalのUnion Carbide社の殺虫剤工場でガス漏れ事故が発生。数千人が即死、多数がその後に死亡し、障害者となった。
- 1987 インド、スリランカの民族紛争に平和維持軍を派遣。

- 1989 国民の支持が低下し、国民会議派が総選挙で敗れる。
- 1990 インド軍、スリランカから撤退
イスラム教分離主義者、カシミールでの武力闘争開始。
- 1991 ラジブ・ガンジー、スリランカのタミル・イーラム解放の虎に同調する自爆テロ犯により暗殺される。
PV Narasimha Rao首相、経済改革プログラムを開始。
- 1992 ヒンドゥー教過激主義者がAyodhyaのモスクを破壊し、ヒンドゥー教徒対イスラム教徒間の広範な武力衝突に発展。
- 1996 ヒンドゥー教民族主義者のインド人民党が最大の単独多数党となり、国民会議派は選挙史上最悪の敗北を喫する。
- 1998 BJP、Atal Behari Vajpayee首相の下、連立政権を樹立。
インドが核実験を実施し、諸外国から国際的非難を受ける。
- 1999
2月 Vajpayee、Nawaz Sharif首相と会談し、2国間ラホール平和宣言に調印するためパキスタンへ歴史的なバス訪問。
- 5月 カシミールの支配をめぐり、パキスタンと短期間の戦争が行われる。
- 10月 サイクロンが東部オリッサ州を襲い、少なくとも10,000人が死亡。
- 2000
5月 インド国民、10億人に達する。
- 2001
1月 西部グジャラート州で大地震が発生し、少なくとも30,000人が死亡。
- 4月 国境衝突で16人のインド人兵士と3人のバングラデシュ人兵士が殺害される。
高性能ロケットが打ち上げられ、インドは、巨大人工衛星を軌道に乗せることが可能な国々の仲間入りを果たす。
- 7月 Vajpayee、2年以上の期間を経て二国間サミットでパキスタン大統領Pervez Musharrafと会談。会談は、カシミールをめぐる対立のため、打開策どころか共同声明さえなく終了する。
一連の政治的不祥事とパキスタンのムシャラフ大統領との会談の明白な失敗を原因にVajpayeeが辞職を申し出たが、インド人民党はこれを拒否
- 9月 1998年の核実験後、インド・パキスタン両国に課された制裁を米国が解除。この措置は、同国が米国主導の反テロリストキャンペーンを支持した見返りとして行われたものとされる。

- 10月 およそ1年間にわたり、インドはカシミールの管理ライン沿いにあるパキスタン軍拠点に向け、激しい砲撃を実施した。
- 12月 ニューデリーの国会議事堂を自爆テロ集団が攻撃、数人の警察官が殺害される。5人のテロリストは襲撃で死亡。
国会議事堂襲撃事件の犯人グループである2つのカシミール過激派グループに対し、パキスタンが何らかの措置を講じることを目的として、インドがパキスタンに制裁を実施。パキスタン、これに対する報復として、類似の制裁を実施したが、1月にこのグループを非合法化。差し迫る戦争の恐怖が増大する中、インド、パキスタン間の国境に両国の大軍が配置された。

2002

- 1月 東部沿岸沖でインドが核弾頭の搭載が可能な弾道ミサイル(アグニ)のテスト発射に成功。
- 2月 グジャラート州Godhraの列車火災でAyodhyaから戻る59人のヒンドゥー教徒巡礼者が死亡。この後、宗教間の虐殺が勃発。1,000人以上(ほとんどがイスラム教徒)がその後の暴動で死亡。
- 5月 パキスタンが、核弾頭の搭載が可能な中距離地对地ミサイル(Ghauri)3発を試験発射。
インド・パキスタン指導者間の舌戦が激化。現実の戦争の開戦が差し迫る。
- 6月 戦争回避に向けた外交攻勢を維持しつつも、英国及び米国、自国民に対しインドとパキスタンからの出国を要請。
- 7月 引退した科学者で、インドのミサイルプログラムの立案者APJ Abdul Kalamが大統領に当選。

2003

- 8月 ボンベイの2つの同時爆弾テロにより、少なくとも50人が死亡。
- 12月 インドとパキスタン、直行便を再開し、上空飛行を許可。

2004

- 1月 政府と穏健派カシミール分離主義者との間で画期的な会談が行われる。
- 5月 国民会議派、総選挙で電撃的な勝利。マンモハン・シン、首相に就任。
- 9月 インドは、ブラジル、ドイツ、日本と並んで国連の安全保障理事会の常任理事国に志願する。
- 11月 インド、カシミールから軍隊の一部撤退を開始。

12月 インドネシア沿岸沖の海底地震を原因とする津波で数千人が死亡。この地震で南部、アンダマン諸島とニコバル諸島の沿岸コミュニティが壊滅的被害。

2005

4月 インド領カシミール州のSrinagarとパキスタン領カシミール州のMuzaffarabad間で60年ぶりにバスの運行が再開。

7月 ムンバイ（ボンベイ）とマハーラーシュトラ地方で、モンスーン雨による洪水と地滑りにより1,000人以上死亡。

10月 パキスタン領カシミール州を震源とする地震により、インド領カシミール州で1,000人以上死亡。
爆弾によりデリーで62人死亡。無名のカシミールのグループが犯行声明を出す。

2006

2月 約6千万人の家族を貧困から救うため、インドで過去最大の農村部向け職業基本構想が開始される。

3月 米国大統領ジョージ・W・ブッシュの訪印中に、米国及びインドが核協定に調印。米国はインドに対し非軍事的核技術を提供し、インドは核計画に対するさらなる調査措置に同意。
ヒンドゥー教徒の巡礼都市Varanasiの爆発で14人死亡。

5月 インド領カシミールにて過去数ヶ月間の最悪の攻撃が行われ、イスラム過激派と見られる民兵が35人のヒンドゥー教徒殺害。

7月 ムンバイでのラッシュアワーの列車爆弾テロで180人以上死亡。調査団は、パキスタンを拠点とするイスラム過激派が犯人であると断定。

9月 西部Malegaon町のモスクの外で爆発が起き、少なくとも31人が死亡。

11月 中国首相によるインド訪問としては10年ぶりとなる胡錦濤がインドを訪問。

12月 米国大統領ジョージ・W・ブッシュがインドに対し、米国の核処理施設・燃料を購入することを認める異論の多い法律を30年ぶりに承認。

2007

2月 ニューデリーからパキスタンの都市Lahoreに向かう列車に乗っていた68人の乗客（ほとんどがパキスタン人）が、爆風と火災により死亡。
インドとパキスタンが偶発的な核戦争のリスクを減少させることを目的とした協定に調印。

3月 チャッティースガル州の毛沢東主義派反乱軍が夜明けの攻撃で50人以上の警察官を殺害。

- 4月 イタリアの人工衛星を搭載したインド初の商業宇宙ロケット打ち上げ。
- 5月 ハイデラバードの主モスクで爆発が発生し、少なくとも9人死亡。その後の暴動でさらに数名が死亡。
- 7月 インド、HIV又はAIDS感染者の数が当初に公表した数の約半分であることを発表。以前の推定値は500万人であったが、今回の厚生省の計算は、合計で200万人から310万人の間とした。Pratibha Patil、インドで最初の女性大統領として当選。

2008

- 7月 論争を呼んだ米国との核に関する協力に対する支持を左翼政党が撤回した後に行なわれた信任投票で、国民会議派率いる連立政府はかろうじて信任された。投票後、いくつかの左翼・地域政党は政府の腐敗を攻撃し、反政府の新しい連立を結成した。連続爆発事件によりグジャラート州で49人死亡。インドのMujahideenが犯行声明を発表。
- 11月 ムンバイの観光ビジネスエリアで武装集団グループによる同時多発テロが発生し、約200人が死亡し、数百人が負傷。インドはこの襲撃をパキスタン出身の民兵によるものと非難し、Islamabadに対し実行犯への断固たる処置を要求。
- 12月 インド、パキスタンとの和平交渉の「中断」を発表。

2009

- 4月 ムンバイ攻撃の唯一の生存容疑者の裁判開始。
- 5月 4月16日から5月13日にかけて5段階で投票が実施された総選挙に会議派に主導された統一進歩同盟（UPA）が勝利。マンモハン・シン、大統領に再就任。
- 6月 政府、インド共産党（毛沢東主義派）を禁止。
- 7月 デリー高等裁判所、（同性者間の合意上の性行為を刑事罰の対象と定めた）インド刑法第377条は違憲であると判決。 [80c]
- 11月 2002年のBabri Masjidのモスクの破壊についてのLiberhan委員会の報告書が発行される [60f]
- 12月 連邦政府、アンドラ・プラデーシュ州の南部のテランガナと呼ばれる新しい州を認可する声明。新州に反対派と賛成派の武力衝突発生。

2010

- 2月 西部のマハーラーシュトラ州のPuneの旅行者に有名なレストランで爆破があり、16人が死亡し、安全性に対する不安が拡大。
- 5月 2008年のムンバイ攻撃時の唯一の武装犯人生存者、Ajmal Amir Qasab、殺人、インドへの戦争蜂起、爆弾所持の罪で有罪判決。

- 6月 Bhopalの裁判所、1984年のUnion Carbide社のガス漏れ事件に対し、義務不履行により死者を出したことに對し、8人のインド人それぞれに對し懲役2年の有罪判決。
- 9月 1992年のヒンドゥー教過激派による聖地Ayodhyaのモスクの破壊が、2000人の死者を出す暴動の引き金となったことを踏まえ、Allahabadの高等裁判所、紛争中の聖地Ayodhyaはヒンドゥー教とイスラム教で分割する判決を下す。
- 10月 デリーでのCommonwealth Games、施設の狀態に對し広まった反論及び貧困者団体の要求にも関わらず、決行される。

2011

- 1月 食糧価格インフレが18%に達する。[32bq]
- 2月 グジャラート州裁判所、2002年のGodhraの客車に放火した罪で31人が有罪判決。電気通信大臣Andimuthu Raja、実態価格のわずかな価格で携帯電話周波数ライセンスを販売し、国庫に245億ポンドの収入損失を負わせたとして逮捕、起訴される。
- 3月 2011年国勢調査の結果、インドの人口は12億1000万人で、10年間で1億8100万人増加。
- 4月 有名なイスラム教牧師Maulvi Showkat Ahmed Shah、インド統治カシミールのモスクの外での爆破により死亡。[32bt]
4月、5月、いくつかの州で議員選挙。
- 5月 大統領、2004年以来で初めて、2人の死刑執行を承認。[3h]
- 7月13日 ムンバイ市街で、3回の組織的な爆破で、少なくとも24人死亡、130人以上負傷。どのテロリスト集団からも犯行声明なし。[32bz]
- 8月 有名な社会運動家アンナ・ハザーレー、反汚職法の締め付ける政府の提案が彼の要求に達しないので、州の汚職に抗議し、デリーでハンガーストライキを行う。
- 11月 政府大臣を含む14人、インド史上最大の汚職スキャンダル（賄賂と引き換えに値下げ価格での携帯電話ライセンスの販売に関与したといわれている電気通信の取引）で裁判にかけられる。

2012

- 1月 HUNGaMA Survey Report 2011、（調査地域の）5歳未満の子供の42%は体重不足だったと報告。首相、子供の栄養失調に「国民の恥」の烙印を押した。[154a]

出典：BBC News：インドタイムライン、注釈のある場合を除き2012年1月24日更新 [32a].

目次に戻る

[資料目録に進む](#)

付録B

政党

2009年総選挙の立候補者は、1055の政党から立候補した。(BBC News, 2009年3月30日) [32ai]
主要な、国に基礎をおく政党、及び、地域政党を以下に列記した。

全インド草の根会議派 (TMC)

Website: <http://aitmc.org/>

2004年に民族主義会議派のSangma派と合併。主導者: ママタ・バネルジー。[1] 草の根会議派、2011年5月の西ベンガル議員選挙で勝利し、新しい州政府を樹立。[32bv]

アソム人民会議 (AGP) (Assam People's Council)

1985年に結党。全アッサム人民闘争連盟および全アッサム学生連合からの支援を得ている。(会長: ケジャブ・マハンタ) 多様国家インドの統一とアッサムの統合を唱える。党首はブリンドバン・ゴスワミ。[1] [7c] 2005年にAGPは分裂。分裂した党の設立者はプラフラ・クマール・マハンタ党首。同氏は除名され、アソム人民会議進歩党という別の党を結党した。ブリンドバン・ゴスワミが元のAGPの党首。[7c]

大衆社会党 (BSP) (Majority Society Party)

Website: www.bspindia.org

指定カーストの擁護者として1980年に結党され、ウッタル・プラデーシュ州で強い勢力を誇る。党首: クマリ・マールヤワティー。同党は、2009年総選挙で第3の連立同盟の一部として21議席(得票総数の5.4%)を獲得。[63] [1] [32a1]

インド人民党 (Indian People's Party) (BJP)

Website: www.bjp.org

連立与党の国民民主連合 (NDA) の主要政党。BJPの起源は、伝統的ヒンドゥー教価値観及び中小企業の利害、貿易業者、商人、中産階級を代表する政党、ジャナタ党にまで遡る。BJP及びその同盟 (NDA) は2004年から野党。同党は、2009年総選挙で116議席を獲得。党首: ニティン・カドカリ Shri Nitin Gadkari。1,050万人の党員を擁する。[63] [1]

インド共産党 (CPI)

Website: www.cpindia.org

1925年に結党され、労働者階級による社会主義社会の樹立、および究極的には共産主義社会の樹立を唱える。9人のメンバーからなる中央事務局がある。同党、2009年総選挙で第3の連立同盟の一部を構成し、下院で4議席を獲得。主導者: Gurudas Dasgupta。書記長: アルドゥヘンドゥ・ブーシャン・バルダン。[63] [1] [32a1]

インド共産党マルクス主義派 (CPI-M)

Website: www.cpim.org

インド共産党から離脱したグループにより、1964年に結党。独立の地位を維持し、87人のメンバーから構成される中央委員会と、15人で構成される政治局とによって運営されている。CPI (M) は、2009年総選挙に第3の連立同盟の一部として出馬し、Lok Sabha (インド下院連邦議会) の16議席を獲得。書記長: プラカシュ・カラト。2009年、1,042,287人の党員

を擁す。[32d][1]

ドラヴィダ進歩連盟 (DMK)

Website: <http://www.dmk.in/>

1949年に結党。連邦主義の強化を唱え、北部支配に反対する。支持者はタミル・ナードゥ州に限られる。1972年、同党の分派が離脱し、全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟を結党。統一進歩同盟のメンバーであるDMK、2009年総選挙で18議席を獲得。[32n] [32a1]

インド国民会議派(INC)

Website: www.congress.org.in

会議は独立運動を指導し、宗教、民族、社会階級の区別を超えて、インド政界において強い力を依然として維持している。しかし、継承に重点を置く政党であり、ネルー・ガンジー一家のメンバーが党の歴史の大部分で党を率いてきた。前首相ラジブ・ガンジーの未亡人ソニア・ガンジーは1998年4月にINCの議長となった。2004年国政選挙はBJP統治を終了させ、新しい左翼連立内閣である、首相マンモハン・シン主導の統一進歩同盟をもたらした。[63] [1] 国民会議派、2009年議会選挙で206議席を確保。[32a1]

ジャンム・カシミール民族協議会 (JKNC)

Website: <http://www.jknc.in/>

本部はスリナガル州にある。旧全ジャンム・カシミール民族協議会。1931年に結党され、1939年に改名、1975年に活動を再開する。内部自治と責任ある自己統治を主張する、州に拠点を置く政党。インド連邦への加盟を受け入れる。議長: Farooq Abdullah。(党員は100万人)[1]

ジャナタ・ダル (統一派)

Website: <http://www.janatadalunited.org/>

ジャナタ・ダル内で分裂後、1999年の下院議会選挙の直前に結党。ビハール州に強力な支持基盤を持つ。国民民主連盟連立政権の下、2009年選挙で20議席を獲得。党首: Nitish Kumar. [32a1] [7c] [1]

ジャナタ・ダル (世俗主義)

Website: <http://www.janatadalsecular.org.in/>

ジャナタ・ダルの少数派はBJPとの連立に同意せず、ジャナタ・ダル (世俗主義) を結党。党首: H. D. デブ・ゴウダ。[1]

ジャールカンド解放戦線

連立与党の統一進歩同盟と協調。党首: シブ・ソレン [1]

民族主義会議派 (NCP)

Website: www.ncp.org.in

1999年に国民会議派からの離脱会派として結成。2004年1月、シェラド・パワル派とプルノ・シャングマ派の2つに分裂。2006年に再統合。現在の党首: シェラド・パワル。2009年選挙で、インド国民会議派に導かれた統一進歩同盟のメンバーとしてNCPは9議席を獲得、2011年8月の時点で2人の内閣大臣を輩出。[32a1] [1] [16d]

労働者党

Website: <http://www.pmkparty.org/>

1989年結党。タミル人の利益を掲げる。指導者：アンブマニ・ラムドズ。[1]

民族人民党(RJD) (National People' s Party)

1997年にジャナタ・ダルからの離脱会派として結成。指導者はラールー・プラサード・ヤーダヴ。2009年議会選挙で4議席を獲得。[1] [32a1]

革命社会党

1940年結党。マルクス・レーニン主義。指導者：デバラータ・バンドパドヌアイ。総書記：T. J. Chandrachoodan。[1]

社会主義党 (Socialist Party)

Website: <http://www.samajwadiparty.in/index.php>

開発から取り残された特定のカーストやイスラム教徒の積極的な擁護者として、V. P. シンのジャナタ・ダルから離脱した人々が結党。職や教育における優先確保を支持。支持者層の大部分はウッタル・プラデーシュ州に限定される。党首：ラーヤム・シン・ヤーダヴ。[7c][1]

シロマニ・アカリ・ダル (SAD)

Website: <http://www.shiromaniakalidal.org.in/>

1920年結党のパンジャブに拠点を置く政党。それぞれが真のAkali Dalを主張する6つの分裂派の中の最大派。より大きな国家自治を支持し、BJPと連合を組む。総裁：Sukhbir Singh Badal。[1]

シヴ・セーナー (Shiva' s Army)

Website: <http://www.shivsena.org/> (マラーティー語サイト)

1966年結党。シヴ・セーナーとしてより一般的に参照されるHindu Sheve Sana Partyは、マハーラーシュトラ州の主要都市ムンバイのマラーティー語を母国語とする人々の擁護政党として1960年代に出現した政党。同党は、インド内の各政党の中でヒンドゥー国家主義を提唱する政党となった。長期に渡る党首はバル・タークケーライであったが、最近2010年に息子のAdityaが後任となる。シヴ・セーナーの考え方は、しばしば過激で時々武力行使する政党。ムンバイの移住者に対する宗教的民族的熱狂愛国主義者、特にイスラム教徒の国際的テロリストを奨励しているとの世評。1990年代初頭の反イスラム暴力で大きな役割を果たした。党首は、人種間の憎悪を扇動したことで有罪判決。2009年総選挙で、シヴ・セーナーは、全てはマハーラーシュトラ州であるが、下院議会選挙の543議席中11議席を獲得。2009年マハーラーシュトラ州総選挙で、シヴ・セーナー288議席中45議席を獲得。[103a]

テルグ・デーサム党 (NAIDU)

Website: <http://www.telugudesam.org/tdpcms/>

1982年結党。アンドラ・プラデーシュ州に拠点を置く。議長：チャンドラバブ・ナーイドゥ。連邦レベルではBJPを支援。[32m]

目次に戻る

資料目録に進む

付録C

非合法テロリスト/反政府グループ

1967年非合法活動（防止）法でテロリスト組織として宣言された組織

出典（別の記載がない限り）

組織のリストについては内務省[24r]

組織の記載については、South Asia Terrorism Portal (SATP) [44]

アクヒル・ブラハート・ネパーリ・エクタ・サマジ (ABNES)

インドに居住するネパール人の統一と福祉の実現のため、1979年に結成。次第にテロリズムに関与するようになり、ネパールの毛沢東主義派反乱軍の戦線として行動。2002年テロリズム防止法 (POTA) で2002年7月に非合法と指定された。[44e] (その他の過激派グループ) 詳細は以下を参照。

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/terroristoutfits/ABNES.htm> [44e]

アル・バドー

「カシミールの自由闘争」の強化とジャンム・カシミール州の「解放」のため、1998年に結成。統一ジハード評議会 (UJC) の一部。ジャンム・カシミール州で活動しパキスタンを拠点とするテロリストグループの連合。2002年4月に非合法の指定を受け、米国でも外国テロリスト組織として指定を受けている。[44f] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/jandk/terrorist_outfits/Al_badr.htm [44e]

アル・カイダー

Osama bin Ladenによって結成された世界的テロリストネットワーク。

全トリプラ解放の虎 (ATTF)

1990年7月に北部・南部トリプラ州の小規模な種族過激派グループ、全トリプラ種族武装軍として設立され、1991年に手強いテロリスト部隊として出現。1997年4月に非合法化される。[44g] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/tripura/terrorist_outfits/atf.htm [44e]

アル・ウマル・ムジャヒディーン

武装闘争によるジャンム・カシミール州の解放を目指して1989年に結成。[44f]

ババル・カルサ・インターナショナル (BKI)

カリスタンのテロリストグループの中では最も古く、最も組織化されている。カリスタンと呼ばれる独立シク国家の建設を目指し、1978年に結成。[44a] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/punjab/terrorist_outfits/BKI.htm [44e]

セクション20: パンジャブ州の過激派組織も参照。

インド共産党毛沢東主義派とその全構成及び同盟組織

インド毛沢東主義派共産主義センター(MCC)及びインド共産党(マルクス・レーニン主義派)人民戦争共産党(別名:人民戦争グループ又はPWG)が2004年9月に合併して1つの新組織、インド共産党毛沢東主義派を結成。

インド共産党毛沢東主義派の新聞発表によれば、この統合は、インドでの「革命」の目的を促進するために行われたとされている。この新政党はネパール共産党毛沢東主義派との緊密な協力を誓っている。戦略の一環として、インド共産党毛沢東主義派は、インド国民会議派が運営する中央政府と、主流派の共産党同盟であるインド共産党およびインド共産党マルクス主義派に激しく反対している。[44e] (左翼過激派グループ) 詳細は以下を参照。
http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/terroristoutfits/CPI_M.htm [44e]

セクション8: 内部治安状況: ナクサライト毛沢東主義派の武力衝突、及びセクション11: 非政府武装組織: ナクサライト毛沢東主義派も参照。

ディーンダル・アンジュマン

ディーンダル・アンジュマン(宗教組織)は、イスラム教を唯一の世界宗教と認識。このグループは、2000年のアンドラ・プラデーシュ州、ゴア州、及びカルナータカ州の複数の礼拝所で13件の爆破事件を実行し、世間の注目を集めた。[44e] (その他の過激派グループ) 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/terroristoutfits/deendar_anjuman.htm [44e]

ドクタラン・エ・ミラット (DEM)

1987年に結成された女性組織。カシミール問題は最大の宗教上の問題であり聖戦は義務と主張。パキスタンのカシミール峡谷の取得を支援。[44f] 詳細は以下を参照。

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/terroristoutfits/index.html> [44e]

ヒニウトレプ民族解放評議会 (HNLC)

ヒニウトレプ・アチク解放評議会 (HALC) の分裂後、メガラヤ州を専らカシ族のための州に変え、「外部者」の駐留と戦う目的で1992年に結成。2000年11月に非合法の指定を受ける。[43d] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/meghalaya/terrorist_outfits/hnlc.htm [44e]

ハラカト・ウル・ムジャヒディーン

HuMはパキスタンを本拠とするテロリスト集団。[44f]

ヒズブル・ムジャーヒディーン (HM)

ジャンム・カシミール州で活動する大規模グループのひとつ。1989年に結成され、イスラム教組織のジャマート・エ・イスラミ (JeL) の過激派と伝えられている。[44f] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/jandk/terrorist_outfits/hizbul_mujahideen.htm [44e]

インディアン・ムジャヒディン、全構成及び同盟組織

パキスタンに拠点を置くラシュカレ・エ・トイバ（下記参照）と密接な関連を有し、インディアン・ムジャヒディンは、2007年以降のインドで発生した主なテロリスト攻撃の幾つかの実行犯であると言われている。AzamgarhのSadiq Israr Sheikhは現在のインディアン・ムジャヒディンの主導者であると信じられている。組織は4つの党派、Shahabuddin Ghouri Brigade、モハンマド・ガズナヴィ旅団、シャヒード・アル・ザルカウィ旅団、及びメディア部門で運営される。

インディアン・ムジャヒディンによる攻撃は、裁判所の爆破、60人以上を殺害し多数の負傷者を出した2008年5月のJaipurでの9回の爆破、38人を殺害し100人以上の負傷者を出した2008年7月のグジャラート州Ahmadabadでの同時爆破、を含むと信じられている。(The Hindu、2011年9月8日) [60w] (Jamestown Foundation、2009年3月3日) [71a]

国際シク青年同盟

1984年に英国で結成。シク教徒のための独立国家建設を目指す。現在の指導者はラクビル・シン・ロデ。[44a] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/punjab/terrorist_outfits/ISYF.htm [44e]

ジャイシュ・エ・モハメッド

2000年に結成され、2001年12月に起きたニューデリーのインド国会議事堂テロ攻撃の犯行グループ。2001年10月にPOTAに基づき、非合法化された。米国でも外国テロリスト組織として指定された。イスラム教徒テロリスト集団の一部はパキスタンに本拠を有し、ジャンム・カシミール州で活動。[44f] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/jandk/terrorist_outfits/jaish_e_mohammad_mujahideen_e_tanzeem.htm [44e]

ジャミアット・ムジャヒディーン

ヒズブル・ムジャーヒディーンを離脱し、1990年に結成。[44f] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/jandk/terrorist_outfits/jamiat_ul_mujahideen.htm [44e]

ジャンム・カシミールイスラム戦線

このグループは、既に活動を休止。(MIPT Terrorism Knowledge Base) [69a]

カンダレイ・ヤウル・カンナ・ループ (KYKL)

1994年1月に結成。マニプル社会から、不道德活動(薬物取引や汚職を含む)のような、あらゆる悪徳を一掃し、同社会を「再建」することを主たる目的としている。グループの名前は「マニプル革命運動救援機構」という意味である。[44i] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/manipur/terrorist_outfits/kykl.htm [44e]

カンダレイ・パク共産党 (KCP)

マニプルの独立を回復するため、1980年に結成。KCPは、メイティ語文化の保護に関心を持ち、Manipurのインドからの分離を要求している。[44i] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/manipur/terrorist_outfits/kcp.htm [44e]

カリストン司令隊 (KCF)

Manbir Singh Chaheruによって1986年に設立。KCFの明確な目的は、カリストンのシク教徒国家の最終的な形成。KCFは、インドのパンジャブ州で、しばしばシク教徒武装集団とともに活動し、1980年代から1990年代初頭にかけてインド治安部隊と武力衝突。[44e]

カリストン・ジンダバド・フォース (KZF)

ジャンムに拠点を置くシク教徒によって大部分は構成され、指導者はRanjit Singh Neeta。最高のカリストン国家の設立を目的とする。主な活動地域はパンジャブ、ジャンム、デリー。[44e] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/punjab/terrorist_outfits/KZF.htm [44e]

ラシュカレ・タイバ(LeT) /Pasban-e-Ahle Hadis

「敬虔な者の軍隊Army of the Pure」の意。ジャマット・ウド・ダワとしても知られる。パキスタンのラホール州を拠点とする。主な活動地域はジャンム・カシミール州だが、インド全域で攻撃を実行。

「LeTが公言するイデオロギーは、ジャンム・カシミール州に対するインドの統治権に単に異議を唱えるだけのものではない。ラシュカルの「政策」（「我々はなぜジハードを遂行するのか」という題名のパンフレットに概説される）には、インドの全地域に対するイスラム支配の回復が含まれる。さらにこの集団は、パキスタンを取り囲む国々においてイスラム教徒が多数を占める地域の統合を目指している。この目的に向け、LeTはジャンム・カシミール州、チェチェン、およびその他の中央アジア地域で活動している」。[44f] ムンバイ虐殺を実行したとして非難されているこの集団の創立者ハフィズ・マハマド・サイードは、2008年12月11日にパキスタンの警官に拘束された。[50b] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/jandk/terrorist_outfits/lashkar_e_toiba.htm [44e]

タミル・イーラム解放の虎 (LTTE)

LTTEは、スリランカの北部・東部州にタミル・イーラム（国）という名のタミル人のための独立国家を創設することを目指している。一時は、スリランカ領土の四分の一を支配していた。LTTEは最後、2009年5月18日の指導者プラバカルンを含むが多数が殺害され、5月20日にスリランカ政府は、第4次Eelam戦争の終結を公式に宣言。[44e]

マニプル人民解放戦線 (MPLF)

統一マニプル解放戦線 (UNLF)、人民解放軍(PLA)、及びカングレイバック人民革命軍 (PREPAK)を参照。いずれもマニプル人民解放戦線として周知の統一組織を運営基盤とする。[44e] (マニプル州)

毛沢東主義派共産主義センターMaoist Communist Centre (MCC)、全構成及び同盟組織

Dakshin Deshとして1969年結成。インド共産党(マルクス・レーニン主義派)が1969年にいくつかの毛沢東派グループと合併したとき、左翼過激派グループの一つのDakshin Deshは合併せず、独立グループとして留まることを決定。1975年、組織はインド毛沢東主義派共産主義センターと改名。人民戦争による人民政府の設立を目的とする。MCCは50隊からなる軍事組織を有し、the Naujawan Pratirodh Sangharsh Manch, Krantikari Budhijivi Sangh,

Krantikari Sanskritik Sangh, Krantikari Chhatra League, Communist Yuva League, Naari Mukti Sangh 及び Mazdoor Mukti Sanghを含む同盟組織を有する。詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/maoist/terrorist_outfits/MCC.htm
[44e]

ボドランド民族民主戦線 (NDFB)

ボド治安部隊(BdSF)として1986年に結成。NDFBは現在、政府との停戦合意を遵守している。
[44j] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/assam/terrorist_outfits/ndfb.htm [44e]

トリプラ民族解放戦線 (NLFT)

1989年に結成、1997年4月に非合法化される。POTAによりテロ指定。武装闘争によるトリプラの独立の達成が目的といわれている。[44g] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/tripura/terrorist_outfits/nlft.htm [44e]

マニプラ人民解放軍 (PLA)/人民革命戦 (RPF)

1978年に設立。マニプルの解放のため、北東部全域をカバーする革命戦線を組織し、すべての民族グループ(メイティ族、ナガス族、およびクキ族を含む)を統一することを目的とする。PLAはメイティ族の組織だが、自らを非メイティ族の声も代弁する、部族をまたがる民族横断型組織であると主張している。[44i] RPFはPLAの政治部門。[44i] (People's Liberation Army) 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/manipur/terrorist_outfits/pla.htm [44e]

カングレイパック人民革命軍 (PREPAK)

1979年に結成され、マニプル州からの「外部者」追放を要求している。[44i] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/manipur/terrorist_outfits/prepak.htm [44e]

人民戦争グループ (PWG)、全構成及び同盟組織

公式名称: The Communist Party of India (Marxist Leninist) (People's War): CPI-ML (PW)

1980年アンドラ・プラデーシュ州でKondapalli Seetharamaiahによって設立。総書記: Muppala Lakshman Rao、別名Ganapathi。PWGの思想は、組織化された農民反乱の中国人指導者毛沢東の理論に帰着する。PWGの戦闘部隊は人員ゲリラ軍として組織され、40人の軍隊を60隊ほど保有する。[44e] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/maoist/terrorist_outfits/PWG.htm
[44e]

(注: PWGは、合法政党であるインド共産党マルクス主義派(CPI-M)とは関連がない。)

インド学生イスラム運動 (SIMI)

インドでのイスラム革命を主張するイスラム教原理主義グループ。[44e] (その他の過激派

グループ) 詳細は以下を参照。

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/terroristoutfits/simi.htm> [44e]

タミル・ナードゥ解放軍(TNLA)

TNLAは、インド平和維持軍 (IPKF) がスリランカに派遣され、インド国内でタミル・イーラム解放の虎 (LTTE) に対する同情が高まった1980年代に活動を開始。2002年7月にPOTAに基づく非合法の指定を受ける。公式の情報源によると、指定を受けた後、TNLAの幹部がタミサル・ビドゥタライ・ルアカームという新しい名称で活動を再開したとされている。[44e] (その他の過激派グループ) 詳細は以下を参照。

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/terroristoutfits/TNLA.htm> [44e]

タミル人民回復軍 (TNRT)

1980年代後半以降、Tamil Naduで活動していると信じられ、インドでのタミル人独立国家建設のために闘争している。[44e] (その他の過激派グループ) 詳細は以下を参照。

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/terroristoutfits/TNRT.htm> [44e]

アッサム統一解放戦線 (ULFA)

別名アソム統一解放戦線。1979年に結成され、明確に区分された政治部門と軍事部門を有する。武装闘争を通じて「独立国家社会主義アッサム」の建設を目的とする。ULFA幹部の大半は、バングラデシュから作戦を指示していると伝えられている。[44j] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/assam/terrorist_outfits/ulfa.htm [44e]

統一人民解放戦線 (UNLF)

UNLFは1964年に結成され、マニプルにおける独立と社会主義社会の建設を目的とする。1990年、UNLFはインドからのマニプルの「解放」を目指し、武装闘争を開始した。また、同年、マニプル人民軍 (MPA) と呼ばれる軍事部門を創設した。[44i] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/manipur/terrorist_outfits/unlf.htm [44e]

1967年非合法活動 (防止) 法で列挙されている組織 : 1947年に制定され時々改正された国連 (安全保障理事会) 決議の第2章の下で作成された2007年U. N. Prevention and Suppression of Terrorism (Implementation of Security Council Resolutions) 指令の一覧表に挙げられた組織[24r]

目次に戻る

資料目録に進む

付録D

その他の組織/反政府勢力/過激派グループ

アル・マジナ

別称：アル・ハジド連隊、アル・マジナ、アル・メジナ。インド領カシミール及びパキスタンを拠点とする。「アル・マジナはほとんど無名の過激派集団で、インド領カシミールで発生した数回のテロ攻撃の犯行組織。」 [69a]

アル・マンソレイン

活動拠点：インド、カシミール、パキスタン。2003年に設立。

「アル・マンソレインはカシミールの分離主義組織で、カシミール峡谷内でインド人を標的とした攻撃を行っている。国連がラシュカル・エ・トイバを非合法化して以降、LeTの前線部隊が多く発生したが、アル・マンソレインはその一つである。アル・マンソレインの主要な戦術は、自爆テロである。」 [69a]

アル・ズルフィカル

「活動拠点：アフガニスタン、インド、リビア、パキスタン、シリア

アル・ズルフィカルは、1997年に元パキスタン首相のズルフィカル・アリ・ブットーの長男ミル・ムルタザ・ブットーによって設立。ズルフィカル・アリ・ブットーは、7月に軍事クーデターで政権を奪取され、同年9月に殺人容疑で逮捕された。アル・ズルフィカルの目的は、ブットーを追放した軍事政権を崩壊させることであつた。政権を指揮したのはジア・ウル・ハク将軍である。アル・ズルフィカルは、ジア政権に反対するアフガニスタンとインドの公安当局から資金援助を受けていた。」 [69a]

アチク民族義勇兵評議会 (ANVC)

メガラヤ州Garo丘陵及びアッサム州の広大なKamrup県とGoalpara県から成る『Achik Land』と呼ぶ祖国の建設を意図して1995年に結成。ANVCは2004年7月にインド政府と停戦協定を締結した。[43d] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/meghalaya/terrorist_outfits/anvc.htm [44e]

全インドシク学生連合 (AISSF)

AISSFは1944年に設立。設立者は総裁のサルダル・スワルプ・シン。シク教徒の独立国家建設を求める決議を行なった最初の団体。その他の目的としては、大学に通うシク学生への、シク教の促進と普及がある。AISSFはシク教徒の独立国家を求めたが、1981年にビンドラワルの下で武装勢力が台頭するまで戦わなかった。これ以降、多くのAISSFのメンバーが民兵組織に加わった。[7d] 2005年8月18日付のFCO勧告文書は、「知りうる限り、AISSFは1984年に非合法化され、その後、1985年に解除された」と言及している。

「AISSFは以来、いくつかの派閥に分派し、パンジャブの複数の大学で活動していると思われる。AISSFは現在、シク学生連合 (SSF) という名前で活動している。「全インド」という文言は1991年に削除された。最初は3つの派閥が存在したが、現在は2つとなっている。主流はSSF派で、もうひとつがビトー派である。後者はMandhir Singhが率いている。」 [7a]

SSFの現総裁はグルチャラン・シン・グレワルである。組織の本部はAmritsarにあるが、現在ではLudhiana地区(住所:142026、パンジャブ州Ludhiana、Jagraon、Tehsil Road 1756)から指令が出されているという。SSFには100人の幹部メンバー(うち50人が事務職)がいる。副総裁はスレンドラパル・シン、クルワント・シン・カマル、サラブレット・シン及びパラムジット・シン。事務総長はマジョール・シン、シスパル・シン及びジャスパル・シンである。SSFはグル・グラント・サーヒブ(シク教の聖典)のイデオロギーと大司教ジャテダルを長とするアカールタクト(宗教的・政治的権限の最高の座席)の原則を堅持している。SSFは、シク教の原則に従って行動するが、ジャテダルの助言を頻繁に受けている。[7a]

ボド解放の虎 (BLT)

別名:ボド解放の虎軍 (BLTF)。アッサムの以前のテロリストグループ。1996年に結成、ブータンとインドに本拠を置く。最後の攻撃は2003年3月24日。アッサムに住むボド人の利害を保護するためにプラム・シン・ブラーマによって設立された。BLTはアッサムから独立した「ボド州」の創設を支持するが、インド憲法の支配と保護を希求している。また、BLTは法の支配に服することに同意している。完全に解散したと見られており、このグループが再出現する可能性はかなり低い。[69a] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/assam/terrorist_outfits/bltf.htm [44e]

ディマ・ハラム・ダオガ (DHD)

1996年に結成、メンバーは400人未満。

「ディマ・ハラム・ダオガ (DHD)は、過去10年以上にわたってインド北東部のアッサム地方で活動してきたテロリスト組織である。DHDは、ディマサ人民治安部隊(DNSF)が1995年に降伏した後、同組織の分派としてジュエル・ガルロッサによって1996年に設立された。このグループは、ディマサ族のための政治的な自治、および専らディマサ族のための独立州(ディマラジ)の創設を求めている。現在、DHDは2002年12月23日に宣言された停戦を遵守している。しかしながら、DHDと、その他のKarbi族テロリスト組織(例えば、統一人民民主連帯(UPDS))との間でゆすりや銃撃戦が発生しているとの報告が依然としてなされており、政府は、同グループが停戦合意に違反していると主張している。DHDのメンバーは、インドの、カチャール、NCヒルス、カルビ・アングロング、及びナガオン地区で活動を継続している」。[69a] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/assam/terrorist_outfits/bltf.htm [44e]

イスラム・インクラブ・マハス

別名:イスラム革命グループ。活動拠点:インド、カシミール、パキスタン
MIPTには、次のような記載がある。

「イスラム・インクラブ・マハス (Islamic Revolutionary Group)は実体の不明な過激派グループで、パキスタン、カシミール、インドで活動していると考えられている。このグループは、1997年にパキスタンで発生した4人のアメリカ人契約社員の殺害事件について犯行声明を出したことで注目を集めた。イスラム・インクラブ・マハスはその後数年間、姿を消したが、2005年10月、インドのニューデリーで数十人の命を奪った3件の壊滅的な爆発事件について犯行声明を出し、再び耳目を引いた。現時点では、イスラム・インクラブ・マハスがニューデリーのマーケット爆発事件に実際に関与していたかどうかは不明である。また、同グループが独立したテロリスト組織であるのか、あるいはLeTその他の過激派グル

ープの前線部隊として活動しているのかも不明である」。[69a]

ジャナシャクティ

「インド共産党(マルクス・レーニン主義派) Janashaktiは、インド南部のアンドラ・プラデーシュ州で活動する左翼過激派である。公式には1992年7月に発足。ジャナシャクティはアンドラ・プラデーシュ州で現在も活動しているが、多数の幹部の死亡や投獄によって、「革命」を実行する活動能力が著しく制限されている。2005年8月になされた極めて強烈的な決定において、アンドラ・プラデーシュ州政府は毛沢東主義派の数団体を非合法化したが、ジャナシャクティはその中に含まれていなかった。これは同グループによる脅威がそれほど顕著でないとされたためである。」[69a] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgrp/countries/india/maoist/terrorist_outfits/Janashakti.htm [44e]

ジハード委員会

「ジハード委員会はインドのタミル・ナードゥ州のイスラム教過激派グループである。同グループは、1990年代初頭以来、数件のテロ行為や宗教間暴力に関与している。州および連邦政府はタミル・ナードゥ州でのテロ活動に対する大規模な掃討作戦を開始したが、依然としてジハード委員会は活動しており、同地域において中程度の安全上の脅威とさせている。」[69a]

カルビ・ロングリ・ノース・カチャール・ヒルズ・レジスタンス・フォース (KNPR)

「KLNLFには現在60人の幹部がいると推定され、そのうち何名が武装KNPRのメンバーであるかは不明。2006年、KNPRの活動は極限にまで縮小した。同グループは数件の誘拐事件の容疑をかけられたが、指名手配を受けた複数のKLNLF幹部が警察に自首し、グループの防衛と士気が低いことを証明した。(翻訳者注：以下原文ママ) KLNLFには現在60人の幹部がいると推定されているが、そのうち何名が武装KNPRのメンバーであるかは不明である。2006年に、KNPRの活動は極限にまで縮小した。同グループは数件の誘拐事件の容疑をかけられたが、指名手配を受けた複数のKLNLF幹部が警察に自首し、グループの安全と士気が低いことを証明した。」[69a]

クキ解放軍(KLA)

「Kuki Liberation Army (KLA)は、インドのマニプル州の小規模反乱軍グループである。この地域には多数の分離主義グループが存在するが、KLAはその一つである。クキ州独立のために闘争を行うと主張しているが、注目を集めた一連の身代金目的の誘拐事件で有名である」。現在、停戦合意を遵守しており、政府との和平交渉の継続に同意している。同グループは、この地域において高度な安全上の脅威を構成するとは考えられていない[69a]

クキ革命軍

「クキ革命軍は、インドの少数派キリスト教徒であるKuki族のための自治管理評議会の設立を目的として闘争する種族テロリスト組織である。所在地はアッサム州Karbi Anglong地区。2005年10月、KRA(翻訳者注：クキ革命軍)およびその他の7つの過激派グループが反乱の終結を望んで、インド政府と和平会談を行う意図があることを表明した。この表明にもかかわらず、KRAは武装攻撃を継続し、Karbi Anglong地区における安全上の脅威となっている」。[69a]

ラシュカル・エ・ジャバル(LeJ)

別名：インド、カシミールを拠点とする全能の神の軍。

MIPTには、次のような記載がある。

「LeJはカシミールにおいて、イスラム教が規定する服装規定を強要しつづけた。彼らはまた、バス内で男女は分かれて座ることを命ずる勅令を発した。」[69a] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/jandk/terrorist_outfits/lashkar-e-jabbar.htm [44e]

ラシュカル・エ・ジャングビ (LeJ)

「別名はジャングビ軍、ラシュカル・イ・ジャングビ (LJ)。活動拠点はインドとパキスタン。」

MIPTによれば「ラシュカル・エ・ジャングビはスンニ派集団シパ・イ・サハバ・パキスタン(SSP) (モハメッド運動軍)の過激派分子である。この分派集団は虐殺された共同創設者マウラナ・ハク・ナワス・ジャングビの理想から逸脱したとしてSSPを糾弾後、1996年にアalam・ラホーリ、マリク・イシャク、及びリアス・バスラによって結成された。このデオバンド系スンニ派集団は、対シーア派攻撃に主眼を置くが、2001年8月、派閥内闘争を抑制する努力の一環としてパキスタン大統領ムシャラフの命令で活動を禁止された。構成員の多くはその後、既に関係を結んでいたアフガニスタンのタリバンの潜伏域に逃げ込んだ。」この集団は英国でも非合法化された。[69a]

ナガランド・イサク・ムイバ民族社会主義評議会 (NSCN-IM)

「NSCN-IMの主要な目標は、Nagalandの独立である。ナガランド民族社会主義評議会(NSCN-IM)は1988年4月30日に結成され、北東インドのナガ民族分離主義者グループの中でも、最大かつ最も恐ろしい存在である。NSCN-IMの主要な目標はナガランドの独立である」。1997年以来、停戦状態が続いているが、同グループは依然として活発に活動しており、危険な存在である。[69a] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/nagaland/terrorist_outfits/nsn_im.htm [44e]

ナガランド・カプラング民族社会主義評議会 (NSCN-K)

このグループは、北東インドのNaga分離主義者グループである。「NSCN-Kは1988年に分派組織として結成され、インド治安部隊および当該地域内の他の過激派グループに対する数々の攻撃の犯行声明を行っている。NSCN-Kはその目的を、すべてのNaga民族の領土からなり、毛沢東主義に基づく社会主義政府を頂く、独立したナガランド国家の建設にあるとしている。」[69a]

統一解放戦線People's United Liberation Front (PULF)

北東インドのイスラム教徒のため、同地域に独立したイスラム教国家を建設することを目指して闘争する、イスラム教テロリストグループ。彼らの多くはバングラデシュからの移民。[69a]

ラシュトゥリヤ・スワヤムセヴァク・サング(民族奉仕団) (RSS) (Association of National Volunteers)

ラシュトゥリヤ・スワヤムセヴァク・サングとも呼ばれ、1925年にK. B. ヘードゲーワールによって創設。RSSは、政治的組織でなく文化的組織であると表明しているが、「Hindutva」

即ち「ヒンドゥー教度」のバナーの下ヒンドゥー至上主義政策を支持する。2012年3月6日のブリタニカ百科事典によると、組織は国家指導者の指導により階層的に構成され、地域指導者は地域部門を監督する。ヒンドゥー教徒の若者の強さ、勇敢さ及び勇気を回復するための手段として、及び全てのカースト及び階級のヒンドゥー教徒の統一を促進させるための手段として、献身、精神的及び体力的訓練に重点を置く。自警団的な訓練及び日常の練習及び演習は、この訓練の一部である。国民会議派が与党の時、地域間武力衝突で申し立てられたRSSの役割によって、RSSはインド政府によって禁止された。BJPの幹部の多くはRSS構成員である。[36a] 組織は450万人以上の構成員を擁すると言われる。[103a]

サング・パリヴァール（親交家族）

ヴィシュワ・ヒンドゥー・パリシャッド(VHP)、バシュラン・ダル、ラシュトゥリヤ・スワヤムセヴァク・サング(RSS)、BJPを含む30以上の一群の組織。サング・パリヴァールは、ヒンドゥー国粋主義の基本方針を推進する政治政策のための運動をする。そして、非ヒンドゥー教信者をインドに対して外国人であると考え「Hindutva」の概念に階級を変えることに固執する。[67c] (p245)

統一クキ解放戦線（UKLF）

「統一クキ解放戦線（UKLF）は、インドのマニプル州内にクキ民族国家を樹立することを目的として闘争する小規模反乱グループのひとつ。Kuki族は、マニプル州に存在する30以上の種族の一つであり、マニプル州の丘陵地帯に居住する。クキ族はまた、バングラデシュやビルマでも小さな集団として居住する。UKLFの組織構成はほとんど知られていないが、情報筋によると、1990年代後半、彼らはより巨大なKuki族反乱軍（クキ人民軍(KNA)、又はクキ人民戦線（KNF）の可能性のある）から分派したと見られる。」[69a]

統一人民民主連帯（UPDS）

「統一人民民主連帯（UPDS）は、インドのアッサム地域で活動するテロリスト組織。UPDSは、アッサム州東部領地の種族民のために独立国家を創設することを目的とする分離主義グループ。UPDSは、特にカルビ族出身者から構成され、同民族の権利改善を唱道。」[69a] 詳細は以下を参照。

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/assam/terrorist_outfits/upds.htm [44e]

ヴィシュワ・ヒンドゥー・パリシャッド世界ヒンドゥー評議会（VHP）（世界ヒンドゥー評議会）

指導者はAshok Singhal。[5g] BJPの右翼同盟であり、宗教的問題に明確に関心をよせる。1964年8月に設立。VHPは、AyodhyaのBabri寺院破壊事件に関与したとして、1992年12月から1995年6月まで非合法化された。VHPは資金力があり、その一部は海外のヒンドゥー教徒コミュニティ（特に米国）から受ける寄付で賄われている。VHPの女性民兵部門はDurga Vahiniとして知られている。[5h] Pravin (Praveen Togadiaとも記す)博士がVHPの国際事務総長を務める。[7c]

ゾミ革命軍（ZRA）

「ZRAは、インドのマニプル州のクキ族とパイテ族間で衝突が発生した後、1997年6月に結成。ゾミ革命軍（ZRA）は、Paite族の保護と北東インド、バングラデシュ、ビルマ内のすべてのPaite民族の再統一を標榜する人民分離主義グループ(Zomi Revolutionary

Organization) の武装部門」 [69a]

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

付録E

政界重要人物

大統領	Pratibha Patil
首相	Manmohan Singh (インド国民会議派INC)
農業省、消費者問題	Sharad Pawar (民族主義会議派NCP)
商工省	Anand Sharma (INC)
通信・情報技術省	Kapil Sibal (INC)
国防省	A K Antony (INC)
外務省	S M Krishna (INC)
財務省	Pranab Mukherjee (INC)
重工業国営企業省	Praful Patel (NCP)
内務省	Chidambaram (INC)
情報・放送省	Ambika Soni (INC)
法務省	M Veerappa Moily (INC)
石油・天然ガス省	Jaipal Reddy (INC)
電力省	Sushilkumar Shinde (INC)
鉄道省	Dinesh Trivedi (全インド草の根会議派)
都市開発省	Kamal Nath (INC)
鉄鋼省	Beni Prasad Verma (INC)
中央銀行総裁	Duvvuri Subbarao

出典: エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、インド・カントリー・レポート、2012年3月 [16e]

プラティバ・パティル

インド大統領。2007年7月、プラティバ・パティルは国会及び州の議会によって大統領に当選した最初の女性。彼女は前ラージャスターン州知事。[32h] [32o]

マンモハン・シン

2004年5月以来首相を務める。Oxford 大学で教育を受けた経済学者であり、Bank of India (中央銀行)の前総裁であった。1991年から1996年までインドの財務相を務め、国内経済改革プログラムの立案者として広く認識されている。2009年の総選挙でインド国民会議派率いる統一進歩同盟連立政権が勝利した際、シン博士はジャワハルラル・ネルー が5年の任期満了後に政権を返上して以来最初の首相となった。また彼はシク教徒として初めて首相

の座についた。[32h] [16b] [1]

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

政府外の重要な人物

ソニア・ガンジー

1998年以来インド国民会議派総裁。イタリア生まれで前首相ラジブ・ガンジーの未亡人である彼女は、2004年総選挙で国民会議派を勝利に導いたが、自らに開かれていた首相の座を辞退した。[16b] ソニア・ガンジー はフォーブズ誌及びタイム誌において、世界で最も力強い、或いは影響力のある女性のひとりに選ばれている。[1]

アブドゥル・カラム

2002年7月から2007年7月までインド第12代大統領。イスラム教徒で著名な科学者であり、またインドのミサイル計画の立案者でもある。[32g]

メイラ・クマール KUMAR Meira

2009年6月、Lok Sabha（インド国会下院）史上初の女性議長に選出された。父（不可触民）は、インディラ・ガンジー内閣の副首相であった。[32as]

クマリ・マーヤワティー

一般にMayawatiとして知られている彼女はウッタル・プラデシ州の首相であり、またBahujan Samaj Partyの党首でもある。下層カーストであるHindu Jatav又はChamar社会に生まれ、インドの不可触民階級の英雄とっている。[32az]

S. スワラージ

2009年12月以来Lok Sabha（インド下院）の野党党首を務める。以前はデリー州知事であった。[60m]

アタル・ビハリ・バシパイ

インド前首相(1996年、1998年～2004年)。インド人民党の前身でありヒンズー教至上主義を唱えるインド大衆連盟 の創設メンバーであった。[63]

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

付録F

略語一覧

AFSPA Armed Forces Special Powers Act
AI アムネスティ・インターナショナル
BJP Bharatiya Janata Party (Indian People's Party)
CEDAW 女性差別撤廃委員会
CPI-M インド共産党マルクス主義派
CPI-Maoist インド共産党毛沢東派
CPJ ジャーナリスト保護委員会
CRPF Central Reserve Police Force
FCO 英国外務省
GDP 国民総生産
HIV/AIDS ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
HRW ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ICRC 赤十字国際委員会
INC インド国民会議派
IDP 国内避難民
IFRC 国際赤十字・赤新月社連盟
IOM 国際移住機関
IPC インド刑法
IPS Indian Police Service
MHA 内務省
MSF 国境なき医師団
NCP 民族主義会議派
NDA 国家民主同盟
NHRC National Human Rights Commission of India
NIA National Investigation Agency
NSA National Security Act
OHCHR 国連人権高等弁務官事務所
PSA Public Safety Act
TI トランスペアレンシー・インターナショナル
UAPA Unlawful Activities Prevention Act

当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。

また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

UN 国際連合

UNAIDS 国連エイズ合同計画

UNHCR 国連難民高等弁務官

UNICEF 国連児童基金

UPA 統一進歩同盟

USSD 米国国務省

WFP 世界食糧計画

WHO 国際保険機関

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

付録G

資料への参照先

内務省は外部のウェブサイトの内容については責任を負わない。

F

この文書更新の過程において、古い資料文書が除外されている場合があることから、資料文書番号が常に連番とは限らない。

[1] Europa World Online

<http://www.europaworld.com> (by subscription)

Date accessed 8 August 2011

[2] 米国国務省 (USSD)

<http://www.state.gov>

a Background Note: India, updated 8 November 2011

<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/3454.htm>

Date accessed 2 March 2012

b International Religious Freedom Report 2010, published 17 November 2010

<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2010/148792.htm>

Date accessed 16 July 2011

c Country Report on Human Rights Practices 2010, published 8 April 2011

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154480.htm>

Date accessed 14 July 2011

d Trafficking in Persons Report 2011, published 27 June 2011

<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2011/index.htm>

Date accessed 22 July 2011

e Country Report on Human Rights Practices 2008, published 25 February 2009

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/sca/119134.htm>

Date accessed 8 April 2009

f Country Report on Human Rights Practices 2007, published 11 March 2008

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100614.htm>

Date accessed 2 June 2008

g Country Report on Human Rights Practices 2009, published 11 March 2010

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/sca/136087.htm>

Date accessed 11 March 2010

h International Religious Freedom Report 2009, published 26 October 2009

<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2009/127365.htm>

Date accessed 11 August 2011

i International Religious Freedom Report, July-December 2010, published 13 September 2011

http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168245.htm

Date accessed 2 March 2012

[3] アムネスティ・インターナショナル

<http://web.amnesty.org>

a Report 2008, India, (events of 2007) published 28 May 2008

<http://thereport.amnesty.org/eng/Regions/Asia-Pacific/India>

c India: Lethal Lottery: the Death Penalty in India-A Summary of Supreme Court Judgments in Death Penalty Cases 1950-2006, 2 May 2008

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA20/006/2008/en/67dcf089-15fb-11dd-8586-f5a00c540031/asa200062008eng.html>

Date accessed 18 June 2008

d インド: 死刑

http://asiapacific.amnesty.org/apro/aproweb.nsf/pages/appeals_india_ua23906

Date accessed 30 May 2007

e Report 2011, India (events of 2010), published 13 May 2011

<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,AMNESTY,,IND,,4dce15635f,0.html>

Date accessed 5 August 2011, via UNHCR Refworld

g Report 2010, India (events of 2009), published 28 May 2010

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=printdoc&docid=4c03a824c>

Date accessed 28 May 2010, via UNHCR Refworld

h Indian executions would be blow to human rights, 27 May 2011

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4de477552.html>

Date accessed 8 August 2011, via UNHCR Refworld

i Report 2011, India (events of 2010), published 28 May 2011

<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,AMNESTY,,IND,,4dce15635f,0.html>

Date accessed 26 September 2011, via UNHCR Refworld

目次に戻る

[4] Global Security

a Sikhs in Punjab

<http://www.globalsecurity.org/military/world/war/punjab.htm>

Date accessed 11 March 2009

b Rashtriya Rifles, undated

<http://www.globalsecurity.org/military/world/india/rashtriya-rifles.htm>

Date accessed 15 March 2012

[5] Economic & Political Weekly

a Editorial: 'Gender Rights', 15 July 2008

<http://qmediawatch.wordpress.com/2008/07/15/epw-editorial-gender-rights>

Date accessed 11 March 2012, via Queer Media Watch

[6] United Nations and UN treaty bodies (see also [10] [15] [82] [85] and [92])

<http://www.un.org>

a Office of the UN High Commissioner for Human Rights: UN Convention Status for India

<http://www.unhchr.ch/TBS/doc.nsf/newhvtstatusbycountry?OpenView&Start=78&Count=15&Expand=79#79>

Date accessed 12 June 2010

b Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW): States Parties

<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/states.htm>

Date accessed 13 November 2009

c UN Department of Peacekeeping operations: Cartographic Section

<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

Date accessed 28 November 2009

d UN Human Rights Council: Report of the Special Rapporteur on freedom of religion or belief, Asma Jahangir, on her mission to India in March 2008. [A/HRC/10/8/Add.3], published 26 January 2009

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,MISSION,IND,4562d8cf2,498ae8032,0.html>

Date accessed 14 March 2012, via Refworld

e Office of the United Nations Resident Coordinator (India)

Menon-Sen, Kalyani; Kumar, A.K. Shiva: Women in India, how free, how equal 2001?

http://unesdoc.unesco.org/Ulis/cgi-bin/ulis.pl?catno=146045&set=4A89828D_0_5&gp=0&lin=1&ll=1

f Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW), Concluding comments of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women: India, 2 February 2007

[http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/898586b1dc7b4043c1256a450044f331/fb74df08b78f0554c12572a4003f9720/\\$FILE/N0724398.pdf](http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/898586b1dc7b4043c1256a450044f331/fb74df08b78f0554c12572a4003f9720/$FILE/N0724398.pdf)

Date accessed 2 December 2009

g UN Economic and Social Council: Concluding Observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights -India [E/C.12/IND/CO/5] dated May 2008

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.IND.CO.5.doc>

Date accessed 19 November 2009

j UN Office of the High Commissioner for Human Rights: Treaty Collection, Database

<http://treaties.un.org/Pages/Home.aspx?lang=en>

Chapter IV: Human Rights

<http://treaties.un.org/Pages/Treaties.aspx?id=4&subid=A&lang=en>

Date accessed 23 July 2011

k 国連人権理事会: Report of the Special Rapporteur on the Right of Everyone to the Enjoyment of the Highest Attainable Standard of Physical and Mental Health, Addendum : Mission to India: 15 April 2010

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c0367cf2.html>

Date accessed 14 June 2010

l 国連人権理事会: .Report of the Special Rapporteur on the Situation of Human Rights Defenders, Addendum : Mission to India, 6 February 2012, [A/HRC/19/55/Add.1]

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4f39343c2.html>

Date accessed 14 June 2010

[7] 外務および英連邦省 とイギリス連邦高等弁務官, New Delhi

a Advice dated 18 August 2005

b Country Profile for India, updated 15 May 2011

<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/india?profile=all>

Date accessed 16 February 2012

c Advice dated 11 March 2006

d Advice dated 27 June 1996

e Foreign Office Travel Advice, updated 12 August 2011

<http://www.fco.gov.uk/en/travelling-and-living-overseas/travel-advice-by-country/asia-oceania/india?ta=health&pg=5>

Date accessed 12 August 2011

f Advice dated July 1998

g Human Rights & Democracy: The 2010 FCO Report, 31 March 2011

<http://www.fco.gov.uk/en/global-issues/human-rights/around-the-world/human-rights-report>

Date accessed 28 March 2010

[8] The Delhi Directory, Voluntary Agencies, undated

[http://www. Delhi directory.org/volunteer_agencies.htm](http://www.Delhi directory.org/volunteer_agencies.htm)

Date accessed 26 June 2010

目次に戻る

[9] Orphanage.org Asia and the Pacific

<http://www.orphanage.org/#asia>

Date accessed 24 July 2011

[10] 国連人口基金 (UNFPA)

<http://www.unfpa.org/public/>

a Declining Child Sex Ratio (0-6) in India, 2009

<http://india.unfpa.org/?reports=755>

Date accessed 22 December 2009

b UNFPA at Work in India

<http://web.unfpa.org/intercenter/unfpa/india.htm>

Date accessed 12 March 2012

[11] 英連邦人権機関

a Right to Information: India (Background), undated

<http://www.humanrightsinitiative.org/programs/ai/rti/india/national.htm>

Date accessed 7 August 2011

[12] 難民移民委員会 (USCRI)

<http://www.refugees.org>

a World Refugee Survey 2008

<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,USCRI,,IND,,485f50d82,0.html>

b World Refugee Survey 2009 (published 17 June 2009)

<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,USCRI,,IND,,4a40d2a75d,0.html>

Date accessed 24 November 2009

[13] The Times of India

<http://www.timesofindia.com>

a India reports maximum no of childbirth deaths, 16 October 2007

http://timesofindia.indiatimes.com/India_reports_maximum_no_of_childbirth_deaths/articleshow/2461713.cms

Date accessed 1 November 2007

c Pink India tiptoes out of the closet, 3 July 2010

<http://timesofindia.indiatimes.com/india/Pink-India-tiptoes-out-of-the-closet/articleshow/6123358.cms>

Date accessed 8 July 2010

d Nanavati-Mehta Commission webpage

<http://timesofindia.indiatimes.com/topic/Nanavati-Mehta-commission>

Date accessed 11 August 2011

e No drama over first 'legal' same-sex marriage

<http://timesofindia.indiatimes.com/life-style/relationships/man-woman/No-drama-over-first-legal-same-sex-marriage/articleshow/9408926.cms>

Date accessed 12 August 2011

f Telangana report out: Srikrishna Committee proposes 6 options, 6 January 2011

http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-01-06/india/28365448_1_telangana-report-justice-srikrishna-committee-rayala-telangana

Date accessed 12 August 2011

g The Economic Times: Over half of India's workforce self-employed: NSSO, 25 June 2011

http://articles.economictimes.indiatimes.com/2011-06-25/news/29747818_1_rural-areas-casual-labourers-urban-areas

Date accessed 13 March 2012

h Supreme Court's 2G verdict could shake up market, big players to benefit, 2 February 2012

<http://timesofindia.indiatimes.com/business/india-business/Supreme-Courts-2G-verdict-could-shake-up-market-big-players-to-benefit/articleshow/11729328.cms>

Date accessed 13 March 2012

[14] Indian Elections.com

<http://www.indian-elections.com/>

a Electoral Systems, Who can vote, undated

<http://www.indian-elections.com/electoralsystem/electoralroll.html>

Date accessed 22 July 2008

[15] Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (UNAIDS)

<http://www.unaids.org/en/>

a UNGASS Country Progress Report (India), 31 March 2010

http://www.unaids.org/en/dataanalysis/monitoringcountryprogress/2010progressreportsubmittedbycountries/india_2010_country_progress_report_en.pdf

Date accessed 4 August 2011

[16] Economist Intelligence Unit (by subscription)

<http://www.eiu.com/index.asp?rf=0>

a India Country Report, November 2009

Date accessed 16 November 2009

b India Country Profile 2008

(Editorial closing date 10 July 2008)

Date accessed 16 November 2009

d India Country Report, August 2011

Date accessed 11 August 2011

e India Country Report, March 2012

Date accessed 7 March 2012

[17] Christian Solidarity Worldwide

<http://www.csw.org.uk>

d India: Religiously-Motivated Violence and Discrimination against Christians, 26 March 2009
<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=106>
Date accessed 4 December 2009
[目次に戻る](#)

[18] アジア人権センター (ACHR)

www.achrweb.org

a India Human Rights Report 2009, published May 2009

<http://www.achrweb.org/reports/india/AR09/AR2009.pdf>

Date accessed 10 August 2011

d India Human Rights Report 2006

http://www.achrweb.org/reports/saarc2006/india.htm#_ftnref84

Date accessed 16 December 2009

f South Asia Human Rights Index 2008

<http://www.achrweb.org/reports/SAARC-2008.pdf>

Date accessed 25 June 2010

g India Human Rights Report Quarterly, Issue 2: October . December 2010: undated

<http://www.achrweb.org/ihrrq/issue2/ihrrq-oct-dec-2010.pdf>

Date accessed 20 May 2011

h Torture in India 2010, published April 2010

<http://www.achrweb.org/reports/india/torture2010.pdf>

Date accessed 20 May 2011

i India Human Rights Report Quarterly: Issue 1, July . September 2010 .The promises and perils of the Food Security Bill'

<http://www.achrweb.org/ihrrq/issue1/food.html>

Date accessed 10 August 2011

[19] Frontline magazine

www.frontline.in

a '.Murders Most Foul', Vol 26, No 20: 9 October 2009

<http://www.frontline.in/fl2620/stories/20091009262000400.htm>

Date accessed 18 November 2009

b '.Taking on Maoists', Vol 26, No22: 6 November 2009

<http://www.frontline.in/fl2622/stories/20091106262200400.htm>

Date accessed 5 December 2009

d '.RTE Act: Frequently Asked Questions', Vol.28, No 14, 2 July 2011

<http://www.frontline.in/fl2814/stories/20110715281400600.htm>

Date accessed 2 August 2011

e '.Haunted by the Past', Vol.28. No 10, 7 May 2011

<http://www.frontline.in/fl2810/stories/20110520281000400.htm>

Date accessed 10 August 2011

f '.Prisoner of Conscience', Vol.28, No2. 15 January 2011

<http://www.frontline.in/fl2802/stories/20110128280200400.htm>

Date accessed 20 July 2011

g '.Tainted system', Vol 27, No.5, 4 December 2010

<http://www.frontline.in/fl2725/stories/20101217272500400.htm>

Date accessed 7 August 2011

h '.The great land grab', Vol.28, No.12, 4 June 2011

<http://frontlineonnet.com/fl2812/stories/20110617281200400.htm>

Date accessed 7 August 2011

[20] The Economist (See also [16] Economist Intelligence Unit)

<http://www.economist.com/>

Homosexuality in India: .Glad to be gay (but a bit shy about it)', 3 July 2008

http://www.economist.com/world/asia/displaystory.cfm?story_id=11671139

Date accessed 1 July 2008

[21] War Resisters' International

<http://www.wri-irg.org/from-off.htm>

b .India: Army chief starts debate on conscription...': Co-update no 36, February 2008

<http://www.wri-irg.org/node/1325>

Date accessed 28 November 2009

[目次に戻る](#)

[22] 人権法ネットワーク (HRLN), New Delhi

<http://hrln.org/hrln/>

a Shinar, Adam: 'Accountability for the Indian Police: Creating an External Complaints Agency', August 2009

http://www.hrln.org/hrln/pdf/intern_work/Indian%20Police%20Reform%20Report%20-%20Adam%20Shinar%20formatted%20by%20Ka.pdf

Date accessed 9 August 2011

b Illegal yet valid! 2007

http://www.hrln.org/admin/issue/subpdf/Illegal_yet_valid_2007.pdf

Date accessed 9 January 2008

c Reproductive Rights in India, undated

<http://hrln.org/hrln/training-and-development/about-ccri/433.html>

Date accessed 6 March 2012

[23] International Dalit Solidarity Network

<http://idsn.org/>

a Cast and eye on the Dalits of India

http://www.idsn.org/fileadmin/user_folder/pdf/Old_files/asia/pdf/CastAnEye.pdf

Date accessed 28 January 2009

[24] インド政府

Portal: <http://www.india.gov.in>

a The Central Vigilance Commission

<http://www.cvc.nic.in/>

Date accessed 20 June 2010

b インド海外市民権 (OCI)

<http://www.mha.nic.in/pdfs/intro.pdf>

Date accessed 25 June 2008

c The Constitution of India as at 1 December 2007 (updated to 94th Amendment Act): Ministry of Law and Justice website

<http://lawmin.nic.in/coi/coiason29july08.pdf>

Date accessed 25 February 2012

d パスポート (インドへの入国) 規則 (Entry into India) Rules, 1950

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b5301c.html>

Date accessed 9 March 2012, via UNHCR Refworld

e States and Union Territories

http://india.gov.in/knownindia/state_uts.php

Date accessed 20 February 2007

f 女性児童開発省, in conjunction with UNICEF and Save the Children:

Dr. Loveleen Kacker, IAS, Srinivas Varadan, Pravesh Kumar: 'Study on Child Abuse, India 2007'

<http://resourcecentre.savethechildren.se/content/library/documents/study-child-abuse-india-2007>

Date accessed 11 August 2012, via Save the Children website

h Ministry of Home Affairs: Foreigners Division: Acquisition of Indian Citizenship (IC)

<http://indiancitizenshiponline.nic.in/acquisition1.htm>

Date accessed 13 March 2012

i Constitution (Scheduled Castes) Order 1950

<http://lawmin.nic.in/ld/subord/rule3a.htm>

Date accessed 5 December 2009

i Constitution (Scheduled Tribes) Order 1950

[http://lawmin.nic.in/legislative/election/volume%201/rules%20&%20order%20under%20Constitution/THE%20CONSTITUTION%20\(SCHEDULED%20TRIBES\)%20ORDER,%201950.pdf](http://lawmin.nic.in/legislative/election/volume%201/rules%20&%20order%20under%20Constitution/THE%20CONSTITUTION%20(SCHEDULED%20TRIBES)%20ORDER,%201950.pdf)

Date accessed 5 December 2009

k 女性児童開発省

Handbook on Statistical Indicators for Women 2007

<http://wcd.nic.in/>

Date accessed 18 December 2009

l Criminal Law Amendment Bill, 2010 (内務省ウェブサイト)

[http://mha.nic.in/writereaddata/12700472381_CriminalLaw\(Amendment\)Bill2010.pdf](http://mha.nic.in/writereaddata/12700472381_CriminalLaw(Amendment)Bill2010.pdf)

(Date accessed 6 June 2010)

m 女性児童開発省: Annual Report 2009-10 (undated)

<http://wcd.nic.in/>

Date accessed 21 June 2010

n 教育局

<http://www.education.nic.in/>

The Right of Children to Free and Compulsory Education Act 2009, as reproduced from the Gazette of India

<http://mhrd.gov.in/rte>

Date accessed 4 August 2011

o Ministry of Health and Family Welfare

Kishor, S. and Gupta, K: Gender Equality and Women's Empowerment in India: 全国家族健康調査 (NFHS-3), 2005-06, Published August 2009

<http://www.measuredhs.com/pubs/pdf/OD57/OD57.pdf>

Date accessed 8 March 2012

p 内務省

Annual Report 2010-2011, undated

<http://www.mha.nic.in/pdfs/AR%28E%291011.pdf>

Date accessed 9 March 2012

q 女性児童開発省: 'India: Third and Fourth Combined Periodic Report on the Convention on the Rights of the Child (CRC), 2011'

http://wcd.nic.in/crc3n4/crc3n4_1r.pdf

Date accessed 9 March 2012

r 内務省: updated 7 December 2011

http://mha.nic.in/uniquepage.asp?id_pk=292

Date accessed 10 March 2012

目次に戻る

[25] The South Asian Women's Network (SAWNET)

<http://www.sawnet.org/>

a South Asian Women's Organisations

<http://www.sawnet.org/orgns/#India>

Date accessed 26 July 2011

b Domestic violence, last updated 5 April 2004

<http://www.sawnet.org/orgns/violence.php#India>

Date accessed 26 July 2011

[26] Human Rights Watch (HRW)

www.hrw.org

a World Report 2011: published 24 January 2011, covering events of 2010

<http://www.hrw.org/en/world-report-2011>

India: <http://www.hrw.org/en/world-report-2011/india>

Date accessed 5 August 2011

c Universal Periodic Review of India, 7 April 2008

<http://hrw.org/english/docs/2008/04/10/global18493.htm>

Date accessed 1 July 2008

d Last Hope: The Need for Durable Solutions for Bhutanese Refugees in Nepal and India, 17 May 2007

<http://hrw.org/reports/2007/bhutan0507/index.htm>

Date accessed 28 June 2007

e .Being Neutral is Our Biggest Crime', July 2008

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/487c96552.html>

Date accessed 8 April 2009, via Refworld

f .India: Court Strikes Down Sodomy Law, 2 July 2009

<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,HRW,,IND,,4a51a8af1e,0.html>

Date accessed 24 November 2009

g .Broken System: Dysfunction, Abuse, and Impunity in the Indian Police', 4 August 2009

<http://www.unhcr.org/refworld/publisher,HRW,COUNTRYREP,IND,4a793f692,0.html>

Date accessed 24 November 2009

h .No Tally of the Anguish: Accountability in Maternal Health Care in India', 7 October 2009

<http://www.unhcr.org/refworld/publisher,HRW,COUNTRYREP,IND,4acc4cb92,0.html>

Date accessed 24 November 2009

i Broken People: Caste violence against India's —Untouchables., March 1999

<http://www.hrw.org/legacy/reports/1999/india/>

Date accessed 4 December 2009

j .India: Prosecute those responsible for 1984 massacre of Sikhs', 2 November 2009

<http://www.hrw.org/en/news/2009/11/02/india-prosecute-those-responsible-1984-massacre-sikhs>

Date accessed 2 December 2009

k The —Anti-Nationals.: Arbitrary Detention and Torture of Terrorism Suspects in India,

1 February 2011

<http://www.hrw.org/reports/2011/02/01/anti-nationals>

Date accessed 10 August 2010

l India: New Killings, Torture at Bangladeshi Border, 24 July 2011

<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,HRW,,IND,,4e2fd5df2,0.html>

Date accessed 10 August 2010

m World Report 2012: published 22 January 2012, covering events of 2011

<http://www.hrw.org/world-report-2012/world-report-2012-india>

Date accessed 12 March 2012

[27] India Development Gateway

http://www.indg.in/india/home-page/view?set_language=en

a Primary Education: Right to Education Act (undated)

<http://www.indg.in/primary-education/policiesandschemes/right-to-education-bill>

Main features of the Right to Education Act (undated):

<http://www.indg.in/primary-education/policiesandschemes/Main%20features%20of%20Right%20to%20Education%202009%20act.pdf>

Date accessed 29 July 2011

[28] Lok Sabha

<http://loksabha.nic.in/>

b Lok Sabha, Question no.3005 of 22 March 2005

<http://164.100.24.208/lsql4/quest.asp?qref=8668>

d Lok Sabha, Question no.1878 of 1 December 2009

<http://164.100.24.207/LssNew/psearch/QResult15.aspx?qref=77316>

目次に戻る

[29] Dialysis in India

Hemodialysis Centers

<http://www.globaldialysis.com/search-for-dialysis-centres.html>

Date accessed 14 March 2012

[30] International Women's Rights Action Watch (IWRAP) . Asia Pacific

<http://www.iwraw-ap.org/>

a India: Second NGO Shadow Report on CEDAW, November 2006

<http://www.iwraw-ap.org/resources/pdf/India%20Shadow%20report.pdf>

Date accessed 4 July 2007

[31] 中等教育中央委員会(CBSE)

Right To Education Act, 2009, 1 April 2011

<http://www.icbse.com/2010/education-rte-act-2009/>

Date accessed 12 August 2011

[32] BBC News Online

<http://news.bbc.co.uk/>

a Timeline: India, A chronology of Key events, last updated 24 January 2012

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1155813.stm

Date accessed 28 June 2010

g India inaugurates new President: 25 July 2002

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/2150536.stm

Date accessed 25 July 2002

h Country Profile: India: updated 15 November 2011

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1154019.stm

Date accessed 28 July 2011

i India's Muslims face up to rifts: 9 February 2005

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4235999.stm

(Date accessed 18 February 2005)

m Main parties allied to the BJP: 21 May 2004

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/3551067.stm

Date accessed 22 August 2005

n Congress party allies: 21 May 2004

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/3550639.stm

Date accessed 20 August 2004

o Advani to lead Indian opposition: 1 June 2004

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/3765719.stm

Date accessed 3 June 2004

u Homes plan for India Aids orphans, 23 June 2008

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7469723.stm

Date accessed 27 June 2008

v India children's health 'ignored', 8 May 2008

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7389283.stm

Date accessed 20 June 2008

x India rules out new farm debt aid, 22 April 2008

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7360027.stm

Date accessed 9 June 2008

ad Ayodhya report put to parliament, 24 November 2009

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8375612.stm

Date accessed 24 November 2009

ae Village 'witches' beaten in India, 20 October 2009

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8315980.stm

Date accessed 7 December 2009

af Blurring the gender lines in Bangladesh, 30 November 2000

http://news.bbc.co.uk/1/hi/programmes/crossing_continents/asia/1035555.stm

Date accessed 7 December 2009

ag Pakistan charges seven people over **ムンバイ** attacks, 25 November 2009

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8378281.stm

Date accessed 2 December 2009

ai Indian election in numbers, 30 March 2009

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7972675.stm

Date accessed 10 December 2009

aj Final phase in Indian election, 30 March 2009

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7938369.stm

Date accessed 10 December 2009

ak Coalitions guide, 16 May 2009

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7962722.stm

Date accessed 10 December 2009
al Congress hails India poll victory, 16 May 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8051633.stm
Date accessed 10 December 2009
am India bans Maoist Communist Party, 22 June 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8112103.stm
Date accessed 16 December 2009
aq Indian eunuchs given separate IDs, 13 November 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8358327.stm
Date accessed 16 December 2009
as India elects first woman Speaker, 3 June 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8080474.stm
Date accessed 16 December 2009
ax India judges to disclose assets, 27 August 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8223745.stm
Date accessed 16 December 2009
az Profile: Mayawati Kumari, 16 July 2009
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/1958378.stm>
Date accessed 20 December 2009
ba India reaffirms pledge for new Telangana state, 11 December 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8407332.stm
Date accessed 11 December 2009
bb India launches Maoist offensive in five states, 22 January 2010
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/8474191.stm>
Date accessed 23 January 2010
bc Unknown Pakistan group claims India's Pune bombing, 17 February 2010
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/8519385.stm>
Date accessed 17 February 2010
be India 'not planning' to deploy army after Maoist attack, 7 April 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8606483.stm
Date accessed 7 April 2010
目次に戻る

bf India finds '100 million' more poor people, 20 April 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8631289.stm
Date accessed 30 April 2010
bh Two dead in Kashmir street demonstrations, 28 June 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/10430674.stm
Date accessed 30 June 2010
bi Civilians killed in renewed Kashmir violence, 29 June 2010
<http://www.bbc.co.uk/news/10443450>
Date accessed 30 June 2010
bj Shock over Air India verdict, 17 March 2005
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/americas/4356823.stm>
Date accessed 12 July 2010
bk India launches right to education, 1 April 2010
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/8598167.stm>
Date accessed 29 July 2011
bl India president denies mercy plea of death row convicts, 27 May 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-13571576>
Date accessed 4 August 2011
bm Ayodhya verdict: Indian holy site 'to be divided', 30 September 2010
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-11441890>
Date accessed 4 August 2011
bn India to compile 'world's biggest' ID database, 29 September 2010
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-11433541>
Date accessed 5 August 2011
bo India maintains high growth rate, 30 November 2010

<http://www.bbc.co.uk/news/business-11872464>
Date accessed 5 August 2011

bp 'Nearly 10%' of Indians are without jobs, 11 November 2010
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-11732328>
Date accessed 5 August 2011

bq India prices: No winners as families and farmers suffer, 13 January 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/business-12172174>
Date accessed 5 August 2011

br India Godhra train blaze verdict: 31 convicted, 22 February 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-12534127>
Date accessed 8 August 2011

bs India's corruption scandals, 17 March 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-12769214>
Date accessed 8 August 2011

bt Srinagar: Mosque blast kills Kashmir cleric, 8 April 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-13009558>
Date accessed 8 August 2011

bu India census: population goes up to 1.21bn, 31 March 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-12916888>
Date accessed 8 August 2011

bv India: Mamata Banerjee routs communists in West Bengal, 13 May 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-13374646>
Date accessed 8 August 2011

bw Indian Maoists 'kill and dismember' 10 policemen, 24 May 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-13515997>
Date accessed 8 August 2011

bx Soutik Biswas; Why India is in dire need of electoral reform, 28 June 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-13692575>
Date accessed 8 August 2011

by ムンバイ blasts death toll rises to 24, 25 July 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-14274657>
Date accessed 8 August 2011

bz ムンバイ: Explosions shake India's financial hub, 13 July 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-14141454>
Date accessed 8 August 2011

ca Court ban is 'huge blow' for India's anti-Maoist militia, 14 July 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-14136275>
Date accessed 8 August 2011

cb India: Activist Binayak Sen attacks sedition laws, 28 April 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-13222562>
Date accessed 12 August 2011

cc New law to tackle India corruption, 1 August 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-14361206>
Date accessed 12 August 2011

cd India court calls for 'stamping out honour killing', 20 April 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-13139482>
Date accessed 12 August 2011

ce India Supreme Court debates gay sex ruling, 16 February 2012
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-india-17054187>
Date accessed 3 March 2012

cf India home ministry disowns call for gay sex ban, 23 February 2012
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-india-17136780>
Date accessed 3 March 2012

cg Eleven sentenced to death for India Godhra train blaze, 1 March 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-12605659>
Date accessed 5 March 2012

ch India 'close to wiping out polio', 24 October 2011
<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-15425852>

Date accessed 7 March 2012

ci Anna Hazare: Indian MPs back anti-corruption demands, 27 August 2011

<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-14675511>

Date accessed 7 March 2012

cj Anna Hazare: India campaigner ends hunger strike, 28 August 2011

<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-14698071>

Date accessed 7 March 2012

ck India court jails 31 for life over 2002 Gujarat riots, 9 November 2011

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-15651609>

Date accessed 7 March 2012

cl India to open market to global supermarket chains, 24 November 2011

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-india-15869378>

Date accessed 7 March 2012

cm India 'suspends' plan to open up to global supermarkets, 3 December 2011

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-india-16018664>

Date accessed 7 March 2012

cn Criticism after India corruption bill vote delayed, 30 December 2011

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-india-16361535>

Date accessed 8 March 2012

co Biswas S. Why are India's media under fire?, 12 January 2012

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-india-16524711>

Date accessed 8 March 2012

cp India 'shamed' by child malnutrition, says PM Singh, 10 January 2012

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-india-16481731>

Date accessed 8 March 2012

cq Hundreds of India separatists lay down arms in Assam, 24 January 2012

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-india-16700479>

Date accessed 8 March 2012

[33] 内務省: Census of India website

<http://www.censusindia.gov.in/>

a 2011 Census: Provisional population data

http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/prov_results_paper1_india.html

Date accessed 12 August 2011

b 2011 Census: Provisional data: Map 5: States and Union Territories

http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/data_files/india/Final%20PPT%202011_chapter3.pdf

Date accessed 12 August 2011

c 2011 Census: Provisional data: Gender composition

http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/data_files/india/Final%20PPT%202011_chapter5.pdf

Date accessed 12 August 2011

d 2011 Census: Provisional data: Literates and literacy rates by sex

[http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/data_files/india/Table-2\(3\)_literacy.pdf](http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/data_files/india/Table-2(3)_literacy.pdf)

Date accessed 12 August 2011

目次に戻る

[34] ノルウェー難民委員会: 国内避難民モニタリングセンター (IDMC)

<http://www.internal-displacement.org/>

a Internal Displacement: Global Overview of Trends and Developments in 2010, published 23 March 2011

<http://www.internal-displacement.org/publications/global-overview-2010.pdf>

Date accessed 9 August 2011

b India: National and state authorities failing to protect IDPs: Profile of the internal displacement situation, 2 September 2010

[http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/\(httpInfoFiles\)/58CE50923D581936C1257792005695C3/\\$file/India+-+September+2010.pdf](http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/(httpInfoFiles)/58CE50923D581936C1257792005695C3/$file/India+-+September+2010.pdf)

Date accessed 9 August 2011

c Bangladesh and India: Floods and landslides displace 200,000 people in north-east India and 150,000 in south-east Bangladesh, 29 July 2011

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e38e6422.html>

Date accessed 9 August 2011, via UNHCR Refworld

[35] CIA World Factbook

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/index.html>

a India, updated 6 March 2012

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/in.html>

Date accessed 6 March 2012

[36] ブリタニカ大百科事典

<http://www.britannica.com/>

a Rashtriya Swayamsevak Sangh (RSS), undated entry

<http://www.britannica.com/EBchecked/topic/919613/Rashtriya-Swayamsevak-Sangh-RSS>

Date accessed 6 March 2012

[37] PRS Legislative Research

<http://www.prsindia.org/>

a Bill Track, accessed 9 August 2011

<http://www.prsindia.org/billtrack/>

b Vital statistics: Communal violence in India

<http://www.prsindia.org/parliamenttrack/vital-stats/communal-violence-in-india-1821/>

Date accessed 9 August 2011

[38] 国際開発省 (DfID), UK

<http://www.dfid.gov.uk/>

a Newsletter on Climate Change in South Asia, December 2009

<http://www.dfid.gov.uk/Documents/publications/Newsletter-Climate-Change-South-Asia.pdf>

Date accessed 6 December 2009

[39] Info Change India

<http://infochangeindia.org/>

b Sati glorification: Crime, society and the wheels of injustice

<http://infochangeindia.org/20040307134/Women/Analysis/Sati-glorification-Crime-society-and-the-wheels-of-injustice.html>

Date accessed 16 December 2009

[40] The Guardian

<http://www.guardian.co.uk>

b India to crack down on doctors aborting girls, 25 April 2008

<http://www.guardian.co.uk/world/2008/apr/25/india>

Date accessed 1 July 2008

[41] エイズ管理機構 (NACO)

<http://www.nacoonline.org/NACO>

a Directory of Services . Statewise List of Anti-retroviral Therapy Centres

http://www.nacoonline.org/Living_with_HIVAIDS/Download_ART/

Date accessed 6 August 2011

[42] 国境なき記者団

<http://www.rsf.org/>

a India . World Report 2011, published 1 May 2011

<http://en.rsf.org/report-india,63.html>

Date accessed 2 August 2011

b New rules reinforce Internet control and surveillance, 19 May 2011

<http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,RSF,,IND,,4dd5fafa2,0.html>

Date accessed 2 August 2011

c A "disturbing" spate of police violence against journalists, 26 February 2010

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4b8cc875a.html>

Date accessed 10 June 2010

d Court forces Web firms to remove —objectionable. content, 9 February 2012

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,,IND,,4f38bef42,0.html>

Date accessed 9 March 2012

目次に戻る

[43] フリーダムハウス

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=1>

b Freedom in the World . Kashmir (India) 2010, published 24 June 2010

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=363&year=2010&country=7960>

Date accessed 26 July 2011

d Freedom in the World: India 2011, published 5 July 2011

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2011&country=8055>

Date accessed 28 July 2011

[44] Institute of Conflict Management: South Asia Terrorism Portal (SATP)

<http://www.satp.org/>

a Terrorist Groups . Punjab, updated 12 July 2011

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/punjab/terrorist_outfits/index.html

Date accessed 11 August 2011

b India Conflict Map, April 2009

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/database/conflictmapindia.htm>

Date accessed 10 March 2012

c Fatalities in Left Wing Extremism

2010: http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/maoist/data_sheets/fatalitiesnaxal.htm

2011: http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/maoist/data_sheets/fatalitiesnaxal.asp

Date accessed 10 August 2011

d India Assessment 2011

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/index.html>

Date accessed 12 August 2011

e India . Terrorist, insurgent and extremist groups

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/terroristoutfits/index.html>

Date accessed 10 March 2012

f Terrorist/Extremist/Insurgent Groups . Jammu and Kashmir

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/jandk/terrorist_outfits/terrorists_list_j&k.htm

Date accessed 10 January 2008

g Terrorist/Insurgent Groups . Tripura, India

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/tripura/terrorist_outfits/index.html

Date accessed 10 January 2008

h The Rise of Hindutva Terrorism, undated

http://www.satp.org/satporgtp/sair/Archives/sair8/8_44.htm#assessment2

Date accessed 12 August 2011

i Terrorist/Insurgent Groups . Manipur

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/manipur/terrorist_outfits/index.html

Date accessed 11 January 2008

j Terrorist/Insurgent Groups . Assam

http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/assam/terrorist_outfits/index.html

Date accessed 11 January 2008

k Punjab Assessment, 2010

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/punjab/index.html>

Date accessed 11 August 2011

l 国家安全保障法1980 (text)

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/document/actandordinances/NationalSecurityact.htm>

Date accessed 17 December 2009

[45] Thaindian News

<http://www.thaindian.com/>

b Gender imbalance highest among India's affluent: Harvard study, 14 December 2008

http://www.thaindian.com/newsportal/world-news/gender-imbalance-highest-among-indias-affluent-harvard-study_100130870.html

Date accessed 19 February 2009

e Bill on punishment for torture introduced in Lok Sabha, 26 April 2010

http://www.thaindian.com/newsportal/politics/bill-on-punishment-for-torture-introduced-in-lok-sabha_100354031.html

Date accessed 28 April 2010

[46] ジャーナリスト保護委員会

www.cpj.org

a Attacks on the Press in 2011, published 22 February 2012

<http://www.cpj.org/2012/02/attacks-on-the-press-in-2011.php>

Date accessed 12 March 2012

[目次に戻る](#)

[47] 国家人権委員会, New Delhi, India

<http://nhrc.nic.in/>

a The Protection of Human Rights Act 1993, as amended in 2006

<http://nhrc.nic.in/>

Date accessed 1 June 2008

b State Human Rights Commissions

<http://nhrc.nic.in>

Date accessed 5 March 2012

c Programmes: Rights of the Disabled

<http://nhrc.nic.in>

Date accessed 6 December 2009

d Programmes: Harassment of Women Passengers in Trains

<http://nhrc.nic.in>

Date accessed 6 December 2009

e 人権保護法 Human Rights Act, 1993

<http://nhrc.nic.in/>

Date accessed 22 June 2010

f Seminar on 'Prison Reforms', 1 May 2011

<http://nhrc.nic.in/dispatch.asp?fno=2335>

Date accessed 9 August 2011

[48] People's Union for Civil Liberties (PUCL)

<http://www.pucl.org/>

a PUCL condemns violence against Kudankulam nuclear power plant protestors, 1 February 2012

<http://www.pucl.org/Topics/Industries-envirn-resettlement/2012/kudankulam.html>

Date accessed 9 March 2012

[49] National Commission for Women (NCW) India

<http://ncw.nic.in/>

a 'About Us'

<http://ncw.nic.in/frmAboutUS.aspx>

Date accessed 11 August 2011

[50] The New York Times

<http://ncw.nic.in/home.htm>

b Pakistan detains founder of group suspected in ムンバイ attacks,

12 December 2008

http://www.nytimes.com/2008/12/12/world/asia/12pstan.html?_r=1&pagewanted=print

Date accessed 19 February 2009

[51] TechArena Community

<http://forums.techarena.in/>

a NOSTOPS launches IndiaVerified.com to curb document fraud, April 2008

<http://forums.techarena.in/web-news-trends/1019784.htm>

Date accessed 12 February 2009

[52] Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions: Right to Information

<http://righttoinformation.gov.in/>

a Right to Information Act, 2005

<http://righttoinformation.gov.in/webactrti.htm>

Date accessed 7 August 2011

[53] Self-employed Women's Association (SEWA)

<http://www.sewa.org/>

Date accessed 11 August 2011

[54] Centre for Social Research, New Delhi

<http://www.csrindia.org/>

a Annual Report 2008

<http://www.csrindia.org/index.php/publications>

Date accessed 20 December 2009

[55] Council on Foreign Relations

<http://www.cfr.org/>

Backgrounder . India's Muslim Population, 22 June 2007

http://www.cfr.org/publication/13659/indias_muslim_population.html

Date accessed 1 July 2008

目次に戻る

[56] Commonwealth Secretariat

<http://thecommonwealth.org/>

Country Profile, India . Constitution

<http://www.thecommonwealth.org/YearbookInternal/139035/139034/constitution/>

Date accessed 1 August 2011

[57] Asian Human Rights Commission (AHRC)

<http://www.ahrchk.net>

a Urgent Appeals, India: Bonded labour of children continues in Jaunpur of Uttar Pradesh, 23 June 2008

<http://www.ahrchk.net/ua/mainfile.php/2008/2909>

Date accessed 23 June 2008

[58] IHS Jane's Sentinel Security Assessment

<http://sentinel.janes.com/public/sentinel/index.shtml> (by subscription)

Sentinel Country Risk Assessment, India

a Security and Foreign Forces . Police, 2 March 2012

Date accessed 14 March 2012

b Security and Foreign Forces . Central Reserve Police Force (CRPF), 2 March 2012

Date accessed 14 March 2012

c Armed Forces, 15 February 2012

Date accessed 14 March 2012

d Non-state Armed Groups, 20 December 2011

Date accessed 14 March 2012

e Security situation, 15 July 2010

Date accessed 16 July 2010

f Security, 17 October 2011

Date accessed 14 March 2012

[59] Montreal Gazette

<http://www.montrealgazette.com/>

a India vows to stamp out visa fraud, 17 January 2009

http://www.montrealgazette.com/story_print.html?id=1188347&sponsor=

Date accessed 23 June 2008

[60] The Hindu

<http://www.hindu.com>

a NACO opens more HIV treatment centres, 29 September 2006

<http://www.hindu.com/2006/09/29/stories/2006092913501500.htm>

Date accessed 31 May 2007

b Stay put in India, mental health professionals told, 23 February 2008

<http://www.hinduonnet.com/thehindu/thscrip/print.pl?file=2008022353850400.htm&date=2008/02/23/&prd=th&>

Date accessed 5 July 2008

c No vote on Lokpal, Rajya Sabha adjourns abruptly, 30 December 2011

<http://www.thehindu.com/news/national/article2758728.ece>

Date accessed 12 March 2012

e No plans for conscription: Pallam Raju, 20 January 2008

<http://www.hindu.com/2008/01/20/stories/2008012051600900.htm>

Date accessed 27 November 2009

f Babri Masjid demolition was planned: Liberhan, 25 November 2009

<http://www.thehindu.com/2009/11/25/stories/2009112558130100.htm>

Date accessed 29 November 2009

h Delhi High Court legalises gay sex, 2 July 2009

<http://www.hinduonnet.com/thehindu/holnus/000200907021111.htm>

Date accessed 6 December 2009

i .The ムンバイ attacks and Indo-U.S. relations', 24 November 2009

<http://www.thehindu.com/2009/11/24/stories/2009112455250900.htm>

Date accessed 17 December 2009

k Preventive detention an anachronism, 7 September 2004

<http://www.hindu.com/op/2004/09/07/stories/2004090700101500.htm>

Date accessed 17 December 2009

l Manmohan: naxalism the greatest internal threat, 12 October 2009

<http://www.thehindu.com/2009/10/12/stories/2009101250130100.htm>

Date accessed 18 December 2009

m Advani quits as Leader of Opposition, 19 December 2009

<http://thehindu.com/2009/12/19/stories/2009121950390100.htm>

Date accessed 20 December 2009

n A Bill designed to fail, 19 May 2010

<http://hindu.com/thehindu/thscrip/print.pl?file=2010051957251300.htm&date=2010/05/19/&prd=th&>

Date accessed 20 May 2010

p UPA fails to pull through Women's Bill in Upper House, 9 March 2010

<http://www.hindu.com/2010/03/09/stories/2010030959490100.htm>

Date accessed 20 March 2010

r 79 killed as goods train rams Maoist-derailed coaches, 28 May 2010

<http://beta.thehindu.com/news/national/article440190.ece?homepage=true>

Date accessed 18 May 2010

s Census 2011 puts India's population at 1.21 billion, 1 April 2011

<http://www.hindu.com/2011/04/01/stories/2011040157920100.htm>

Date accessed 29 July 2011

t WikiLeaks cash-for-votes expose rocks Parliament, 17 March 2011

<http://www.thehindu.com/news/national/article1546418.ece>

Date accessed 5 August 2011

u ULFA and Centre hold first round of talks, 7 August 2011

<http://www.thehindu.com/todays-paper/tp-national/article2332799.ece>

Date accessed 11 August 2011

v Shifting stand on homosexuality, Centre draws Supreme Court ire, 29 February 2012
<http://www.thehindu.com/news/national/article2943331.ece>
Date accessed 3 March 2012
目次に戻る

w Indian Mujahideen manifestos attacked judiciary, 8 September 2011
<http://www.thehindu.com/news/national/article2436739.ece>
Date accessed 10 March 2012

[61] 世界保健機関 (WHO)

<http://www.who.int>
a A Project of the Department of Mental Health and Substance Abuse Mental Health Atlas 2005, Country Profile, 2005, India
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/
Date accessed 19 April 2006

[62] Aljazeera.net

<http://englishaljazeera.net>
a ムンバイ attack suspect goes on trial, 15 April 2009
<http://english.aljazeera.net/news/asia/2009/04/20094154447263723.html>
Date accessed 5 May 2009

[63] Maps of India.com

<http://www.mapsofindia.com/general/>
a India political map
<http://www.mapsofindia.com/maps/india/india-political-map.htm>
Date accessed 13 July 2011

[64] 英国内務省

<http://www.homeoffice.gov.uk>
a List of proscribed terrorist groups outlawed in the UK under the Terrorism Act 2000
<http://security.homeoffice.gov.uk/legislation/current-legislation/terrorism-act-2000/proscribed-groups.html>
Date accessed 9 January 2008
b Report of the Fact Finding Mission to India, 11-24 July 2004: Women in India. Source no. [11]
http://rds.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs06/india_ffm0704_250106.doc

[65] The World Bank

<http://www.worldbank.org>
b India: Delivering on the Promise of Education for All, 13 September 2010
<http://go.worldbank.org/PIQ7WOOXK0>
Date accessed 27 July 2011

[66] 世界食糧計画

<http://www.wfp.org/>
a India: Overview
<http://www.wfp.org/countries/India/Overview>
Date accessed 10 August 2011
b Country Programme, India (2008-2012)
<http://www.wfp.org/content/country-programme-india-2008-2012>
Date accessed 10 August 2011

[67] United States Commission on International Religious Freedom

<http://www.uscirf.gov/>
a Annual Report 2008
<http://www.uscirf.gov/images/AR2008/annual%20report%202008-entire%20document.pdf>
Date accessed 9 June 2008

b Annual Report 2010 - The Commission's Watch List: India: 29 April 2010

<http://www.uscirf.gov/images/annual%20report%202010.pdf>

Date accessed 8 June 2010

c Annual Report 2011 (covering April 2010 to March 2011), published May 2011

<http://www.uscirf.gov/images/book%20with%20cover%20for%20web.pdf> (page 243)

Date accessed 2 August 2011

[68] Indian Network for Sexual Minorities (INFOSEM)

<http://www.infosem.org>

List of INFOSEM Organizations

<http://www.infosem.org/orgs.htm#alpabet>

Date accessed 7 March 2012

[69] MIPT Terrorism Knowledge Base

a Group profiles

<http://www.mipt.org/Resources/eDocuments.aspx>

Date accessed 15 November 2009

[70] One World UK

<http://www.uk.oneworld.net>

One World UK In depth Country Guide: India

<http://uk.oneworld.net/guides/india/development?PrintableVersion=enabled>

Date accessed 1 July 2008

[71] The Jamestown Foundation

<http://www.jamestown.org/aboutus/>

a Terrorism Monitor: Volume 7, Issue 4: India's Home-Grown Jihadi Threat: A Profile of the Indian Mujahideen, 3 March 2009

http://www.jamestown.org/single/?no_cache=1&tx_ttnews%5Btt_news%5D=34577

Date accessed 10 March 2012

[72] Transparency International

<http://www.transparency.org>

b Global Corruption Report 2007: Corruption in Judicial systems

http://www.transparency.org/publications/gcr/gcr_2007

Date accessed 5 December 2009

c Annual Report 2011: Corruption Perceptions Index 2011

<http://cpi.transparency.org/cpi2011/results/>

Date accessed 8 March 2012

[73] インド最高裁判所

<http://supremecourtindia.nic.in/>

a Constitution of the Supreme Court

<http://supremecourtindia.nic.in/constitution.htm>

Date accessed 30 July 2011

[目次に戻る](#)

[74] The Net Lawman

Indian Penal Code (Act No.45 of Year 1860)

<http://www.netlawman.co.in/acts/indian-penal-code-1860.php>

Date accessed 1 August 2011

[75] VakilNo1.com

<http://www.vakilno1.com/>

a The Code of Criminal Procedure, 1973 (CrPc)

<http://www.vakilno1.com/bareacts/CrPc/Criminal-Procedure-Code-1973.htm>

Date accessed 7 August 2011

b Protection of Women from Domestic Violence Act 2005

<http://www.vakilno1.com/bareacts/Domestic-Violence/Domestic-Violence-Act-2005.htm>

Date accessed 7 August 2011

c Armed Forces (Special Powers) Act, 1958

<http://www.vakilno1.com/bareacts/Laws/Armed-Forces-Special-Powers-Act-1958.htm>

Date accessed 7 August 2011

d Indian Majority Act, 1875

<http://www.vakilno1.com/bareacts/Laws/The-Indian-Majority-Act-1875.htm>

Date accessed 11 March 2012

e The Code of Criminal Procedure Amendment Act, 2008

<http://www.scribd.com/doc/39597485/The-Code-of-Criminal-Procedure-Amendment-Act-2008>

Date accessed 11 March 2012

[76] Institute of Development Studies, University of Sussex

a Report no.62: Bhan G. India Gender Profile, August 2001: Commissioned by the Swedish International Development Agency (SIDA)

<http://www.bridge.ids.ac.uk/reports/re62.pdf>

Accessed via BRIDGE, 10 March 2012

[77] Library of Congress . Federal Research Division

Country Profile: India 2004

<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles/India.pdf>

Date accessed 12 December 2009

[78] Coalition to Stop the Use of Child Soldiers

<http://www.child-soldiers.org/home>

a Global Report 2008: India

<http://www.childsoldiersglobalreport.org/content/india>

Date accessed 12 July 2011

[79] Country Data.com

a Penal Code

<http://www.country-data.com/frd/cs/intoc.html#in0205>

Date accessed 6 September 2009

b Paramilitary and Reserve Forces

<http://www.country-data.com/cgi-bin/query/r-6157.html>

Date accessed 6 December 2009

[80] International Gay and Lesbian Human Rights Commission (IGLHRC)

www.iglhrc.org

a India: New Delhi High Court Hears Court Case Against Sodomy Law, 25 September 2008

<http://www.iglhrc.org/cgi-bin/iowa/article/takeaction/partners/205.html>

Date accessed 28 June 2008

c India: Government Defers Decision on 377 to Supreme Court, 18 September 2009

<http://www.iglhrc.org/cgi-bin/iowa/article/takeaction/resourcecenter/974.html>

Date accessed 8 December 2009

目次に戻る

[81] US Department of State, Bureau of Consular Affairs

Consular Information Sheet, India: current as at 30 July 2011

http://travel.state.gov/travel/cis_pa_tw/cis/cis_1139.html

Date accessed 30 July 2011

[82] United Nations Development Programme (UNDP), India

<http://www.undp.org.in/#2>

a Strengthened Access to Justice in India (SAJI): Women, undated

http://undp.org.in/democratic_governance/strengthened_access_to_justice

Date accessed 5 August 2011

[83] BBC: Religion

- a Sikh World History
http://www.bbc.co.uk/religion/religions/sikhism/history/history_1.shtml
Date accessed 6 June 2008
- b The Five Ks (updated 29 September 2009)
<http://www.bbc.co.uk/religion/religions/sikhism/customs/fiveks.shtml>
Date accessed 11 August 2011

[84] Punjab State Human Rights Commission

- <http://pshrc.net/>
a Statistics of complaints
http://www.pshrc.net/html/Year_wise.htm
Date accessed 6 June 2010

[85] 国連児童基金

- <http://www.unicef.org>
a website: The Children (including sub-sections)
<http://www.unicef.org/india/children.html>
Date accessed 12 March 2012
- b India: Statistics
http://www.unicef.org/infobycountry/india_statistics.html
Date accessed 12 March 2012

[86] News Analysis India

- <http://www.newsanalysisindia.com/>
a Premendra Agrawal: ‘Supreme Court on Hindu Hindutva and Hinduism’, referring to a judgment of Justice J.S. Verma, 11 December 1995.
<http://www.newsanalysisindia.com/supremecourt.htm>
Date accessed 12 August 2011

[87] Conflict of Laws.Net

- <http://conflictoflaws.net/>
Inter Country Adoptions from India, from the Commonwealth Law Bulletin
December 2007
<http://www.conflictoflaws.net/2007/articles/inter-country-adoptions-from-india>
Date accessed 25 June 2008
目次に戻る

[88] New Statesman

- <http://newstatesman.com/>
a India’s transgendered . the Hijras, 13 May 2008
<http://www.newstatesman.com/world-affairs/2008/05/hijras-indian-changing-rights>
Date accessed 5 December 2009
目次に戻る

[89] Pink News

- <http://www.pinknews.co.uk/>
a India’s health minister calls homosexuality a .western disease’, 5 July 2011
<http://www.pinknews.co.uk/2011/07/05/indias-health-minister-calls-homosexuality-a-western-disease/>
Date accessed 28 July 2011

[90] Social Science Research Network

- ‘Experiences of Sexual Harassment of Women Health Workers in Four Hospitals in Kolkata, India’, published in
November 2007
http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1104613
Date accessed 1 July 2008

[91] セーブ・ザ・チルドレン

<http://www.savethechildren.in/index.html>

b Multi-Country Nutrition Poll 2011: Topline Report, January 2012

<http://www.savethechildren.org.uk/sites/default/files/docs/Nutrition%20survey.pdf>

Date accessed 11 March 2012

c Women on the Front Lines of Health Care: State of the World's Mothers 2010, dated May 2010

http://www.savethechildren.org/site/c.8rKLIXMGIpI4E/b.6178267/k.CE3/Women_on_the_Front_Lines_of_Health_Care.htm

Date accessed 10 August 2011

[92] 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

a Department of International Protection, Geneva

Emails dated 20 December 2011 and 23 March 2012: Comments on the UKBA India COI Report of 26 August 2011: Section 30, 'IDPs' and Section 31, 'Foreign refugees in India'

(Copy available from COIS upon request)

b UNHCR Global Report 2010, India, June 2011

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e523fc7d.html>

Date accessed 7 March 2012

c UNHCR distributes pioneering smart ID cards to refugees in India, 17 August 2011

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,IND,,4e51f0522,0.html>

Date accessed 14 March 2012

[93] Ethnologue

a Languages of India

http://www.ethnologue.com/show_country.asp?name=in

Date accessed 5 August 2011

[94] Culture, Health and Sexuality (Journal published by Taylor & Francis Group)

Vol 12, no 2, February 2010: Unnithan-Kumar, Maya: 'Female Selective Abortion - Beyond 'Culture': Family making and gender inequality in a globalising India.'

Abstract: <http://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/13691050902825290#preview>

Date accessed 8 March 2012

[95] 4to40.com

a Fourteen people commit suicide every hour in India

http://www.4to40.com/newsat4/index.asp?id=2306&news=Dowry_Dispute

Date accessed 11 February 2009

[96] IndianExpress.com

b Govt sets ball rolling on repeal of gay sex law, 21 March 2010

<http://www.indianexpress.com/news/govt-sets-ball-rolling-on-repeal-of-gay-sex-law/593539/0>

Date accessed 26 June 2010

c Nanavati and jury trials, 21 December 2009

<http://www.indianexpress.com/news/nanavati-and-jury-trials/557344/>

Date accessed 3 July 2010

[97] Immigration and Refugee Board of Canada

(Accessed via UNHCR Refworld database)

a IND102546.E Treatment of Sikhs in Punjab within a contemporary historical context (2005-2007), 11 July 2007

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,IRBC,,IND,4562d8cf2,46fa537123,0.html> (accessed via UNHCR Refworld)

Date accessed 6 June 2008

b IND100662.E Treatment by Indian authorities of Indian citizens who are deported to India from other countries, return to India without a valid passport and who are suspected of having requested refugee status while abroad (2000-2005)

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,QUERYRESPONSE,IND,,45f1474c28,0.html> (accessed via UNHCR Refworld database)

Date accessed 9 March 2009

e IND100661.EX Response to Information Request: The situation of couples in inter-caste and inter-religious marriages, including societal attitudes, treatment by government authorities and the situation of children resulting from such marriages (2000 - 2005), 9 January 2006

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,IRBC,,IND,,45f147e319,0.html>

Date accessed 9 March 2009

f IND100660.E Information on arrest warrants: 12 January 2006

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,IRBC,,IND,,45f1474c19,0.html>

Date accessed 9 March 2009

目次に戻る

h IND103122.E India: Independence of and corruption within the judicial system (2007 . April 2009), 23 April 2009

http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=452316

Date accessed 14 December 2009

[98] ロイター

<http://www.reuters.com/>

b Indian food hungry policy failing, millions stay hungry-UN, 20 February 2009

http://www.reuters.com/article/homepageCrisis/idUSDEL236237._CH_.2400

Date accessed 17 April 2009

[99] AVERT

<http://www.avert.org/aids-hiv-charity-avert.htm>

a Worldwide ages of consent

<http://www.avert.org/age-of-consent.htm>

Date accessed 11 March 2012

[100] The Independent (London)

a 48 hours of carnage in ムンバイ, 29 November 2008, page 6 . hard copy only

Date accessed 11 February 2009

b Counting the billions: India starts to empower its people, 16 January 2012

<http://www.independent.co.uk/news/world/asia/counting-the-billions-india-starts-to-empower-its-people-6290180.html>

[101] Front Line: International Foundation for the Protection of Human Rights Defenders

<http://www.frontlinedefenders.org/about>

c India profile: Undated

<http://www.frontlinedefenders.org/india>

Date accessed 7 August 2011

[102] Ministry of Minority Affairs, Government of India

<http://minorityaffairs.gov.in/newsite/index.asp>

a Social, Economic and Educational Status of the Muslim Community of India, November 2006 (Report of the Sachar Commission)

http://www.eaber.org/sites/default/files/documents/NCAER_Sharriff_2006.pdf

Date accessed 2 March 2012, via East Asian Bureau of Economic Research

[103] Refugee Review Tribunal of the Government of Australia

<http://www.mrt-rrt.gov.au/>

a RRT - India . IND38350 . Shiv Sena . Bharatiya Janata Party (BJP) . Rashtriya Swayamsevak Sangh (RSS) - Bharatiya Vidyarthi Sena - All India Sikh Students' Federation/Sikh Student Federation, 15 March 2011

<http://www.ein.org.uk/members/country-report/rrt-india-ind38350-shiv-sena-bharatiya-janata-party-bjp-rashtriya-swayamsevak>

Date accessed 5 March 2012, via EIN

[104] インド国会 (webite)

<http://parliamentofindia.nic.in/>

a Women members

<http://164.100.47.132/LssNew/Members/women.aspx>

Date accessed 2 August 2011

[105] International Centre for Prison Studies

<http://www.prisonstudies.org/a>

Prison Brief for India, updated 31 December 2008

http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb_country.php?country=94

Date accessed 9 August 2011

[106] xe.com

<http://www.xe.com/>

a Conversion table, 8 March 2012

<http://www.xe.com/ucc>

b Conversion table, 12 August 2006

Date accessed 8 March 2012

[107] テキサス大学、Austin: Perry-Castaneda Library: Map Collection

<http://www.lib.utexas.edu/maps/>

Date accessed 22 July 2011

[108] Centre for the Study of Developing Societies (CSDS), New Delhi

Lokniti Programme for Comparative Democracy

<http://www.lokniti.org/aboutus.htm>

a National Election Study, 2009: Published by The Hindu, 26 May 2009

http://www.lokniti.org/read_how_india_voted_2009.html

Date accessed 4 December 2009

[109] 国際労働事務所，ジュネーブ

Employment Working Paper No.39: Jha, Praveen: 'The wellbeing of labour in contemporary Indian economy - What's active labour market policy got to do with it?'. Published in 2009 by the International Labour Organisation (ILO).

http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---emp_elm/---analysis/documents/publication/wcms_113734.pdf

Date accessed 10 November 2009

[110] World Police Encyclopedia (hard copy)

ISBN 0-415-94250-0 Editor: Das, Dilip K. Published in 2006 by Routledge, Taylor and Francis Group. India section, Volume 1, pages 377 to 384

[111] Army Act 1950 (accessed via Indian Kanoon)

<http://www.indiankanoon.org/doc/165229/>

Date accessed 27 November 2009

[112] Naz Foundation International

<http://www.nfi.net/>

a Pukaar, Issue 63 October 2008: 'Indian PM's address at the release of the report of the Commission on AIDS in Asia'

<http://www.nfi.net/NFI%20Publications/Pukaar/2008/OctPukaar08%20.pdf>

Date accessed 7 December 2009

目次に戻る

[113] Australia: Department of Foreign Affairs and Trade

a Advice on the treatment of LGBT persons in India (July 2003), as quoted in Refugee Review Tribunal (Australia) case 071494945 [2007] RRTA 276, 19 September 2007. Accessed via UNHCR Refworld website <http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/47ea2e4e2.pdf>

Date accessed 7 December 2009

[114] Diva Magazine

<http://www.divamag.co.uk>

a .Curry and conversation: Lesbians in India', December 2009

<http://www.divamag.co.uk/diva/features.asp?AID=3409>

Date accessed 7 December 2009

[115] The Lesbian and Gay Studies Reader (hard copy)

Edited by Ablove, Barale and Halperin. Published by Routledge, 1993.

ISBN 978-0-415-90519-0

a Chapter 35: Hijras as Neither Man Nor Women, by Dr Serena Nanda

[116] Himal Southasian

<http://himalmag.com/index.php>

a Sircar O. .Visibility versus Privacy', March 2008

<http://www.himalmag.com/read.php?id=2140>

Date accessed 8 December 2009

[117] 国際法律家委員会 (ICJ)

<http://www.icj.org/default.asp>

a India . Attacks on Justice, Eleventh Edition: 2001 (undated)

<http://www.icj.org/IMG/pdf/india.pdf>

Date accessed 3 December 2009

[118] Asian Centre for the Progress of Peoples

<http://www.acpp.org/>

a Backgrounder on the Situation of Adivasis in India, October 2009

<http://www.acpp.org/uappeals/bgound/Adivasis%20in%20SIndia.htm>

Date accessed 15 December 2009

[119] GlobalPost

<http://www.globalpost.com/>

a .India's transgender strive for rights', 28 June 2009

<http://www.globalpost.com/dispatch/india/090601/indias-transgender>

Date accessed 15 December 2009

[120] Indianetzone: Indian Religions

<http://www.indianetzone.com/religion/>

a Buddhism in India : undated

http://www.indianetzone.com/7/buddhism_india.htm

Date accessed 15 December 2009

目次に戻る

[121] A View on Buddhism (website)

<http://www.viewonbuddhism.org/>

History of Buddhism (undated)

<http://www.viewonbuddhism.org/india.html>

Date accessed 15 December 2009

[122] ウィスコンシン大学

Jainism in India

<http://www.uwec.edu/geography/Ivogeler/w111/articles/Jainism.htm>

Date accessed 15 December 2009

[123] Asia Pacific Human Rights Network

b The Unlawful Activities (Prevention) Amendment Act 2008, 22 January 2009:

<http://www.hrdc.net/sahrdc/hrfeatures/HRF191.htm>
Date accessed 18 December 2009

[124] 国際戦略研究所(IISS)

<http://www.iiss.org/>
.Islamic Extremism in India', Strategic Comments, Volume 15, Issue 3, April 2009
<http://www.iiss.org/publications/strategic-comments/past-issues/volume-15-2009/volume-15-issue-3/islamic-extremism-in-india/>
Date accessed 20 December 2009

[125] iExplore website (Division of TUI Travel plc)

India Country and Tourist Information
[http://www.iexplore.com/dmap/India/The+Essentials;\\$sessionid\\$12Q2WJAAA13XKP2MN5XCGWQ](http://www.iexplore.com/dmap/India/The+Essentials;$sessionid$12Q2WJAAA13XKP2MN5XCGWQ)
Date accessed 27 February 2012

[126] Alternative Law Forum

<http://www.altlawforum.org/>
a Mr Justice P.Sathasivam: Lecture on Transgender Rights: Rights of Transgender People . Sensitising Officers to Provide Access to Justice, 12 February 2011
<http://www.altlawforum.org/gender-and-sexuality/transgender-rights/PSJ%20SC%20Transgender%20Article.pdf/view>

[127] Legal Service India.com

<http://www.legalserviceindia.com/>
a Karthyaeni.V and Vidhi Bhatt: .Lok Adalats And Permanent Lok Adalats: A Scope For Judicial Review?' (undated)
http://www.legalserviceindia.com/articles/lok_a.htm
Date accessed 21 December 2009
b Vijayvergiya S: .Legal Aid Movement: Its Development and Present Scenario', posted 22 July 2009
<http://www.legalserviceindia.com/article/l340-Legal-Aid-In-India.html>
Date accessed 21 December 2009
c Rape law in India - the need for an overhaul, December 2011
<http://legalservices.co.in/blogs/entry/Rape-law-in-India-the-need-for-an-overhaul>
Date accessed 11 March 2012
目次に戻る

[128] National Legal Services Authority (website)

<http://nalsa.gov.in/>
a Introduction and history of NALSA
<http://nalsa.gov.in/index.html>
Date accessed 4 August 2011
b Schemes
<http://nalsa.gov.in/schemes.html>
Date accessed 4 August 2011

[129] National Alliance of Women

Second NGO Shadow Report to CEDAW, November 2006 (accessed via IWRAW)
<http://www.iwraw-ap.org/resources/pdf/India%20FINAL%20shadow%20report%20Jan%202007.pdf>
Date accessed 21 December 2009

[130] The Telegraph (London)

<http://www.telegraph.co.uk/>
a India's land seizure problems, 4 August 2011
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/india/8682025/Indias-land-seizure-problems.html>
Date accessed 10 August 2011

[131] インド共産党 (マルクス主義派)

<http://cpim.org/>

Date accessed 23 December 2009

[132] 国際危機グループ(ICG)

<http://www.crisisgroup.org/en.aspx>

a Asia Briefing no.106: Steps Towards Peace: Putting Kashmiris First: 3 June 2010

<http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-asia/kashmir.aspx>

Date accessed 8 June 2010

[133] Article 19

India: Ministers Move to Decriminalise Defamation, 21 February 2011

<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4d6758062.pdf>

Date accessed 11 August 2011, via UNHCR Refworld

[134] Manushi journal

<http://www.manushi.in/>

Kishwar M. .Laws against domestic violence: Underused or Abused?: Issue 120 of September 2000

http://www.manushi-india.org/pdfs_issues/PDF%20file%20120/4.%20Law%20against%20Domestic%20Violence.pdf

Date accessed 5 April 2010

[135] コモンウェルス競技大会

2010 Commonwealth Games

<http://www.thecgf.com/games/intro.asp?yr=2010>

Date accessed 7 August 2011

[136] Unifem South Asia

<http://www.unifem.org.in/violenceagainstwomen.html>

a Staying Alive: Third Monitoring and Evaluation Report 2009 on the Protection of Women from Domestic Violence Act, 2005 (PWDVA)

[http://www.unifem.org.in/PDF/Staying%20Alive%20Third%20M&E%20Report%202009%20\(final\).pdf](http://www.unifem.org.in/PDF/Staying%20Alive%20Third%20M&E%20Report%202009%20(final).pdf)

Date accessed 6 June 2010

目次に戻る

[137] Armed Forces Tribunal, India

a Website

<http://aftdelhi.nic.in/index.html>

Date accessed 24 June 2010

b Advice from the Principal Registrar of the Armed Forces Tribunal to the Defence Advisor, British High Commission, New Delhi :16 April 2010

c Armed Forces Tribunal, Regional Bench, Lucknow: Transferred Application No. 48 of 2009: 21 January 2010

<http://aftdelhi.nic.in/judgments.HTML>

Date accessed 24 June 2010

[138] フランス通信社

a India announces major troop drawdown in Kashmir, 18 December 2009

http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5jyT-nyyGm_1LZQ-W9CE0rrBL_uGQ

Date accessed 25 June 2010

[139] National Crime Records Bureau (NCRB)

<http://ncrb.nic.in/>

a Figures at a Glance . 2009

<http://ncrb.nic.in/CII-2009-NEW/cii-2009/figure%20at%20a%20glance.pdf>

Date accessed 25 July 2011

b Number of jails, capacity, population and occupancy rate in the country at the end of 2009

<http://ncrb.nic.in/PSI2009/Prison2009.htm>

Date accessed 9 August 2011

[140] GlobalSecurity.org

<http://www.globalsecurity.org/org/overview/history.htm>

a. Seven Sisters

<http://www.globalsecurity.org/military/world/war/seven-sisters.htm>

Date accessed 25 June 2010

[141] 英連邦人権機関(CHRI)

<http://www.humanrightsinitiative.org>

a Rights behind Bars: Landmark Judicial Announcements and National Human Rights Commission Guidelines, published in 2009. ISBN: 81-88205-65-6

http://www.humanrightsinitiative.org/publications/prisons/rights_behind_bars.pdf

Date accessed 25 June 2010

b Complaints Authorities: Police Accountability in Action: published in 2009

http://www.humanrightsinitiative.org/publications/police/complaints_authorities_police_accountability_in_action.pdf

Date accessed 26 June 2010

[142] Centre for Civil Society (CCS), New Delhi

<http://www.ccs.in/aboutus.asp>

a State of Governance : Delhi Citizen Handbook 2009:

26. Women's Safety in Delhi

<http://www.ccsindia.org/ccsindia/2009-dch/chapter26.pdf>

Date accessed 28 June 2010

目次に戻る

[143] Express News Service (ExpressIndia.com)

<http://www.expressindia.com/>

a Don't want 377 ruling stayed, need time for stand: Govt to SC, 21 July 2010

<http://www.expressindia.com/latest-news/Dont-want-377-ruling-stayed-need-time-for-stand-Govt-to-SC/492097/>

Date accessed 28 June 2010

[144] Hindustan Times

<http://www.hindustantimes.com/>

a Gays celebrate one year of Delhi High Court judgment, 2 July 2010

<http://www.hindustantimes.com/Gays-celebrate-one-year-of-Delhi-High-Court-judgment/Article1-566604.aspx>

Date accessed 12 July 2010

[145] Forbes Media

<http://www.forbes.com/>

a Forbes India: Shloka Nath and K.P. Narayana Kumar: Fast-Tracking Justice, dated 12 January 2010; published on 22 January 2010

<http://www.forbes.com/2010/01/12/forbes-india-fast-tracking-justice-veerappa-moily.html>

Date accessed 12 July 2010

[146] Voice of America News (VOANews.com)

Study: More Poor People in India than in 26 African Countries, 14 July 2010

<http://www.voanews.com/english/news/asia/More-Poor-People-in-India-than-in-26-African-Countries-98420149.html>

Date accessed 15 July 2010

[147] 外交問題評議会: Foreign Affairs journal

<http://www.foreignaffairs.com/about-us>

July/August 2002 issue: Kumar R. India's House Divided: Understanding Communal Violence

<http://www.foreignaffairs.com/articles/58071/radha-kumar/india-s-house-divided-understanding-communal-violence>

ce

Date accessed 15 July 2010

[148] CBC News, Canada

<http://www.cbc.ca/news/>

Air India flight 182 (web page)

<http://www.cbc.ca/news/airindia/>

Date accessed 16 July 2010

[149] Planning Commission, Government of India: Unique Identification Authority of India (UIDAI)

<http://uidai.gov.in/>

Date accessed 12 March 2012

a Enrolment form

http://uidai.gov.in/images/FrontPageUpdates/uid_download/enrolmentform.pdf

Date accessed 12 March 2012

[150] Child Rights and You (CRY)

<http://www.cry.org/index.html>

Statistics: Situation of children in India

http://america.cry.org/site/know_us/cry_america_and_child_rights/statistics_underprivileged_chi.html

Date accessed 12 March 2012

[151] The National Commission for Protection of Child Rights (NCPCR), India

<http://ncpcr.gov.in/>

Date accessed 16 July 2010

[152] Harvard Human Rights Journal

<http://harvardhrj.com/>

Vol. 21 (1): Rickard E. Paying Lip Service To The Silenced:

Juvenile Justice In India, 2008

<http://www.law.harvard.edu/students/orgs/hrj/iss21/155-166.pdf>

Date accessed 16 July 2010

[153] Independent Chief Inspector of the UK Border Agency: Independent Advisory Group on Country Information

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

Kundu, Dr Apurba: .Review of India: Country of Origin (COI) Report [of] 26 August 2011', 25 September 2011

<http://icinspector.independent.gov.uk/wp-content/uploads/2011/02/Evaluation-of-the-Country-of-Origin-Report-on-India.pdf>

[154] Naandi Foundation, Hyderabad

www.naandi.org

a The HUNGAMA Survey Report 2011, published January 2012

<http://hungamaforchange.org/HungamaBKDec11LR.pdf>

Date accessed 8 March 2012

[155] Daily News and Analysis (DNA)

<http://www.dnaindia.com/>

a Sunday night fire in Delhi claimed prominent eunuch 'gurus', 22 November 2011

http://www.dnaindia.com/india/report_sunday-night-fire-in-delhi-claimed-prominent-eunuch-gurus_1616048

Date accessed 14 March 2012

[156] IPS Inter Press Service

a Rights-India: Harikrishnan, K.S: .Despite Laws and Campaigns, Child Marriages Persist', 17 August 2010

<http://ipsnews.net/print.asp?idnews=52510>

Date accessed 14 March 2012

[157] International Center for Research on Women (ICRW), New Delhi

<http://www.icrw.org/who-we-are>

a Malhotra, Nyblade, Parasuraman, MacQuarrie, Kashyap, Walia: Realizing Reproductive Rights and Choice, 2003

<http://www.icrw.org/publications/realizing-reproductive-rights-and-choice>

Date accessed 15 March 2012

目次に戻る